

平成27年第1回吉田町議会定例会

# 吉田町議会会議録

平成27年3月2日 開会

}

平成27年3月18日 閉会

吉田町議会

## 平成27年第1回吉田町議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (3月2日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	1
○会議録署名議員の指名	1
○会期の決定	1
○諸報告について	2
○議会閉会中の委員会活動報告	1 2
○議会改革特別委員会委員長報告	1 6
○議案第2号～議案第34号の一括上程、説明	1 7
○散会の宣告	1 0 1

### 第 2 号 (3月5日)

○開議の宣告	1 0 2
○議事日程の報告	1 0 2
○議案第17号の上程、質疑、討論、採決	1 0 2
○散会の宣告	1 1 8

### 第 3 号 (3月11日)

○開議の宣告	1 1 9
○議事日程の報告	1 1 9
○議案第18号の質疑	1 1 9
○議案第19号の質疑	1 1 9
○議案第20号の質疑	1 2 0
○議案第21号の質疑	1 2 1
○議案第22号の質疑	1 2 3
○議案第23号の質疑	1 2 4
○議案第25号の質疑	1 2 4
○議案第26号の質疑	1 2 4

○議案第 27 号の質疑	1 2 9
○議案第 28 号の質疑	1 2 9
○議案第 29 号の質疑	1 3 1
○議案第 30 号の質疑	1 3 2
○散会の宣告	1 3 3

#### 第 4 号 (3月12日)

○開議の宣告	1 3 4
○議事日程の報告	1 3 4
○一般質問	1 3 4
藤 田 和 寿	1 3 4
山 内 均	1 4 8
大 塚 邦 子	1 5 8
○日程の追加	1 6 5
○発議案第 3 号の上程、説明	1 6 5
○散会の宣告	1 6 6

#### 第 5 号 (3月16日)

○開議の宣告	1 6 7
○議事日程の報告	1 6 7
○会議録署名議員の指名	1 6 7
○議案第 24 号の質疑	1 6 7
○発議案第 3 号の上程、質疑、討論、採決	2 2 0
○散会の宣告	2 2 3

#### 第 6 号 (3月18日)

○開議の宣告	2 2 4
○議事日程の報告	2 2 4
○委員会活動報告	2 2 4
○議案第 18 号の討論、採決	2 2 6

○議案第19号の討論、採決	226
○議案第20号の討論、採決	226
○議案第21号の討論、採決	227
○議案第22号の討論、採決	227
○議案第23号の討論、採決	228
○議案第24号の討論、採決	228
○議案第25号の討論、採決	228
○議案第26号の討論、採決	229
○議案第27号の討論、採決	229
○議案第28号の討論、採決	230
○議案第29号の討論、採決	230
○議案第30号の討論、採決	230
○議案第2号の上程、質疑、討論、採決	231
○議案第3号の上程、質疑、討論、採決	231
○議案第4号の上程、質疑、討論、採決	232
○議案第5号の上程、質疑、討論、採決	232
○議案第6号の上程、質疑、討論、採決	233
○議案第7号の上程、質疑、討論、採決	233
○議案第8号の上程、質疑、討論、採決	236
○議案第9号の上程、質疑、討論、採決	238
○議案第10号の上程、質疑、討論、採決	238
○議案第11号の上程、質疑、討論、採決	239
○議案第12号の上程、質疑、討論、採決	240
○議案第13号の上程、質疑、討論、採決	240
○議案第14号の上程、質疑、討論、採決	241
○議案第15号の上程、質疑、討論、採決	241
○議案第16号の上程、質疑、討論、採決	244
○議案第31号の上程、質疑、討論、採決	251
○議案第32号の上程、質疑、討論、採決	252
○議案第33号の上程、質疑、討論、採決	252

○議案第 3 4 号の上程、質疑、討論、採決	2 5 3
○発議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 5 3
○日程の追加	2 5 7
○発議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 5 8
○町長挨拶	2 5 9
○議長挨拶	2 6 2
○閉会の宣告	2 6 3

開会 午前 9時00分

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに平成27年第1回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には御出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される諸議案につきましては後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

---

#### ◎町長挨拶

○議長（八木 栄君） 開会に当たり、町長から御挨拶をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） おはようございます。

議員の皆様も私も同じでございますけれども、我々の任期も残りわずかとなりました。今定例会が我々の任期の最終の定例会でございます。町民の皆様から有終の美を飾ったと言われるような、よき最終の定例会にしたいと思っておりますので、ぜひともよろしくお願い申し上げます。

---

#### ◎開会の宣告

○議長（八木 栄君） ただいまから平成27年第1回吉田町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（八木 栄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第121条の規定により、10番、増田宏胤君、11番、河原崎昇司君を指名します。

---

#### ◎会期の決定

○議長（八木 栄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日3月3日から3月18日までの17日間といたしたいと思えます。  
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

本定例会は、本日3月2日から3月18日までの17日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

---

### ◎諸報告について

○議長（八木 栄君） 日程第3、諸報告を行います。

初めに、議長報告を行います。

1月19日月曜日、静岡県地方議会議長連絡協議会第2回政策研修会が静岡市で開催され、海に囲まれた日本が豊かな海洋資源を生かしていくために海を守っていくことや、コンパクトな港の重要性などについて、「海洋国家 日本の未来」と題した東海大学海洋学部教授、山田義彦氏による講演がありました。

2月18日水曜日、静岡県町村議会議長会総会が静岡市で開催され、初めに、平成26年度全国町村議会議長会自治功労者表彰が行われ、議員在職15年以上として、本町議会の議員4人を含んだ県内の町議会議員13人への表彰の伝達がありました。

引き続き、町の当面する諸問題について静岡県経営管理部自治局、島村局長による説明がありました。

続けて審議に入り、平成27年度静岡県町村議会議長会事業計画並びに一般会計歳入歳出予算について、原案のとおり可決されました。

報告事項では、本会の平成27年度年間行事予定及び静岡県消防協会、静岡県消防長会からの要望書などについての報告があり、閉会いたしました。

会議への出席に関する報告は以上のとおりであります。

次に、議員派遣結果についてであります。議員派遣結果報告書をお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

また、監査委員から例月出納検査並びに定期監査の結果報告がありましたので、写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

最後に、本定例会へ説明員として委任または囑託され、出席する者の職、指名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

続いて、町長の施政方針を行います。

お聞き取りのほど、お願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成27年第1回吉田町議会定例会の開会に当たり、新年度に向けての

施政方針並びに各種事業の運営方針等について申し上げます。

町長としての任期4年目の満了を間もなく迎えようとしております。私が就任しましたこの任期の始まりは、あの東日本大震災から間もない平成23年4月でございました。東日本大震災を境目として、それまでの安全・安心を失い、危急存亡に陥った当町を立ち直らせるため、この4年間「津波防災まちづくり」を最重要課題と位置づけ、スピード感を持って全力を挙げて進めてまいりました。全国に先駆けて町独自に津波防災対策の基礎データとなる津波ハザードマップを策定し、昨年度までにこのハザードマップに基づく15基の津波避難タワーを完成するに至りました。

間もなく完成から1年を迎えようとしているこの津波避難タワーでございますが、「道路空間を利用した津波避難タワー」が総務省の第19回防災まちづくり大賞における日本防火・防災会長賞を2月9日に受賞いたしました。新聞報道等により、既に御存じの方も多いかと存じますが、改めて御報告申し上げます。

この津波避難タワーの整備に当たっては、用地確保の問題を打開する方策として、前例のない「道路空間を利用した津波避難タワー」を考案し、さまざまな法的課題を解決することにより整備を実現いたしました。「防災まちづくり大賞」は、地方公共団体や自主防災組織等における防災に関するすぐれた取り組み、アイデア等、防災に関する幅広い視点からの効果的な取り組みを推奨し、もって地方公共団体等における災害に強い安心・安全な町づくりの一層の推進に資することを目的に実施されているものです。このたびの受賞は、当町の「津波防災まちづくり」への取り組みの一部が国レベルでの評価を得ることができたものと受けとめております。

当町の「津波防災まちづくり」につきましては、これまでお伝えしてきましたとおり、「町民の皆様の命を守る対策」と「町民の皆様の財産、企業の皆様の生産活動を守る対策」により成り立っております。このうち「町民の皆様の命を守る対策」につきましては、津波避難タワーの建設、富士見幹線及び住吉幹線などの避難路の整備、すみれ保育園の移転、防災公園及び防災センターの建設なども含み、平成27年度までにおおむね完了することとなります。

そして、もう一方の「町民の皆様の財産、企業の皆様の生産活動を守る対策」についてでございますが、大井川の堤防や海岸の防潮堤のかさ上げ、漁港区域の津波堤の耐震・耐津波化並びに坂口谷川の水門整備など国や県が直接的に関与する事業が大半を占めておりますので、これまで一日も早い早期の事業化を求めて、国や県に対し強力に働きかけてまいりました。

その結果、本年度末までに、「町民の皆様の財産、企業の皆様の生産活動を守る対策」の実現に向けた見通しを得ることができましたので、御報告申し上げます。

初めに、防潮堤のかさ上げについてでございますが、本年度末までに当町の海岸におけるL2クラスの津波被害を軽減するための海岸整備につきまして、防潮堤の整備を前提とした検討の場が国土交通省により設けられる運びとなりました。これは国に対するこれまでの働きかけが功を奏し、関係者の皆様の御理解のもと、防潮堤の整備に向け具体的に動き出したあらわれであると受けとめております。この動きがさらに具体化されることとなりますと、東日本大震災の被災地以外では当町が初めて国による新たな防潮堤の整備が行われることとなります。



町民の皆様「新たな防潮堤の整備がいよいよ始まります」と御報告できる状況が近づいていることをうれしく思いますとともに、町民の皆様とこの喜びを分かち合いたいと思っております。

次に、多目的広場の建設についてでございますが、これは農林水産省に対する働きかけの過程におきまして、単なる防潮堤の建設から水産業の振興と新たなにぎわいの場の創出といった方向に話が展開しましたことから、観光の色彩が加えられることとなったものでございます。

現在、漁港東側の国有地におきまして、国土交通省の御支援により公共残土を搬入しておりますが、この公共残土を利用して津波想定高以上の盛土を実施し、芝生広場や駐車場をあわせ持つ多目的広場を整備することを予定しております。

多目的広場の整備効果につきましては、防潮堤機能も有していることから、大津波を減少させる効果があると同時に、水産振興を初め、さらに産業振興を図る拠点施設として、また県営吉田公園等と連携した新たなにぎわいの場の創出が期待できるものと考えております。

多目的広場の建設につきましては、平成27年度に基本・実施設計、測量調査等を実施し、平成28年度から建設に着手したいと考えております。

吉田町が「豊かで勢いのあるまち」であり続けるため、これまで「津波防災まちづくり」を強力に推進してまいりましたが、今後はさらに「心を魅了する要素」を持つ町づくりまでを見据え、事業を展開してまいります。

このような構想のもと、引き続き「津波防災まちづくり」を強力に進めてまいります平成27年度吉田町一般会計当初予算は、都市防災総合推進事業の住吉幹線、富士見幹線及び防災公園の整備が総仕上げの年度となり、規模が縮小されることとなる一方で、水産基盤整備事業の規模が拡大することなどから、歳入歳出それぞれ94億7,500万円となり、単年度規模では過去4番目の額となる予算を編成いたしました。

それでは、「誰もが住みたくなる豊かで勢いのあるまち」を実現するためのこの予算で、平成27年度に実施いたします主な事業を第4次吉田町総合計画に沿って御説明申し上げます。

初めに、「健康でいきいき暮らせるまちづくり」を目指す「健康・福祉」関連事業のうち、「健康づくり事業」につきまして御説明申し上げます。

当町では、町民の皆様と心身ともに健康に暮らしていただけるよう、平成23年2月に吉田町健康増進計画と食育推進計画をあわせた「健やかプラン吉田21」を策定し、これまでさまざまな健康づくり施策を展開してまいりました。

計画策定から5年を経過する平成27年度は、中間評価、計画の見直しを予定しており、町民の皆様と御協力いただきました調査の結果から明らかになった実態にあわせ、各種統計データから町健康課題を把握した上で、当町にとって必要な健康づくりを推進するための計画を策定してまいります。

また、今後10年間で団塊の世代が前期高齢者から後期高齢者に移行することに伴い、健康寿命の延伸を目指した健康づくりの取り組みが重要な課題となっております。このため、本年度実施いたしました「らくらく筋トレ教室」を初めとした健康づくり事業におきまして、団塊の世代の方を中心に、生活習慣病の発症予防、重症化予防とともに認知症予防に対しても効果のある事業を展開してまいりたいと考えております。

そのほかにも個人で取り組む健康づくり事業とあわせまして、個人の健康づくりを支援す

る社会環境の整備として、本年度町民の皆様から御応募いただいたウオーキングコースをもとに作成した「ウオーキングマップ」を配布いたします。町内の魅力的なウオーキングコースを皆様にお知らせし、健康づくりのためのウオーキングの普及をさらに広めるとともに、前年度完成しました津波避難タワーをめぐるウオーキングコースを利用したイベントや、地域と一体となって健康づくりを展開する「健康マイレージ事業」を実施し、地域ぐるみの健康づくりを進めてまいります。

次に、母子保健の充実についてでございます。

当町では、子供を産みやすく育てやすい環境整備を進めるための重点事業の一つとして、母子保健の充実に取り組んでいるところでございますが、その中でも不妊に悩む方への支援として、平成18年度から「特定不妊治療費助成制度」を、平成26年度から「一般不妊治療費助成制度」を開始しております。

特に「特定不妊治療費助成制度」につきましては、これまでよりよい制度となるよう見直しを行ってまいりましたが、平成27年度はさらに制度の拡充を図るとともに、不妊に悩む方が相談しやすい環境を整備し、精神的な支援の充実も図ってまいります。

さらに核家族化が進み、妊娠、出産、子育てについての不安や悩みを抱える保護者が増えていることから、これまでの母子保健事業に加え、妊婦・産婦健康相談、7カ月児健康相談を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行い、母子保健サービス体制を強化してまいります。

次に、子ども・子育て支援事業についてでございます。

本年4月からスタートする子ども・子育て新制度では、保育園への児童の預け入れの条件が緩和され、より預けやすくなります。

保護者の就労時間を例にとりますと、月に120時間、1日当たりに換算しますと6時間以上働いている場合は、お子さんを最長で朝7時30分から夕方6時30分までの11時間保育園に預けることが可能となり、月に64時間、例えば1日4時間のパートを週に4日勤務されているような場合でも、最長で午前8時15分から午後4時15分までの8時間預けることが可能となります。

また、就労状況等により通常の保育時間内にお子さんの迎えが困難な保護者のために、午後6時30分までとして開所している保育園を30分延長し、午後7時までとする延長保育事業を開始いたします。

このような受け入れ条件の緩和や保育時間の延長につきましては、保育園の利便性を高めることを目的とした事業でございますが、一方、保育の質を高める事業としましては、保育園において数量や文字にかかわる感覚を豊かにする教育をこれまで以上に充実をさせてまいります。

次に、放課後児童クラブについてでございます。

これまで放課後児童クラブでは、小学校3年生までを受け入れ対象としておりましたが、平成27年4月からは対象を6年生にまで拡大し、さらに中央第2児童クラブにおきましては、学齡児を対象とした一時預かりを実施いたします。

町では、新制度に先駆けて、平成26年度から一時預かり事業や病後児保育事業に取り組んでまいりましたが、平成27年4月からは、すみれ保育園に併設する子育て支援センターを土曜日及び日曜日にも開所し、保護者の方がより働きやすい環境を整えるとともに、平日には

乳幼児を対象とした1時間程度の緊急的な一時預かりにも対応するなどして、子育て世代の多様なニーズに応えるようサービスの向上を図ってまいります。

次に、高齢者支援事業についてでございます。

団塊の世代の方が65歳を迎え、当町の高齢者人口は2月末現在で6,723人、高齢化率は22.53%となり、当町におきましても高齢化率は徐々に上昇をしております。このような状況の中、高齢者の皆様が住みなれた地域で安心して生き生きと暮らしていただけるよう施策を進めてまいります。初めに、間もなく完成をいたします「高齢者人材活用センター」の運営について御説明申し上げます。

高齢者の生きがいづくりや社会参加活動を支援し、年齢にかかわらず働くことができる「生涯現役社会」の実現に向け、建設を進めてまいりました「高齢者人材活用センター」が本年度末をもって完成し、4月から施設管理に指定管理者制度を導入しながら新たな事業として「高齢者人材バンク事業」を展開してまいります。

「高齢者人材バンク事業」は、高齢者の皆様が長年培ってこられた豊富な知識と経験、技能をバンクに登録をしていただき、その力を必要としている町民や地域団体とを結びつけ、そこで高齢者の皆様がボランティアとして地域で活躍していただく事業でございます。

依頼を受けた高齢者には、各種スポーツの指導、園芸や絵画などの趣味を生かした教室の講師、当町の歴史や伝統文化の継承、介護や認知症予防教室のお手伝いなど幅広い分野でボランティアとして活動をしていただき、それぞれの活動実績を評価ポイントとして付与するボランティアポイント制度を導入することにより、地域での活動の励みとなるよう付加価値をつけて高齢者の地域社会での活動をサポートしてまいります。

また、「高齢者人材活用センター」での活動として、介護予防のための教室や作品づくり、レクリエーション、教養の向上を図る事業を実施し、交流の場を提供することにより、高齢者の皆様が社会参加することで生きがいを持ち、健康を維持し、活力ある生活が送れるように事業展開を図ってまいります。

続きまして、「安全で安心、快適なまちづくり」を目指す「生活環境」関連事業につきまして御説明申し上げます。

初めに、当町が強力に進めております「津波防災まちづくり」についてでございますが、さきに申し上げましたとおり、目下、「町民の皆様の財産、企業の皆様の生産活動を守る対策」の実現に向けて、海岸防潮堤や吉田漁港周辺のハード整備に向けた取り組みに着手しております。

吉田漁港の整備につきましては、L2クラスの津波への対策として、既存の防波堤等の漁港施設や胸壁等の海岸保全施設を活用した多重防護により、漁港を初め、漁港背後地の財産・生産活動を守る施設整備を進めていくことを計画しております。

また、防波堤の粘り強い構造化の実施につきましては、国の漁港施設機能強化事業により、東防波堤と西防波堤、内防波堤の3つの防波堤を強固なものとし、大津波に対する低減効果を高めるよう粘り強い構造に整備をしていくものでございます。平成27年度につきましては、既存施設の現況調査や耐震性能照査等を実施してまいります。

吉田漁港は、吉田町地域防災計画におきましても海からの輸送拠点という大変重要な施設に位置づけられており、「津波防災まちづくり」の一つとして漁港の施設強化は急務であると考えておりますので、平成27年度からは津波対策における漁港の本格的な整備に着手をし、

町民の皆様の安全・安心を一日でも早く確保していくよう努めてまいります。

一方、地震・津波防災のソフト対策といたしましては、平成25年に実施いたしました「吉田町地域防災指導員養成講座」を平成27年度も実施いたします。この養成講座は、本年度に実施した「ジュニア防災士養成講座」の実施と同様に、幅広い年代から地域防災リーダーとなる人材の育成を図るものでございます。

当町といたしましては、地域防災力をさらに高めるため、こうした講座を受講された方々の中で、今後地域防災指導員として御活躍いただける皆様には、町から認定証を交付するとともに、地域防災指導員の活動時に着用する帽子とベストを支給することにより、地域での自主防災活動を支援してまいります。

また、大規模災害に備え、避難生活用間仕切り、毛布、非常食及び簡易トイレを整備し、非常時に対応するための資機材の充実を図ってまいります。

平成27年度の「津波防災まちづくり」につきましては、町が主体で行うハード整備はスピード感を持って着実にを行い、ソフト対策につきましては町民の皆様の協力を得ながら、きめ細やかに事業を進めてまいります。

次に、上水道事業について御説明申し上げます。

平成27年度に予定をしている施設整備は、第2配水池にある電気室の耐震化工事のほか、老朽管の布設替え事業として塩谷上川原線配水管布設工事や大幡川尻線配水管布設替え工事、その他の布設または布設替え事業として東名川尻幹線配水管布設工事、富士見幹線配水管布設工事及び住吉幹線配水管布設工事などでございます。

また、平成27年度には、工事竣工図や給水台帳などの膨大な資料を一元管理し、効率的な維持管理と緊急時の迅速な復旧体制の確立を目指し、「上水道管路台帳システム」を導入いたします。

次に、下水道事業についてでございます。

下水道事業につきましては、合併処理浄化槽の普及等汚水処理を取り巻く環境や土地制度等も変化していることから、平成27年度と平成28年度の2カ年で全体計画の見直しを進めてまいります。

また、総務省が、平成26年8月に地方公営企業法に基づく公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップを公表し、下水道事業を公営企業会計とする必要性が高い「重点事業」に位置づけをし、平成27年度から平成31年度までを集中取り組み期間とした中で、3万人未満の団体についてもできる限り移行すべきとする考えが示されました。このことを受け、当町におきましても下水道事業の公営企業会計への移行の取り組みとして、平成27年度から移行に必要な業務の検討や調査を行い、準備を進めてまいります。

管渠整備につきましては、道路整備が予定されている東名川尻幹線、住吉幹線の道路工事に合わせた汚水管渠の布設を行うほか、県道住吉金谷線及び町道片岡辻線につきましては、国道150号を横断して汚水管渠の整備を進める予定でございます。

耐震化対策につきましては、避難地に向かう主要管渠のマンホール継手の耐震化を図るほか、東日本大震災の知見を反映して、平成26年度に改訂された下水道施設の耐震対策指針を踏まえた下水道施設総合地震対策計画を策定してまいります。

その他の主な事業としましては、浄化センター施設の長寿命化計画に基づく、電気・機械設備の改築・更新を実施いたします。この事業につきましては、ライフサイクルコストを踏

まえ、効率的かつ効果的に国庫補助金で設備の改築・更新を行うものでございます。

次に、地球温暖化防止対策についてでございます。

当町では、平成22年度から住宅用太陽光発電システム設置費補助金を交付しておりますが、平成27年度からは発電による電力を安定的かつ効率よく使用できる蓄電システムを住宅に設置する方に対しまして、新たに補助を実施し、新エネルギー機器の普及を図り、環境への負担が少ない新エネルギーへの転換を促進してまいります。

続きまして、「心豊かな人を育むまちづくり」を目指す「教育・文化・交流」事業につきまして御説明申し上げます。

初めに、学力向上施策についてでございます。

教育委員会では、児童・生徒の学力向上を図るため、吉田町ラーニングプランを策定し、学力向上に向けた事業を展開しております。

平成26年度は、事業の一部を静岡大学に委託し、町独自の学力調査を取り入れ、授業改善や放課後、土曜日等の補充授業を実施してまいりました。平成27年度は平成26年度事業で培ったノウハウを生かしつつ、引き続き静岡大学と連携し、吉田町ラーニングプランの成果目標でございます「平成29年度の全国学力・学習状況調査の小・中学校の国語・算数・数学の平均正答率が全国平均以上」を目指し、取り組んでまいります。

次に、「教育に関する大綱」の策定及び「総合教育会議」の設置についてでございます。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正され、平成27年4月から施行されることに伴い、当町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定が義務づけられましたので、住民の皆さんにとりましてより魅力のある教育施策を提供するための大綱とすべく、策定に向けた取り組みを進めてまいります。

また、平成27年度から、町長と教育委員会による「総合教育会議」を設け、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策及び緊急の場合に講ずべき措置の協議や調整を行い、町の教育施策の方向性を共有しつつ、それぞれの役割分担のもと、教育の振興を図ってまいります。

次に、いじめ防止施策についてでございます。

平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、同年10月に国の「いじめ防止等のための基本的な指針」が策定をされました。

当町といたしましても、いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処を町全体で円滑に進め、いじめをなくし、子供たちが安心して生活し、健やかに成長することができる町を実現するため、今議会定例会に「吉田町いじめ防止条例」の議案を上程させていただきます。

この条例により、いじめ防止に向けた基本理念、町の取り組み、家庭や地域の役割を定め、いじめ防止基本方針を策定し、いじめ問題にかかわる組織を設けるとともに、学校や家庭だけではなく、町全体でいじめを防止するという意思を示すことにより、「いじめは絶対にしてはいけない」という自覚を子供たちに醸成できるよう努めてまいります。

次に、小・中学校の屋内運動場天井等落下防止工事についてでございます。

学校施設は、児童・生徒が1日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の避難場所となる重要な役割を担っております。東日本大震災では、建物の被害は構造体のみならず、天井材や照明器具の落下など非構造部材にまで及び、屋内運動場の天井材が全面的に崩落した例もございました。文部科学省では、平成25年度に「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」を作成し、構造体の耐震化とあわせ、対象とな

る屋内運動場のつり天井等につきましても、平成27年度までの速やかな対策の完了を推進しております。

このような状況の中、文部科学省の手引に基づく調査を実施しましたところ、町内小・中学校4校全ての屋内運動場の天井等落下防止対策が必要であることが判明いたしましたことから、平成26年度に4校の屋内運動場天井等落下防止対策工事設計業務委託を実施し、準備を進めてまいりました。平成27年度には、同工事を速やかに実施し、安全・安心な学校教育環境を整備するとともに、避難施設としての安全性の向上を図ってまいります。

次に、ちいさな理科館事業についてでございます。

平成22年8月に開館しましたちいさな理科館は、平成27年8月で開館5周年を迎えることとなりましたが、平成27年度は、同一敷地内にある「心の池」のビオトープ環境を生かし、「ホテルの里づくり」に取り組み、蛍がすみつく環境づくりを通して、子供たちが自然に触れ、観察することで、子供たちの心に豊かな感性が生まれ、自然への関心が喚起できるよう、環境教育を進めてまいります。

次に、今後の福岡県八女市との交流事業につきまして御説明申し上げます。

福岡県八女市とは、平成22年度から5カ年にわたり、富士山静岡空港を活用した交流事業を進めてまいりました。この間、民間の方々にも御参加いただきながら継続的に交流を促進してまいりました。その中で、首長の相互訪問を実現させることができたほか、平成24年度には、八女市と集中豪雨災害に際して当町の職員を派遣して災害支援も行いました。

こうした実績を踏まえ、両市町間で今後における交流のあり方を検討しましたところ、今後、この交流を定着させる方向で合意をいたしました。

平成27年度からの交流でございますが、「八女市・吉田町未来創造の翼交流フォーラム」をスタートさせ、行政的な側面では「首長懇談」や「職員協働事業」を予定し、民間交流の側面では、産業、観光、スポーツ交流などを想定する「交流まちづくり事業」を展開したいとの方向で合意をしております。

富士山静岡空港を活用した交流促進事業では、八女市との交流促進とともに、町のPRキャラクター作成に取り組んでおりますが、この取り組みではデザインを公募し、多様な立場から小・中学生を含む幅広い年齢層の方に御参加いただきました選考委員会において慎重に御審議いただき、デザインと「よし吉」の名称のほか、使用ルールも決定していただきましたので、八女市との交流事業には、この吉田町PR部長「よし吉」を十分に活用してまいります。

なお、吉田町PR部長「よし吉」につきましては、着ぐるみやピンバッジなどを作成し、町の宣伝に活用してまいります。今後、町内の皆様方にもさまざまな形でキャラクターのデザインを活用していただき、町のPRが促進されることを期待しております。

続きまして、「自然と調査した、人にやさしいまちづくり」を目指す「都市整備の事業」のうち、都市防災総合推進事業関連の取り組みにつきまして御説明申し上げます。

都市計画道路富士見幹線につきましては、本年度3件の工事を進めておりますが、このうちの一部が平成26年度中の完了が見込めないことから、今議会定例会におきまして繰越明許の御承認をいただき、平成27年度の工事とあわせまして早期の事業完了を目指してまいります。

平成27年度の主な工事内容は、島田吉田線バイパスから町道塩谷上川原線までの道路改良

工事と町道塩谷上川原線から大幡川幹線までの舗装工事でございます。

都市計画道路住吉幹線につきましては、本年度用地交渉を進めておりますが、建物の移転の関係から年度内に完了が見込めず、富士見幹線と同様に繰越明許の御承認をいただき、平成27年度に事業を完了する予定でございます。

次に、防災公園についてでございますが、関連します富士見幹線と同様に繰越明許の御承認をいただき、施設や植栽の工事を実施いたしますが、あわせて建物の建築工事を実施し、平成27年度に事業を完了する予定でございます。

また、防災公園の西側に位置し、主要地方道吉田大東線と富士見幹線をつなぐ町道青柳田中線の拡幅整備でございますが、用地買収を本年度で完了し、平成27年度は工事に着手し、完成の予定でございます。

次に、避難路として整備を進めております町道西の坪大浜1号線と町道下片岡16号線でございますが、同じく平成27年度での完了を目指し、事業を進めてまいります。

次に、街路事業として整備を進めております東名川尻幹線でございますが、平成27年度末での榛南幹線交差点までの供用開始を目指し、浜田土地区画整理組合施行による土地区画整理事業とあわせ事業を進めてまいります。

また、このほかには町内の舗装修繕事業としまして、大幡堤3号線を含む、特に傷みの激しい合計5路線の舗装修繕を行い、町道の長寿命化を図ってまいります。

続きまして、「魅力ある産業を振興し、活力あふれるまちづくり」を目指す「産業振興」事業について御説明申し上げます。

初めに、「プレミアム商品券発行事業」についてでございますが、この事業は国の「地方創生」政策の推進に伴う「地域活性化・地域住民生活等緊急支援のための交付金」制度を活用し、地域振興に貢献する商店等におきまして、共通して使用できるプレミアム商品券を発行することにより、地元消費の拡大や地域経済の活性化に資することを目的として実施するものでございます。

この事業につきましては、国の「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」に町独自の財源を加え、より大きな事業規模にするとともに、プレミアム率を20%にして魅力ある商品券に仕立て、より消費喚起効果が高まり、町の経済が活性化されるようになることを期待して積極的に取り組む予定でございます。

事業主体は、「吉田町プレミアム商品券発行事業実行委員会」という名称で、当町の産業四団体や自治会等による実行委員会方式をとっており、2月23日に第1回目の実行委員会を開催したところでございます。

このプレミアム商品券は、販売価格1セット1万円に対し、20%のプレミアムを付けまして、額面1万2,000円の1万5,000セットを発行いたします。なお、商品券の有効期間は平成27年4月1日から9月30日までの6カ月間を計画しております。

現在は、商品券取り扱い加盟店の募集のほか、商品券やチラシ等印刷物の作成を進めているところでございますが、商品券の販売日につきましては、3月29日から町民の皆様を対象としました先行販売を行い、4月1日からは一般販売をする予定でございます。

なお、この事業はできる限り早期に着手し、効果を発揮させることが望まれるため、補正予算をお認めいただきました際には、即座に事業展開を図り、本年度内にプレミアム商品券の発売を開始したいと考え、準備を進めさせていただいておりますので、状況を御賢察賜り、

よろしく願い申し上げます。

続きまして、行財政構造改革への取り組みについて申し上げます。

平成27年度は、平成23年度からスタートいたしました「第4次吉田町行政改革大綱」の対象期間最終年度となりますことから、現在の行政改革大綱の総括に着手しながら、次期の行政改革指針づくりを行ってまいります。この指針づくりには、当町独自の「まちづくりステップアップ行政評価」との連動を検討してまいります。

次に、国勢調査についてでございます。

本年10月1日には、大正9年を初回とする国勢調査から数えて20回目の国勢調査が実施されることとなりますが、今回の国勢調査は、東日本大震災発生以降初めての国勢調査となります。

当町の人口の推移でございますが、前回となる平成22年10月1日の国勢調査人口は2万9,815人です。その後の推移を住民基本台帳の登録人口で見ますと、東日本大震災直後となる平成23年8月末には3万605人の最多を記録し、以来減少傾向が続き、平成26年9月には2万9,824人となり、その翌月からは少しずつではありますが、増加傾向を示す月が増えてまいりました。

国勢調査は町にとりましても将来を展望するために最も重視すべき情報の一つであり、目下当町は次期総合計画策定に向けての人口推計に取り組んでいるとともに、「まち・ひと・しごと創生」の人口ビジョンの作成にも取り組むこととしておりますので、本年10月1日の国勢調査の結果には十分な注意を払ってまいりたいと考えております。

最後に、政府主導のもとで、地方がみずからの課題を解決するロードマップを描きながら、国と地方とが一体となって進めようとしている「まち・ひと・しごと創生」への取り組みについて御報告申し上げます。

国におきましては、昨年11月21日に「まち・ひと・しごと創生法」を成立させ、引き続き国の「長期ビジョン」と「総合戦略」を公表するとともに、本年2月3日には、地方自治体が「まち・ひと・しごと創生」に向けて、「地方消費喚起・生活支援型」と「地方創生先行型」の二つの側面から早急に取り組むを開始することができるようにするための「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」の措置を含む総額3兆1,180億円となる平成26年補正予算（第1号）を決定いたしました。

こうした状況を受け、当町でも町の喫緊の課題を解決しながら地域創生を目指す総合戦略づくりに着手することといたしますが、国の補正予算の効果をできる限り早く発揮させることができるように、町の平成26年度補正予算（第2号）に、国の「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」に対応する事業を予定するとともに、平成27年度には人口ビジョンの作成と平成31年度を目標年次とする「総合戦略」の策定を行います。

平成26年度補正予算（第5号）に措置して早期に着手する事業でございますが、「地方創生先行型」につきましては、次期総合計画と整合を図りながら「人口ビジョン」を作成するほか、国家の課題となっている人口減対策に通じる事業として、妊娠から子育てまでの支援を行う母子保健室を運営する事業にいち早く取りかかるとともに、海岸部の防災機能強化を含むにぎわいづくりと雇用創出を図るための取り組みに着手、総合戦略に反映させるようにしてまいります。

また、「地方消費喚起・生活支援型」につきましては、さきに御説明申し上げましたとお



り、町内に店舗を有する商業者の皆様方などの協力を得ながら、総額1億8,000万円分の消費を喚起するプレミアム商品券の発行を予定しております。

以上、平成27年度を迎えるに当たり、吉田町を「豊かで勢いのあるまち」であり続けるために実施いたします各種施策の方針や概要並びに基本姿勢について述べさせていただきました。

この町が引き続き「豊かで勢いがあるまち」であり続けるためにも、今手がけております「津波防災まちづくり」は、まさに町の存亡をかけた事業であり、必ず完成させなければならぬ事業でございます。

冒頭で申し上げましたとおり、本年度末までに「町民の皆様のご財産、企業の皆様の生産活動を守る対策」の実現に向けた確実な見通しを得ることができましたので、その実現に向け、引き続き全力で取り組んでまいります。そして、その先にある「豊かで勢いのあるまち」に、さらに「心を魅了する要素」を加えた新たな吉田町をつくり出したいと考えております。

ぜひとも議員各位におかれましては、当町の「まちづくり」に対しまして御理解をいただき、今後も格段の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 町長の施政方針が終わりました。

---

#### ◎議会閉会中の委員会活動報告

○議長（八木 栄君） 続いて、日程第4、議会閉会中の委員会活動報告を各委員長から報告願います。

最初に、総務文教常任委員会委員長をお願いします。

8番、吉永満榮君。

〔総務文教常任委員会委員長 吉永満榮君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（吉永満榮君） 総務文教常任委員会は、議会開催中の所管事務調査を終了しましたので、議長に提出いたしました委員会調査報告書を朗読して、委員会報告といたします。

本委員会で決定した所管事務調査事項について、調査の結果を別紙のとおり吉田町議会会議規則第73条の規定により報告します。

##### 1、調査事項。

総務文教常任委員会は、所管事務調査の調査案件として「空き家・空き地の環境保全について」を調査事項とした。

##### 2、調査目的。

雑草の繁茂による害虫の発生、ごみの不法投棄等、近隣の良好な生活環境に影響を及ぼす空き家・空き地の環境保全を図るため、所有者の基本的責務及び行政指導のあり方に関し調査研究をする。

##### 3、調査の経過。

調査期間は平成26年9月9日より平成27年1月22日。

(1) 9月9日、委員会。

ア、所管事務調査を実施するかどうかは、調査することに決定した。

イ、調査案件は、次回委員会開催までに課題など各自テーマを提示することにした。

(2) 9月16日、委員会。

ア、所管事務調査について協議。

(ア) 調査事項について。

吉田町内の「空き家・空き地の環境保全について」とすることに決定した。

(イ) 調査の目的は。

雑草の繁茂による害虫の発生、ごみの不法投棄等、近隣の良好な生活環境に影響を及ぼす空き家・空き地の環境保全を図るため、所有者の基本的責務及び行政指導のあり方に関して調査研究をすることに決定した。

(ウ) 調査内容は。

a 吉田町ごみのないクリーンなまちづくり条例の確認。

b 空き家・空き地の把握状況と苦情等を担当課に現状を聞く。

c 現地調査。

d これらの対応策を調査研究する。

イ、議会閉会中も所管事務調査を行うことを決定した。

(3) 10月9日、委員会。

ア、所管事務調査について担当課から説明を受ける。

(ア) 吉田町ごみのないクリーンなまちづくり条例と空き家・空き地の把握状況は。

住民からの苦情件数は、全町で34件でした。そのうち住吉地区11件、川尻地区13件、片岡地区7件、北区地区3件であります。

(イ) 住民からの苦情は。

空き家・空き地の雑草などの苦情は、所有者に対応を電話または文書でお願いします。これらのことが説明で判明しました。

イ、今後の調査内容は。

(ア) 吉田町ごみのないクリーンなまちづくり条例で第6条の対応により、所有者の基本的責務を明確にすること。

(イ) 同条例第10条の内容確認で、クリーンなまちづくり促進指導員の数、役割及び活動はどうか。

この2点について協議の上、担当課から説明を求めることに決定しました。

(4) 11月10日、委員会。

ア、町内の空き家・空き地の環境保全について、担当課からの説明の内容を協議した。

(ア) 第6条の対応により所有者の基本的責務については。

担当課：吉田町ごみのないクリーンなまちづくり条例を施行したときに、自治会等への説明や、広報よしだやポスター等により広報している。それ以降は条例についての広報は行っていない。

(イ) 第10条の内容確認でクリーンなまちづくり促進指導員の役割及び活動拠点はどうか。

担当課：現在、クリーンなまちづくり促進指導員は、設置されていない。役割としては、条例にある環境美化及び資源再利用に関する活動を促進するため、地域における活動について指導や助言を行うこと。

(ウ) 調査内容。

a 担当化の回答を受け、空き家・空き地の「定義」を協議した。「定義」は、所有者によって適切に管理されていない家・屋敷を含めて、農地以外の空き地とすることにした。

b 所有者の基本的責務の明確化について協議した。

(a) 苦情内容の確認について。

(b) 町が考える所有者に求める責務について。

この2点について担当課から説明を求めることに決定した。

(5) 11月27日、委員会。

ア、町内の空き家・空き地の環境保全について説明を受けた。

(ア) 苦情内容。

a 雑草の繁茂のため種が飛び散る。

b 害虫の発生源となる。

c 動物のすみかになる。

d 道路の見通しが悪い。

e つるの草が隣地へ伸びる。

f 枯れ草等火災の原因になる。

g 景観が悪くなる。

(イ) 苦情状況。

a 11月20日現在で42件の雑草苦情があり、そのうち33件が解決済みで、残りは改善依頼の通達済みである。

b 建物苦情については6件あり、地域別では住吉2件、川尻1件、片岡1件、北区2件であります。内訳として、そのうちの住宅が4件、倉庫が1件、工場1件であります。

(ウ) 所有者の責務について

周辺の生活環境に悪影響を与えない適切な管理をすることである。

イ、本日までの調査結果。

住民の苦情については、町は適切な対応をしていることがわかりました。

(6) 12月12日、委員会。

ア、所管事務調査のまとめについて協議する。

イ、議会閉会中も所管事務調査を行うことを決定した。

(7) 1月22日、委員会。

ア、委員長提出の空き家・空き地の環境保全調査報告書について修正等を行った。

イ、1月22日をもって上記の調査を終了した。

ウ、委員長・副委員長が修正結果を確認し、議長に提出する。

4、調査の結果でございますが、(1)空き家対策。

ア、個人情報保護条例のため、空き家の実態を確認できなかった。

イ、空き家に関しては、複数の課にまたがっていた。

(2)空き地対策。

住民からの苦情があれば、適切に対応している。

5、調査の意見。

環境保全に関する所有者の責務として、周辺の生活環境に悪影響を与えない適切な管理をすることが必須である。また、不良な生活環境の解消に、近隣居住者に配慮した町の空き

家・空き地対策に関する条例制定が不可欠と考えます。

以上で報告を終わります。

○議長（八木 栄君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告済みといたします。

委員長、御苦労さまでした。

次に、産業建設常任委員会委員長お願いします。

3番、山内 均君。

〔産業建設常任委員会委員長 山内 均君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（山内 均君） 産業建設常任委員会より議会閉会中の調査活動について御報告申し上げます。

所管事務調査。

産業観光等の交流拠点について、町が考える交流拠点を調査研究する。

27年1月15日、出席委員7名、事務局2名で吉田町役場4階第2会議室において、午後2時より委員会を開会した。

産業課に対して町が考える交流拠点についての説明をお願いすること。

日時及び質疑内容を決定した。

質疑内容は、魅力創造委員会と産業課の事業について、1、現状と予算の執行状況。2、本年度の予定。3、今後の計画。

産業と観光等の交流拠点について、1、交流拠点に対するビジョン。2、他事業との整合性。3、本年度予算を含めた次期と今後の計画などがあります。

2月20日、出席委員7名、事務局2名の出席で午前9時より委員会を開催した。

提出させていただいた質問に対する産業課の丁寧な回答をいただいた。

現状では、魅力産業委員会は本年度3回開催され、拠点整備全体の運営、規模等の協議、経営アドバイザーの助言、商工会からの吉田町魅力創造委員会への提言書が提出されたことに対する説明を受けた。

予算の執行状況は、基本設計費として500万円が計上してあるが、結論が出ておらず、年度内の予算執行は難しいのではないか。予算執行は年度内の予定は2回の魅力創造委員会を開催すること、また魅力創造委員会の任期が本年度3月31日までとなっていること。

今後の予定については、魅力創造委員会の意見を聞きながら、拠点整備について町と協議をしていくので、具体的な計画を発表する段階ではないこと。来年度予算を含めた次期と今後については、実際に計画が進んでいない状況であるので、話ができる段階ではない。予算についてはわからないということ。

商工会の提案を受けて、魅力創造委員会がどのように考えているかについては、まだ提言の説明を受けただけで、次回の委員会で意見を聞くということなので、今現在はまとまっていないなどであった。

ビジョンについては、交流拠点は産業観光の振興には有益性があり、重要なものである。

町の情報が得られ、特産品が手に入る、また食べられる。そこに行けば他から来た人が何かしら情報が得られるような場所をつくりたいということであった。

委員からは、産業課だけでは対処できないものもある。文化の面とか他の課との連携が必要になることとか、課を横断したプロジェクトチームのような体制づくりも必要と思う。将来見込まれる大型店舗の進出に際し、施設の中で複合的にはできないかというような意見が出た。拠点は吉田町にとって産業の発展を進めなければならないし、期待が大きい。町主導でやって行ってほしいなどの要望も出た。

2月23日、出席委員7名、事務局2名で午後1時30より委員会を開催した。

3月議会の最終日に報告書を議長に提出して、所管事務調査、産業観光等の交流拠点について、町が考える交流拠点の調査を終了することと決定した。

以上が産業建設常任委員会の議会閉会中の報告であります。

○議長（八木 栄君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

---

#### ◎議会改革特別委員会委員長報告

○議長（八木 栄君） 日程第5、議会改革特別委員会委員長報告を委員長から報告願います。議会改革特別委員会委員長お願いします。

12番、藤田和寿君。

〔議会改革特別委員会委員長 藤田和寿君登壇〕

○議会改革特別委員会委員長（藤田和寿君） それでは、議会改革特別委員会から委員会活動について御報告申し上げます。

2月10日、委員11名で委員会を開催いたしました。

まず、議員目標について協議を行い、増田剛士議員は6項目、杉本幸正議員は3項目、山内均議員は6項目、三輪正邦議員は6項目、枝村和秋議員は3項目、吉永満榮議員は3項目、大塚邦子議員は5項目、増田宏胤議員は5項目、河原崎昇司議員は3項目、八木栄議員は5項目、自分は6項目に関し、それぞれ設定以上にできたは二重丸、設定どおりにできたは丸、設定には足りなかったは三角、できなかったはバツと、それぞれ自己評価し、全議員が発表を行いました。

その後、協議を行い、改善点として組合議会議員としての自己評価や総合評価について第三者の評価を受けるなどを含め、改選後に協議するように申し出ることと決定いたしました。

次に、議会目標に対して評価方法を協議し、個々の評価を取りまとめて多数決で決定するようにしました。課題や取り組み内容に対して評価と理由を協議し、5項目について決定しました。その内容を委員長がまとめ、次回委員会で決定することを確認し、委員会を終了しました。

2月26日、委員11名で委員会を開催しました。

議員目標について前回委員会で発表した内容を校正確認していただいたことを確認し、議員目標と自己評価の内容を公表することに対し、全委員異議がなく決定いたしました。

次に、平成26年度吉田町議会目標に対する評価について協議を行いました。

議会に対して会議の活性化目標に対する1点目の課題、情報問題の共有については、設定に足りなかったとする評価で、理由は、新たに議員懇談会を定期的で開催し、各議員の持つ情報の共有化に取り組み始めた。情報化から常任委員会などで調査し、取り組んだ事例もあったが、積極的な共有化まで至ってないとなりました。

2点目の課題の質疑、討論の充実については、設定に足りなかったとする評価で、理由として、全員協議会で論点整理の時間をとるようにしたが、質疑内容の確認までにとどまり、論点を明確に整理するための自由討論が少なかった。審議方法は変更したが、さらなる改善の余地があり、協議が必要であるとなりました。

次に、議会の情報発信目標に対する議会広報の充実の課題につきましては、設定どおりにできたとする評価し、理由はICT化に関し、事務連絡をメール受発信とし、推進できた。ホームページの充実を図り、情報を発信したが、タイムリーな発信ができなかった。議会資料を置く議会コーナーの設置ができなかったとなりました。

次に、町民に対して議会報告会の充実、目標への課題、参加者拡大について設定どおりにできたとする評価し、理由は、内容を工夫し、報告が充実したため、多くの町民と意見交換ができた。リピーターの増加と新規参加者の拡大のため、町民が議会に求めている内容を理解した報告の検討が必要であるとしたしました。

出前会議の開催目標への課題は、開催要綱の作成と周知としまして、設定どおりできなかったとする評価し、開催要綱は作成したが、町民への積極的な周知が足りず、出前会議の開催に至らなかったとしたしました。

以上の内容を確認し、ホームページ上に公開することを決定しました。

最後に、今後の委員会について協議し、今後も議会改革を推進するため、在任期間中も継続することを確認し、異議がなく決定しました。

以上、議会改革特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（八木 栄君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

---

#### ◎議案第2号～議案第34号の一括上程、説明

○議長（八木 栄君） 次に、会議規則第35条の規定により日程第6、第2号議案から、日程第38、第34号議案までの33議案を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成27年第1回吉田町議会定例会に上程いたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回、上程いたします議案は条例の廃止について1件、条例の一部改正について6件、条例の制定について8件、補正予算について7件、当初予算について7件、指定管理者の指定について3件、人事案件について1件の合計33件でございます。

なお、今回上程します第2号議案、第9号議案、第14号議案及び第15号議案の4議案につきましては、地方教育行政の組織と運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）が、平成26年6月20日に公布され、本年4月1日から施行されることに伴いまして、教育委員会制度の抜本的な改革を行うため、関係する条例の廃止、一部改正または新たに条例を制定する必要が生じたことから、今議会におきまして議案上程をさせていただくものでございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第2号議案は、吉田町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例の制定についてでございます。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が本年4月1日から施行されることに伴いまして、教育公務員特別法（昭和24年法律第1号）の適用を受ける常勤の職員としての教育長の職が廃止され、特別職の常勤職員としての教育長になることから、法改正の趣旨に沿いまして、教育公務員特例法の規定により制定された条例の廃止をお認めいただくとするものでございます。

第3号議案は、吉田町立コミュニティ広場設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、神戸地内に造成中の吉田町神戸コミュニティ広場が本年4月1日に供用開始することに伴いまして、本条例に同広場及び広場の管理等に関する規定を追加する必要が生じたことから、所要の改正を行う内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第4号議案は、吉田町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、行政手続法の一部を改正する法律（平成26年法律第70号）が、平成26年6月13日に公布され、本年4月1日から施行されることに伴いまして、処分及び行政主導に関する手続に関して、国民の権利、利益の保護の充実に図るための制度を整備する必要が生じたことから、法改正の趣旨に基づき、所要の改正を行うとともに、あわせて文言の整理を行う内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第5号議案は、吉田町健康福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、健康福祉センター内に設置されている地域包括支援センターについて、人員増加など機能強化を図るために、同センターを2階に移転することに伴いまして、施設の一部を占有する必要が生じたことから、所要の改正を行う内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第6号議案は、吉田町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律が平成26年5月30日に公布され、本年5月29日から施行されることに伴いまして、法律名が変更されることから生じる所要の改正を行う内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第7号議案は、吉田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、3年ごとの見直しが義務づけられている介護保険事業計画におきまして、平成27年度から平成29年度までの第1号被保険者の保険料率について、第6期介護保険事業計画における介護保険料の額に改定しようとする内容の改正を行うとともに、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）が、平成26年6月25日に公布されたことに伴いまして、地域支援事業に関する新規事業を創設する必要が生じたことから、法改正の趣旨に基づいた内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第8号議案は、吉田町老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、片岡地内に建設中の吉田町高齢者人材活用センターが本年4月1日に供用開始することに伴いまして、本条例に当センターを追加する必要が生じたことから、所要の改正を行う内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第9号議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が本年4月1日から施行されることに伴いまして、法改正の趣旨に基づき、八つの関連する条例を一括して整備しようとする内容の条例を制定することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第10号議案は、特別職の職員で常勤のものの給料の減額に関する条例の制定についてでございます。

本議案は、平成26年12月25日に静岡地方裁判所におきまして、違法公金支出金返還請求事件に係る判決がなされ、民法の規定により時効で請求権が消滅しているとされたものでございますが、あわせて判決の中で町の事務の誤りが認定されたことから、行政の長としての責任を明確にするため、町長の給料の減額を行おうとする内容の条例を制定することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第11号議案は、吉田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の制定についてでございます。

本議案は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）が本年4月1日から施行されることに伴いまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額及び徴収の根拠について、町の条例で定めることになりましたことから、現行規則で規定しております保育料を条例で定めるとともに、国の基準に沿いました内容の条例を制定することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第12号議案は、吉田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律と



整備に関する法律（平成25年法律第44号）、いわゆる地域主権一括法の施行により、平成26年4月1日、介護保険法の一部が改正されたことに伴いまして、これまで厚生労働省令で定められておりました指定介護の予防、支援等の事業の人員、運営等の基準を条例で定める必要が生じたことから、法改正の趣旨に沿いまして、当町における基準を新たに規定する内容の条例を制定することにつきまして、お認めいただくものがございます。

第13号議案は、吉田町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する人員等の基準を定める条例の制定についてでございます。

本議案は、地域主権一括法の施行により、平成26年4月1日に介護保険法の一部が改正されたことに伴いまして、これまで厚生労働省令で定められておりました地域包括支援センターの業務を実施するために必要な職員等に係る基準につきまして、条例で定める必要が生じたことから、法改正の趣旨に沿いまして、当町における基準を新たに規定する内容の条例を制定することにつきましてお認めいただくものがございます。

第14号議案は、吉田町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等に関する条例の制定についてでございます。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が本年4月1日から施行されることに伴いまして、教育公務員特別法の適用を受ける常勤の職員としての教育長の職が廃止され、特別職の常勤職員としての教育長になることから、法改正の趣旨に沿いまして、勤務時間、休暇等に関する事項は新たに規定する内容の条例を制定することにつきまして、お認めいただくものがございます。

第15号議案は、吉田町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてでございます。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が本年4月1日から施行されることに伴いまして、教育公務員特例法の適用を受ける常勤の職員としての教育長の職が廃止され、特別職の常勤職員としての教育長になることから、法改正の趣旨に沿いまして、職務に専念する義務の特例に関する事項を新たに規定する内容の条例を制定することにつきましてお認めいただくものがございます。

第16号議案は、吉田町いじめ防止条例の制定についてでございます。

本議案は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）が平成25年9月28日に施行されたことを受けまして、本町において児童等に対するいじめの防止等のための対策に関する基本的な事項等を新たに規定する内容の条例を制定することにつきましてお認めいただくものがございます。

第17号議案は、平成26年度吉田町一般会計補正予算（第5号）についてでございます。

本議案は、平成26年度一般会計の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億5,054万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ109億8,583万3,000円とするとともに、住吉幹線整備事業費、防災公園整備事業費など11の事業費に係る合計3億3,100万1,000円の繰越明許費を設定するほか、地方債の限度額を1億3,640万円減額する補正予算をお認めいただくものがございます。

第18号議案は、平成26年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、平成26年度の土地所得事業特別会計の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ

れ1,200万円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ7,272万8,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第19号議案は、平成26年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、平成26年度の国民健康保険事業特別会計の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,868万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億147万7,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第20号議案は、平成26年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、平成26年度の後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120万6,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ2億1,726万8,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第21号議案は、平成26年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

本議案は、平成26年度介護保険事業特別会計の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億2,681万7,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ17億1,234万4,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第22号議案は、平成26年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

本議案は、平成26年度の公共下水道事業特別会計の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,959万9,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ9億377万4,000円とするとともに、地方債の限度額を3,020万円減額する補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第23号議案は、平成26年度吉田町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、平成26年度の水道事業会計予算につきまして、収益的収入の既定額に173万1,000円を追加し、総額を5億8,770万円、収益的支出の既定額に448万9,000円を追加し、総額5億4,890万2,000円とするとともに、資本的収入の既定額から646万6,000円を減額し、総額を1,504万5,000円に、資本的支出の既定額から9,682万1,000円を減額し、総額を3億1,295万8,000円にする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第24号議案は、平成27年度吉田町一般会計予算についてでございます。

本議案は、平成27年度の一般会計歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億7,500万円と定めるとともに、15の事業につきまして総額6億4,470万円を限度とする地方債を計上するほか、一時借入金の最高額を5億円と定める予算をお認めいただくとするものでございます。

第25号議案は、平成27年度吉田町土地取得事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、平成27年度の土地取得事業特別会計の歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1,505万3,000円と定める予算をお認めいただくとするものでございます。

第26号議案は、平成27年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、平成27年度の国民健康保険事業特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億9,337万6,000円と定めるほか、一時借入金の最高額を1億円と定めるとともに、保険給付費に係る款内流用を規定した予算をお認めいただくとするものでございます。

第27号議案は、平成27年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、平成27年度の後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,475万6,000円と定める予算をお認めいただくとするものでございます。

第28号議案は、平成27年度吉田町介護保険事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、平成27年度の介護保険事業特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億3,277万2,000円と定めるほか、保険給付費に係る款内流用を規定した予算をお認めいただくとするものでございます。

第29号議案は、平成27年度吉田町公共下水道事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、平成27年度の公共下水道事業特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億6,559万9,000円と定めるとともに、1の事業の債務負担行為の限度額を1億2,400万円に、公共下水道事業につきまして総額3億2,850万円を限度とする地方債を計上するほか、一時借入金の借り入れの最高額を3億5,000万円と定める予算をお認めいただくとするものでございます。

第30号議案は、平成27年度吉田町水道事業会計予算についてでございます。

本議案は、平成27年度の水道事業会計予算につきまして、収益的収入の総額を5億8,138万円とし、収益的支出の総額を5億5,555万9,000円とするとともに、資本的収入の総額を3,174万7,000円とし、資本的支出の総額を3億7,513万5,000円として、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する3億4,338万8,000円は減債積立金3,000万円、建設改良積立金7,000万円、過年度分消費税資本的収支調整額1,233万円、過年度分損益勘定留保資金2億3,105万8,000円で補填するものと定め、一時借入金の限度額を5,000万円と定めるなどの内容とする予算をお認めいただくとするものでございます。

第31号議案は、指定管理者の指定についてでございます。

本議案は、吉田町コミュニティ防災センターであります町立住吉コミュニティ防災センターの管理につきまして、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に行わせるものとし、その指定管理者に大浜自主防災会を指定することについてお認めいただくとするものでございます。

第32号議案は、指定管理者の指定についてでございます。

本議案は、吉田町老人福祉センターの一つであります吉田町高齢者人材活用センターの管理につきまして、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に行わせるものとし、その指定管理者に一般社団法人吉田町シルバー人材センターを指定することについてお認めいただくとするものでございます。

第33号議案は、指定管理者の指定についてでございます。

本議案は、吉田町立コミュニティ広場の一つであります吉田町神戸コミュニティ広場の管理につきまして、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に行わせるものとし、その指定管理者に北区自治会を指定することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第34号議案は、吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

本議案は、現在、吉田町固定資産評価審査委員会委員であります吉田町片岡の武田公雄さんが本年4月30日をもって任期満了となりますことから、新たに吉田町片岡1611番地の5、

桐田不二雄さんを吉田町固定資産評価審査委員会委員に選任することにつきまして御同意をお願いするものでございます。

なお、17号議案、平成26年度吉田町一般会計補正予算（第5号）についてにつきましては、青年就農給付金給付事業費に関しまして、新規の青年就農者に本年度中に給付金を支給する必要が生じたこと、また、地域活性化・地域住民生活等臨時支援交付金に係る消費喚起型施策としてのプレミアム商品券発行事業費に関しまして、可及的速やかに発行業務を行うことができるよう、3月の早い段階から準備を行う必要がございますことから、議会開会後の早期の議決をお願いするものでございます。

以上が上程をいたします33議案の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から申し上げます。

それでは、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は10時50分とします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時48分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は11名です。

休憩前に引き続き、各担当課長から議案の詳細説明をお願いします。

初めに、総務課長をお願いします。

総務課長、谷澤智秀君。

〔総務課長 谷澤智秀君登壇〕

○総務課長（谷澤智秀君） 総務課でございます。

第4号議案、第10号議案、第18号議案、第25号議案及び第34号議案の計5議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、第4号議案 行政手続条例の一部を改正する条例の制定についての内容につきまして御説明申し上げます。

議案書の7ページから9ページまで及び参考資料ナンバー2をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることで、国民の権利、利益の保護に資することを目的とする行政手続条例の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されることに伴いまして、法改正におきまして適用除外となっております町の機関が行う処分及び行政指導の手続につきまして法改正と同様の内容を本条例に追加する旨の改正でございます。

改正の内容でございますが、大きく三つございます。

一つ目は、行政指導の方式の追加でございます。これは町の機関が行政指導をする際に、許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る場合には、その相手方に対しまして権限を行

使し得る根拠となる法令の条項や要件、理由などを示さなければならないこととするものでございます。

二つ目は、行政指導の中止等の求めの追加でございます。これは行政指導を受けた者が法令の要件に適合しない行政指導を受けたと思う場合に、行政指導の中止などを求めることができることとするものでございます。

また、町の機関は、この申し出があったときは、必要な調査を行い、行政指導が法令に規定する要件に適合しないと認めるときは、行政指導の中止など必要な措置をとらなければならないこととするものでございます。

三つ目は、処分等の求めの追加でございます。これは何人も法令に違反している事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分または行政指導がされていないと思うときは、処分または行政指導をする権限を有する町の機関に対しまして、処分または行政指導をすることを求めることができることとするものでございます。

また、町の機関は、申し出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき、必要があると認めるときは処分または行政指導をしなければならないこととするものでございます。

その他用語の整理や条項ずれの整理をあわせて行うものでございます。

それでは、改正順に説明をさせていただきます。

まず、目次の改正規定でございますが、第4章、行政指導の次に第4章の2としまして、処分等の求めを追加するものでございまして、第4章、行政指導、第30条から第34条を第4章、行政指導、第30条から第34条の2、第4章の2、処分等の求め、第34条の3に改めるものでございます。

続きまして、第2条の改正規定では、同条第5号にあります「名あて人」の「あて」が平仮名になっているものを漢字の「名宛て人」に改めるものでございます。

続きまして、第3条の改正規定では、第4章を第4章の2に改め、同条第5号の「あて」が平仮名の「名あて人」を「名宛て人」に改め、同条第6号に「かかわる」と平仮名になっているものを漢字の「関わる」に改めるものでございます。

続きまして、第4条から第28条までの規定にあります「名あて人」を「名宛て人」に漢字に改めるものでございます。

続きまして、33条の改正規定では、先ほど申し上げました三つの中の一つ目、行政指導の方式の追加でございます。第33条の2項としまして、行政指導にかかわる者は当該行政指導をする際、町の機関が許認可等をする権限または許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して次に掲げる事項を示さなければならないとしまして、掲げる事項としまして、第1号、当該権限を行使し得る根拠となる法令等の条項、第2号、前号の条項に規定する要件、第3号、当該権限の行使が前号の要件に適合する理由と規定するものでございます。

続きまして、第34条の改正規定では、二つ目の行政指導の中止等の求めの追加でございます。見出しを行政指導の追加等の求めとしまして、第34条の2として、第1項に法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、当該行政指導が当該法令に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該指導をした町の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止、その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導が

その相手方について弁明、その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでないとして規定するものでございます。

次に、第2項としまして、前項の申し出は、次に掲げる事項を記載した申し出を提出しなければならないとし、掲げる事項としましては、第1号から第6号までの六つの事項を掲げるものでございます。

次に、第3項に当該町の機関は、第1項の規定による申し出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法令に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止、その他必要な措置をとらなければならないとして規定するものでございます。

続きまして、第34条の3の改正規定では、三つ目の処分等の求めの追加でございます。目次でございます題名、第4章の2、処分等の求めを追加しまして、第34条の3の第1項の規定としまして、何人も法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分または行政指導がされていないと思量するときは、当該処分をする権限を有する行政長または当該行政指導をする権限を有する町の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分または行政指導をすることを求めることができると規定するものでございます。

次に、第2項としまして、前項の申し出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならないとし、掲げる事項としましては、第1号から第6号までの六つの事項を掲げるものでございます。

次に、第3項に当該行政長または町の機関は、第1項の規定による申し出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分または行政指導をしなければならないとして規定するものでございます。

なお、附則につきましては、施行期日を平成27年4月1日からと規定するものでございます。

また、吉田町税条例の第4条第2項におきまして、吉田町行政手続条例の第33条が引用しておりますので、今回の改正により、同条の条項ずれが生じたことから、第33条第3項を第33条第4項に、第33条第2項を第33条第3項に改めるものでございます。

以上が第4号議案 吉田町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についての概要でございます。

続きまして、第10号議案 特別職の職員で常勤のものの給料の減額に関する条例の制定についてでございます。

議案書の24ページ、25ページをごらんいただきたいと存じます。

本議案は、平成26年12月25日に、静岡地方裁判所におきまして違法公金支出金返還請求事件に係る判決がなされたわけで、この判決の中で、民法の規定により時効で請求権が消滅しているとされたものでございますが、あわせて判決の中で町の事務の誤りが認定され、15年以上前とはいえ、当時の町の事務処理には反省すべきものがあり、行政の継続性の観点から、また行政の長としての責任を明確化し、このようなことが二度と生じないように、職員に対し範を示し、また、行政に対する住民の信頼回復につなげるため、町長の給料の減額を行おうとする条例の内容を制定するものでございます。

制定の内容でございますが、第1条は、本条例制定の趣旨を規定するものでございます。この趣旨とは、特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の規定にかかわらず、給料月額額の減額について必要な事項を定めるものとするという旨を規定するものでございます。

第2条は、町長の給料の減額する額につきまして、給料月額100分の10、減額期間を平成27年4月1日から同年4月30日までとする内容を規定するものでございます。施行期日は平成27年4月1日からとし、平成27年7月30日をもってその効力を失うこととする内容を規定するものでございます。

以上が第10号議案 特別職の職員で常勤のものの給料の減額に関する条例の制定についての概要でございます。

続きまして、第18号議案 平成26年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

別冊の補正予算（第1号）をごらんいただきたいと存じます。

今回の補正は、第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,200万円を減額し、歳入歳出予算の総額を7,272万8,000円とするものでございます。

それでは、歳入から御説明させていただきます。

補正予算（第1号）に関する説明書の2ページをごらんください。

2款繰入金でございますが、本年度当初予定しておりました公園用地の先行取得が不調となったため、財源であります土地開発基金からの繰入金を1,200万円減額補正させていただくものでございます。

次に、3ページをごらんください。

歳出でございますが、1款総務費の1項2目財産取得費から不調となった先行取得費1,200万円を減額補正させていただくものでございます。

以上が第18号議案 平成26年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）についての概要でございます。

続きまして、第25号議案 平成27年度吉田町土地取得事業特別会計予算について御説明申し上げます。

議案書の74ページから76ページをごらんください。

平成27年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出予算の総額でございますが、第1条にありますとおり、歳入歳出それぞれ1,505万3,000円とし、款項ごとの金額は76ページ、第1表のとおりとするものでございます。

詳細につきましては、平成27年度吉田町一般会計及び特別会計予算に関する説明書の一般会計予算最終ページ、213ページの次に土地取得事業特別会計予算の歳入歳出予算事項別明細書がございますので、そちらの事項別明細書に沿いまして説明をさせていただきたいと思います。

事項別明細書の1ページ、総括の歳入をごらんください。

1款財産収入は5万1,000円、2款繰入金は1,500万円、3款繰越金は1,000円、4款諸収入は1,000円とし、歳入合計1,505万3,000円を計上いたしました。

また、歳出につきましては、1款総務費に1,505万3,000円を計上いたしております。

次に、2ページから4ページをごらんください。

歳入についての詳細でございますが、1款財産収入の5万1,000円は、土地開発基金の預金利子4万9,000円と土地売り払い収入2,000円でございます。

2款繰入金の1,500万円は、土地開発基金からの繰入金1,500万円でございます。

3款繰越金は1,000円でございます。

4 款諸収入は土地取得事業特別会計の預金利子1,000円でございます。

次に、5 ページの歳出をごらんください。

1 款総務費の総務管理費の1,505万3,000円でございますが、土地開発基金への積立金に5万1,000円、財産取得費に1,500万円、土地開発基金への繰出金に2,000円を計上いたしました。

以上が第25号議案 平成27年度吉田町土地取得事業特別会計予算についての概要でございます。

続きまして、第34号議案 吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

議案書の97ページをごらんいただきたいと思います。

本議案は、現在、吉田町固定資産評価審査委員会委員であります吉田町片岡の武田公雄さんが本年4月30日をもって任期満了となりますことから、新たに吉田町片岡の桐田不二雄さんを吉田町固定資産評価審査委員会委員に選任することにつきまして、地方税法第423条第3項の規定に基づきまして御同意をお願いするものでございます。

桐田さんの住所は、吉田町片岡2611番地の5、氏名は桐田不二雄。生年月日は昭和24年1月13日で、現在66歳でございます。

桐田さんの主な経歴でございますが、昭和47年4月に焼津信用金庫に入行され、平成19年3月まで同金庫でご活躍され、同年4月からは関連会社であります株式会社まるせいビジネスに転籍され、平成24年3月に同会社を退職されたところでございます。

桐田さんは信用金庫にお勤めになられた経歴から、固定資産評価審査委員会の委員としてふさわしい方であるとともに、また地域住民からも信望も非常に厚いことから、現在、片岡区の町内会長としても御活躍をされております。また、今回桐田さんの選任に当たりましては、地元片岡区からも御推薦をいただいているものでございます。

以上が第34号議案 吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについての概要でございます。

以上が総務課からの5議案につきましての説明でございます。御審議のほどよろしく願います。

○議長（八木 栄君） 続きまして、防災課長お願いします。

防災課長、大石悦正君。

〔防災課長 大石悦正君登壇〕

○防災課長（大石悦正君） 防災課でございます。

防災課関係の議案は第31号議案 指定管理者の指定についてでございます。

議案書94ページ及び参考資料ナンバー13をごらんいただきたいと思います。

本議案は、吉田町コミュニティ防災センター設置条例第8条第1項の規定に基づき、平成27年4月1日から町立住吉コミュニティ防災センターの管理を指定管理者に行わせようとするものでございまして、その指定管理者に現在同施設の管理を委託しております大浜自主防災会を指定しようとするものでございます。この町立住吉コミュニティ防災センターの指定管理者の指定につきましては、コミュニティ防災センター施設としての設置目的を達成させるためには、地元自主防災会であります大浜自主防災会を指定することが最適と判断いたしまして、吉田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条ただし書きによ



り大浜自主防災会を選定したものでございまして、その指定する期間は平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間とし、平成27年度に係る指定管理委託料は年額16万5,000円としているものでございます。

以上が第31号議案の指定管理者の指定についての御説明でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 続きまして、総務グループ参事兼企画課長をお願いします。

総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

〔総務グループ参事兼企画課長 塚本昭二君登壇〕

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。

企画課からは第17号議案と第24号議案の2議案につきまして御説明を申し上げます。

最初に、第17号議案 平成26年度吉田町一般会計補正予算（第5号）についての内容を御説明申し上げます。

別冊の補正予算書の表紙裏面をごらんいただきたいと思っております。

まず、第1条でございますが、現計予算から歳入歳出それぞれ3億5,054万5,000円を減額いたしまして、総額を歳入歳出それぞれ109億8,583万3,000円といたしまして、その款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、1ページから4ページまでの第1表、歳入歳出予算補正のとおりとすることをお認めいただくとするものでございます。

次に、第2条でございますが、平成26年度の事業のうち、年度内に事業が終わらない見込みがあるものとして地方自治法第213条第1項の規定に基づいて翌年度に繰り越して使用することができる経費を5ページと6ページに掲げる第2表、繰越明許費のとおりとすることをお認めいただくとするものでございます。

そして、第3条でございますが、地方債の補正につきまして7ページから9ページに掲げる第3表、地方債補正のとおりお認めいただくとするものでございます。

5ページをごらんいただきたいと思っております。

今回措置しようとする繰越明許費につきまして御説明を申し上げますが、全部で11の事業、総額3億3,100万1,000円の予算につきまして繰り越しをお認めいただくとするものでございます。

それでは、繰り越しをお認めいただく事業費とその財源につきまして事業ごとに申し上げます。

まず、吉田町総合計画策定事業費につきましては、委託料にかかわる予算943万6,000円を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、国庫補助金と一般財源でございます。

次の地域のにぎわい創出事業費につきましては委託料に係る予算550万円を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、国庫補助金と一般財源でございます。

次の保健衛生管理費につきましては、委託料、工事費の予算1,599万4,000円を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、国庫補助金と一般財源でございます。

次の母子保健衛生費につきましては報償費、備品購入費の予算67万円を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、国庫補助金でございます。

なお、以上の四つの事業につきましては、平成26年度国の補正予算で措置されました地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型に対応して今回補正予算を追加計

上いたしまして繰り越すものでございます。

次の商工業振興費につきましては、補助金にかかわる予算3,300万円を繰り越すものでございまして、繰り越す財源につきましては、国庫補助金と一般財源でございます。この事業費につきましては、平成26年度国補正対応分の地域消費喚起・生活支援型に対応して今回の補正予算で計上して繰り越すものでございます。

次の大幡川改修事業費につきましては、委託料にかかわる予算1,500万円を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、国庫補助金と一般財源でございます。

土地区画整理事業費につきましては、補助金にかかわる予算971万9,000円を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、全て一般財源でございます。

都市防災総合推進事業住吉幹線整備事業費につきましては、公有財産購入費、補償費に係る予算1億2,300万円を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、国庫補助金、起債、そして一般財源となります。

次の都市防災総合推進事業富士見幹線整備事業費につきましては、工事請負費の予算1,186万2,000円を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、国庫補助金、起債、そして一般財源でございます。

6ページをごらんいただきたいと思います。

次の都市防災総合推進事業防災公園整備事業費につきましては、工事請負費の予算9,000万円を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、国庫補助金、起債、そして一般財源でございます。

消防施設整備事業費につきましては、工事請負費の予算1,682万円を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、全て一般財源でございます。

なお、繰越明許費につきましては、地方自治法施行令第146条第2項に基づいて、翌年度の5月31日までに繰り越し計算書を調整いたしまして、次に開会される議会に報告しなければならないこととなっておりますので、以上の繰越明許費につきましても、そのルールに従って御報告をさせていただくこととなりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、7ページから9ページにかけての地方債補正につきまして御説明を申し上げます。

7ページの追加する起債につきましては、都市防災総合推進事業全体の構成を見直す中で、防災公園整備事業にかかわる国庫補助金の充当額を変更したことによりまして、財源として起債を充当する必要が生じた部分に対して新たに起債を予定することをお認めいただくとするものでございます。

8ページの2の変更に掲げる起債につきましては、国庫補助金交付内示額や事業見込み額の減額に沿って起債限度額の変更をお認めいただくとするものでございます。

9ページの3の廃止に掲げる起債につきましては、次年度の事業の実施を延期するため、平成26年度実施事業メニューが起債対象から外れることとなりましたことから、今年度の起債を取りやめることをお認めいただくとするものでございます。

この地方債の補正によりまして、起債全体では補正前の限度額から1億3,640万円減額となっております。

続きまして、別冊の平成26年度吉田町一般会計補正予算（第5号）に関する説明書に沿って補正予算の内容を御説明させていただきます。

別冊説明書の3ページの歳入からごらんいただきたいと思います。

1 款町税でございますが、1 億7,015万9,000円の減額でございます。これは現在までの実績を勘案いたしまして、1 項1 目の個人町民税を7,963万7,000円、2 目の法人町民税を8,927万7,000円減額する一方で、2 項1 目の固定資産税を908万9,000円、4 ページの3 項1 目の軽自動車税を326万8,000円増額するほか、4 項1 目の町たばこ税を1,415万円減額いたしまして、5 項1 目の都市計画税を54万8,000円増額するものでございます

次に、5 ページの2 款地方譲与税につきましては、2 項1 目の自動車重量譲与税を570万円減額するものでございます。

次に、6 ページをごらんください。

3 款の利子割交付金でございますが、120万円の減額、4 款配当割交付金につきましては1,380万円の増額でございます。

次に、7 ページでございますが、5 款株式等譲渡所得割交付金でございますが、240万円の増額、6 款地方消費税交付金につきましては1,760万円の減額でございます。

8 ページの7 款自動車取得税交付金でございますが、260万円の減額、9 款地方交付税につきましては358万2,000円の増額でございます。

9 ページの11款となりますが、分担金及び負担金につきましては520万4,000円の減額でございます。これは1 項1 目農林水産業費分担金につきまして、工事の執行見込みや県補助金の確定に応じた減額を行うとともに、2 項1 目民生費負担金につきまして実績を勘案した減額を行うものでございます。

次に、10ページをごらんいただきたいと思います。13款国庫支出金は7,480万2,000円の減額でございます。このうち1 項1 目民生費国庫負担金につきましては1,070万1,000円の増額でございます。これは社会福祉費負担金につきまして、決算見込みにより自立支援給付費負担金を減額する一方で、自立支援医療費負担金を増額した結果、1,534万5,000円の増額となるものでございます。

また、保険基盤安定制度負担金が本算定の結果、287万4,000円の増額となり、児童手当国庫負担金が決算見込みによりまして75万1,800円減額となるものでございます。

次に、10ページから11ページにかけての2 目衛生費国庫負担金の内容でございますが、内示額に沿って保健衛生費負担金の中の疾病予防対策事業費を128万8,000円減額するものでございます。

2 項の国庫補助金につきましては8,415万円を減額するものでございます。これは1 目総務費国庫補助金につきまして、当初予算で補助先を環境省として予定した地域温暖化対策推進事業費につきまして、一般社団法人からの直接補助となりましたことから、雑入に措置することにより全額減額とするとともに、戸籍住民基本台帳にかかわる社会保障税番号制度のシステム整備費補助金を内示額に沿って78万円減額するものでございます。

11ページから12ページにかけての2 目民生費国庫補助金につきましては1,071万1,000円を減額するものでございます。これは内示額に沿って地域生活支援事業費及び地域介護福祉空間整備推進交付金を減額するとともに、国のソフトウェア開発のおくれに伴い、社会保障税番号制度に関するシステム整備費が全額減額となることが主な理由でございます。また、児童福祉補助金で年度途中において保育緊急確保事業費の新たな国庫補助メニューができましたことから、今回この補助金339万1,000円を計上させていただくものでございます。

次の3目衛生費国庫補助金につきましては803万1,000円を減額するものでございます。これは循環型社会形成推進交付金の内示額に沿って596万5,000円減額するとともに、国のソフトウェア開発等のおくれに伴い、社会保障税番号制度に関するシステム整備を全額減額することによるものでございます。

12ページから13ページにかけての4目農林水産業費国庫補助金につきましては、大幡川水門の強化を目指した事業にかかわる補助金でございましたが、漁港周辺の津波防災対策のあり方を再検討してから取りかかるようにいたしましたことから、全額減額するものでございます。

5目土木費国庫補助金につきましては、既存住宅耐震診断事業費を81万2,000円減額するものでございます。

6目教育費国庫補助金は、補助対象児童・生徒の確定による補正のほか、国庫補助内示額に沿って補正を行うものでございますが、結果として31万3,000円の減額となるものでございます。

次の7目都市防災総合推進事業補助金につきましては、事業実績により8,428万2,000円の減額となるものでございます。

14ページの8目臨時福祉給付金等給付事業補助金でございますが、給付実績に応じまして935万円を減額するものでございます。

9目地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金につきましては、国の補正予算（第1号）で措置されました交付金でございますが、3,934万4,000円の計上となっております。このうち地方消費喚起・生活支援型につきましては1,867万3,000円、地方創生先行型につきましては2,067万1,000円となっております。

次に、3項1目総務費国庫委託金でございますが、中長期在留者の事務処理件数の減少によりまして、戸籍住民基本台帳費委託金を6万5,000円減額するものでございます。

15ページをごらんいただきたいと思います。

14款県支出金でございますが、1,005万1,000円の増額となります。まず、1項県負担金でございますが、3,692万8,000円の増額でございます。1目民生費県負担金につきましては3,661万円の増額でございますが、これは社会福祉費負担金につきまして決算見込みより自立支援給付費負担金を減額する一方で、自立支援医療費負担金を増額した結果、3,661万円の増額となるものでございます。また、保険基盤安定制度負担金につきまして、本算定により2,968万円増額いたしまして、児童手当県負担金につきまして決算見込みより74万1,000円減額するものでございます。

15ページから16ページにかけての2目衛生費県負担金につきましては31万8,000円の増額でございます。これは後期高齢者医療事務費の本算定後の交付決定に沿った増額でございます。

2項県補助金でございますが、2,562万6,000円の減額でございます。このうち1目総務費県補助金につきましては572万7,000円を減額するものでございますが、これは緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費の実績に応じた減額でございます。

次の2目民生費県補助金につきましては769万9,000円を減額するものでございますが、これは社会福祉費補助金において、神戸西会館運営費を県の交付決定に沿って減額するほか、地域生活支援事業費が実績に応じて減額となること大きな要因となっております、488

万6,000円の減額となるとともに、児童福祉費補助金につきましては、実績に応じて減額となるものに加え、当初予算で安心こども基金事業のメニューとして予定した事業が県におきまして新たに子育て支援事業として補助事業化されましたことから、安心こども基金事業費の全額を減額し、子育て支援事業費の補助金として339万1,000円を計上することといたしましたことから、結果として281万3,000円の減額となるものでございます。

17ページをごらんいただきたいと思います。

3目の衛生費県補助金につきましては137万7,000円を減額するものでございますが、これは生活排水改善対策推進事業費の内示額に沿った減額でございます。

4目の農林水産業費県補助金につきましては767万円を減額するものでございます。

これは農業費補助金において実績により経営体育成支援事業費を減額する一方で、このたびの国の補正予算において青年就農給付金を前倒しで支給するための補助金が措置されましたことから、給付のための補助金150万円を計上し、結果として93万円の増額となったものでございます。

水産業費補助金につきましては、事業実績と事業の見直しにより860万円を減額するものでございます。

5目の土木費県補助金につきましては、事業費の減額に伴い、都市計画費補助金を336万6,000円減額するものでございます。

18ページの7目商工費県補助金につきましては、県の予定として年度当初に見込まれていなかった消費者行政活性化基金事業費が年度途中において措置されることとなりましたことから、この内示額である21万3,000円を増額するものでございます。

次に、3項県委託金でございますが、125万1,000円を減額するものでございます。1目総務費県委託金につきましては、平成26年12月14日執行の衆議院議員選挙費が確定いたしましたことから125万4,000円減額するものでございます。

また、2目民生費県委託金につきましては、地域児童福祉事業調査にかかわる委託金の決定により3,000円の増額となります。

19ページの16款寄附金でございますけれども、14万4,000円を増額するものでございます。これはふるさと吉田寄附金としてご寄附賜りました3万円を1項1目一般寄附金に増額するほか、2目指定寄附金に11万4,000円を増額するものでございます。

19ページから20ページにかけましての17款繰入金につきましては3,244万3,000円の増額でございます。これは今回の補正予算で財源不足となる額3,677万4,000円を財政調整基金から繰り入れするほか、吉田町高等学校等奨励金の交付対象人数が確定したことに伴い、教育振興基金繰入金90万円を減額するとともに、本年度末をもって精算することとなっております地域の元気臨時交付金基金につきましては、発生が見込まれる基金利子10万5,000円を増額するものでございます。また、事業実績に応じて緊急地震津波対策事業基金繰入金を353万6,000円減額するものでございます。

20ページから21ページにかけましての19款諸収入は70万円の増額となります。1項1目延滞金につきましては、現在までの実績を勘案し、税にかかわる延滞金収入として800万円を増額するものでございます。

5項2目の雑入につきましては730万円を減額するものでございますが、これは総務費雑入において市町村振興協会市町交付金の確定により64万9,000円減額するとともに、当初予

算において3件の採択を予定しておりましたコミュニティ助成事業のうち2件が不採択となりましたことから500万円を減額するほか、当初予算で国庫補助金の収入を予定した二酸化炭素排出抑制対策事業費が一般社団法人からの補助金となりましたことから、新たに158万7,000円を計上するものでございます。

次に、民生費雑入でございますが、児童発達支援事業所の事業実績を踏まえた収入見込みにより104万円の増額となるものでございます。

また、消防費雑入でございますが、退団消防団員の確定に伴い、退職手当基金交付金を減額するほか、コミュニティ助成事業及び地震津波対策事業につきまして事業実績に応じて399万5,000円減額とするものでございます。

教育費雑入につきましては、事業実績を踏まえた見込みによりまして、講座受講料とチャレンジ教室参加料を補正して、結果として28万3,000円の減額となるものでございます。

次に、22ページ、20款町債につきましては1億3,640万円を減額するものでございます。1項1目農林水産業債につきましては320万円を減額するものでございますが、事業実績に応じて減額するものでございます。

2目の土木債につきましては1,780万円の減額でございますが、横山森下線整備事業につきましては事業実績により90万円減額し、西川原問屋2号線水路改修事業につきましては、工事着手時期を先に送りましたことから財源を全額一般財源に振りかえることといたしました。また、都市防災総合推進事業の富士見幹線整備事業と防災公園整備事業につきましては、国庫補助金の充当先を総合的に調整する中で補正するものでございます。

4目教育債につきましては、公民館改修事業で予定よりも事業費が減額となったほか、地域の元気臨時交付金基金繰入金充当額を増やしましたことから、1億1,540万円減額するものでございます。

次に、歳出につきまして御説明を申し上げます。

23ページをごらんいただきたいと思います。

1款議会費でございますが、196万5,000円の減額でございます。これは決算見込みによる減額でございます。

24ページの2款総務費につきましては1,181万9,000円を減額するものでございます。このうち1項1目一般管理費につきましては208万9,000円の増額でございます。これは退職手当負担金について育児休業取得者などにかかわる精算金や退職等にかかわる特別分担金として208万9,000円増額するものでございます。

24ページから25ページにかけての6目企画費でございますが、136万4,000円を減額するものでございます。これは歳入で申し上げましたとおり、自立総合センターのコミュニティ助成事業の不採択にかかわる500万円を減額するほか、大井川流域スマイルネット事業において緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費の県補助金が減額となりましたことから、事業内容を一部変更した結果、676万4,000円の減額となっております。

また、吉田町総合計画策定事業費につきましては、国の補正予算（第1号）で措置されました地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型の交付金を活用した事業を新たに予定するもので、総合計画策定事業とあわせて人口ビジョンなどを作成するための490万円を計上するものでございます。今回補正する予算につきましては全額次年度へ繰り越しをさせていただく予定でございます。

次に、地域のにぎわい創生支援事業費でございますが、この事業につきましても地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型の交付金を活用した新たな事業でございますが、当町のまち・ひと・しごと創生事業を展開していくための事業費550万円を計上いたしまして、全額次年度へ繰り越しをさせていただく予定でございます。

8目防災対策費につきましては、防犯灯LED整備計画策定業務委託の財源を国庫補助金から諸収入に財源振りかえをする内容でございます。

25ページから26ページにかけての10目人事管理費及び12目の空港対策費につきましては、決算見込みによる減額でございます。

26ページから27ページの3項1目戸籍住民基本台帳費は78万円を減額するものでございますが、これは国庫委託金の減額による職員人件費の財源振りかえと国庫補助金の確定による社会保障税番号制度に関するシステム改修委託料の減額でございます。

4項の選挙費につきましては、農業委員会委員選挙費及び衆議院議員選挙費につきまして決算見込みにより減額するものでございます。

29ページの6項1目監査委員費につきましても決算見込みにより1万6,000円の減額となっております。

3項民生費でございますが、1,550万7,000円の減額となります。

29ページから30ページにかけての1項1目社会福祉総務費につきましては、県補助金の減額を受け、職員人件費の財源振りかえを行うとともに、臨時福祉給付金給付事業費を支給実績に応じまして減額することによって935万円を減額いたします。

2目国民年金事務費につきましては、国のソフトウェア開発のおくれに伴い、社会保障税番号制度にかかわるシステム改修委託料60万円減額いたします。

また、3目国民健康保険費につきましては、新たな軽減率に基づき算定した保険基盤安定繰出金、出産育児一時金繰出金及び一般会計からの財政安定化支援事業繰出金を増額する一方で、社会保障税番号制度にかかわるシステム改修委託料にかかわる繰出金を320万円減額するようにいたしました結果、4,733万6,000円の増額となるものでございます。

31ページの4目老人福祉費でございますが、2,494万1,000円の減額でございますが、これは実績に基づく減額でございます。

31ページから33ページにかけての5目心身障害者福祉費につきましては2,894万5,000円の増額でございます。これは心身障害者福祉費におきまして社会保障税番号制度にかかわるシステム改修委託料を減額するほか、心身障害者施設等負担金及び心身障害者自立支援事業費につきまして事業実績に基づく補正となっております。また、地域生活支援事業費につきましては、国・県補助金の減額に伴い、財源振りかえを行うものでございます。

6目人権地域改善費につきましては、神戸西会館運営費につきまして決算見込みにより12万円減額するものでございます。

33ページから34ページの7目介護保険費は3,371万1,000円を減額するものでございますが、これも実績に基づく減額となっております。

続きまして、2項1目児童福祉総務費でございますが、146万円の減額でございます。これは児童福祉費において社会保障税番号制度にかかわるシステム改修委託料を減額するとともに、ひとり親家庭対策事業費につきまして実績に基づき減額するほか、こども発達支援事業費につきまして施設利用者にかかわる収入増分を特定財源に振りかえるものでございます。

34ページから35ページにかけての2目児童措置費でございますが、児童手当費を実績に応じて900万円減額するものでございます。

3目の保育所費につきましては1,288万2,000円の減額でございます。これは特定財源となる保護者負担金が減収となりましたことから、職員人件費の一部の財源を一般財源に振りかえるほか、保育園管理費につきまして決算見込みにより減額するものでございます。

4目児童館費につきましては27万6,000円の増額でございます。これは放課後児童健全育成事業費におきまして新設する施設の消耗品や備品等を購入するための増額でございますが、このうち11万4,000円につきましては指定寄附金としてご寄附いただきました金額を財源とさせていただきます。

続きまして、36ページをごらんいただきたいと思います。4款衛生費につきましては2,371万5,000円を減額するものでございます。

1項1目保健衛生総務費につきましては1,195万1,000円の増額でございます。これは保健衛生管理費において臨時職員の雇用実績に応じ賃金を減額するとともに、社会保障税番号制度にかかわるシステム改修委託料を減額するほか、国の補正予算（第1号）で措置されました地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型を財源として、母子保健室を設置するために必要な保健センター内の改修を行う予算を計上するものでございます。なお、これら地方創生先行型に対応する事業費につきましては、全額次年度へ繰り越す予定でございます。

2目予防費につきましては1,400万円の減額でございますが、これは子宮頸がん予防ワクチン接種の実績に基づき委託料を減額するものでございます。

続きまして、37ページの3目環境衛生費でございますが、1,032万6,000円の減額、4目公害対策費の240万円の減額、これらはいずれも事業実績に応じた減額となっております。

5目の母子保健衛生費でございますが、152万9,000円を減額するものでございます。これは健診回数が減少した妊婦健診委託料決算見込みにより減額するほか、国の補正予算（第1号）で措置されました交付金の地方創生先行型を財源として設置する母子保健室の運営のための謝礼金に27万円、庁用備品に40万円を計上するものでございます。また、これは地方創生先行型に対応する事業費につきましては全額次年度へ繰り越すものでございます。

38ページの6目健康づくり事業費は18万1,000円を減額するものでございますが、実績に基づく減額でございます。

7目の老人保健事業費107万6,000円の減額でございます。これは後期高齢者医療事業事務費について、社会保障税番号制度にかかわるシステム改修委託金として繰出金を予定しておりました150万円を減額する一方で、保険基盤安定繰出金を42万4,000円増額するものでございます。

39ページの8目健康増進事業につきましては、検診委託料につきまして実績に応じて615万4,000円を減額するものでございます。

40ページの6款農林水産業費でございますが、2,474万4,000円を減額するものでございます。1項3目農業振興費につきましては、事業実績により57万円を減額するほか、国の補正予算で平成27年度の前倒し事業として措置されました青年就農給付金事業につきまして、26年度末までに支払うことができるよう給付費150万円を計上するものでございます。

41ページ、3項2目漁港管理費につきましては2,567万4,000円を減額するものでございま



す。内容でございますが、水産基盤整備事業費につきましては、事業実績に基づく減額、小規模局部改良事業費につきましては、事業調整の結果、事業内容を組み替えて実施することといたしましたことによる減額、また、津波高潮危機管理対策事業費につきましては、漁港周辺の津波防災対策の方向性につきまして、国・県と調整を図りながら検討した結果、実施を見合わせることにいたしましたことから減額するものでございます。

続きまして、42ページ、7款商工費につきましては1,950万7,000円を増額するものでございます。1項1目商工総務費につきましては、県補助金の交付額確定に伴う財源振りかえでございます。

2目の商工業振興費につきましては2,450万7,000円を増額するものでございますが、これは国の補正予算で措置されました地方消費喚起・生活支援型を財源として、商工業振興費にプレミアム商品券発行に係る補助金を計上するものが増額要因となっているものでございます。

なお、このプレミアム商品券発行に係る事業費につきましては、全額次年度へ繰り越して執行することができるように繰越明許費を設定させていただきますが、事業背景を念頭に置いて補正予算をお認めいただいた際には、即座に事業展開できるように準備を進めているところでございます。

また、企業立地振興費につきましては、事業実績に基づく減額でございます。

42ページから43ページにかけての3目観光費につきましても事業実績に基づき委託料500万円減額するものでございます。

続きまして、8款土木費でございますが、2億2,429万円を減額いたします。1項1目土木総務費は、決算見込みより職員人件費を260万円減額するものでございます。

44ページの2項1目道路橋梁総務費につきましては、決算見込みによる減額でございます。

2目道路維持費につきましては、県との調整により公共施設案内標識整備の事業量が減りましたことから、4,248万3,000円減額するものでございます。

44ページから45ページにかけての3目道路新設改良費につきましては、事業費が確定いたしましたことから、その実績に基づいて1,020万8,000円減額するものでございます。

また、3項3目河川新設改良費につきましても、事業費確定により315万6,000円を減額するものでございます。

46ページの4項1目都市計画総務費につきましては、事業の決算見込みにより683万5,000円減額するものでございます。

47ページの2目土地地区画整理事業費につきましては3,866万2,000円を減額するものでございますが、これは契約実績等に応じた減額でございますが、このほか一部の事業につきまして地権者との調整により、年度内執行を見込むことができない状況でありますことから、27年度に繰り越す措置を講じさせていただいております。

3目街路事業費でございますが、725万4,000円を減額するものでございますが、これは都市防災総合推進事業富士見幹線整備事業費につきましては、事業実績に応じ、補償費を減額するとともに、都市防災総合推進事業の国庫補助金の充当割合を増やす財源振りかえを行う補正でございますが、このほか年度内執行を見込むことができない事業費につきましては、平成27年度に繰り越す措置を講じさせていただいております。

4目公共下水道費でございますが、公共下水道事業特別会計の決算見込みにより繰出金を

2,235万9,000円減額するものでございます。

6目の公園費でございますが、9,013万3,000円を減額するものでございます。これは都市防災総合推進事業防災公園整備事業費につきまして事業実績に応じて減額するとともに、能満寺山公園整備事業につきまして地権者との調整がつかなかったということで、測量調査委託料等を全額減額いたします。また、防災公園整備事業につきましては、都市防災総合推進事業の国庫補助金の充当先を総合的に見直したことにより、国庫補助金を減らし、地方債と一般財源の充当額を増加させる財源振りかえを行っております。このほか防災公園整備事業費につきましては、年度内執行を見込むことができない事業費につきまして、平成27年度に繰り越す措置を講じさせていただいております。

49ページから51ページにかけての9款消防費につきましては2,453万9,000円を減額するものでございます。1項2目非常備消防費の消防団員福利厚生費、3目消防施設費、5目の災害対策費とも事業実績または決算見込みに基づく補正でございます。なお、3目消防施設費の消防施設整備事業費につきましては、年度内完成を見込むことができない部分の事業費を翌年度に繰り越す措置を講じさせていただいております。

52ページの10款教育費でございますが、4,347万3,000円の減額となります。このうち52ページから53ページにかけての1項3目教育諸費は、事業実績に基づき182万2,000円を減額するものでございます。

次に、53ページから55ページにかけての2項の小学校教育費につきましても、事業実績または決算見込みによる補正でございます。

また、56ページから57ページにかけての3項中学校費につきましても、事業実績または決算見込みによる補正でございます。

57ページから59ページにかけての4項の社会教育費につきましても、事業実績または決算見込みにより2,541万8,000円を減額するものでございます。

59ページの5項保健体育費につきましても、決算見込みによる減額となっております、7万5,000円減額するものでございます。

以上が平成26年度吉田町一般会計補正予算（第5号）の内容でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、第24号議案 平成27年度吉田町一般会計予算について御説明を申し上げます。議案つづりの64ページをごらんいただきたいと思ひます。

まず、第1条でございますが、第1条は歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億7,500万円とし、また、款項区分ごとの金額は65ページから71ページまでに掲載いたしました第1表、歳入歳出予算のとおりお認めいただくとするものでございます。

第2条は、7ページから73ページに掲げました第2表、地方債のとおり総額6億4,470万円の地方債を措置することをお認めいただくとするものでございます。

第3条は、一時借入金の借入れの最高額を5億円と定めることにつきましてお認めいただくとするものでございます。

また、第4条につきましては、歳出予算の各項間の金額を流用することができる経費を定めるものでございまして、同一款内の各項に計上した経費のうち、人件費相互間における流用することができることを定めたものでございます。

以上が平成27年度吉田町一般会計予算案でございますが、引き続き概要を御説明させてい

たきます。

それでは、65ページからの第1表、歳入歳出予算に沿って御説明を申し上げます。

1款の町税でございますが、50億804万7,000円を計上いたしております。歳入総額に占める割合は52.9%となっております。

次に、2款地方譲与税でございますが、9,280万円の計上でございます。これは地方財政計画の率を考慮し、1項地方揮発油譲与税を2,680万円、2項自動車重量譲与税を6,600万円計上するものでございます。

3款利子割交付金につきましては830万円、4款配当割交付金につきましては3,350万円、5款株式等譲渡所得割交付金につきましては2,020万円をそれぞれ計上しております。

また、6款の地方消費税交付金は5億9,220万円の計上でございます。これは前年度に比べまして1億8,790万円の増額を見込んでおります。

7款の自動車取得税交付金は2,200万円、8款地方特例交付金につきましては2,250万円を計上しております。

9款の地方交付税につきましては、平成27年度においても引き続き交付団体と推計しております。2億8,100万円を見込んでおります。

10款交通安全対策特別交付金につきましては470万円の計上でございます。

11款分担金及び負担金は1億4,916万5,000円の計上で、分担金として1,160万円、負担金として1億3,756万5,000円を計上しております。

次に、12款の使用料及び手数料でございますが、6,238万3,000円の計上でございます。使用料として4,932万4,000円、手数料として1,305万9,000円を計上しております。

67ページをごらんいただきたいと思いますが、13款国庫支出金につきましては10億7,384万7,000円の計上でございます。都市防災総合推進事業補助金や臨時福祉給付金等給付事業補助金の減額が主な要因となりまして、前年度と比べますと4億1,772万7,000円の減額となっております。その内訳といたしまして、国庫負担金としては6億277万4,000円、国庫補助金として4億6,378万3,000円、国庫委託金として729万円を計上しております。

14款県支出金でございますが、6億2,805万2,000円の計上でございます。県負担金として2億7,659万2,000円、県補助金として2億8,250万4,000円、県委託金として6,895万6,000円を計上しております。

15款財産収入でございますが、1,220万4,000円の計上でございます。財産運用収入として420万3,000円、財産売り払い収入として800万1,000円を計上しております。

16款の寄附金は150万円の計上でございます。

17款繰入金につきましては4億7,959万9,000円の計上でございます。内訳といたしましては、特別会計繰入金として12万6,000円、基金繰入金として4億7,947万3,000円を計上しております。合計で前年度より2億9,729万3,000円少ない額の繰り入れとなっております。

次に、68ページの18款繰越金でございますが、2億円、19款の諸収入は1億3,830万3,000円の計上でございます。

20款の町債につきましては6億4,470万円の計上でございますが、これは前年度より8,340万円少ない額となっております。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございますが、69ページからごらんいただきたいと思っております。

1 款議会費につきましては1 億907万8, 000円の計上となっております。

2 款の総務費につきましては10億7, 271万1, 000円の計上で、コミュニティ施設整備事業の終了などが主な要因となりまして、前年度より1 億2, 515万2, 000円の減額となっております。

3 款の民生費でございますが、25億3, 031万円の計上でございますが、国民健康保険事業特別会計繰出金の増額などの影響で、前年よりも6, 615万7, 000円の増額となっております。

4 款の衛生費につきましては17億948万4, 000円の計上でございますが、リサイクルセンター施設整備工事に係る負担金の増などが要因となっております、前年度より3, 009万6, 000円増額となります。

5 款労働費は284万円の計上でございます。

70ページをごらんいただきたいと思いますが、6 款の農林業水産業費につきましては2 億2, 856万6, 000円の計上となります。多目的広場整備事業にかかわる経費を計上したことが主な要因となりまして、前年度よりも4, 145万4, 000円の増額となっております。

7 款の商工費は6, 396万8, 000円の計上でございます。

次の8 款土木費は15億8, 851万7, 000円の計上でございますが、平成27年度が現計画の最終年度となる都市防災総合推進事業の事業量が減っておりますことが主な要因となって、前年度よりも4 億2, 534万3, 000円の減額となっております。

9 款の消防費は4 億4, 763万1, 000円の計上でございます。

次の10款教育費は7 億8, 623万2, 000円の計上でございますが、中央公民館改修事業が終了したことが主な要因となりまして、前年度よりも2 億5, 145万6, 000円の減額となります。

71ページの11款災害復旧費は4, 000円、12款の公債費は9 億1, 424万6, 000円、13款諸支出金は141万3, 000円の計上となっております。

14款予備費につきましては2, 000万円の計上となっております。

続きまして、72ページと73ページに掲げてあります地方債につきまして御説明を申し上げます。

平成27年度において起債を予定している事業は14事業でございます。その14事業に加え、臨時財政対策債3 億8, 000万円を予定いたしまして、総額6 億4, 470万円となる起債限度額をお認めいただくとする内容となっております。

以上が平成27年度吉田町一般会計予算案の概要でございます。

なお、予算に関する説明書を用いての詳細な説明は後刻それぞれの担当からございますので、財政担当としては以上で説明を終わらせていただきます。御審議をよろしく願います。

○議長（八木 栄君） ここで暫時休憩とします。

再開は午後1 時からとします。

休憩 午前1 1時5 9分

再開 午後 零時5 6分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は11名です。

休憩前に続きまして、議案の詳細説明をお願いします。

それでは、町民課長をお願いします。

町民課長、久保田千江子君。

〔町民課長 久保田千江子君登壇〕

○町民課長（久保田千江子君） 町民課でございます。

町民課からは、第19号議案、第20号議案、第26号議案、第27号議案の4議案につきましてお認めをいただこうとするものでございます。

最初に第19号議案 平成26年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを御説明申し上げます。

議案書の58ページと別冊の平成26年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算書及び補正予算に関する説明書をごらんください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,868万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億147万7,000円とする補正予算でございます。

歳入から御説明申し上げます。

補正予算に関する説明書の3ページ、4ページをごらんください。

1款国民健康保険税は、収入見込み及び実績により3,044万円の減額でございます。一般被保険者の現年課税分が3,587万4,000円の減額、滞納繰越分が933万8,000円の増額、退職被保険者等の現年課税分が446万4,000円の減額、滞納繰越分が56万円の増額でございます。

5ページをごらんください。

3款国庫支出金は2,179万2,000円の減額でございます。国庫負担金の交付額の確定により療養給付費等負担金が2,042万2,000円の減額、高額医療費共同事業負担金が137万円の減額でございます。

4款療養給付費等交付金は、退職者医療交付金で、交付額の見込みにより3,579万3,000円の減額でございます。

6ページをごらんください。

5款前期高齢者交付金は、交付額の確定により34万4,000円の減額でございます。

6款県支出金は137万円の減額で、県負担金の高額医療費共同事業負担金の決定による減額でございます。

7ページをごらんください。

7款共同事業交付金778万円の増額は、交付額の確定により高額医療費共同事業交付金が393万4,000円の減額、保険財政共同安定化事業交付金が1,171万4,000円の増額でございます。

8款財産収入は基金利子で実績から1万5,000円の減額でございます。

8ページ、9ページをごらんください。

9款繰入金は6,428万7,000円の増額でございます。このうち基金繰入金が1,695万1,000円の増額、一般会計からの繰入金は4,733万6,000円の増額で、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分を3,765万6,000円、保険者支援分が574万9,000円の増額でございます。職員給与費等繰入金は320万円の減額でございます。社会保障税番号制度に係るシステム改修委託料320万円を9月補正予算におきまして計上いたしました。国の事業進捗の遅延により総額を減額し、平成27年度当初予算に計上いたしました。出産育児一時金等繰入金は、給付額の3分の2を繰り入れるもので、168万円の増額でございます。財政安定化支援事業繰入金は、地方交付

税に財政措置された額を繰り出すもので、545万1,000円の増額でございます。

11款諸収入は100万円の減額で、第三者納付金の実績による減額でございます。

次に、歳出でございます。

10ページをごらんください。

1款総務費は290万3,000円の減額でございます。前期高齢者の医療費負担の特例措置を段階的に廃止することに伴う電算処理委託料29万7,000円の増額と社会保障税番号制度に係るシステム改修委託料320万円の減額でございます。

2款保険給付費は252万円の増額でございます。

13ページまでの1項から3項は国庫支出金等の歳入額の補正に伴い、財源を振りかえるものでございます。

14ページの出産育児一時金は、給付見込みにより252万円の増額でございます。

3款後期高齢者支援金等は14万7,000円の増額、15ページの4款前期高齢者納付金等は6,000円の減額、16ページの5款老人保健拠出金は1,000円の減額、6款介護納付金は149万6,000円の減額で、いずれも納付額の確定によるものでございます。

17ページをごらんください。

7款共同事業拠出金は、拠出金額の確定により1,694万8,000円の減額でございます。高額医療費拠出金が547万8,000円、保険財政共同安定化事業拠出金が1,147万円の減額でございます。

9款基金積立金は財源の振りかえでございます。

以上が第19号議案 平成26年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についての説明でございます。

続きまして、第20号議案 平成26年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

議案書の59ページと、別冊の平成26年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算書及び補正予算に関する説明書をごらんください。

今回の補正は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,726万8,000円とする補正予算でございます。

歳入から御説明申し上げます。

補正予算に関する説明書の2ページをごらんください。

1款後期高齢者医療保険料は73万2,000円の増額でございます。現年度分が1万2,000円、滞納繰越分が72万円で、実績から見込んだものでございます。

3款繰入金は、保険基盤安定に係る一般会計からの繰入金で42万4,000円の増額でございます。

3ページをごらんください。

5款諸収入は5万円の増額で、後期高齢者医療広域連合からの保険料還付金収入でございます。

次に、歳出でございます。

4ページをごらんください。

1款後期高齢者医療広域連合納付金は115万6,000円の増額でございます。保険料と一般会計からの保険基盤安定繰入金を後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございます。

5 ページをごらんください。

2 款諸支出金は5万円の増額で、保険料の還付金でございます。

以上が第20号議案 平成26年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についての説明でございます。

続きまして、第26号議案 平成27年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算について御説明させていただきます。

議案書の77ページから80ページと、別冊の吉田町一般会計及び特別会計予算に関する説明書の吉田町土地取得事業特別会計の次に、吉田町国民健康保険事業特別会計がございますのでごらんください。

最初に、議案書の78ページをごらんください。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億9,337万6,000円と定めるものがございます。

第2条では、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額を1億円と定めるものがございます。

第3条では、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の保険給付費における各項間の流用について定めるものがございます。

それでは、議案書の79ページ、80ページ、予算に関する説明書の3ページからをごらんください。

平成27年度当初予算は、歳入歳出それぞれ32億9,337万6,000円とする予算で、前年度と比較いたしますと14.7%の増でございます。この増加の主な要因といたしましては、市町保険者間の保険料平準化、財政の安定化を図るため、市町の拠出により負担を共有する再保険的な共同事業が保険財政共同安定化事業でございますが、この事業の対象医療費が平成26年度はレセプト1件当たり10万円を超え80万円まででしたが、平成27年度からレセプト1件当たり1円以上80万円までの医療費に拡大されたことにより、交付金、拠出金ともに約2倍の増額になったためでございます。

それでは、歳入から御説明させていただきます。

1 款国民健康保険税は7億9,136万1,000円でございます。一般被保険者の現年課税分が6億9,332万円、滞納繰越分が2,886万円、退職被保険者等の現年課税分が6,804万1,000円、滞納繰越分が114万円でございます。

5 ページをごらんください。

2 款使用料及び手数料は10万円で、督促手数料でございます。

3 款国庫支出金は5億9,415万6,000円でございます。国庫負担金では国が療養給付費等の保険者負担分について定率で負担する療養給付費等負担金や高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金で5億4,744万1,000円、国庫補助金は財政調整交付金4,671万5,000円でございます。

7 ページをごらんください。

4 款療養給付費等交付金は2億749万6,000円で、退職者医療費交付金でございます。退職被保険者の療養給付費等のうち保険税で賄うことのできない部分を社会保険診療報酬支払基金から交付されるものがございます。

5 款前期高齢者交付金は6億7,837万8,000円でございます。国民健康保険や被用者保険の

65歳から74歳の前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を、各保険者の加入者数に応じて調整するもので、保険者から徴収する前期高齢者納付金を財源として、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

8ページをごらんください。

6億款県支出金は1億5,798万円で、県負担金は国庫負担金同様に高額医療費共同事業負担金、特定健康審査等負担金で2,033万3,000円、県補助金は財政調整交付金で1億3,764万7,000円でございます。

9ページをごらんください。

7款共同事業交付金は6億7,680万9,000円で、レセプト1件80万円を超える医療費が対象の高額医療費共同事業負担金が6,571万円、対象医療費がレセプト1件1万円以上80万円までに拡大されたことにより、保険財政共同安定化事業交付金は6億1,109万9,000円でございます。

8款財産収入は2万円で、基金利子でございます。

10ページをごらんください。

9款繰入金は1億7,485万2,000円でございます。国民健康保険給付費等支払準備基金繰入金が6,000万円、一般会計からの繰入金は、保険基盤安定化事業繰入金、職員給与費等繰入金、出産育児一時金等繰入金、財政安定化支援事業繰入金などで1億1,485万2,000円でございます。

11ページをごらんください。

10款繰越金は1,000万1,000円で、前年度繰越金でございます。

12ページ、13ページをごらんください。

11款諸収入は222万3,000円で、延滞金や預金利子、雑入の第三者行為納付金、返戻金、前期高齢者療養費でございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出を御説明申し上げます。

14ページから16ページをごらんください。

1款総務費は1,402万2,000円でございます。総務管理費915万4,000円、徴税费343万6,000円、運営協議会費は34万8,000円でございます。一般管理費では社会保障税番号制度に係るシステム改修委託料として295万9,000円を計上しております。

17ページから22ページをごらんください。

2款保険給付費は、医療費の増加を見込み、20億606万4,000円でございます。主な項目といたしましては、療養諸費は一般被保険者及び退職被保険者等の療養給付費、療養費、審査支払手数料で、17億8,296万5,000円、高額医療費では一般被保険者及び退職被保険者等の高額療養費、高額介護合算療養費で2億419万円、このほか出産育児諸費1,680万9,000円、葬祭諸費は195万円でございます。

23ページをごらんください。

3款後期高齢者支援金等は4億240万6,000円でございます。後期高齢者の療養の給付等に要する費用の約4割は、国保や被用者保険などの現役世代が加入する保険者からの後期高齢者支援金が充てられております。

24ページをごらんください。



4款前期高齢者納付金等は53万7,000円でございます。国民健康保険や被用者保険の65歳から74歳の前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を各保険者の加入者数に応じて調整するもので、保険者から徴収する前期高齢者納付金を財源としております。

25ページをごらんください。

5款老人保健拠出金は1万4,000円でございます。老人保健制度は廃止されておりますが、経過措置として継続されており、事務費に係る拠出金でございます。

6款介護納付金は、介護保険事業への支援金で1億6,254万1,000円でございます。

26ページをごらんください。

7款共同事業拠出金は6億6,261万1,000円でございます。高額医療費拠出金が6,151万円、対象医療費が拡大されたことにより、保険財政共同安定化事業拠出金が6億110万円でございます。

27ページ、28ページをごらんください。

8款保健事業費は3,317万6,000円でございます。糖尿病等の生活習慣病の予防のために実施する特定保健審査等事業費2,420万4,000円、人間ドック委託料などの保健事業費897万2,000円でございます。

29ページをごらんください。

9款基金積立金は2万円、国民健康保険給付費等支払準備基金への積み立てでございます。

30ページをごらんください。

10款公債費は3万5,000円で、一時借入金償還利子でございます。

11款諸支出金は195万円で、保険税還付金や償還金でございます。

32ページをごらんください。

12款予備費は1,000万円でございます。

以上が第26号議案 平成27年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算についての説明でございます。

続きまして、第27号議案 平成27年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算についてを御説明申し上げます。

議案書の81ページから83ページと、別冊の吉田町一般会計及び特別会計予算に関する説明書の吉田町国民健康保険事業特別会計の次に、吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算がありますので、ごらんください。

最初に、議案書の82ページをごらんください。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,475万6,000円と定めるものでございます。

それでは、議案書の83ページ、予算に関する説明書の1ページをごらんください。

後期高齢者医療保険料は軽減対象が拡大されたことにより減額となっておりますが、これに伴い、保険基盤繰入金が増額になり、総額では前年並みの予算となっております。

それでは、歳入から御説明申し上げます。

予算に関する説明書の2ページをごらんください。

1款後期高齢者医療保険料は1億7,369万1,000円でございます。加入者の皆様から医療給付費などの費用の約1割を負担していただいているものでございます。後期高齢者医療広域連合が賦課し、市町が徴収をしており、2年ごとに保険料率の見直しがされ、平成26年度に

改定されております。

2 款使用料及び手数料は 2 万 1,000 円で、督促手数料等でございます。

3 ページをごらんください。

3 款繰入金は保険基盤安定繰入金 4,053 万 3,000 円で、一般会計から保険料の減額分を繰り入れるものでございます。

4 款繰越金は 1,000 円で前年度繰越金でございます。

4 ページ、5 ページをごらんください。

5 款諸収入は延滞金や保険料還付金で 51 万円でございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出でございます。

6 ページをごらんください。

1 款後期高齢者医療広域連合納付金は 2 億 1,422 万 4,000 円でございます。後期高齢者医療保険料と保険基盤安定繰入金を後期高齢者医療広域連合に納付するものでございます。

7 ページをごらんください。

2 款諸支出金は保険料還付金や繰出金で 50 万 6,000 円でございます。

8 ページをごらんください。

3 款予備費は 2 万 6,000 円でございます。

以上が第 27 号議案 平成 27 年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算の説明でございます。

町民課から 4 議案の説明でございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 続きまして、健康福祉グループ参事兼社会福祉課長お願いします。

健康福祉グループ参事兼社会福祉課長、大石修司君。

〔健康福祉グループ参事兼社会福祉課長 大石修司君登壇〕

○健康福祉グループ参事兼社会福祉課長（大石修司君） 社会福祉課でございます。

社会福祉課からは、第 11 号議案についてお認めをいたどうかとするものでございます。

それでは、第 11 号議案 吉田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の 26 ページと 27 ページ、参考資料はナンバー 8 の 1 及びナンバー 8 の 2 をあわせてごらんください。

本議案は、子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額、その他必要な事項に関し、条例で定めようとするものでございます。

第 1 条では、趣旨として特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関し必要な事項を定めることとし、第 2 条では、定義として、用語の意義を子ども・子育て支援法で使用する用語の例として定めることとし、第 3 条では、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を規則において定めることとし、第 4 条では、災害等の理由により、特に必要があると認めるときは、利用者負担額の減額、免除することができることとして定めることとし、第 5 条では、町立保育所の利用者負担額の徴収について定めています。

また、附則において施行期日を平成 27 年 4 月 1 日と定めております。

次に、条例制定の根拠について御説明しますので、資料ナンバー 8 の 2 をごらんください。

1 ページの 1、利用者負担額についてですが、平成26年第 3 回議会定例会においてお認めをいただきました吉田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の第13条第 1 項及び第43条第 1 項に規定する利用者負担額で、子ども・子育て支援法において市町村が定める額とされていることから、条例で規定し、金額については規則に委任するとしたものであります。

なお、下にお示しした二つの表が条例と法の抜粋であります。

2 の徴収の根拠についてですが、現行の児童福祉法第51条第 4 号では、公立保育所の保育費用、同条第 5 号は私立保育所の保育費用、同法第56条第 3 項が保育料の徴収根拠でありました。子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 6 条によって、児童福祉法第51条第 4 号及び第 5 号が同法第24条第 5 項または第 6 項の措置入所に要する費用の規定に改正され、同法第56条第 3 項は措置入所を行った場合の費用の徴収根拠となり、公立保育所において一般的に行う保育の保育費用の規定及び徴収根拠規定がなくなったことから、公立保育所における徴収根拠を条例で定めようとするものでございます。

2 ページの中ほどの表は児童福祉法の改正前と改正後の比較表であります。

次に、規則に定めます利用者負担額について御説明しますので、参考資料 8 の 1 をごらんください。

1 ページの別表第 1 は、子ども・子育て支援法第19条第 1 項第 1 号で規定しています 1 号認定の利用者負担額表で、施設型給付を選択する幼稚園や認定こども園の 3 歳から 5 歳までの教育標準時間の認定を受けた世帯の利用者負担額の上限を 1 万 6,000 円とするものでございます。

2 ページの備考 1 では、第 4 階層以上は寄附金控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金特別控除等が適用しないものとするものです。

備考 2 では、母子・父子世帯や在宅の障害者（児）を有する世帯には、第 2 階層、第 3 階層と認定された世帯であっても利用者負担額を無料とし、第 4 階層、第 5 階層と認定された世帯であっても利用者負担額から 1,000 円を控除するものとします。

3 ページの備考 3 では、同一世帯に満 3 歳から小学校 3 年生までの範囲内にある子供が複数人いる場合は、最年長の部分から順に 2 人目は利用者負担額を半額とし、3 人目以降は無料とするものです。

備考 4 では、食事の提供に係る負担金は含まないものとします。

別表第 2 は、法第19条第 1 項第 2 号で規定しています 2 号認定の利用者負担額表で、保育所、認定こども園の 3 歳から 4 歳以上の保育認定を受けた世帯の利用者負担額で、保育標準時間である最大 11 時間の認定を受けた 3 歳児の上限を 3 万 3,000 円、4 歳児以上の上限を 2 万 6,000 円とし、保育短時間である最大 8 時間の認定を受けた 3 歳児の上限を 3 万 2,400 円、4 歳児以上の上限を 2 万 5,600 円とするものです。

4 ページの備考 1 は、1 号認定と同様に、4 階層以上の税額控除は適用しないものとするものです。

備考 2 では、母子・父子世帯や在宅の障害者（児）を有する世帯には、第 2 階層と認定された世帯であっても利用者負担額を無料とし、第 3 階層、第 4 階層と認定された世帯であっ

ても利用者負担額から1,000円を控除するものとします。

5ページの備考3では、同一世帯に小学校就学前の範囲内にある子供が複数人いる場合は、最年長の子供から順に2人目は利用者負担額を半額とし、3人目以降は無料とするものです。

備考4では、年度途中で満3歳に達した場合は、2歳児の利用者負担額を適用するものとするものです。

備考5では、食事の提供に係る負担金は、主食であるご飯を含まないものとします。

別表第3は、法第19条第1項第3号で規定しています3号認定の利用者負担額表で、保育所、認定こども園、小規模保育所等のゼロ歳児から3歳児までの保育認定を受けた世帯の利用者負担額で、保育標準時間である最大11時間の認定を受けた3歳未満児の上限を6万円とし、保育短時間である最大8時間の認定を受けた3歳未満児の上限を5万9,000円とするものです。

備考1は、1号認定と同様に、第4階層以上の税額控除は適用しないものとするものです。

備考2では、母子・父子家庭や在宅の障害者（児）を有する世帯には、第2階層と認定された世帯であっても利用者負担額を無料とし、第3階層、第4階層と認定された世帯であっても利用者負担額から1,000円を控除するものとします。

7ページの備考3では、同一世帯に小学校就学前の範囲内にある子供が複数人いる場合は、最年長の子供から順に2人目は利用者負担額を半額とし、3人目以降は無料とするものです。

今回の改正によりまして、利用者負担額の算定方法が所得税を基準とするものから市町村民税の所得割を基準とするものに変更されるとともに、4月から8月までの利用者負担額は前年度の課税をもとに算定し、9月から3月までの利用者負担額は当該年度の課税をもとに算定するものです。

また、1号認定について新たに階層を設定したのですが、2号認定、3号認定につきましては、現行の保護者負担金の10階層に第5階層、第7階層、第9階層を加えて13階層としたものでございます。

以上が第11号議案 吉田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の制定についての説明でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 続きまして、高齢者支援課長をお願いします。

高齢者支援課長、久保田明美君。

〔高齢者支援課長 久保田明美君登壇〕

○高齢者支援課長（久保田明美君） 高齢者支援課でございます。

平成27年第1回議会定例会に上程いたしました第5号議案、第7号議案、第8号議案、第12号議案、第13号議案、第21号議案、第28号議案、第32号議案の8件につきまして御説明申し上げます。

初めに、第5号議案 吉田町健康福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

議案書の10ページ、11ページと参考資料ナンバー3をごらんください。

本議案は、吉田町地域包括支援センターの執務場所の移転に伴い、吉田町健康福祉センター内にあります貸し出し可能施設を変更することをお認めいただくとするものでございます。

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うため、介護保険法第115条の46及び47の規定により、吉田町社会福祉協議会に地域包括支援センターを設置し、包括的支援事業の実施等を委託しております。

高齢化の進展及び介護保険法の改正に伴う新たな事業の創設により、地域包括支援センターの役割はますます重要度を増し、センターの人員を増員して機能の強化を図る必要が出てまいりました。現在、地域包括支援センターは健康福祉センター内1階ブースに設けておりますが、人員を増員するだけのスペースの確保が難しく、健康福祉センター内の別の場所を確保する必要が生じ、社会福祉協議会と協議を重ねてまいりました結果、2階会議室を地域包括支援センターの執務場所として移転をすることといたしました。つきましては、2階会議室の貸し出しを中止させていただくこととなりますことから、条例の別表のうち(2)デイサービス施設以外の施設の表中、会議室の項を削るものでございます。そしてこの条例の施行期日を平成27年4月1日とするものでございます。

次に、第7号議案 吉田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の14ページから16ページと参考資料ナンバー5をごらんください。

本議案は、平成27年度から29年度までの3年間の介護保険料額及び保険料率を改正する内容と、新たに創設されました介護予防日常生活支援総合事業についての実施期日を設定することをお認めいただくとするものでございます。

今回の制度改正は、第1号被保険者の保険料率の算定に関する基準の見直しを行い、現行の標準6段階から9段階に細分化し、市町村民税本人課税層に当たる新しい6段階から9段階の境目となる合計所得金額をそれぞれ設定いたしました。さらに地域の実情に応じた住民参加の多様なサービスを取り入れた新しい介護予防事業・日常生活支援総合事業が創設され、地域支援事業の改正も行われました。

以上のような国の改正内容を踏まえ、当町の第6期保険料基準月額を4,800円、年額で5万7,600円に改め、保険料率につきましても現行の8段階から国の定める9段階に1段階を加え、10段階と多段階に設定し、被保険者の負担能力に応じた設定に変更しようとするものでございます。

改正内容でございますが、条例第2条第1号を2万8,800円に改め、第2号、第3号を4万3,200円に改め、第4号を5万1,840円に改め、第6号を令第39条第1項第5号に掲げるもの5万7,600円に改め、第6号を6万9,120円に改め、合計所得金額を120万未満に改め、第7号を7万4,880円に改め、合計所得金額を120万以上190万円未満と設定し、以下8号から10号までの保険料額と該当する合計所得部分を新たに設定しております。

第4条では、国の施行令の改正に伴い、条項が追加されておりますことから、条項ずれが生じておりますことから、条文の一部を改めるものでございます。

また、介護予防事業・日常生活支援総合事業につきましては、実施期間の猶予が示されておりますことから、附則において介護予防事業・日常生活支援総合事業の実施期間を平成29年4月1日から行うこととするものでございます。そして、この条例の施行期日を平成27年4月1日とするものでございます。

次に、第8号議案 吉田町老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の17ページ、18ページと参考資料6をごらんください。

本議案は、新たな老人福祉センターの分館として建設を行いました吉田町高齢者人材活用センターを平成27年4月1日から供用開始する予定でございますことから、吉田町老人福祉センター設置条例に吉田町高齢者人材活用センターの名称を追加し、所要の改正を行うものがございます。

改正内容は、第2条中に吉田町高齢者人材活用センターの名称、位置を加え、第3条中に現在の事業に加えて吉田町高齢者人材活用センターでの事業内容、生涯現役人材バンク事業を加え、別表関係で別表1に吉田町高齢者人材活用センターの集会室及び健康相談室を加え、施行期日を平成27年4月1日とするものがございます。

次に、第12号議案 吉田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の28ページから43ページと参考資料9をごらんください。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため、関係法律の整備に関する法律により、介護保険法の一部が改正され、これまで厚生労働省令で定められていた指定介護予防支援等の人員の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準について町の条例で定めることとされました。これにより介護認定で要支援と認定された方の予防サービス等のマネジメントを行う事業者の人員や運営、支援方法など必要な基準等を吉田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例として制定しようとするものがございます。

なお、条例の制定に当たり、厚生労働省令で定める基準に従い、従うべき基準とされるものは厚生労働省令と同内容の基準に定め、参酌すべき基準とされるものについては2項目を厚生労働省令を参酌した上で同省令と異なる基準、独自基準を定め、その他の参酌すべき基準は厚生労働省令と同内容の基準を定めております。

条例の制定内容でございますが、指定介護予防支援事業者の資格は法人である者とし、ただし、役員等が吉田町暴力団排除条例に規定する暴力団員等である者を除くとして独自基準を定めております。

4条からの人員に関する基準では、指定介護予防支援事業者の人数を、事業所ごとに指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他指定介護予防支援に関する知識を有する職員を置くことを規定し、その管理者は常勤でなければならないことを規定しております。

6条からの運営の基準では、指定介護予防支援事業者が利用者に指定介護予防支援を提供するための手順を規定し、指定介護予防支援事業者が事業を運営するに当たっての運営規定や支援を行うための執務体制を定めることを規定しております。そして秘密の保持や苦情への対応の仕方、事故が発生したときの対応の仕方についても規定しております。

また、利用者への支援の提供に関する記録を整備し、5年間保存とすることを規定しております。この保存期間につきましては政令で定めた基準と異なり、独自基準を定めております。

31条からの介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準では、支援の具体的な取り扱い方針を規定し、支援に当たっての留意点を定めております。そこにおいてこの条例の施

行期日は平成27年4月1日からとしております。

次に、13号議案 吉田町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する人員等の基準を定める条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の44ページから46ページをごらんください。

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の基準に関する法律により、介護保険法の一部が改正され、これまでの厚生労働省令で全国一律に定めておりました地域包括支援センターの包括的支援事業業務を実施するために必要な職員等に係る基準を吉田町の条例で定めることとされたことから、条例を制定するものでございます。

条例制定内容でございますが、地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するための基本方針を定め、地域包括支援センターにおいて第1号被保険者の人員により常勤の職員の人員配置基準を定めております。そこにおいてこの条例の施行期日は平成27年4月1日からとしております。

次に、第21号議案 平成26年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

議案書60ページ、別冊の補正予算書（第3号）及び補正予算書に関する説明書をごらんください。

補正予算書（第3号）の1ページでございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億2,681万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億1,234万4,000円と定めるものでございます。

今回の補正は、第5期介護保険事業計画により計上した平成26年度予算に対しまして、歳出の保険給付費及び地域支援事業費の実績値に鑑み、見込み額により歳入歳出それぞれの予算額を補正するものでございます。

補正予算に関する説明書の2ページ、3ページをごらんください。

歳入から申し上げます。

1 款保険料は941万5,000円を増額し、総額3億8,049万6,000円とするものでございます。保険料の見込み額が当初予算額を上回ることから増額を行うものでございます。

3 款国庫支出金は5,792万6,000円を減額し、総額3億5,070万3,000円とするもので、歳出の保険給付費及び地域支援事業費の減額に伴い、介護給付費を初めとするそれぞれの法定負担割合分を減額するものでございます。

4 ページをごらんください。

4 款支払基金交付金は6,730万円を減額し、総額4億6,249万9,000円とするもので、歳出の保険給付費及び地域支援事業費の減額に伴い法定負担割合分を減額するものでございます。

5 款県支出金は3,037万8,000円を減額し、総額2億3,717万3,000円とするもので、歳出の保険給付費及び地域支援事業費の減額に伴い法定負担割合を減額するものでございます。

5 ページをごらんください。

7 款繰入金は7,974万7,000円を減額し、総額2億4,128万6,000円とするもので、これまでの国・県支出金と同様に、法定負担割合分を減額するものでございます。また、2項1目の基金からの繰り入れにつきましては、事業運営のための基金を繰り入れることなく事業実施見込みでございましてことから減額をするものでございます。

7ページをごらんください。

9款諸収入は88万1,000円を減額し、総額193万2,000円とするもので、雑入で介護予防事業等の利用料の減額でございます。

次に、8ページ、歳出でございます。

1款総務費は509万円を減額し、総額3,809万9,000円とするもので、介護保険制度運営事業費にあります電算処理委託料の介護保険システム改修委託料と社会保障税番号制度に係るシステム改修委託料を減額するものでございます。

2款保険給付費は2億2,745万1,000円を減額し、総額15億7,143万2,000円とするもので、介護サービス等諸費及び特定入所者介護サービス等費を実績見込みにより減額するものでございます。

11ページをごらんください。

3款基金積立金は118万1,000円を増額し、総額4,861万7,000円とするもので、事業費が当初見込みを下回り、その事業費を基金に積み立てるものでございます。

4款地域支援事業費は608万7,000円を減額し、総額4,814万8,000円とするもので、介護予防費、包括的支援・任意事業費それぞれ実績見込みにより減額を行うものでございます。

以上が第21号議案 平成26年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

次に、第28号議案 平成27年度吉田町介護保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

議案書の84ページから87ページと別冊の平成27年度予算に関する説明書の吉田町後期高齢者医療事業特別会計の次になります、吉田町介護保険事業特別会計をごらんください。

初めに、議案書の85ページをごらんください。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億3,277万2,000円と定めるものでございます。

第2条では、地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により、歳出予算の保険給付費に係る各項間の流用について定めるものでございます。

予算に関する説明書の1ページをごらんください。

平成27年度当初予算は前年度の当初予算と比較しまして、総額で5,931万2,000円、率にして3.1%の減となっております。平成27年度予算は、第6期吉田町介護保険事業計画により算定された予算で、前年度と比較して減額の要因は第5期計画からの入所施設整備がおこなわれていることと介護報酬の改定がなされたことが要因と考えられます。

2ページをごらんください。

歳入から申し上げます。

1款保険料は、1号被保険者保険料で4億1,274万3,000円でございます。第6期計画により給付費及び被保険者数をもとに、第1号被保険者の保険料を月額4,800円と設定いたしました。これまで積み立ててきました介護保険介護給付費準備基金を6,000万円取り崩すこととし、保険料の上昇を抑え、負担軽減を図りました。

2款使用料及び手数料は4万3,000円で督促手数料でございます。

3ページ、4ページをごらんください。

3款国庫支出金は3億8,578万8,000円で、介護給付費国庫負担金、財政調整交付金、地域



支援事業補助金で、法定負担割合により計上させていただいております。

4 目の事務費交付金は制度改正によるシステムの改修費に対する事務費交付金でございます。

4 款支払基金交付金は 4 億 9,028 万 9,000 円で、介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金で、第 2 号被保険者の負担分になります。第 6 期計画から負担割合が 29% から 28% に変更されました。

5 ページ、6 ページをごらんください。

5 款県支出金は 2 億 6,258 万 5,000 円で、介護給付費県負担金、地域支援事業補助金で法定負担割合により計上させていただいております。

7 ページをごらんください。

6 款財産収入 2 万円は基金利子でございます。

7 款繰入金は 2 億 7,778 万 1,000 円で、一般会計からの法定負担割合による繰入金と事務費繰入金、そして介護給付費準備基金からの繰入金でございます。

9 ページをごらんください。

8 款繰越金 100 万円は前年度繰越金でございます。

9 ページから 11 ページをごらんください。

9 款諸収入 252 万 3,000 円は、介護予防事業の教室利用料や任意事業の配食サービス利用料が主な収入でございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出を申し上げます。

12 ページから 15 ページをごらんください。

1 款総務費は 4,612 万 4,000 円で、1 項 1 目 2 事業の介護保険制度運営事業費では、通常の事業費に加えて社会保障税番号制度に係るシステム改修費を委託料に新たに計上させていただいております。

3 項 1 目 2 事業の介護認定審査事業費は基本割合 35%、申請実績割合 65% の割合で負担金の算出をしております。

16 ページから 18 ページをごらんください。

2 款保険給付費は 17 億 2,610 万 8,000 円で、前年度と比較して約 4% の減で、第 6 期介護保険事業計画に沿った給付見込み額を計上させていただいております。

19 ページの 3 款基金積立金は 2 万円で、基金として積み立てる剰余金でございます。

19 ページから 23 ページをごらんください。

4 款地域支援事業費は 5,926 万円で、介護予防事業費、包括的支援任意事業がございます。

2 目 2 事業の 1 次予防事業費では、新たに高齢者人材活用センターで行う事業として生涯現役人材バンク事業の事業費を新たに計上しております。

そして、3 目 2 事業に総合事業精算金を新たに計上しておりますが、これは住所地特例対象者が新しい総合事業を施設所在地でサービスを利用したときに、保険者側が支払う負担分でございます。

2 項 1 目 3 事業の在宅医療・介護連携推進事業費は、今回の制度改正で地域包括ケアシステムの構築がポイントとなり、在宅医療・介護連携の推進が位置づけられていることから事業費を計上しております。

23ページから24ページをごらんください。

5款諸支出金は26万円で、保険料の還付金及び補助金等の償還金、一般会計繰出金でございます。

6款予備費は100万円でございます。

以上が第28号議案 平成27年度吉田町介護保険事業特別会計予算でございます。

次に、32号議案 指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案書の95ページと参考資料14をごらんください。

本議案は、平成27年4月から開所を予定しております吉田町高齢者人材活用センターの管理につきまして、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理を行わせるものとし、その指定管理者について一般社団法人吉田町シルバー人材センターを指定することをお認めいただくとするものでございます。

指定管理者の選定理由は、老人福祉センターとしての設置目的を達成するためには、高齢者の生きがいつくりや社会参加の推進を図り、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりを目的としている一般社団法人吉田町シルバー人材センターを指定管理者とすることが最適であることから、吉田町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第2条ただし書きにより、一般社団法人吉田町シルバー人材センターを指定管理者として選定しようとするものでございます。

平成27年度に係る指定管理料といたしましては8万6,000円を予定しております。業務の内容につきましては、施設の貸し出し業務や使用料の徴収など施設の運営に関する業務と施設の維持管理に関する業務をお願いするものでございます。利用料につきましては、地方自治法244条の2第8項の規定により指定管理者の収入とするものでございます。指定の期間は平成27年4月1日から平成32年3月31日までとするものでございます。

以上、高齢者支援課から8件の議案について御説明を申し上げます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 1時56分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

続きまして、産業課長お願いいたします。

産業課長、山村丈太郎君。

〔産業課長 山村丈太郎君登壇〕

○産業課長（山村丈太郎君） 産業課でございます。

産業課からは、第6号議案 吉田町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてをお認めいただくとするものでございます。

提出議案の12ページ、13ページと参考資料ナンバー4、吉田町手数料条例の新旧対照表をごらんください。

本議案は、平成26年5月30日に公布されました鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

の一部を改正する法律により、法律名が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に変更されることになりました。これに伴い、吉田町手数料条例中の当該法律名を変更する必要があるため、吉田町手数料条例の一部を改正しようとするものでございます。

具体的に申し上げますと、吉田町手数料条例の別表中の手数料を徴収する事項の法律名、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律を鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に変更しようとするものでございます。

なお、附則で施行期日を改正法の施行日に合わせ、平成27年5月29日からとするものでございます。

以上が第6号議案 吉田町手数料条例の一部を改正する条例の制定についての説明でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 続きまして、下水道課長お願いします。

下水道課長、水野辰明君。

〔下水道課長 水野辰明君登壇〕

○下水道課長（水野辰明君） 下水道課でございます。

第22号議案、第29号議案の2議案につきまして御説明を申し上げます。

初めに、第22号議案 平成26年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明を申し上げます。

別冊の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）をごらんください。

表紙の裏側の第1条でございます。第1条第1項におきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,959万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億377万4,000円にしようとするものでございます。

第2項は歳入歳出予算の補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は1ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりお認めをいたごうとするものでございます。

第2条は地方債の補正で、2ページの第2表、地方債補正のとおり公共下水道事業に充当する起債限度額を減額しまして、1億3,460万円とすることをお認めいたごうとするものでございます。

以上の補正予算の内容につきまして詳細を御説明申し上げますので、別冊の補正予算（第3号）に関する説明書の2ページからごらんください。

歳入でございます。

第3款国庫支出金は2,704万円の減額でございます。国庫補助金の社会資本整備総合交付金を内示額に沿って減額するものでございます。

4款繰入金は2,235万9,000円の減額でございます。一般会計からの繰入金で、歳出の公共下水道事業費のうち公共管渠建設費、浄化センター維持管理費などの減額によりまして、財源である繰入金を減額するものでございます。

3ページをごらんください。

7款町債は3,020万円の減額でございます。下水道事業債につきまして歳出1款1項公共下水道事業費、1目管渠建設費の請負工事費分の減額2,360万円と4目の浄化センター建設費の委託料及び請負工事費の減額分660万円の起債につきまして減額するものでございます。

次に、歳出でございます。

4 ページをごらんください。

1 款公共下水道事業費は7,959万9,000円を減額するものでございます。その内訳でございますが、1 目管渠建設費の2の事業、公共管渠建設費は国庫補助金の減額、事業実績によりまして3,863万2,000円減額するもので、管渠実施設計委託料、公共下水道管渠整備、地震対策工事につきまして減額するものでございます。3の事業、町単管渠建設費は、公共事業の減による附帯事業の減と事業実績によりまして757万3,000円を減額するもので、委託料は管渠実施設計委託料と公共事業の減によりまして水道管布設がえ工事を実施しないことから、物件補償工事設計委託料、補償補填及び賠償金では水道管移設補償費などを減額するものでございます。

5 ページをごらんください。

2 目管渠維持費は、事業補正はございませんが、一般会計繰入金と繰越金の財源振りかえを703万9,000円行うものでございます。

3 目浄化センター維持管理費は1,566万円減額するもので、長寿命化計画の中で27年度以降に浄化センター機械設備の改築更新を行う予定でありまして、国土交通省の承認によりまして対象期間が定まり、本年度の浄化センター機械設備の点検を予定していた機械のうち点検不要となるものがあることから、機械設備器具点検委託料を減額するものでございます。

4 目浄化センター建設費の2の事業、公共浄化センター建設費は1,544万8,000円の減額で、国庫補助事業費の減額によりまして長寿命化実施設計委託の一部と対津波対策の総合地震対策計画策定業務を後年の実施としたことから減額となるものでございます。

6 ページをごらんください。

3の事業、町単浄化センター建設費は228万6,000円の減額で、対津波対策の総合地震対策計画策定業務を5年としております。

以上が平成26年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

続きまして、第29号議案 平成27年度吉田町公共下水道事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

提出議案つづりの89ページをごらんください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億6,559万9,000円とし、款項の区分及び当該区分ごとの金額は90ページに掲げました第1表、歳入歳出予算のとおりお認めいただくとするものでございます。この総額は前年と比較しますと3億7,884万5,000円、38.4%の増額となります。

第2条は、91ページに掲げました第2表、債務負担行為のとおり、長寿命化施設整備事業費につきまして平成28年度までの期間で1億2,400万円を限度とする債務を負担することをお認めいただくとするものでございます。

第3条は、92ページに掲げました第3表、地方債のとおり、公共下水道事業につきまして3億2,850万円の地方債を措置することをお認めいただくとするものでございます。

第4条は、一時借入金の借り入れの最高額を3億5,000万円と定めることについてお認めいただくとするものでございます。

それでは、90ページの第1表、歳入歳出予算につきまして御説明申し上げますが、別冊の予算に関する説明書によって御説明を申し上げます。

予算に関する説明書の公共下水道事業特別会計の2ページをごらんください。

歳入でございます。

1 款分担金及び負担金は予算額1,000万9,000円でございます。下水道事業受益者負担金でございますが、受益地の面積の増加によりまして181万1,000円増額となっております。

2 款使用料・手数料は予算額8,030万3,000円でございます。

3 ページをごらんください。

3 款国庫支出金は社会資本整備総合交付金で、予算額 2 億8,540万円、対前年度比で 1 億9,040万円の増額となっております。浄化センター長寿命化に伴う電気機械設備の改築更新工事並びに管渠建設を行うため増額となるものでございます。

4 ページをごらんください。

4 款繰入金は、予算額 6 億5,335万7,000円で、対前年度比2,007万2,000円の増額となっております。一般会計の繰入金でございます。

5 款繰越金は、予算額500万円、前年度と同額でございます。

5 ページをごらんください。

6 款諸収入は、予算額303万円でございます。内訳は延滞金加算金・過料、それから預金利子、雑入でございます。主な歳入につきましては消費税還付金300万円が主な内容でございます。

6 ページをごらんください。

7 款町債は、予算額 3 億2,850万円で、対前年度比 1 億6,370万円の増でございます。浄化センター長寿命化に伴う電気機械設備の改築更新並びに管渠建設を行うため増額となる内容でございます。

続きまして、歳出の内容を御説明申し上げます。

7 ページをごらんください。

1 款 1 項公共下水道事業費は 8 億2,937万8,000円、対前年度比 3 億789万4,000円の増額でございます。

その 1 目の管渠建設費につきましては 3 億1,800万9,000円でございます。内訳としましては、職員人件費が4,389万8,000円、下水道課職員 6 人分の給料、職員手当等でございます。

公共管渠建設費は 1 億8,103万円、こちらの内容につきましては 8 ページをごらんいただきたいと思いますが、業務委託では川尻地区の管渠実施設計業務委託のほか、27年度、28年度に下水道事業の全体計画の見直しを行う予定でございますが、その基礎調査を行う下水道事業計画策定業務委託料と、それから、26年度の国庫補助事業の減額によりまして、実施できなかった下水道総合地震対策計画策定業務委託料を計上する内容でございます。

工事請負費では、東名川尻幹線、住吉幹線の道路築造に合わせた管渠整備や県道住吉金谷線と150号交差点の推進工事など、それから、地震対策工事を行うものでございます。

町単管渠建設費は8,763万3,000円で、主な支出は 8 節の受益者負担金前納報奨金、9 ページの工事請負費の補助路線に附属して行う町単下水道管渠整備工事費や22節の住吉幹線などの水道管布設がえに伴う水道管移設補償費などでございます。町単排水設備公共ます建設費は544万8,000円で、公共枅設置手数料、公共枅材料費などが主な支出でございます。

10ページをごらんください。

2 目管渠維持管理費は755万6,000円で、管渠マンホールポンプ電気使用料、それから下水道台帳策定業務委託が主な支出でございます。

3目浄化センター維持管理費は9,832万3,000円で、対前年度比1,382万1,000円の減額でございます。1の事業は職員人件費665万5,000円で、職員1名の給与手当でございます。

11ページをお願いします。

2の事業、浄化センター維持管理費は9,166万8,000円、1,290万円の減額で、減額の主な内容につきましては、12ページの浄化センター機械設備器具点検委託料につきまして長寿命化計画に基づく機械設備の改築更新によりまして不要となるものがあることから減額とするものでございます。

4目浄化センター建設費は4億549万円で、対前年度比3億6,669万円の増額となっております。公共浄化センター建設費は3億8,977万円で、委託料では下水道BCPの策定が補助の要件となっていることから、その策定業務の委託料と13ページをごらんください。工事請負費では、施設整備としまして長寿命化計画による浄化センター電気機械設備の改築更新工事を行うもので、電気設備につきましては、工期が17カ月必要となることから、長寿命化施設整備事業費としまして債務負担行為の設定をお願いするものでございます。町単浄化センター建設費は1,572万円で、委託料では長寿命化改築工事の管理委託料と、公営企業会計移行の準備調査の業務委託を計上している内容でございます。工事請負費につきましては公共建設に付随する施設整備を計上するものでございます。

次に、2款1項公債費は5億3,522万1,000円、前年度比795万1,000円の増額となっております。年次償還に基づくもの、それから利子は一時借入金利子をあわせて計上するものでございます。

3款1項予備費は100万円、前年度と同額でございます。

以上の内容が歳入歳出それぞれ13億6,559万9,000円と定めさせていただく内容でございます。

下水道課から2件の議案につきまして御説明を申し上げます。御審議をよろしくお願いたします。

○議長（八木 栄君） 続いて、水道課長をお願いします。

水道課長、大井一弘君。

〔水道課長 大井一弘君登壇〕

○水道課長（大井一弘君） 水道課でございます。

水道課からは第23号議案と第30号議案の2議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、第23号議案 平成26年度吉田町水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

別冊の平成26年度吉田町水道事業会計補正予算書（第1号）の1ページ目をごらんください。

平成26年度吉田町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の収入につきまして御説明申し上げます。

第1款の水道事業収益につきましては、既決予定額に173万1,000円増額し、5億8,770万円にすることを認めいただくものでございます。

その内訳として、第1項の営業収益につきましては、既決予定額から833万3,000円減額し、5億2,551万1,000円に、第2項の営業外収益につきましては、既決予定額に1,006万4,000円増額し、6,218万9,000円にすることを認めいただくものでございます。

次に、支出でございますが、第1款の水道事業支出につきましては、既決予定額に448万

9,000円増額し、5億4,890万2,000円にすることを認めいただくものがございます。

その内訳として、第1項の営業費用につきましては、既決予定額から585万4,000円減額し、4億3,572万1,000円に、第2項の営業外費用につきましては、既決予定額に1,111万6,000円増額し、1億254万8,000円に、第3項の特別損失につきましては、既決予定額から77万3,000円減額し、963万3,000円に、第4項の予備費につきましては、既決予定額と同額の100万円にすることを認めいただくものがございます。

補正予算書の2ページをごらんください。

平成26年度吉田町水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の収入につきまして御説明申し上げます。

第1款の資本的収入につきましては、既決予定額から646万6,000円減額し、1,504万5,000円にすることを認めいただくものがございます。

その内訳として、第2項の他会計出資金につきましては、既決予定額から93万円減額し、37万円に、第3項のその他資本的収入につきましては、既決予定額から553万6,000円減額し、1,467万5,000円にすることを認めいただくものがございます。

次に、支出でございますが、第1款の資本的支出につきましては、既決予定額から9,682万1,000円減額し、3億1,295万8,000円にすることを認めいただくものがございます。

その内訳として、第1項の建設改良費につきましては、既決予定額から9,682万1,000円減額し、1億7,449万6,000円に、第2項の企業債償還金につきましては、既決予定額と同額の1億3,846万2,000円にすることを認めいただくものがございます。

この結果、資本的収入額から資本的支出額を差し引いた不足額は2億9,791万3,000円となります。この不足額2億9,791万3,000円につきましては、過年度分消費税資本的収支調整額1,715万円、減債積立金1,500万円、建設改良積立金2,500万円、過年度分損益勘定留保資金2億4,076万3,000円で補填することを認めいただくものがございます。

補正予算書の3ページをごらんください。

平成26年度水道事業会計予算第7条に定めた職員給与費の金額を既決予定額から46万円減額し、7,519万7,000円に変更することを認めいただくものがございます。

さらに第8条に定めた棚卸資産購入限度額の金額を632万4,000円から590万7,000円に変更することを認めいただくものがございます。

以上が平成26年度吉田町水道事業会計補正予算（第1号）の内容でございます。

詳細につきましては、吉田町水道事業会計予算実施計画補正予算（第1号）で御説明させていただきます。

引き続き補正予算書の4ページ、5ページをごらんください。

水道事業収益及び支出の補正金額の増減が大きい項目について御説明させていただきます。

初めに、給水収益でございます。給水収益は既決予定額から793万3,000円減額し、5億2,300万円でございます。減額の主な要因は、一般家庭用の13ミリの延べ使用件数の減少や夏場の天候不順により、使用水量が減少したことによるものがございます。

次に、長期前受金戻入でございます。長期前受金戻入は、今年度地方公営企業会計制度の見直しに伴い、新たに設けられた項目でございます。これは建設改良事業などの償却資産の

取得、改良のために交付された工事負担金などを資産の減価償却に対応させて収益化を行うものでございます。長期前受金戻入は、既決予定額に872万7,000円増額し、5,601万5,000円でございます。増額の要因は、平成25年度分の工事負担金や加入分担金などが増額、また、平成25年度分の固定資産除却相当分を長期前受金から削除したことによるものでございます。

次に、雑収益でございます。

雑収益は、既決予算額に136万6,000円増額し、603万2,000円でございます。増額の主な要因は、欠損済み水道料金の増額、また退職手当負担金の還付によるものでございます。

次に、原水浄水及び配水給水費でございます。原水浄水及び配水給水費は、既決予定額から296万9,000円減額し、1億2,460万7,000円でございます。減額の項目は、委託料と動力費でございます。委託料の減額要因は、水道施設警備保障業務委託などの契約差金によるものでございます。また、動力費の減額要因は、水道水の使用料減少に伴い、水源からの地下水のくみ上げ量減によるものでございます。

次に、資産減耗費でございます。資産減耗費は、既決予定額から297万6,000円減額し、1,135万5,000円です。減額の要因は、当初予算に予定していた建設改良事業費の減額によるものでございます。

次に、雑支出でございます。雑支出は、既決予定額に150万円増額し、153万2,000円でございます。増額の要因は、石綿管などを修繕するための貯蔵品処分費を計上するものでございます。

次に、消費税でございます。消費税は、既決予定額に961万6,000円増額し、1,634万6,000円でございます。増額の主な要因は、建設改良費などの減少により、仮払消費税が減り、仮受消費税との差が広がったことによるものでございます。

補正予算書の11ページをごらんください。

この結果、本予算における当年度純利益は2,982万8,000円を見込んでおります。

補正予算書の6ページ、7ページにお戻りください。

次に、資本的収入及び支出の補正金額について御説明させていただきます。

初めに、他会計出資金でございます。他会計出資金は、既決予定額から93万円減額し、37万円でございます。減額の主な要因は、新設消火栓設置数の減、また、牧之原市の新設消火栓の費用減額によるものでございます。

次に、その他資本的収入でございます。その他資本的収入の工事負担金は、既決予定額から322万3,000円減額し、768万5,000円でございます。減額の主な要因は、片岡辻東の下川原1号線などの下水道工事の延期による補償金額の減額によるものでございます。加入分担金は、既決予定額から231万3,000円減額し、699万円でございます。減額の主な要因は、13ミリ、20ミリの量水器の出庫減によるものでございます。

次に、建設改良費です。建設改良費は、既決予定額から9,640万4,000円減額し、1億7,424万4,000円でございます。減額項目は、委託料と工事請負費でございます。委託料の減額の主な要因は、第8、第9水源導水施設用地の地権者との交渉が難航し、導水施設用地が決定できず、第8、第9水源導水施設工事測量設計業務を実施できなかったことによるものでございます。また、工事請負費の減額の主な要因も委託料と同様で、地権者との交渉が難航したため、第9水源及び第8、第9水源導水施設の用地造成工事、井ノ口線導水管布設及び布設がえ工事を実施できなかったものによるものでございます。



固定資産購入費は、既決予定額から41万7,000円減額し、25万2,000円でございます。減額の主な要因は、13ミリ、50ミリの量水器の出庫が見込めないことによるものでございます。

補正予算書の8ページ、9ページをごらんください。

本予算における現金・預金は期首から3,348万7,000円減額の5億7,455万9,000円を見込んでおります。

本予算における貸借対照表を補正予算書の12ページから16ページまでに添付させていただきましたので、御確認をいただきたいと思っております。

また、先ほど御説明いたしました水道事業の収益的収入及び支出、資本的収入及び支出の補正予算額の詳細を補正予算書の17ページから26ページまでに添付させていただきましたので、あわせて御確認をいただきたいと思っております。

以上が第23号議案 平成26年度吉田町水道事業会計補正予算（第1号）についての説明でございます。

続きまして、第30号議案 平成27年度吉田町水道事業会計予算について御説明申し上げます。

別冊の平成27年度吉田町水道事業会計予算書の1ページ目をごらんください。

初めに、平成27年度吉田町水道事業会計予算第2条の業務の予定量でございます。給水戸数を1万2,796戸に、年間総配水量を457万立方メートルに、1日平均給水量を1万761立方メートルに、主要な建設改良事業としては配水管布設がえ工事の事業費として2億1,564万9,000円にすることを認めいただくとするものでございます。

次に、同じく予算第3条の収益的収入及び支出の予定額でございます。

第1款の水道事業収益につきましては5億8,138万円にすることを認めいただくとするものでございます。

その内訳として、第1項の営業収益につきましては5億2,013万9,000円に、第2項の営業外収益につきましては6,124万1,000円にすることを認めいただくとするものでございます。

次に、支出でございますが、第1款の水道事業費用につきましては5億5,555万9,000円にすることを認めいただくとするものでございます。

その内訳として、第1項の営業費用につきましては4億6,296万9,000円に、第2項の営業外費用につきましては9,159万円に、第3項の予備費につきましては100万円にすることを認めいただくとするものでございます。

予算書の2ページ、3ページをごらんください。

同じく予算第4条の資本的収入及び支出の予定額でございます。

第1款の資本的収入につきましては3,174万7,000円にすることを認めいただくとするものでございます。その内訳として、第1項の企業債につきましては、借り入れを予定していないためにゼロ円に、第2項の他会計出資金につきましては130万円に、第3項のその他資本的収入につきましては3,044万7,000円にすることを認めいただくとするものでございます。

次に、支出でございますが、第1款の資本的支出につきましては3億7,513万5,000円にすることを認めいただくとするものでございます。

その内訳として、第1項の建設改良費につきましては2億3,107万円に、第2項の企業債

償還金につきましては1億4,406万5,000円にすることを認めいただくとするものでございます。

この結果、資本的収入額から資本的支出額を差し引いた不足額が3億4,338万8,000円となります。この不足額3億4,338万8,000円を、減債積立金3,000万円、建設改良積立金7,000万円、過年度分消費税資本的収支調整額1,233万円、過年度分損益勘定留保資金2億3,105万8,000円で補填することをお認めいただくとするものでございます。

このほかに第5条の一時借入金の限度額を5,000万円、第6条の予定支出の各項の経費の金額の流用、第7条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を7,604万5,000円に、公債費を1万円に、第8条の棚卸資産購入限度額を622万7,000円にすることを認めいただくとするものでございます。

以上が平成27年度吉田町水道事業会計予算の内容でございます。

詳細につきましては、吉田町水道事業会計予算実施計画で御説明させていただきます。

引き続き予算書の4ページ、5ページをごらんください。

水道事業会計予算第3条の収益的収入及び支出について詳しく御説明させていただきます。

初めに、営業収益の給水収益は、水道料金の算出根拠のもととなる有収水量を392万7,826立方メートルとして、5億1,837万8,000円を予定額とするものでございます。

次に、受託工事収益は、配水管破損に伴う工事補償などの修繕工事収益として11万2,000円を予定額とするものでございます。

次に、その他の営業収益は、設計審査及び材料検査などの手数料や消火栓維持管理料として164万9,000円を予定額とするものでございます。

次に、営業外収益の受取利息及び配当金は、減債積立金、建設改良積立金などの利息として14万8,000円を予定額とするものでございます。

次に、長期前受金戻入5,575万6,000円を予定額とするものでございます。

次に、雑収益は、下水道使用料算定資料の提供に係る負担金、コピー代、欠損済み水道料金などとして533万7,000円を予定額とするものでございます。

次に、営業費用の原水浄水及び配水給水費は、主なものとして上水道管路台帳CADシステムの構築業務などの委託料や、水道施設などの修繕費、動力費などとして1億4,627万8,000円を予定額とするものでございます。

次に、受託工事費は、給水装置の修繕費や材料費として160万円を予定額とするものでございます。

次に、業務費は主なものとして、電算業務委託や検針業務委託の委託料、納入通知書などを郵送する通信運搬費などとして4,359万1,000円を予定額とするものでございます。

次に、総係費は主なものとして、職員の研修参加費、水道管の水道賠償責任保険などの保険料、平成26年度水道料金の不納欠損処分額の貸倒引当金繰入額などとして2,926万9,000円を予定額とするものでございます。

次に、減価償却は主なものとして、配水管等の構築物、量水器などの機械及び装置などとして2億3,004万5,000円を予定額とするものでございます。

次に、資産減耗費は、配水管の布設がえ工事による配水管除却費などとして1,212万6,000円を予定額とするものでございます。

次に、その他営業費用、公用車車検に伴う重量税や代行料などとして6万円を予定額とす

るものでございます。

次に、営業外費用の支払い利息及び企業債取り扱い諸費は、財務省利子、地方公共団体金融機構利子などとして6,321万9,000円を予定額とするものでございます。

次に、繰延資産償却、管網図製作などの費用を毎年度均等に償却する費用として1,217万9,000円を予定額とするものでございます。

次に、雑支出は、仕入れ控除をできない仮払消費税3万2,000円を予定額とするものでございます。

次に、消費税は、仮受消費税から仮払消費税を差し引いた1,616万円を予定額とするものでございます。

次に、予備費は100万円を予定額とするものでございます。

当初予算書の8ページをごらんください。

この結果、本予算における当年度純利益は1,368万8,000円を見込んでおります。

当初予算書の6ページ、7ページをごらんください。

水道事業会計予算第4条の資本的収入及び支出について詳しく御説明させていただきます。

初めに、企業債は借入れを予定していないためゼロ円を予定額とするものでございます。

次に、他会計出資金は、新設の消火栓2基分の設置料として130万円を予定額とするものでございます。

次に、その他資本的収入の工事負担金は、下水道課や牧之原市建設課の関連工事に伴う補償費として2,148万3,000円を予定額とするものでございます。

また、加入分担金は13ミリ、20ミリなどの量水器出庫に伴い、新規の給水契約者から徴収するものとして896万4,000円を予定額とするものでございます。

次に、建設改良費の建設改良費は、委託料や工事請負費などとして2億1,564万9,000円を予定額とするものでございます。

また、固定資産購入費は、第8、第9水源導水施設用地の土地購入費と新品の13ミリ、20ミリの量水器などを出庫する量水器購入費の合計で1,542万1,000円を予定額とするものでございます。

次に、企業債償還金は、財務省元金、地方公共団体金融機構元金として1億4,406万5,000円を予定額とするものでございます。

参考資料ナンバー12の平成27年度吉田町水道事業会計予算資料の1ページから3ページまでに建設改良費の工事予定事業一覧表及び業務委託の一覧表、また参考資料の8ページから10ページまでに建設改良費の工事予定箇所を添付させていただきましたので、御確認いただきたいと思っております。

当初予算書の8ページ、9ページにお戻りください。

本予算における現金・預金は期首から1億3,448万1,000円減額の4億4,007万8,000円を見込んでおります。

当初予算書の18ページ、19ページには、前年度分の予定損益計算書、20ページから24ページまでには前年度分の予定貸借対照表、25ページから29ページまでには当年度分の予定貸借対照表を添付させていただきましたので、御確認をいただきたいと思っております。

また、当初予算書の30ページから39ページまでに、先ほど御説明いたしました水道事業の収益的収入及び支出、資本的収入及び支出の予算額の詳細を、40ページから42ページまでに

重要な会計方針などの注記を添付させていただきましたので、あわせて御確認いただきたいと思ます。

以上が第30号議案 平成27年度吉田町水道事業会計予算についての説明でございます。

これで水道課からの2議案の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（八木 栄君） ここで暫時休憩とします。

再開は3時とします。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 3時00分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は10名です。

休憩前に引き続き会議を続けます。

それでは、教育委員会事務局長をお願いします。

教育委員会事務局長、増田惣一君。

〔教育委員会事務局長 増田惣一君登壇〕

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 教育委員会事務局です。

教育委員会事務局からは第2号議案、第3号議案、第9号議案、第14号議案、第15号議案、第16号議案、第33号議案、合計7件についてお認めいただくとするものでございます。

最初に、第2号議案 吉田町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例の制定について御説明をします。

提出議案書の1ページから2ページをごらんください。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行が本年4月1日から施行されることに伴い、上程するものでございます。

吉田町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例につきましては、教育公務員特例法第16条の規定に基づき制定されるものでございまして、この条例については今回の地方行法の改正に伴いまして、この16条が削除されたことによりまして、その適用を受けなくなったこととなり、同法の規定を根拠とする旧教育長の給与、旅費、手当、勤務条件等を定めた吉田町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止しようとするものでございます。

施行日は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行日と同日の平成27年4月1日といたしましたが、経過措置として、現在の教育長がなお従前の例により在職する場合は、なお効力を有するものとしてございます。

以上が第2号議案の吉田町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例の制定についての御説明でございます。

続きまして、第3号議案 吉田町立コミュニティ広場設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提出議案書3ページから6ページ及び参考資料ナンバー1をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、新たに設置される吉田町神戸コミュニティ広場につきまして、吉田町立コミュニティ広場設置条例に内容を加えようとする改正でございます。

改正内容でございますが、第2条に吉田町神戸コミュニティ広場の名称、位置を加え、第4条には使用制限について、他の条例との整合性を図るため文言等を改めようとするものでございます。

また、神戸コミュニティ広場設置後の管理について指定管理者制度を利用する計画であることから、第7条に指定管理者による管理について、第8条に指定管理者が行う管理の基準について、第9条に指定管理者が行う業務の範囲について、第10条に管理棟利用に当たっての使用料金等について定めようとするものでございます。

なお、附則において施行期日は平成27年4月1日とするものでございます。

以上が第3号議案の吉田町立コミュニティ広場設置条例の一部を改正する条例の制定についての説明でございます。

次に、第9号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

提出議案書の19ページから23ページ、参考資料ナンバー7をごらんください。

本議案は、先ほどの第2号議案と同様に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されることに伴い、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、関連する八つの条例を一括して改正しようとするものでございます。

改正する内容でございますが、第1条においては、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例中、新教育長が常勤の特別職の職員となることに伴い、旧教育長に関する規定を削除し、また、別表1においては、教育委員会の委員長職の廃止に伴い、その報酬に関する規定を削除しようとするものでございます。

第2条においては、特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例中、特別職の常勤職員である新教育長の職が新設されることに伴い、新教育長の給料、手当に関する規定を追加しようとするものでございます。

第3条は、吉田町承認等の実費弁償に関する条例中、実費弁償の対象者に総合教育会議に招集する意見聴取者を加えようとするものでございます。

第4条は、吉田町教育委員会事務局設置条例中、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の条番号の繰り上げに伴い、該当部分を修正しようとするものでございます。

第5条は、吉田町特別職報酬審議会条例中、審議会の審議の対象者に常勤の特別職となる新教育長を審議の対象に加えようとするものでございます。

第6条は、吉田町職員定数条例中、一般職の職員としての旧教育長に関連する文言を削除しようとするものでございます。

第7条においては、吉田町都市計画審議会条例中、委員の被任命者に従前から教育委員となっていた者に新教育長も加えようとするものでございます。

第8条は、吉田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例中、被指定管理者の除外規定に関する部分について、新教育長が教育委員会の委員でなくなることから、新教育長の規定も加えようとするものでございます。

なお、附則につきましては、この条例の施行期日を地方教育行政の組織及び運営に関する

法律の一部を改正する法律の施行期日と同日の平成27年4月1日としておりますが、改正後の法附則第2条第1項の経過措置規定により、現在の教育長がなお従前の例により在職する場合は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例、吉田町特別職報酬等審議会条例、吉田町職員定数条例、吉田町都市計画審議会条例及び吉田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例については、改正前の条例を適用するものとしてございます。

以上が第9号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての説明でございます。

続いて、提出議案書の47ページをごらんいただきたいと存じます。

第14号議案 吉田町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について御説明をさせていただきます。

本議案は、第2号議案と同様に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行が本年4月1日に施行されることに伴い、上程するものでございます。

新教育長が教育公務員特例法第16条により、第16条の規定が削除されたことにより、その適用を受けなかったこととなり、新教育長が常勤の特別職となったため、新たに勤務時間、休暇等について条例で規定しようとするものでございます。

内容は、吉田町職員の例によることを定めるものでございます。

なお、附則につきましては、施行日を地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行日と同日の平成27年4月1日といたしましたが、経過措置として現在の教育長がなお従前の例により在職する場合は、この条例の規定は適用しないものとしてございます。

以上が第14号議案 吉田町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等に関する条例の制定についての説明でございます。

続いて、第15号議案 吉田町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について説明をさせていただきます。

提出議案書の49ページをごらんいただきたいと存じます。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行が4月1日に施行されることに伴い、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項の規定により、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職務遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責務を有する職務にのみ従事しなければならないという規定をされました。これに基づきまして、職務専念義務特例に関する規定を定めるものでございます。こちらも施行日は同様に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行日と同日の平成27年4月1日といたしましたが、経過措置は同様に、現在の教育長がなお従前の例により在職する場合は、この条例の規定は適用しないものとしてございます。

以上が第15号議案 吉田町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についての説明でございます。

続きまして、第16号議案 吉田町いじめ防止条例の制定について御説明申し上げます。

提出議案書の51ページから55ページ、及び参考資料ナンバー10をごらんいただきたいと存じます。

平成25年9月にいじめ防止対策推進法が施行されたことに伴い、本町においてもいじめの防止に向けた総合的な対策を推進することで、いじめをなくし、子供たちが安心して生活し、健やかに成長することができる町の実現を目指すとともに、いじめを絶対に許さないという決意を町民全体が共有するために本条例を制定するものでございます。

また、本条例にはいじめの重大事態が発生した際の対応も定め、円滑な対応を図るとともに、同種の事態の発生防止に寄与するものでございます。

制定の内容でございますが、第1条は本条例の目的として、いじめの防止等のための対策を総合的、かつ効果的に推進することを規定するものでございます。

第2条は、いじめの防止等のための基本理念を児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすること、児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないように、いじめ問題に関する児童等の理解を深めること及び国、県、町、学校、地域住民、家庭、その他関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することと規定するものでございます。

第3条は、いじめ、学校、児童等、保護者、住民、事業者及び重大事態のそれぞれの用語を定義するものでございます。

第4条は、児童等はいじめを行ってはならないと規定し、児童等にいじめの禁止について明確に示すものでございます。

第5条は、町は本条例の基本理念にのっとり、いじめの防止等のため、対策について、国及び県と協力しつつ、町の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することとし、町の責務について規定するものでございます。

第6条は、教育委員会は、本条例の基本理念にのっとり、学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有することとし、教育委員会の責務について規定するものでございます。

第7条は、学校及び学校の教職員はいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、児童等がいじめを受けているおそれがあると認められるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責任を有することとし、学校及び学校の教職員の責務について規定するものでございます。

第8条は、保護者に対して保護する児童が規範意識を養うための指導等を行うよう努める責務、児童等をいじめ等から保護する責務、及びいじめ防止等のための措置に協力するよう努める責務を規定するものでございます。

第9条は、住民及び事業者に対し、児童等が安心して暮らすことができる環境を確保するよう努める責務及びいじめを発見したとき等は、学校、町または関係機関等に通報するよう努める責務を規定するものでございます。

第10条は、児童等に対しいじめのない学校生活を送ることができるよう努める責務、みずからがいじめを受けたとき、または他の児童等がいじめを受けているおそれがあるときは、速やかに保護者、その他家族、学校の教職員、町または関係機関等に相談するよう努める責務を規定するものでございます。

第11条は、町は、法第11条に規定するいじめ防止基本方針を参酌し、町におけるいじめの防止等のための対策を総合的、効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう規定するものでございます。

第12条は、学校におけるいじめ、学校においては、吉田町いじめ防止基本方針を参酌し、基本的な方針を定めるよう規定するものでございます。

第13条は、町がいじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るとともに、いじめ防止等の取り組みを点検、検証を行うため、いじめ問題対策連絡協議会を置くことを規定するものでございます。

第14条は、教育委員会が吉田町いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめ防止等のため対策を実効的に行い、及び重大事態が発生した際の調査を行うため、いじめ問題調査委員会を置くことを規定するものでございます。

第15条は、学校においていじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する識見を有する者、その他の関係者により構成するいじめの防止等の対策のための組織を置くことを規定しているものでございます。

第16条は、重大事態が発生した場合の対応及び当該重大事態と同様の事態の発生防止について規定するもので、第1項は、学校は当該学校において重大事態が発生した場合は、その事実を把握し、遅滞なく教育委員会に報告しなければならないことを規定するものでございます。

第2条は、教育委員会が学校からの報告を受けたときは、町長にその旨を報告するとともに、同種の事態の発生を防止するための措置を実効的に行うため、遅滞なくいじめ問題調査委員会を設置し、調査することを規定するものでございます。

第3項は、教育委員会はいじめ問題調査委員会の調査結果を遅滞なく町長に報告することを規定するものでございます。

第4項は、町長は教育委員会からの報告を受けたものの重大事態の対処または重大事態と同種の事態の発生防止のため、さらに調査する必要があると認めるときは、いじめ問題再調査委員会を設置し、いじめ問題調査委員会の調査結果の再調査を行うことを規定するものでございます。

第5項は、町長は再調査を行ったときは、その結果を教育委員会に通知するとともに、議会に報告することを規定するものでございます。

第6項は、町長及び教育委員会は、いじめ問題調査委員会の調査及び再調査委員会の結果を踏まえ、みずからの権限及び責任において当該調査に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることを規定するものでございます。

第17条は、そのほか条例に定めのない事項については別に定める規定でございます。

なお、この条例の施行期日は附則により平成27年4月1日から施行することとしております。

以上が第16号議案 吉田町いじめ防止条例の制定についての説明でございます。

続きまして、第33号議案 指定管理者の指定についての内容について御説明を申し上げます。

提出議案の96ページ及び参考資料ナンバー15をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、第3号議案で御説明させていただきました神戸コミュニティ広場について指定管理者を指定し、管理運営を行っていくもので、吉田町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第5条第1項の規定により指定しようとするをお認めいただくという



ものでございます。

指定管理者に指定する団体は北区自治会でございます。選定理由としましては、北区自治会が神戸コミュニティ広場の建設に深くかかわっていただき、地元の要望を踏まえ整備された施設であることから、北区自治会を指定管理者に選定しようとするものであります。指定管理委託料は200万円を予定しております。業務の範囲としましては、神戸コミュニティ広場施設の貸し出し、使用料金徴収、運営管理全般を総括する業務、施設の維持保全及び安全管理、備品等の保守管理を行っていただくこととさせていただきます。

また、使用料金につきましては、吉田町コミュニティ施設設置条例第24条に掲げる使用料金を上限として、指定管理者で定めることとしております。指定管理期間は平成27年4月1日から平成32年3月31日までを予定しております。

以上が第33号議案 指定管理者の指定についての説明でございます。

教育委員会から7件の議案について御説明をさせていただきました。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（八木 栄君） 各担当者からの説明が終わりました。

引き続き第24号議案 平成27年度吉田町一般会計予算について項目ごとの詳細説明をお願いします。

初めに、歳入の1款から10款及び20款について説明を願います。続けて歳出の説明を順次お願いいたします。

なお、歳入の11款から19款までは歳出の説明にあわせてお願いします。

説明は一般会計歳入歳出予算事項別明細書により、項目順に各事業区分に沿ってわかりやすく簡潔にお願いします。一部順序が前後する場合がありますが、御了承願います。また、説明は自席でお願いします。

それでは、歳入の1款から10款まで及び20款について説明を求めます。

初めに、税務課長をお願いします。

税務課長、池ヶ谷恭子君。

○税務課長（池ヶ谷恭子君） 税務課でございます。

お手元の予算に関する説明書により歳入1款町税について御説明いたします。

3ページから5ページをごらんください。

町税全体では50億804万7,000円、前年度対比5.4%の減でございます。

1項町民税でございますが、個人町民税については現年度課税分の所得割額13億7,964万9,000円、前年度対比7,591万6,000円の減でございます。主な減額要因は、平成26年度予算において雇用状況の改善、給与所得に増により増額となることを見込みましたが、26年度課税状況の結果、給与、営業、農業、年金所得ともに減少し、納税義務者についても減少していることから、27年度について大幅な増額は見込めないとの判断から、26年度課税状況に基づいて予算計上を行ったことから減額となっております。均等割額5,366万9,000円、前年度対比73万6,000円の減で、納税義務者の減少によるものでございます。

次に、法人町民税でございますが、現年度課税分法人税割額3億5,424万3,000円、前年度対比9,804万3,000円の減でございます。主な減額要因は、予定納税を含め法人町民税申告見込み調査を行い、景気動向は増加傾向にあるものの、税制改正による税率の減少及び26年度12月末の実績の減少により減額となっております。均等割額は9,598万8,000円、前年度対比

247万4,000円の増でございます。主な減額要因は、法人数は前年より減少しているものの、資本金及び従業員数の増加により増額となっております。

次に、2項固定資産税でございますが、固定資産税の現年分は26億1,986万3,000円、前年度対比5,507万6,000円の減でございます。土地につきましては27年度評価がえに伴い、評価額の修正を行い、地目変更を含め試算を行い8億5,114万6,000円、前年度対比2,322万7,000円の減でございます。町内の幹線道路等の整備及び地価についても下げどまりの地域も見られるものの、町内の平均下落率は依然4%となっており、最高下落率については10.7%となっておることから減額となっております。家屋につきましては10億9,539万7,000円、前年度対比3,135万5,000円の減でございます。26年度減失分の減、新築家屋分の増額を見込み、27年度評価がえについては、25年7月の物価水準に基づき木造家屋が1.06、非木造家屋が1.05で再評価を行い、経年の減額を行い試算を行った結果でございます。償却資産につきましては、経年の下落率に企業統計等から設備投資の増加を見込み、6億7,332万円、前年度対比525万5,000円の増となっております。滞納繰越分につきましては、現年度分の徴収強化により過年度分として繰り越されるものについて困難な案件が多くなっていることから、500万円の減額をしております。固定資産税所在市町村交付金及び納付金につきましては、土地の下落及び家屋の経年により減額となっております。

次に、3項軽自動車税でございますが、現年度分6,955万1,000円、前年度対比330万6,000円の増でございます。主な増加要因は、660cc未満の四輪軽自動車の台数の増加によるものでございます。

次に、たばこ税でございますが、現年度課税分1億4,596万6,000円、前年度対比5,348万7,000円の減でございます。これは26年度の実績及び健康志向によるたばこ離れが主な要因でございます。

次に、5項都市計画税でございますが、現年度課税分は2億3,506万5,000円、前年度対比671万円の減でございます。減額の要因につきましては、固定資産税と同様でございます。

以上が1款町税でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 続きまして、総務グループ参事兼企画課長お願いします。

総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） それでは、企画課に関連する歳入につきまして御説明を申し上げます。

説明書の5ページからごらんいただきたいと思います。5ページから6ページにかけての2款地方譲与税から説明をさせていただきます。

2款の地方譲与税につきましては9,280万円の計上でございます。この額につきましては地方財政計画の伸び率を考慮いたしまして算定しておりますが、1項地方揮発油譲与税につきましては2,680万円、2項の自動車重量譲与税につきましては6,600万円を計上するものでございます。

次に、3款の利子割交付金でございますが、830万円の計上でございます。これは個人県民税の収入決算額の合計に対する前年度以前3年度分の平均値で算定をした額となりますことから、景気動向を勘案して計上することにしておるものでございます。

7ページをごらんいただきたいと思います。4款の利子割交付金につきましては3,350万円を計上するものでございますが、これは県民税として特定配当等の額の5%を課税いた

しまして、収入された額から所要額を控除した100分の64.6相当額を各市町に交付されるというルールの中で交付されるものでございます。

5款株式等譲渡所得割交付金につきましても県民税として一括して徴収されるものでございまして、その徴収額の一部が市町村に配当されるものでございます。今回2,020万円を計上するものでございます。

次に、8ページの6款地方消費税交付金につきましては5億9,220万円でございますが、これは県の地方消費税収入額の2分の1に相当する額が市町村に交付されるものでございます。交付額は直近となる平成22年国勢調査結果による各市町の人口と平成24年経済センサス活動結果による各市町の従業員数によって算出されております。

7款自動車取得税交付金につきましては2,200万円の計上でございます。これは県の自動車取得税収入のうち徴税経費を差し引いた額が交付されることになっております。市町への配分基準につきましては道路延長と面積となっております。

9ページの8款地方特例交付金につきましては2,250万円の計上でございます。これは個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実績に伴う地方団体の減収を補填するために交付されるものでございます。

次に、9款の地方交付税につきましては2億8,100万円でございますが、普通交付税1億8,100万円のほかに前年度と同額となる1億円の特別交付税を計上しております。

10ページの10款交通安全対策特別交付金につきましては470万円でございますが、これは道路交通法第128条第1項の規定により、納付されます反則金にかかわる収入見込み額から郵政取り扱い手数料相当額と通告書送付費支出相当額を控除した額が都道府県及び市町村に交付されるというルールになっております。

続きまして、34ページから35ページをごらんいただきたいと思います。20款の町税につきまして御説明を申し上げます。

20款町税につきましては6億4,470万円を計上するものでございます。1項1目農林水産業債につきましては950万円を計上するものでございますが、水産基盤整備事業にかかわる起債として410万円、多目的広場整備事業にかかわる起債といたしまして540万円の計上を予定しております。

次に、2目の土木債でございますが、1億7,160万円を計上するものでございます。これは町内道路舗装修繕事業や都市防災総合推進事業を活用し、避難路整備を図る西の坪大浜1号線整備事業、また下片岡16号線整備事業などの4事業を含んだ7事業に起債を充てるものでございます。

次に、35ページ、3目消防費に充てるものでございますが、2,610万円を計上するものでございます。これは静岡地域消防救急広域化において共同整備を進めている消防救急デジタル無線整備事業に起債を充てるためのものでございます。

次に、4目の教育債でございますが、5,750万円を計上するものでございます。これは各小学校とまた中学校におきましても屋内運動場天井等落下防止事業に起債を充てるためのものでございます。

最後に、5目の臨時財政対策債でございますが、これは国の地方交付税の財源不足分の調達について、国と地方との折半ルールのもとで一般財源として地方自治体が地方債を発行するものとなりますが、平成27年度の当町の借入額は国が示した発行可能額の枠内の3億

8,000万円ということで予定をしております。

以上が2款から10款及び20款の説明でございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 歳入の説明が終わりました。

これから歳出に入ります。

歳出の1款議会費、2款総務費の1項までの説明を求めます。

初めに、議会事務局長をお願いします。

議会事務局長、仲田京司君。

○議会事務局長（仲田京司君） 議会事務局でございます。

引き続き説明書の36ページから38ページをごらんいただきたいと思います。

1款議会費、1項議会費、1目議会費になります。財源は全て一般財源でございます。

36ページから37ページになります。

2の事業、議会運営費は7,688万円でございます。議員報酬、議員期末手当、議員共済が主な内容でございます。昨年度と比べまして議員期末手当が条例改正によりまして増額、議員共済費の給付費負担金が統一地方選、任期満了に伴う退職者増の影響を受けまして、負担額が増えたことによりまして増額しました。また、議員改選の年となりますので、必要とする需用費を増額してございます。

次に、37ページから38ページになります。

3の事業、議会調査活動費であります。494万円でございます。この事業費は主に議員に係る研修、常任委員会等の活動費を計上しております。昨年度と比べましては、こちらも議員改選に伴う経費を計上しておりまして、需用費が増額となっております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 続きまして、総務課長をお願いします。

総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 総務課でございます。

2款総務費、1項総務管理費につきまして、平成27年度吉田町一般会計予算に関する説明書の事項別明細書により御説明いたします。

なお、各款項目の1の事業、職員人件費につきましては後ほど総括的な人件費として御説明申し上げますので、御了承いただきたいと思います。

また、2款の会計課関連の予算につきましては、今回総務課で御説明させていただきます。

それでは、説明書の39ページから41ページ、2の事業、一般行政事務費をごらんいただきたいと存じます。

予算額は4,269万2,000円で、財源は一般財源のほか県支出金でございます。行政事務の円滑かつ適正な執行を行うとともに、他の部署に属さない事務を全庁的に執行するもので、経常的経費が主なものでございます。

次に、説明書41ページの3の事業、吉田町表彰費でございます。予算額は52万1,000円で、財源は全て一般財源でございます。町の各分野における業績顕著な方、また行政に貢献してくれた方を表彰し、町政のさらなる発展に寄与することを目的とするものでございます。

次に、説明書41ページ、4の事業、吉田町牧之原市広域施設組合負担金、総務管理費でございます。予算額は3,654万6,000円で、財源は全て一般財源でございます。吉田町牧之原市

広域施設組合の事務費を牧之原市とそれぞれ負担し、広域行政の円滑な執行に資するものでございます。この負担金は一般管理費として人件費が主なものでございます。

次に、説明書42ページの5の事業、日曜開庁事業費でございます。予算額は412万2,000円で、財源は全て一般財源でございます。住民の多様化する生活環境に対応するため、日曜日に役場庁舎を開庁し、町民生活に関連の深い諸証明交付事務を中心とした業務を日曜日に実施し、住民サービスの向上に努めるもので、日曜開庁を円滑に実施するため行政サポーター4人分の賃金が主なものでございます。

次に、説明書42ページ、43ページの2款1項2目文書広報費、2の事業の広報事業費をごらんいただきたいと存じます。

予算額は1,061万8,000円で、財源は全て一般財源でございます。行政のさまざまな情報を積極的に町民に提供するため、広報紙の発行やFM島田における放送番組制作委託料が主なものでございます。

次に、説明書43ページの2款1項4目会計管理費、2の事業の出納管理事務費をごらんいただきたいと存じます。

この事業は会計課の関係でございます。予算額は185万5,000円で、財源は全て一般財源でございます。会計課内の事務費のほか、指定金融機関でありますハイナン農業協同組合の出納窓口における指定金融機関派出手数料が主なものでございます。

次に、説明書44ページ、45ページの2款1項5目財産管理費の2の事業の庁舎管理費をごらんいただきたいと存じます。

予算額は8,794万3,000円で、財源は国庫支出金及び一般財源でございます。役場庁舎及び周辺の附属施設等の快適な公共施設空間の確保を図るため維持管理を行うもので、庁舎管理に必要な施設点検業務、電話料などの役務費に加え、庁舎の清掃業務、警備保障業務の委託料など庁舎管理に係る経常的な経費が主なものでございます。

なお、平成27年度に特筆すべき事項といたしましては、環境省のモデル事業であります省CO<sub>2</sub>加速化・基盤整備事業の関係で、庁舎内の照明をLED化するとともに、空調設備の改修を行うことから、14節機械借り上げ料で388万8,000円、空調整備借り上げ料で2,014万3,000円をそれぞれ計上しておりますが、この環境省モデル事業に関連する財源は全て国庫支出金が交付されるものでございます。

次に、説明書45ページ、46ページの3の事業、公有財産管理費でございます。予算額は2,270万8,000円で、財源は全て一般財源でございます。公共施設及び町有地の適正な管理を図ることを目的に、総務課が管理しております公共施設の修繕を初め、町が所有する公共施設の損害保険料、普通財産など町有地の草刈りなどの管理業務費やわかば保育園等の公共施設の土地借り上げ料など経常的な経費が主なものでございます。

次に、説明書46ページの4の事業、公用車管理費でございます。予算額は266万6,000円で、財源は全て一般財源でございます。公用車の適正な維持管理を図るため、総務課の管理車両であります8台分の修繕、車検等の維持管理費と公用車リース料が主なものでございます。

次に、説明書47ページの5の事業、契約管理費でございます。予算額は197万9,000円で、財源は全て一般財源でございます。町が行う契約管理事務の円滑かつ適正な執行を図るため、発注工事に係る材料検査の旅費を初め、担当職員が発注予定事業の設計積算事務を進める上で、資料として徴集する見積もりや図面等の作成費用が主なものとなっております。

次に、説明書51ページの2款1項7目自治振興費、2の事業の自治振興費をごらんいただきたいと存じます。

予算額は1,837万9,000円で、財源は全て一般財源でございます。自治振興費でございますが、自発的、積極的にコミュニティ活動を行ってもらい、自治意識の高揚を図ることを目的に、地域の自治組織であります各自治会の正副自治会長、町内会長、隣組組長の活動に対しまして定額の補助金を交付するとともに、円滑なコミュニティ活動が図れるよう自治会連合会に対しまして研修費やスポーツ大会等の補助金が主なものでございます。

なお、平成27年度に特筆すべき事項といたしまして、男女共同参画プランの推進を図るべく町内会長以上の役員に女性が登用された場合に、1自治会当たり30万円を上限として補助金を加算する女性登用補助加算制度を導入することに伴いまして、4自治会分の120万円を増額しているものでございます。

次に、説明書51ページ、3の事業、自治会運営費でございます。予算額は396万1,000円で、財源は全て一般財源でございます。自発的、積極的なコミュニティ活動を行っていただき、自治組織の高揚と地域の特性が生かされた自治会活動に資するため、各自治会の基礎数値となる世帯数に定額の補助額を乗じて得た額を運営補助金として各自治会に交付するものでございます。

次に、説明書51ページの4の事業、地域施設管理費でございます。予算額は265万円で、財源は全て一般財源でございます。自発的、積極的なコミュニティ活動を行っていただき、自治意識の高揚を図ることを目的に、各自治会が所有いたしますコミュニティ施設や町が管理委託している地域コミュニティ施設などのコミュニティ活動の拠点施設に対しまして管理運営に係る補助金を交付するものでございます。

次に、説明書52ページの5の事業、町内会運営費でございます。予算額は380万円で、財源は全て一般財源でございます。各自治会の下部組織になります町内会の活動に対しまして1町内会当たり20万円の補助金を交付し、円滑な町内会の運営に資するものでございます。

次に、説明書52ページの6の事業、町内会活動費でございます。予算額は789万6,000円で、財源は一般財源のほか利子及び配当金収入でございます。各町内会活動の活性化を図るため、交通安全、防災会、社会福祉、環境美化、青少年育成の五つの分野につきましてコミュニティ活動費補助金をそれぞれ4自治会に交付し、自発的、積極的なコミュニティ活動の推進と自治意識の高揚を図ろうとする事業でございます。

次に、説明書52ページ、53ページの2款1項8目防犯対策費の2の事業の防犯対策推進費のうち13節委託料及び14節の防犯灯機器借り上げ料をごらんいただきたいと存じます。

各自治会に管理委託しております防犯灯につきましては、平成26年度に環境省の補助事業によりLED化を行っておりますので、従来とは異なる予算計上をしております。平成27年度は既存の防犯灯の移設または新設分として13節防犯灯整備委託料に200万円、財源は全て一般財源でございます。また、14節防犯灯機器借り上げ料はLED化の補助対象となりました1,801基分の機器借り上げ料として606万5,000円、財源は全て一般財源でございます。防犯灯関連の予算としましては、前年度に比ばましてトータルベースで106万円増加しているものでございます。

次に、説明書55ページの2款1項10目人事管理費、2の事業費、職員福利厚生費をごらんいただきたいと存じます。

予算額は370万9,000円で、財源は全て一般財源でございます。職員福利厚生費は、職員の健康管理に資するため、定期的に職員の健康診断を実施するほか、産業医の委託料が主な支出でございます。

次に、説明書56ページの3の事業、臨時職員対策事業費でございます。予算額は5,470万9,000円で、財源は全て一般財源でございます。多様化する行政需要に対応するため、臨時職員を含めた効果的な行政執務体制を整備するとともに、緊急時に臨時職員を雇い、事業の執行に支障が生じる不測の事態に対応するため、臨時職員の雇用に必要な人件費に係る経費が主なものでございます。

次に、説明書56ページの4の事業、職員研修事業費でございます。予算額は600万円で、財源は全て一般財源でございます。自立した職員を育成することを目的に、職員が研修に参加するために必要な経費が主なものでございます。

次に、説明書56ページ、57ページの5の事業、人事管理費でございます。予算額は1,173万円で、財源は全て一般財源でございます。必要な人材を確保しながら定員管理を適正に実施していくため、職員採用に係る経費を初め、適正な人事管理を行うための給与人事システムの委託料、県からの技術派遣職員の人件費に係る負担金などの経費が主なものでございます。

なお、平成27年度につきましては、県からの技術派遣職員を1名としておりますことから、前年度より減額しているものでございます。

次に、説明書58ページの2款1項11目の事務改善対策費、3の事業、情報公開制度推進費をごらんいただきたいと存じます。

予算額は248万8,000円で、財源は全て一般財源でございます。町政の透明性の向上及び公平性を確保するため、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく開示請求に係る事務に必要な経費を初め、例規集の電算化サポート処理、文書目録管理システムの委託料などの経費が主なものでございます。

次に、1款から10款までの各項目の1の事業、職員人件費でございます。説明書の204ページから206ページの4、給与費明細書をごらんいただきたいと存じます。

1款から10款までの各項目の1の事業に予算計上しております職員人件費につきましては、4、給与費明細書に総計を掲載しておりますので、こちらで御説明をさせていただきます。

まず、204ページでございますが、1、特別職の表の長等の欄をごらんいただきたいと思っております。

町長及び副町長の2名分の給与費及び共済費でございます。前年度より期末手当が増加しておりますが、これは12月議会でお認めいただきました期末手当の率の改正が増加要因でございます。

続きまして、一般職職員の関係でございますが、205ページ及び206ページをごらんいただきたいと思っております。

一般職職員の関係でございますが、職員数は前年度に比べ4名増員の213名分の人件費を計上しております。給料と職員手当であります給与費は全体で12億797万7,000円で、共済費は2億2,701万円でございます。

なお、ここで言います一般職職員には通常の職員のほか教育長、再任用職員を全て含むものでございます。

また、育児休業によりまして平成27年度中に復帰予定をされていない職員は除くものでございます。

なお、職員手当の詳細につきましては、(1)の総括の下段に職員手当の内訳がございますので、こちらをごらんいただきたいと思います。

給料及び職員手当の増減額の要因につきましては、206ページの(2)給料及び職員手当の増減額の明細に記載をしておりますとおりでございますが、平成27年度当初につきましては、平成26年度中に給与改定がありましたので、その分が増加要因としての主な理由となっております。

なお、207ページ以降につきましては、給料や職員手当について現状を示す数値資料となっております。このため、この数値と平成27年度当初予算額との相関関係はありませんので、御承知おきをお願いしたいと思います。

以上が2款1項の総務管理費及び各款項目に係る1の事業であります人件費の説明でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 続きまして、総務グループ参事兼企画課長をお願いします。

総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） それでは、企画課の歳出に関する説明をさせていただきます。

まず、42ページをごらんいただきたいと思います。42ページの2款1項1目の6の事業、行財政構造改革推進事業費から御説明をさせていただきます。

この事業費につきましては予算額7万6,000円でございます。財源は全て一般財源でございます。

次に、43ページの3目財政管理費でございますが、予算額につきましては204万4,000円でございます。財源は全て一般財源でございます。予算の編成や執行を行うための経費を主に計上したものでございます。

次に、47ページから48ページの6目企画費の2の事業、企画調査費でございますが、予算額83万円で、財源は全て一般財源でございます。平成27年度は総合計画及び国土利用計画の策定を予定しておりますことから、開発審議会委員報酬が主な経費となっております。

次の3の事業、国際交流推進費でございますが、予算額180万9,000円でございます。財源は全て一般財源でございます。国交流協会への補助が主な内容となっております。

次の4の事業、地域交流費でございますが、予算額550万5,000円で、財源は一般財源のほか諸収入に計上いたしました静岡県市町村振興協会からの地域づくり推進事業助成金300万円がございます。本年度は福岡県八女市との交流事業の拡大により110万円の増額となっております。

次の5の事業、男女共同参画推進費につきましては、予算額31万6,000円で、財源は全て一般財源でございます。女性フェスティバルの実施経費などが主なものとなっております。

次の6の事業、国土利用計画事業費でございますが、予算額448万7,000円でございます。財源は全て一般財源となっております。これは平成28年度を初年度とした第3次国土利用計画策定のための委託料が主な内容でございます。

次の7の事業、生活交通確保対策事業費でございますが、予算額1万1,000円でございます。



8の事業、住民参画推進事業費につきましては、予算額2万2,000円、9の事業、ユニバーサルデザイン推進費は、予算額7,000円でございます。いずれの事業も財源は全て一般財源でございます。

次の10の事業、コミュニティ施設整備事業費につきましては、予算額250万7,000円ございまして、財源は一般財源のほか諸収入に計上いたしました自治総合センターからのコミュニティ助成事業助成金250万円でございます。この助成金の交付予定先につきましては、遠州吉田小山城太鼓保存会の予定でございます。

次の11の事業、大井川流域スマイルネット事業費は、予算額349万6,000円で、財源は全て一般財源でございます。これはコミュニティFMを活用して吉田町の魅力を発信している事業でございまして、株式会社FM島田に放送番組の制作と中継局の保守を委託するものでございます。

次の12の事業、大井川流域交流費でございますが、予算額66万1,000円ございまして、財源は全て一般財源でございます。大井川流域で連携事業を行うための負担金を計上しております。

次の13の事業、吉田町総合計画策定事業費でございますが、予算額1,125万3,000円で、財源は全て一般財源でございます。これは平成28年度を計画の初年度とする次期総合計画を策定するための委託料が主なものでございます。

なお、26年度の繰越明許分もあわせて執行させていただきたいと思っております。

次の51ページ、14の事業、内陸フロンティア推進事業費は、予算額661万7,000円で、財源は全て一般財源でございます。これは当町における内陸フロンティアを拓く取り組みのうち、企業活動維持支援事業にかかわる設計委託料が主な内容となっております。

次に、57ページをごらんいただきたいと思います。

11目事務改善対策費の2の事業、情報化推進費でございますが、予算額4,702万6,000円で、財源は一般財源のほか国庫補助金の社会保障税番号制度に係るシステム整備費1,373万6,000円でございます。平成27年度は社会保障税番号制度に係る基幹的なシステム改修を予定しております。

次に、58ページ、4の事業、ホームページ運営事業費でございますが、予算額59万2,000円で、財源は全て一般財源となっております。ホームページ制作にかかわる経費でございます。

次に、59ページの12目空港対策費でございますが、予算額138万9,000円で、財源は全て一般財源でございます。静岡空港運用時間延長にかかわる協定見直しなどを広報するための経費や空港対策協議会への補助金が主な内容となっております。

以上、企画課にかかわる歳出でございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 次に、2款総務費、2項から6項、12款公債費、13款諸支出金及び14款予備費の説明を求めます。

初めに、税務課長お願いします。

税務課長、池ヶ谷恭子君。

○税務課長（池ヶ谷恭子君） 税務課でございます。

2款総務費、2項徴税费につきまして、予算に関する説明書により御説明いたします。

説明書の60ページから61ページ、1目税務総務費、2の事業、税務総務費をごらんください。

予算は3,281万円でございます。財源は一般財源のほか県委託金でございます。税務事務の効率化を図るため、臨時職員の雇用、各種協議会への負担金、過年度分町税還付金が主なものでございます。

次に、説明書61ページから62ページ、2の事業、賦課徴収費をごらんください。

予算額は4,578万7,000円で、財源は一般財源のほか国庫支出金でございます。課税の適正化、収納率向上を図るため、税務相談員の顧問料、固定資産評価業務のための委託料及び電算システム委託料、滞納整理機構負担金が主なもので、そのうち税番号制度にかかわるシステム改修費委託料が前年度より追加となっております。

以上が2項徴税費でございます。

○議長（八木 栄君） 続きまして、町民課長お願いします。

町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 町民課でございます。

2款総務費では、3項1目2事業、戸籍住民基本台帳費について御説明申し上げます。

予算に関する説明書の63ページから64ページをごらんください。

2事業の戸籍住民基本台帳事務費は5,276万8,000円でございます。財源は一般財源のほか国庫支出金、県支出金でございます。戸籍や住基等に関する届け出の受理や住民票等の証明書の交付などを行っており、主な支出は、戸籍や住民ネットワークシステム等の委託料、外国語通訳や旅券事務に係る臨時職員の賃金、協議会等の負担金などでございます。

社会保障税番号制度、いわゆる個人番号制度は、住民票を有する全ての人に12桁の番号が付番されるもので、本年10月に通知カードが送付され、平成28年1月からは申請により個人番号カードが交付されることとなっております。町民課ではこの制度の施行に伴い、住基システム等の改修委託料や通知カード作成、個人番号カードの製造発行などを担う地方公共団体情報システム機構に対する個人番号カード交付事業費交付金などの予算を計上いたしております。

以上で町民課からの説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 続きまして、総務課長お願いします。

総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 総務課でございます。

2款総務費の4項の選挙費と13款1項の普通財産取得費につきまして、予算に関する説明書により御説明申し上げます。

説明書の65ページ、66ページの2の事業、選挙管理費をごらんいただきたいと存じます。

予算額は100万円で、財源は全て一般財源でございます。選挙の公平な執行に資するため、公職選挙法に基づく定期的な選挙管理委員会の開催の経費及び適正な選挙人名簿の管理に資する電算処理委託料などの経費が主なものでございます。

続きまして、説明書66ページの2目明るい選挙推進費、2の事業の明るい選挙推進費でございます。予算額は3万円で、財源は全て一般財源でございます。選挙に対する意識を向上させるとともに、きれいな選挙が行われるよう選挙啓発を行うため、小・中学校の児童・生徒を対象としましたポスターコンクールへの参加賞、副賞代が主な経費でございます。

次に、説明書の同じく66ページごらんください。

3目静岡県議会議員選挙、2の事業の静岡県議会議員選挙費でございます。予算額は713万3,000円で、財源は全て県支出金でございます。平成27年4月12日執行の静岡県議会議員選挙の執行経費でございます。

次に、説明書67ページの4目町長、町議会選挙費、2の事業の町長、町議会議員選挙費でございます。予算額は1,044万4,000円で、財源は全て一般財源でございます。平成27年4月26日執行の町長、町議会議員選挙の執行経費でございます。

次に、説明書68ページ、69ページの5目大井川土地改良区総代選挙費、2の事業の大井川土地改良区総代選挙費でございます。予算額は36万8,000円で、財源は全て諸収入、交付金でございます。平成27年12月に執行予定の大井川土地改良区総代選挙の執行経費でございます。

続きまして、説明書201ページの13款1項1目2の事業、普通財産取得費をごらんいただきたいと存じます。

201ページです。

予算額は2,000円で、財源は一般財源でございます。土地購入費、補償費それぞれ1,000円の頭出しでございます。

以上が総務課からの2款4項の選挙費と13款1項の普通財産取得費の説明でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 続きまして、総務グループ参事兼企画課長お願いいたします。

総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 企画課からでございますが、5項の統計調査費、あわせまして12款の公債費、13款の諸支出金の2項、それから14款の予備費について御説明を申し上げます。

まず、69ページの2款5項統計調査費でございますが、1目統計調査総務費の2の事業、統計一般事務費につきましては、予算額に23万3,000円、財源は一般財源のほか県支出金に計上いたしました統計調査費委託金4万6,000円でございます。統計にかかわる経常的な経費を計上させていただいております。

次に、2目の諸統計調査費の2の事業、諸統計調査費につきましては、予算額979万4,000円で、財源は全て県支出金の統計調査費委託金でございます。平成27年度は国勢調査が実施されますことから、調査委員報酬や調査区地図要図作成委託料等が増額となっております。

続きまして、200ページをごらんいただきたいと思います。

200ページにつきましては12款の公債費となっております。12款の公債費、1項公債費、1目元金の2の事業でございますが、公債費元金につきましては予算額7億8,509万3,000円でございます。財源は一般財源のほか、諸収入に計上いたしました住宅資金貸付返還金でございます。次の2目利子の2の事業、公債費利子につきましては、予算額1億2,915万2,000円でございます。財源は一般財源のほか諸収入に計上いたしました住宅資金貸付返還金でございます。

次の201ページ、3目の公債諸費でございますが、1,000円の計上でございます。

次に、202ページから203ページの13款諸支出金、2項基金費でございますが、1目の基金費の積立金でございますけれども、2の事業、財政調整基金につきましては、予算額49万円、

3の事業、減債基金費につきましては、予算額8,000円、4の事業、環境保全基金費は、予算額2,000円、5の事業、小・中学校建設基金費は、予算額4万8,000円、6の事業、教育振興基金費につきましては、予算額84万4,000円、7の事業、緊急地震津波対策事業基金費は、予算額1万9,000円とそれぞれなっております。積立金の合計といたしましては141万1,000円となっております。財源は財産収入に計上いたしました基金利子でございますが、6の事業、教育振興基金費につきましては、基金利子のほかに諸収入に計上いたしました高等学校等奨学金返還金82万8,000円がございます。

最後に、14款の予備費でございますが、昨年同様2,000万円の計上となっております。

以上が企画課にかかわる歳出予算でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 続きまして、議会事務局長をお願いします。

議会事務局長、仲田京司君。

○議会事務局長（仲田京司君） 戻りまして、説明書の70ページ、71ページをごらんいただきたいと思えます。

2款総務費、6項監査員費、1目監査員費でございます。財源は全て一般財源でございます。予算額は112万7,000円でございます。この事業費は、監査員の定期監査、例月出納検査、研修会などに係る人件費が主なものでございます。昨年度と比べましては、旅費につきまして委員の研修に係る経費を追加しまして、増額となっております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 次に、3款民生費の説明を求めます。

初めに、健康福祉グループ参事兼社会福祉課長をお願いします。

健康福祉グループ参事兼社会福祉課長、大石修司君。

○健康福祉グループ参事兼社会福祉課長（大石修司君） それでは、予算説明書の72ページをごらんください。

3款1項1目2事業の福祉総務費の予算額は43万5,000円で、財源内訳につきましては全てが一般財源です。社会福祉業務にかかわる消耗品や自動車修繕等の経常的な経費になります。

73ページの3事業の民生児童委員活動費は636万7,000円で、財源内訳につきましては県支出金と一般財源です。民生児童委員の活動費に係る負担金が主なものです。

4事業の戦没者追悼事業費は63万2,000円で、財源内訳としましては全てが一般財源です。戦没者追悼式にかかわる経費と委託料が主なもので、戦没者の御霊を弔う事業です。

5事業の社会福祉協議会補助金は3,126万1,000円で、財源内訳につきましては全てが一般財源です。事務局人件費ほか、相談事業、民生児童委員活動費、福祉団体に対する補助金です。

次、74ページの7事業、臨時福祉給付金給付事業費は2,996万8,000円で、財源内訳としましては全てが国庫支出金です。消費税率が引き上げられた影響を考慮し、平成26年度に引き続き暫定的、臨時的な措置として実施する事業です。なお、給付額は支給対象者1人につき1万円から6,000円に引き下げられます。

少し飛んでいただいて、80ページになります。

5目2事業の心身障害者福祉費は434万9,000円で、財源内訳としましては国庫支出金、県支出金、諸収入、一般財源です。身体、知的、精神の3障害者の相談員の報償と心身障害者

扶養共済にかかわる納付金が主なものですが、平成27年度は社会保障税番号制度に係るシステム改修の委託料が新たに加わっております。

81ページの3事業の精神障害者更生援護費は4,891万4,000円で、財源内訳につきましては県支出金と一般財源です。身体障害、知的障害のうち重度障害者に対する医療費、移送費、日常消耗品の給付等であります。

4事業の心身障害者施設等負担金は1,917万8,000円で、財源内訳としましては全てが一般財源です。駿遠学園とつくしの家に対する負担金でございます。

5事業の心身障害者自立支援事業費は3億8,661万7,000円で、財源内訳としましては国庫支出金、県支出金、一般財源です。身体・知的障害者（児）約200人の自立と社会参加を促進するためのもので、平成27年度の増加要因は、デイサービス等給付費、更生医療給付費、共同生活援助費給付金等を中心とした扶助費の伸びによるものでございます。

次に、82ページの6事業の障害者自立支援施設管理事業費は344万4,000円で、財源内訳につきましては全てが一般財源です。障害者自立支援施設あつまりーナに係る管理委託費と下水道の受益者負担金が主なものです。

83ページの7事業の地域生活支援事業費は3,265万6,000円で、財源内訳としましては国庫支出金、県支出金、諸収入、一般財源です。訪問入浴サービス、相談支援事業、日中一時支援事業等の委託及び日常生活用具の給付等の障害者の生活を営むための事業です。

84ページの6目人権地域改善費のうち2事業の人権地域改善費は34万2,000円で、財源内訳としましては国庫支出金と一般財源です。差別のない社会の実現を目指して、人権啓発活動を推進するための啓発事業の経費でございます。

3事業の神戸西会館運営費は596万6,000円で、財源内訳としましては使用料及び手数料、県支出金、諸収入、一般財源です。差別のない社会の実現をするための拠点として設置している神戸西会館の指導員報酬等の運営費ですが、平成27年度の増加要因は、工事費として計上してありますトイレの改修を予定していることです。

次に、88ページをごらんください。

2項1目2事業の児童福祉費は283万2,000円で、財源内訳としましては国庫支出金と一般財源です。子ども・子育てに係る費用と社会保障税番号制度に係るシステム改修費の委託料ですが、子ども・子育て支援事業計画策定業務が終了し、臨時職員賃金は地域子育て支援拠点事業に移目していますので、前年度に比べて減額となっております。

3事業の児童虐待防止事業費は279万8,000円で、財源内訳としましては国庫支出金、県支出金と一般財源です。児童虐待等要保護児童の相談指導等に係る臨時職員の賃金が主なものであります。

89ページの4事業のひとり親家庭対策事業費は553万4,000円で、財源内訳としましては県支出金と一般財源です。20歳未満の児童を扶養している母子家庭、父子家庭等に対する医療費の助成が主なものです。

5事業、こども発達支援事業費は1,839万5,000円で、財源内訳としましては使用料及び手数料諸収入と一般財源です。集団保育になれない子供に対して発達に応じた個別の支援を行うための経費です。開設から1年を経過し、施設の認知度が増し、利用者が増加していることから指導員を増員するための臨時職員の賃金が増えております。

90ページの6事業、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費は1,797万9,000円で、財源内訳

としましては全てが国庫支出金です。臨時福祉給付金給付事業費と同様に、消費税率が引き上げられた影響を考慮し、平成26年度に引き続きまして暫定的、臨時的な措置として実施する事業です。なお、給付費は支給対象者1人につき1万円から3,000円に引き下げになりました。

91ページ、2目2事業の児童手当費は5億8,198万5,000円で、財源内訳としましては国庫支出金、県支出金、一般財源です。子供の健やかな育ちを経済面から応援するために、中学校終了前までの幼児、児童・生徒の保護者に支給するものです。

92ページの3目2事業の保育園管理費は1億2,753万6,000円で、財源内訳としましては使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、一般財源です。臨時保育士の賃金、子ども・子育て新制度に係る他市認定こども園への施設型給付費や園医の報酬等、保育所全体に係る経費です。

94ページの3事業のさくら保育園運営費は1,699万7,000円で、財源内訳としましては分担金及び負担金、諸収入、一般財源です。さくら保育園に係る運営費です。

95ページの4事業のすみれ保育園運営費は2,390万5,000円で、財源内訳としましては分担金及び負担金、諸収入、一般財源です。すみれ保育園に係る運営費です。

96ページの5事業のさゆり保育園運営費は1,936万5,000円で、財源内訳としましては分担金及び負担金、諸収入、一般財源です。さゆり保育園に係る運営費です。

98ページの6事業のわかば保育園運営費は2,115万5,000円で、財源内訳としましては分担金及び負担金、諸収入、一般財源です。わかば保育園に係る運営費です。

99ページ、4目2事業の児童館運営費は859万6,000円で、財源内訳としましては諸収入と一般財源です。次代を担う児童に健全な遊びを与え、心身ともに健やかに育成するために児童館において各種事業を展開する経費でございます。

100ページの3事業の放課後児童健全育成事業費は4,572万4,000円で、財源内訳としましては国庫支出金、県支出金、諸収入と一般財源です。子供たちに適切な遊びと生活の場所を提供するもので、指導員の賃金等の放課後児童クラブの運営費です。対象児童を小学校3年生から6年生に引き上げ、放課後児童クラブ室を4カ所から6カ所に増設することで指導員である臨時職員賃金等が増加しております。

101ページの4事業の地域子育て支援拠点事業費は745万3,000円で、財源内訳としましては国庫支出金、県支出金、諸収入と一般財源です。子育ての不安を緩和し、保護者の交流の場として子育て支援センターに係る運営費です。

2目2事業の児童福祉費から子育て相談員の臨時職員賃金を移目しておりますことから事業費が増加しております。

102ページの5事業の子ども会育成連合会助成金事業費は40万円で、財源内訳としましては諸収入と一般財源です。地域における児童の健全育成を推進する子ども会育成連合会の助成費です。

5目2事業の児童厚生施設整備費は38万5,000円で、財源内訳としましては全てが一般財源です。町内にある児童遊園の管理費であります。

103ページの3項1目2事業の生活保護費20万3,000円で、財源内訳としましては県支出金と一般財源です。行路人に対する隣市へのバス代の支援です。

4項1目2事業の災害救助費は頭出しの3,000円になります。

以上が社会福祉課の説明でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 続きまして、町民課長お願いします。

町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 町民課でございます。

3款民生費では2事業について御説明申し上げます。

75ページをごらんください。

3款1項2目2事業の国民年金事務費でございます。予算額は174万3,000円で、財源は全額国庫支出金でございます。国民年金の資格の得喪、種別変更等に係る事務費で、電算処理委託料や複写機借り上げ料等が主な支出でございます。本年度は社会保障税番号制度に係る国民年金システム改修委託料と国民年金の資格等の確認を当町窓口でもできるようにするためのパソコン等の部品費などが増額となっております。

次に、3目国民健康保険費、2事業の国民健康保険事業繰出金でございます。予算額は1億1,485万2,000円で、財源は一般財源のほか国庫支出金、県支出金でございます。これは一般会計から国民健康保険事業特別会計への繰出金で、低所得者への保険税軽減分の補填と軽減世帯に属する一般被保険者数に応じて保険税を補填する保険基盤安定制度、一般管理費等の事務に係る職員給与費等、出産育児一時金に係る3分の2相当分、国保財政の健全化と保険税負担の平準化に資するため、交付税措置をした財政安定化支援事業費等、繰り出し基準に基づいた繰出金でございます。国民健康保険税の軽減対象が拡大されたことにより、保険基盤安定繰入金が増額となっております。

以上が町民課からの説明でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 続きまして、高齢者支援課長お願いします。

高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 高齢者支援課でございます。

3款民生費のうち1項1目の6の事業、福祉介護手当支給事業費、4目の老人福祉費、7目の介護保険費につきまして、予算に関する説明書により御説明申し上げます。

説明書の73ページをごらんください。

3款1項1目の6の事業、福祉介護手当支給事業費でございます。予算額は282万円で、財源は一般財源でございます。在宅で寝たきりの高齢者や重度の心身障害者の介護者に対して支給する福祉介護手当でございます。

次に、77ページをごらんください。

4目老人福祉費でございます。2の事業、老人福祉対策費をごらんください。

予算額は162万3,000円で、財源は一般財源でございます。ここでは経常的経費に加えて高齢者移動支援や日常生活用具の貸与など高齢者の在宅生活を支援するための事業費を計上しております。

次に、3の事業、敬老事業費でございます。予算額は362万3,000円で、財源は一般財源です。高齢者を敬い、長寿をお祝いするために100歳の方へのお祝い金や米寿者へのお祝い写真をお渡しし、そして喜寿、80歳以上の方へ敬老記念品をお配りしております。

次に、78ページをごらんください。

4の事業、社会福祉施設管理事業費でございます。予算額は1億8,222万5,000円で、財源は一般財源のほか使用料、県支出金、諸収入でございます。当課が管理する各施設の指定

管理料や健康福祉センターの設備管理料が主な経費でございます。なお、19節負担金補助の介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金1億1,600万円は、新たに施設整備を予定しております小規模の介護保険入所施設への施設整備補助金で、県からの補助金を町を経由して法人へ補助するものでございます。

次に、79ページをごらんください。

5の事業老人保護措置費でございます。予算額は711万1,000円で、財源は一般財源のほかに負担金でございます。現在、入所者2名分の措置費と新規対象者分を計上しております。

次に、6の事業、高齢者社会参加推進事業費でございます。予算額は1,212万5,000円で、財源は一般財源のほかに県支出金でございます。さわやかクラブやシルバー人材センターへの運営費補助金でございます。

次に、8の事業高齢者見守り体制整備事業費でございます。予算額は51万2,000円で、財源は全て一般財源でございます。高齢者の見守りネットワーク体制の推進を図ってまいります。

次に、80ページをごらんください。

9の事業、ひとり暮らし高齢者対策事業費でございます。予算額は108万2,000円で、財源は一般財源のほかに諸収入でございます。緊急通報システムや配食サービスなどひとり暮らし高齢者の安全・安心を守るため事業を実施しております。

次に、86ページ、87ページをごらんください。

7目介護保険費でございます。2事業の介護保険事業会計繰出金をごらんください。

予算額は2億7,140万3,000円で、財源は一般財源のほかに国庫支出金でございます。介護保険事業の介護給付費や地域支援事業費、事務費を法定負担割合により町から繰り出すものでございます。

3の事業、低所得者利用者負担額軽減措置事業費でございます。予算額は35万1,000円で、財源は一般財源のほかに県支出金でございます。社会福祉法人等が低所得者に対して介護保険サービスを利用したときの負担軽減を行った場合に法人に対して補助をするものでございます。

以上、高齢者支援課関係につきまして御説明を申し上げました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 次に、4款衛生費の説明を求めます。

初めに、健康づくり課長お願いします。

健康づくり課長、生田仁美君。

○健康づくり課長（生田仁美君） 健康づくり課でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費から平成27年度吉田町一般会計予算に関する説明書により御説明をいたします。

説明書の105ページ、1目保健衛生総務費、2の事業、保健衛生管理費をごらんください。

予算額は1,511万9,000円で、財源は一般財源のほか国庫支出金でございます。健康づくり課の総務経費と保健センターの管理費のほか、平成27年度は健康増進計画、食育推進計画策定に係る費用と社会保障税番号制度に係るシステム改修費を計上しております。

次に、説明書106ページ、3の事業、救急医療対策事業費をごらんください。

予算額は649万7,000円で、財源は全て一般財源でございます。志太榛原地域の市町が連携



し、地域の救急医療体制を整えるための事業でございます。

次に、説明書107ページ、4の事業、榛原病院負担金をごらんください。

予算額は3億7,895万7,000円で、財源は全て一般財源でございます。町民に安定した医療を供給するため、榛原総合病院の運営に必要な負担金を支出します。吉田町の負担割合32.115%の額でございます。

次に、6の事業、災害時医療救護対策事業費でございます。予算額は75万2,000円で、財源は一般財源のほか繰入金及び諸収入でございます。災害時医療救護対策事業は、災害時の医療救護体制の整備を目的に事業を進めておりまして、平成27年度も引き続き必要物品の購入を行います。

次に、7の事業、地域医療対策事業費でございます。予算額は6万5,000円で、財源は一般財源でございます。核家族化や高齢化の進展に合わせて変化する地域が必要とする医療体制を構築していくための調査と会議、研修等の事業費として平成27年度に新たに計上しております。

次に、説明書108ページ、2目予防費、2の事業、感染症予防費でございます。予算額は9,023万1,000円で、財源は全て一般財源でございます。伝染のおそれのある疾病の発生と蔓延を予防するため、予防接種を行い、また感染症及び予防接種について正しい知識の普及などを行います。平成27年度は体制が整ったことから日本脳炎予防接種を集団から個別接種へ移行することとしております。

次に、説明書113ページ、5目2の事業、母子保健衛生費でございます。予算額は1億8,881万7,000円で、財源は一般財源のほか国・県の支出金及び諸収入でございます。母子保健衛生費の事業は子供たちの健やかな成長を支援する事業でございます。不妊治療支援から始まり、妊婦、産婦、乳幼児の健診、相談等の事業、歯科保健事業、発達相談支援事業、子ども医療費等の助成事業などを実施しております。平成27年度は特定不妊治療費助成の上限額を1件15万円から30万円に引き上げ、妊娠を望む夫婦の経済的負担の軽減を図ることとしております。

次に、説明書114ページ、6目2の事業、健康づくり事業費でございます。予算額は273万9,000円で、財源は一般財源のほか諸収入でございます。健康づくり事業費の事業は運動習慣の定着を図ることを目的とする若返り貯筋塾等の開催、地域の健康づくりのリーダーを育成する保健協力員活動事業のほか、住民歯科会議、健康づくり推進協議会の開催などがございます。27年度は若返り貯筋塾事業の目的にロコモティブシンドロームや認知症予防を加え、内容を変更するほか、ウォーキングイベントの開催、町内全域をめぐるウォーキングマップの作成、健康づくり活動を実行する町民を増やすための健康マイレージ事業等を実施することから増額となっております。

次に、説明書115ページ、3の事業、ダンス健康づくり事業費でございます。予算額は400万円で、財源は一般財源でございます。吉田町オリジナルダンスを用いて健康づくりを推進するダンス推進会の事業に対して補助金を交付して実施します。

次に、4の事業、健康体操運営費でございます。予算額は426万9,000円で、財源は一般財源のほか諸収入でございます。総合体育館を会場として、年間を通じて各種健康体操教室を実施することにより、運動習慣の定着を目指す事業でございます。

次に、5の事業、食育推進事業費でございます。予算額は67万7,000円で、財源は一般財

源のほか諸収入でございます。食育推進連絡会の開催、講座等の開催、健康づくり食生活推進協議会に対する補助金等、町ぐるみで食育推進を図るための事業でございます。

次に、説明書117ページ、8目2の事業、健康増進事業費でございます。予算額は3,135万3,000円で、財源は一般財源のほか、国・県支出金でございます。各種がん検診、その他の成人の検診、検診事業の個別指導と集団指導、健康相談等を実施します。減額となった理由といたしましては、子宮頸がん、乳がん、大腸がんの無料クーポン事業の対象者数の減と、また受診見込み数について計画時から実績見込み値に変更して予算計上したことによるものでございます。

以上、健康づくり課所管事業の当初予算の説明でございます。

○議長（八木 栄君） 続きまして、町民課長お願いします。

町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 町民課でございます。

4款衛生費では11の事業について御説明申し上げます。

107ページをごらんください。

4款1項1目5事業の吉田町牧之原市広域施設組合負担金、火葬場費でございます。予算額は1,298万9,000円で、財源はすべて一般財源でございます。吉田町牧之原市広域施設組合火葬場の運営費を牧之原市とそれぞれ負担し、広域行政の円滑な執行に資するものでございます。火葬業務運営管理委託料や例年実施しております火葬炉補修工事などに係る負担金でございます。

109ページをごらんください。

3目2事業の環境衛生推進事業費でございます。予算額は383万9,000円で、財源は一般財源のほか、使用料及び手数料、県支出金でございます。死亡犬、死亡猫等の回収や狂犬病予防注射等の犬猫を初めとする動物保護に係る経費が主なものとなっております。主な支出といたしました犬猫等死体収集運搬委託料や飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金などがございます。飼い主のいない不妊去勢手術費補助金につきましては、飼い主のいない猫の繁殖制限をし、増加させないため、本年度から増額となっております。

次に、110ページの3事業のごみ減量リサイクル推進事業費でございます。予算額は59万2,000円で、財源は全て一般財源でございます。分別収集や排出抑制をし、減量化、リサイクル率の向上を図るものですが、主な支出は生ごみ処理機等設置費補助金、クリーン活動奨励金でございます。

次に、5事業の地球温暖化防止対策事業費でございます。予算額は140万円でございます。財源は全て一般財源でございます。環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの利用促進費、環境保全を図るため、太陽光発電システムを設置する方にその経費の一部として1件2万円の補助金を交付しておりますが、さらに平成27年度からは太陽光発電等で作られた電力を安定的かつ効率的に利用するために、蓄電池を設置する方に1件10万円の補助金を交付することといたしております。

111ページをごらんください。

6事業の環境教育推進事業費でございます。予算額は4万円で、財源は全て一般財源でございます。地球の環境を守るための意識を高揚させるもので、環境学習教室等に係る経費でございます。

次に、7事業の環境保全費でございます。予算額は2,246万4,000円で、財源は全て一般財源でございます。公園や河川等公共用地の除草や低木の剪定、害虫駆除、不法投棄の回収等の作業に係る経費が主なものでございます。本年度から環境保全に係る臨時職員を現在の5人から10人に増員し、各課において委託していた河川等の公共用地等の除草などの一部を効率的に実施するため、賃金や借り上げ料、備品購入費などの経費が増額となっております。

8事業の吉田町牧之原市広域施設組合負担金、し尿処理費でございます。予算額は8,916万7,000円で、財源は全て一般財源でございます。吉田町牧之原市広域施設組合、し尿処理施設の運営費を牧之原市とそれぞれ負担し、広域行政の円滑な執行に資するものでございます。この負担金は施設運転管理委託料や修繕料などの施設の管理に係る経費が主なものでございます。

次に、9事業の吉田町牧之原市広域施設組合負担金、ごみ処理費でございます。予算額は4億5,074万円で、財源は全て一般財源でございます。吉田町牧之原市広域施設組合、ごみ処理施設の運営費を牧之原市とそれぞれ負担し、広域行政の円滑な執行に資するものでございます。この負担金は施設設備修繕料や施設運転管理委託料、ごみ収集業務委託料などの経費のほか、リサイクルセンターの旧焼却施設に係る経費が増額となっております。

次に、113ページをごらんください。

4目2事業の公害対策費でございます。予算額は638万9,000円で、財源は一般財源のほか県支出金でございます。主な支出は環境調査及び分析調査委託料や大井川地域地下水利用対策協議会への負担金でございます。

次に、116ページをごらんください。

7目老人保健事業費、2事業の老人保健事業費分でございます。予算額は544万5,000円で、全て一般財源でございます。これは平成26年度に収入となりました過誤等による医療機関からの診療報酬返還金に対し、国・県社会保険診療報酬支払い基金への返還金が主な支出でございます。

次に、3事業、後期高齢者医療事業事務費でございます。予算額は2億4,786万5,000円で、財源は一般財源のほか、国庫支出金、県支出金、諸収入でございます。この事業は後期高齢者医療事業に係るもので、主な支出は後期高齢者の方に人間ドックの費用の一部を助成するための人間ドック委託料、特定健康診査委託料、後期高齢者医療広域連合負担金は事務費負担金と後期高齢者の医療給付費負担見込み額の12分の1を市町が負担する療養給付費負担金、後期高齢者医療特別会計への保険基盤安定繰出金などでございます。このほか社会保障番号制度に係るシステム改修委託料も計上されております。

以上が町民課からの説明でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます

○議長（八木 栄君） 続きまして、下水道課長お願いします。

下水道課長、水野辰明君。

○下水道課長（水野辰明君） 下水道課でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費につきまして説明書により御説明いたします。

説明書の110ページ、3目環境衛生費、4の事業、生活排水改善対策事業費をごらんください。

予算額は3,488万8,000円で、財源は一般財源のほか、国庫支出金、県支出金でございます。合併処理浄化槽の設置を推進し、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止を目的として執

行するもので、主な支出は浄化槽設置費補助金でございます。

以上が下水道課からの説明でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（八木 栄君） 次に、5款労働費、6款農林水産業費及び7款商工費の説明を求めます。

産業課長をお願いします。

産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） 産業課から5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費につきまして予算に関する説明書により御説明いたします。

説明書の119ページ、5款1項1目2の事業、雇用対策費であります。予算額は28万8,000円で、全額一般財源でございます。職業訓練校への補助金が主なものとなります。

同じく119ページ、3の事業、労働福祉費でございます。予算額は255万2,000円で、全額一般財源でございます。勤労者の福利厚生への支援として榛南地区労働者福祉協議会と榛南地区勤労者共済会へそれぞれ補助金を支出するものでございます。

5款労働費は以上でございます。

続きまして、6款農林水産業費でございます。

説明書120ページ、121ページとなります。

6款1項1目2の事業、農業委員会運営費でございます。予算額は348万9,000円で、財源としましては一般財源のほか県支出金及び諸収入でございます。農業委員会の所掌事務を進めるための運営費でございます。主な支出としまして、農業委員会委員報酬と県農業委員会等への負担金となります。農業委員会総会は毎月1回の合計12回の開催を予定しております。

説明書の同じく121ページとなります。3の事業、農業者年金事務費でございます。予算額は15万3,000円で、財源は全額諸収入となります。この事業は農業者年金基金からの受託事業で、事務に伴う事業費が主なものとなります。

説明書の同じく122ページ、123ページをお願いします。

2目2の事業、農業総務費でございます。予算額は100万円で全額一般財源となります。農業共済組合事業負担金等の各関係団体への負担金と公用車関係経費が主なものでございます。

説明書の同じく123ページから124ページになります。

3目2の事業、農業振興費でございます。予算額は1,075万9,000円でございます。財源としましては一般財源のほか県支出金でございます。意欲的な農業経営と地域農業の振興に寄与することを目的とした農業経営振興会と部農会組織への活動補助金のほか、県費10分の10の補助事業であります経営体育成支援事業と、新たに委託料としまして農業振興地域整備計画作成委託料を計上しております。この計画はおおむね5年に一度定期的に農業振興計画の見直しを実施しているもので、27年度に県支出金、内陸フロンティア推進区域事業費補助金により実施するものでございます。

説明書の同じく124ページになります。

3の事業、担い手育成総合対策事業費でございます。予算額は209万2,000円で、一般財源のほか県支出金と使用料及び手数料が財源となります。農用地の有効利用及び利用権の集積を通じて、担い手の育成を図るための農地利用集積奨励補助金と10分の10県支出金でございます。青年就農給付金の計上が主なものでございます。青年就農給付金につきましては、昨年

度の1人半年分から1人1年分に増額計上しております。

予算書の同じく124ページとなります。4の事業、農業経営所得安定対策推進事業費でございます。予算額は12万4,000円で、財源としましては全額国庫支出金でございます。自給率の向上と農業経営の安定を図ることを目的に事業実施しております。水田台帳システム保守委託料と需用費及び旅費の計上でございます。

説明書の同じく124ページとなります。

5の事業、耕作放棄地対策事業費でございます。予算額は10万円で全額一般財源であります。該当事業が実施された場合は国費が2分の1、県費が4分の1の補助事業となります。

説明書の125ページとなります。

4目2事業の畜産事業費でございます。予算額は11万1,000円で、全額一般財源となります。負担金補助金が主なものとなります。

説明書126ページになります。

5目4の事業の土地改良事業費でございます。予算額は2,210万円で、全額一般財源となります。大井川土地改良区負担金が主なものであります。国営第1期事業償還金、農業用水路保全事業負担金及び組合助成金でございます。

説明書127ページになります。

2項1目2の事業の松くい虫防除事業でございます。予算額は431万3,000円でございます。財源は全額一般財源でございます。例年同様地上散布防除、予防剤注入防除、被害木抜倒駆除事業を実施し、松枯れの蔓延防止を図るものでございます。

説明書の同じく127ページになります。

3の事業、保安林等保護環境整備事業費でございます。予算額は403万9,000円で、財源内訳としましては一般財源のほかに県支出金、使用料及び手数料でございます。例年同様保安林等の環境維持事業としまして、除草や支障木の伐採、大幡川の桜並木の保護として薬剤散布等を実施いたします。

説明書の128ページになります。

3項1目2の事業、水産振興費でございます。予算額は205万7,000円で全額一般財源となります。事業内容でございますが、水産業の振興や活性化を目的とした負担金補助金が主なものでございます。

説明書の同じく128ページとなります。

3の事業、地域栽培推進事業費でございます。予算額は41万2,000円で、財源は全額一般財源となります。事業の内容としましては負担金補助金が主なものでございます。榛南地域栽培漁業推進事業では、ヒラメ、マダイの稚魚放流を行っております。

説明書の129ページから130ページになります。

2目2の事業、漁港管理費でございます。予算額1,267万1,000円で、全額一般財源となります。吉田漁港の維持管理費でございます。漁港管理会の開催、公用車の維持管理と陸間、水門扉制御所の保守点検業務が主なものとなります。駐車場管理業務委託料は、海岸利用者のため駐車場出入口の開閉管理を委託するものでございます。修繕料につきましては扉制御場所等の電気設備の修繕費でございます。また、その他の事業としまして、県漁港漁場協会負担金、パソコン等の使用料及び賃借料でございます。

説明書の同じく130ページになります。

3の事業、水産基盤整備事業費でございます。予算額は1億310万2,000円でございます。財源内訳でございますが、一般財源のほか県支出金、町債、分担金及び負担金でございます。事業内容でございますが、委託料としまして、現在整備中であります航路護岸の平成27年度工事予定箇所の実施設計委託料と新たに国の漁港施設機能強化事業により、防波堤を津波に対する低減効果を高めるための粘り強い構造に整備していくため、既存施設の現況調査や耐震性能調査を実施する防波堤機能診断業務を、また国の漁港観光整備事業により水産業振興や新たなにぎわいの場の創出とともに、防災機能もあわせ持つ多目的広場を整備するための設計業務を計上しております。測量調査委託料では、この多目的広場整備のための測量調査業務と漁港を適正に維持管理していく上で必要な漁港施設機能保全計画の策定業務の計上しております。工事請負費につきましては、漁港改修として継続の航路護岸改修工事延長46メートルを予定しております。

説明書の131ページになります。

4の事業、小規模局部改良事業費でございます。予算額は1,500万円でございます。財源内訳でございますが、一般財源のほかに県支出金と分担金及び負担金となります。工事の内容としましては、漁港の計画推進確保のため、6,300立方メートルの航路しゅんせつ工事を計上しております。

6款農林水産業費は以上でございます。

7款商工費でございます。予算書132ページとなります。

7款1項1目2の事業の消費生活費でございます。予算額は103万1,000円で、財源内訳としましては一般財源のほかに県支出金でございます。これは週2日お願いしております消費生活専門相談員の報償金と被害防止用のリーフレット作成が主なものとなります。

説明書の同じく132ページから133ページとなります。

2目商工業振興費、2の事業商工業振興費でございます。予算額は606万7,000円でございます。財源内訳でございますが、一般財源のほか県支出金でございます。商工会への運営費補助金と特産品開発や6次事業化、またイベント交流等を促進するための産業振興事業補助金が主でありまして、町内商工業の振興を図っております。

また、新しく中部地域スポーツ産業振興協議会が設立され、その負担金を計上しております。

説明書の同じく133ページになります。

3の事業、中小企業振興費でございます。予算額は190万6,000円で、全額一般財源となります。中小企業者の事業資金の低利融資や利子補給を実施し、借り入れ者の負担を軽減し、経営基盤の安定及び合理化を図るための補給金、助成金が主なものとなります。

説明書の同じく133ページになります。

4の事業、企業立地振興費でございます。予算額は529万7,000円で、財源内訳であります。一般財源のほかは県支出金となります。主なものとしまして、農林地域工業等導入実施計画変更に伴う調査業務委託を県の内陸フロンティア推進区域事業補助金を充当しての調査費を計上しております。その他には、静岡県と市町が企業誘致活動を一体的に推進するために設置されております連絡会の負担金、企業誘致活動及び企業誘致の会議、研修等の旅費と新たに輸出や海外進出の窓口となりますジェトロ静岡貿易情報センターに地域負担金を計上しております。

説明書の134ページから135ページになります。

3目観光費、2の事業の観光振興費でございます。予算額は3,154万円でございます。財源内訳としましては、一般財源のほかは県支出金、使用料及び手数料でございます。内容は主なものとしまして、小山城管理の3人分の臨時職員賃金、需用費、役務費、使用料などの経常経費のほか、委託料と負担金及び補助金となります。委託料につきましては、観光協会へのイベント委託料でありますたこ揚げ大会、港まつり・花火大会、小山城まつりの委託と警備保障、樹木管理の業務委託でございます。

説明書135ページになります。

3の事業、産業委員会運営事業費でございます。予算額は11万9,000円で、全額一般財源となります。産業委員会の委員報酬となります。

以上、産業課からの説明でございます。よろしくお願いたします。

○議長（八木 栄君） ただいま上程議案の詳細説明の途中であります。本日の会議時間は議事の都合によってあらかじめ延長をします。

ここで暫時休憩とします。

再開は5時といたします。よろしくお願いたします。

休憩 午後 4時53分

再開 午後 5時00分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員は10名です。

次に、8款土木費及び11款災害復旧費の説明を求めます。

都市建設課長お願いたします。

都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 都市建設課でございます。

都市建設課からは2款総務費、1項9目交通安全対策費のうち、4の事業、交通安全施設整備費及び6款農林水産業費、1項5目農地費のうち、2の事業、水門排水機場管理費と3の事業、用水路改良維持修繕費、8款土木費、9款消防費、1項4目の水防費及び11款災害復旧費について御説明をいたします。

最初に、説明書の55ページをお願いたします。

2款総務費、1項9目交通安全対策費のうち4の事業、交通安全施設整備費について御説明します。

予算額500万円で、財源は一般財源となっております。町内全域を対象に通学路や生活道路等の安全性、利便性を確保するため、各種交通安全施設を維持修繕し、住民が安全で安心して暮らせるように事業実施をしております。平成27年度は区画線約8.5キロメートルを予定しております。

次に、説明書の125ページをお願いたします。

6款農林水産業費、1項5目農地費のうち、2の事業、水門排水機場管理費について御説明いたします。

用排水路の維持管理で主に排水機場の維持管理費になります。修繕料は水門等の修繕となります。また、第2排水機場点検委託料として袋体とコンプレッサーの点検と湯日川山崎ラバーダムの自家発電機とポンプの点検となります。予算額は794万2,000円となります。財源は一般財源となっております。

次に、126ページ、6款農林水産業費、1項5目農地費のうち、3の事業、用水路改良維持修繕費について御説明いたします。

用排水路の維持費となります機械借り上げ料は、用排水路内の堆積土砂等のしゅんせつなどの撤去費用を計上いたしました。予算額は95万円となります。財源は一般財源となります。

次に、説明書の137ページから138ページをお願いします。

8款土木費のうち、土木総務費の2の事業、土木管理費について御説明いたします。

土木管理費については、土木行政の事業を円滑に運営するための費用で、賃金は臨時職員1名を雇用し、道路、河川の占用事務の電算化のためのデータ入力等を行い、今後の占用事務の効率化を図りたいと考えております。委託料では道路台帳の更新のための修繕業務費用となります。使用料及び賃借料については、大型複写機の借り上げ料、土木積算システム使用料と道路河川占用システム借り上げ料を計上させていただきました。負担金及び交付金では、土木事業の推進を支援するため、各種同盟会への負担金と同盟会等が主催する研修会への参加、県への要望活動等を行う計画であります。予算額は1,912万円となります。財源は占用料と土木手数料、権限移譲事務交付金、土木雑入、そして一般財源となります。

次に、説明書の138ページから139ページをお願いします。

2項2目道路維持費のうち、2の事業、道路維持費について説明いたします。

委託費として植栽管理委託料を計上し、幹線道路の樹木の剪定、除草、防除等を行います。工事費では、案内標識を設置し、公共施設への訪問者に対し、優しい誘導を図るよういたします。また、維持修繕費として突発的に発生する道路の陥没、舗装の剥離などに対応するため、年度当初に単価契約を行い、修繕工事を行っております。予算額は6,375万5,000円となります。財源は一般財源となります。

次に、同じく3の事業、吉田町内道路舗装修繕事業です。こちらのほうは新規事業となります。平成24年度の繰り越し事業として25年度に路面性状調査を実施し、現状が把握できましたので、社会資本総合整備事業の補助金をいただき、特に状況が悪いところから舗装の打ちかえや切削、オーバーレイなどの工事を実施し、道路の延命を図りたいと考えております。委託費でC B R試験を実施し、路態の状況を把握し、工事内容を決め、工事を実施していきます。予算は2,660万円となります。財源内訳としまして、国庫補助金と地方債、そして一般財源を充当いたします。

次に、説明書の140ページ、2の事業、都市防災総合推進事業、西の坪大浜1号線道路改良事業費です。当該道路は津波浸水区域内にあり、北側の榛南幹線に設置された津波避難タワーF工区、こちらのほうへ避難道路として整備をするものであります。現道の幅員も狭く、側溝もなく、雨水がたまるなど地元住民に多大な不便を来しているところです。本路線は27年度に工事を実施し、全て完了となります。予算は2,686万5,000円となり、財源内訳としましては国庫補助金と地方債、そして一般財源となります。

同じく140ページ、3の事業、都市防災総合推進事業、下片岡16号線道路改良事業費です。この路線も津波浸水区域内にあり、南側に設置された津波避難タワーM工区の避難路として



整備するものです。避難タワーの西側に大きな団地があり、人口も集中していますが、避難タワーに行くには南側の県道か北側の町道の中で下片岡線となり、近くにタワーがあっても遠回りする場所です。一刻も速やかに避難をするために、タワーの北側に道路を新設するものです。予算は1,606万円で、財源内訳としましては国庫補助金、地方債、そして一般財源となります。

次に、同じく140ページ、4の事業、都市防災総合推進事業、青柳田中線道路改良事業費です。当該道路は隣接する防災公園の整備に合わせ、道路改修を行うものです。防災公園駐車場への出入り口となりますので、防災公園の完成に合わせ、事業を実施していきます。予算額は3,427万6,000円で、財源内訳としまして一般財源となります。

次に、説明書の141ページ、3項1目河川総務費のうち2の事業、河川総務費について説明いたします。

委託料の水門管理委託料ですが、湯日川水系3カ所、坂口谷川水系3カ所の水門管理について、県から委託を受け、町は消防団に再委託をしております。予算は93万6,000円で、財源内訳としまして、県委託金の水門管理事務費と、残りは一般財源となります。

次に、同じく141ページ、3の事業、治水対策推進事業費になります。平成23年8月に牧之原市と坂口谷川水門建設促進期成同盟会を設立いたしました。この同盟会で河口部に津波水門設置のための要望活動を県に対して行う計画であり、その同盟会への負担金でございます。予算は1万円で、一般財源となっております。

次に、説明書の142ページ、3項2目河川維持費のうち2の事業、河川維持管理費について御説明いたします。

委託料として大井川の堤防除草を初め、湯日川、大幡川、大窪川などの河川の除草業務を行います。また、工事請負費の維持修繕費として、西の宮川などのしゅんせつ工事を実施する計画であります。予算額は1,275万円で、財源内訳としまして一般財源となります。

次に、同じく142ページ、3項3目河川新設改良費のうち、4の事業、大幡川改修事業費について御説明いたします。

当該工事は大窪川との合流地点から下流側を整備するものであります。近年多発している集中豪雨による被害を軽減するため、河川改修により流下能力の向上などを図るもので、27年度は測量委託となります。予算は1,500万円で、財源内訳としまして国庫補助金を充当し、残りは一般財源となります。

次に、説明書143から144ページです。

4項1目都市計画総務費のうち、2の事業、都市計画総務費について御説明いたします。

予算は107万1,000円で、財源内訳としまして全て一般財源となります。都市計画事業を推進していく上で必要な経常経費となっております。

次に、同じく144ページ、3の事業、建築確認事務費について御説明いたします。

建築確認事務に係る図書の追録代が主な支出でございます。予算は14万6,000円で、財源内訳としまして県委託金と権限移譲事務交付金、そして一般財源となります。

次に、同じく144ページ、4の事業、土地利用対策費について御説明いたします。

需用費のうち修繕料は宅地分譲地内の公園のネットフェンスの修繕を行い、工事費では調整池を修理し、環境悪化を改善します。予算は394万7,000円で、財源内訳としまして県補助金と権限移譲事務交付金を充当し、残りは一般財源となります。

次に、説明書の145ページになります。

5の事業、倒壊ゼロ促進事業費について説明いたします。

倒壊ゼロ促進事業は、我が家の専門家診断事業、既存住宅耐震診断促進事業、木造住宅耐震補強助成事業、ブロック塀等耐震化促進事業の4つの事業から成り立っております。予算は1,250万円で、財源内訳としまして国庫補助金と県補助金、そして一般財源となります。

次に、説明書の146ページ、4項2目土地区画整理事業費のうち、2の事業、土地区画整理事業費について御説明いたします。

事業内容としましては、主なものは浜田土地区画整理組合への負担金でございます。これは浜田土地区画整理組合が東名川尻幹線の整備に当たり、交付金を国から受け整備を進めておりますが、その事業費の22.5%が町の負担となります。また、浜田土地区画整理組合への町からの補助金でございますが、町の助成要綱により、町は組合に対し補助してございまして、平成27年度は6路線の工事を計画しております。予算は6,517万8,000円で、財源内訳としまして権限移譲事務交付金と一般財源となります。

同じく146ページ、3の事業の浜田土地区画整理、雨水渠整備事業となります。浜田土地区画整理の中の西の宮雨水幹線が東名川尻幹線を横断していますが、東名川尻幹線の供用開始前に横断工事を実施するものであります。予算は6,793万1,000円で、財源内訳としまして国庫補助金と地方債、そして一般財源となります。

次に、説明書の147ページをごらんください。

4項3目街路事業費のうち、2の事業、都市防災総合推進事業、住吉幹線整備事業費について御説明いたします。

住吉幹線については、26年度に用地取得をする予定でありましたが、用地交渉が長引き、繰り越しの手続きをしております。用地が終了次第、速やかに工事に着手し、27年度末の完成を目指します。この箇所が完成すれば国道から榛南幹線までつながることになります。予算は3,611万2,000円で、財源内訳としましては国庫補助金と地方債、そして一般財源となります。

次に、同じく147ページ、3の事業、都市防災総合推進事業、富士見幹線整備事業費について御説明いたします。

北区公園の整備とあわせ事業を実施しております。27年度については残工事として、主には表層工とその他附帯工事となります。予算は9,423万4,000円で、財源内訳としまして国庫補助金と地方債、そして一般財源となります。

次に、説明書の148ページ、4の事業、都市計画道路事業負担金について御説明いたします。

町では都市計画道路関係の同盟会に加入しておりますので、その負担金でございます。財源は全て一般財源となります。

次に、同じく148ページ、23の事業、東名川尻幹線整備事業費について御説明いたします。

東名川尻幹線と町道高畑高島線の交差点に信号機がないことで、東名川尻幹線の供用開始を見合わせているところですが、警察との協議の中で供用開始には完成断面にして車線を絞り、暫定2車で供用開始をするように指示されました。このことでこの交差点内の改良工事が必要となり、平成27年度において工事を実施するものであります。予算は1,837万9,000円となり、財源は全て一般財源となります。

次に、同じく148ページ、4項5目都市下水路のうち2の事業、都市下水路費について御説明いたします。

こちらのほうの事業は機械借り上げ料については昨年度と同じく、都市下水路のしゅんせつを行う計画になっております。財源は一般財源となります。

次に、説明書の149ページをごらんください。

4項6目公園管理費のうち2の事業、公園維持管理費について御説明いたします。

公園維持管理費の主な支出につきましては、委託料として都市公園の樹木等の管理について造園業者に委託を発注し、樹木の剪定、除草、防除、芝の管理などを実施する計画です。予算は3,584万5,000円で、財源は全て一般財源となります。

次に、同じく149ページ、3の事業、公園愛護会支援事業費でございます。公園愛護活動を自発的に行う団体に報奨金を交付しております。現在の活動団体数は6団体で、小藤路公園、青柳公園、湯日川親水公園、西の坪公園、西の宮公園、大井川親水公園で活動を行っております。予算は30万円で、財源は全て一般財源となります。

同じく149ページから150ページ、4の事業、都市防災総合推進事業、防災公園整備事業費について御説明いたします。

平成27年度は最終年度となり、工事の完成を図るものですが、内容としましては、仮称であります防災センターの建設と外構工事となります。予算は2億1,699万7,000円となり、財源内訳としましては国庫補助金と地方債、そして一般財源となります。

次に、説明書の150ページ、4項7目緑化推進費のうち2の事業、緑化推進費について御説明いたします。

緑化推進費の主な支出につきましては、委託料としてみどりのオアシスマつり実行委員会へお願いし、毎年みどりのオアシスマつりを開催しており、本年も4月29日に開催する予定となっております。予算は290万4,000円で、財源内訳は一般財源となります。

次に、同じく150ページ、3の事業、花のまち推進事業費でございます。吉田町花の会への補助金と花いっぱい活動団体への補助金が主な支出であります。予算は204万7,000円で、財源内訳としまして、諸収入の地域コミュニティ活性化助成金と一般財源となります。

次に、同じく150ページの4の事業、みどりのまちづくり事業費でございます。

道路に面している部分を生垣として利用する個人に5万円を上限に補助金を交付しております。財源は全て一般財源となります。

次に、説明書の151ページ、5項1目住宅管理費のうち2の事業、町営住宅維持管理費について御説明いたします。

新たな事業としまして、町営住宅長寿命化計画を24年度に、改修計画を平成26年度に実施し、優先順位をつけた中で順次改修を行うものであります。改修計画の結果、松下団地A棟の外壁及び屋上防水の傷みがひどく、改修工事を実施し、以降順次工事を実施していくように計画をしております。予算は3,344万2,000円で、財源内訳としまして国庫補助金と使用料を充当いたします。

次に、説明書の156ページ、9款1項4目水防費のうち、2の事業、水防費について御説明いたします。

水防資機材の充実を図ることにより、水害の軽減を図ることを目的としております。主な支出は需用費で、土のうやバリケードなどの購入費になります。予算は66万8,000円で、財

源内訳としまして一般財源となっております。

続きまして、説明書の198ページ、11款災害復旧費のうち、1項1目農林水産施設災害復旧費と次のページになります。199ページの2項1目公共土木施設災害復旧費について御説明いたします。

農林水産業施設と土木施設のどちらも現在災害は受けておりませんが、頭出しとしまして2,000円を計上させていただいております。

以上が都市建設課からの説明でございました。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（八木 栄君） 次、9款消防費の説明を求めます。

防災課長お願いします。

防災課長、大石悦正君。

○防災課長（大石悦正君） 防災課でございます。

初めに、2款総務費、1項総務管理費につきましてお願いしたいと思います。ページは52ページになります。

52ページの事業、防犯対策推進費をごらんいただきたいと思います。

先ほど総務課長のほうからLEDの防犯灯の説明がございましたが、それ以外防災課のほうで対応してございます。主な支出としましては、機械借り上げ料としまして防犯カメラ4基のリース料が主な支出となっております。

次に、53ページ、2の事業、交通安全推進費でございます。

予算額は616万5,000円で、財源は全て一般財源でございます。交通安全施設等の修繕や交通安全運動、交通指導等を実施し、多発する交通事故等の削減を目的として活動していきます。主な支出としましては、修繕料としましてカーブミラーの修繕、また、カーブミラーの新設を行ってございます。また、負担金としまして、県交通安全指導員4人の負担金を計上させていただいております。

次に、54ページ、3の事業、交通指導員活動費でございます。

予算額は562万7,000円で、財源は全て一般財源でございます。現在、34人の交通児童員が児童等の交通指導に当たってくれていますが、その活動費でございます。主なものとしまして、交通指導員34人分の報酬、それから出勤に伴う費用弁償が主なものでございます。

次に、9款消防費、1項消防費につきまして説明を申し上げます。

説明書の152ページの2の事業、吉田町牧之原市広域施設組合負担金消防費をごらんいただきたいと思います。

予算額は2億6,567万6,000円で、財源は一般財源のほか県支出金でございます。吉田町牧之原市広域設備組合負担金の消防費分を牧之原市とそれぞれ負担し、広域行政の円滑な執行に資するものでございます。

次に、説明書153ページ、3の事業、消防救急広域化事業費でございます。予算額は5,475万7,000円で、財源は一般財源のほか繰出金、諸収入、地方債でございます。3市2町で構成する静岡地域の決めにより静岡市への事務委託方式で、平成28年4月に広域化することとなっております。主な支出につきましては、消防救急デジタル無線整備事業負担金でございます。静岡地域消防救急無線デジタル化整備事業につきましては、説明書の213ページにありますように、平成25年度から3年かけて整備を図ることから、期間を26年、27年まで1億3,065万3,000円の限度額で債務負担行為を起こさせていただいております。

次に、説明書153ページ、2の事業、消防団運営費でございます。予算額は1,768万3,000円で、財源は全て一般財源でございます。主な支出としましては、消防団員の報酬、費用弁償、本部運営費交付金、分団運営交付金の支出が主なものでございます。

次に、説明書154ページ、3の事業、消防団福利厚生費でございます。予算額は1,203万2,000円で、財源は一般財源のほか諸収入でございます。主なものは報酬費の報償の退職団員報償金と自動車借り上げ料は、消防団家族慰安のためのバス借り上げ料でございます。負担金補助及び交付金は、消防団員退職金報償金負担金が主なものでございます。

次に、説明書155ページ、2の事業、消防施設整備事業費でございます。予算額は573万7,000円で、財源は一般財源のほか県支出金でございます。主なものとしましては、修繕料として消火栓格納場修繕、それから取りかえ、消火栓の修繕、消火栓ホースの修繕費でございます。備蓄品でございますが、分団への資機材の配備としまして投光機を配備する計画でございます。繰出金でございますが、消火栓維持管理等について水道課への繰出金を予算計上させていただきます。

次に、説明書157ページ、2の事業、地震対策費でございます。予算額は1,470万9,000円で、財源は一般財源のほか繰出金、それから繰入金、諸収入でございます。大規模地震や津波災害から地域住民の生命と財産を保護することを目的に、津波防災対策を最重要課題と位置づけて、ハード、ソフト両面で事業を推進する計画でございます。事業費の特定消耗品として災害用救急医療セットの更新費用、災害避難生活間仕切りセットの購入、また毛布、非常食としてアルファ米の購入を計画いたしました。委託料としまして、防災機能をあわせ持った水産振興のための多目的広場を漁港区域内に設置するため、大量の土砂が必要になっており、その土砂搬入のための吉田漁港第9陸開出入口警備業務を委託料として計上させていただきました。また、搬入土砂、踏みならしのための機械借り上げ料もあわせて計上させていただいております。

次に、説明書158ページ、3の事業、国民保護対策費でございます。予算額は8万1,000円で、財源は全て一般財源でございます。武力攻撃やテロの発生から町民の生命、財産を保護するための措置を講ずるための費用で、国民保護協議会委員報酬費が主な支出となっております。

次に、同じく158ページ、4の事業、防災意識向上事業費でございます。予算額は222万9,000円で、財源は一般財源のほか繰入金でございます。防災訓練や防災研修を実施し、町民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図る計画であります。平成26年度におきまして中学生を対象としましたジュニア防災士養成講座を開催いたしました。本年度地域防災指導者養成講座を開催する計画でございます。地域防災指導者養成講座を受講してくれた方々に、地域防災指導員として地域での活動をより推進するため、認定制度を制定し、認定された方にベスト、また帽子を配布する計画でございます。

次に、説明書159ページ、5の事業、情報伝達充実強化事業費でございます。予算額は642万1,000円で、財源は全て一般財源でございます。同報無線、エリアメール、防災メール、防災情報共有システムなど情報伝達用資機材の整備により情報伝達体制が図られております。通信回線使用料は防災メール、衛星電話等の回線使用料でございます。委託料として防災行政無線を初めとして、県防災ファクス、防災用MCA無線の保守点検委託料でございます。土地の借り上げ料は同報無線柱の借り上げ料でございます。電波等使用料は防災用MCA無

線の電波塔使用料でございます。

以上、防災課からの説明でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（八木 栄君） 次に、10款教育費の説明を求めます。

初めに、教育委員会事務局長、お願いします。

教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 教育委員会事務局でございます。

教育委員会からは、10款教育費につきまして平成27年度吉田町一般会計予算に関する説明書により御説明をいたします。

最初に、1項教育総務費につきまして御説明をさせていただきます。

説明書の160ページをお願いします。

2の事業、教育委員会費をごらんください。

予算額は125万6,000円で、財源は全て一般財源でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条に基づき、設置された教育委員会の活動を行おうとするためのもので、経常経費が主なものであります。

次に、説明書161ページ、2の事業をごらんください。

事務局事務費でございます。予算額は491万円で、財源は一般財源のほか県支出金がございます。教育委員会の事務局を運営するためのもので、経常的経費が主なものでございます。

次に、説明書162ページ、3の事業、幼稚園就園奨励費、幼稚園運営費でございます。予算額は2,258万5,000円で、財源は一般財源のほか国庫支出金がございます。町内にございます私立幼稚園2園に対して、その運営に対する補助、それと幼稚園へ通園する幼児を持つ保護者に対する補助を行うもので、負担金、補助及び交付金であります。

次に、163ページ、2の事業、小・中学校健康診断費でございます。予算額は1,253万8,000円で、財源は全て一般財源でございます。児童・生徒並びに教職員の健康を管理し、正常な学校運営を維持しようとするを目的としたもので、経常的経費が主なものでございます。

同じく説明書163ページ、3の事業、教育振興事業でございます。予算額は7,097万5,000円で、財源は一般財源のほか諸収入でございます。町内小・中学校において教育効果を高め、良好な学校教育が展開できるよう、児童・生徒及び教職員を支援することを目的とした事業であります。本年度はいじめ問題対策協議会及びいじめ問題調査会を設置し、いじめ問題に取り組んでまいります。さらに教育と福祉の両面に関して専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関との連携、調査や相談体制の拡充を行ってまいります。

さらにラーニングプランに関しては、昨年の静岡大学への委託をそれぞれラーニングプラン指導員、ラーニングプラン補助授業講師等、それぞれに直接に町の予算につけて事業を実施してまいります。

次に、165ページ、4の事業、教職員等負担金補助金でございます。予算額は126万4,000円で、財源は全て一般財源でございます。学校運営が円滑にできるよう組織されている各団体への負担金と小・中学校活動への補助事業で、経常的経費が主なものでございます。

次に、説明書同じく165ページ、5の事業、ちいさな理科館事業でございます。予算額は882万8,000円で、財源は一般財源のほか雑入がございます。ふるさとの自然に愛着を持ち、

自然の事物、現象に触れる活動を通して、子供たちの自然科学に対する興味や関心を引き起こすことを目的として行われるちいさな理科館に要する経費でございます。本年度は子供たちが地域の自然に触れ、子供たちの心豊かな感性を育む活動を充実することと、さらに環境教育を目的として、ちいさな理科館とこころの池の間に蛍が生息できる環境づくりに取り組んでまいりたいと予定しております。

次に、10款教育費、2項小学校費につきまして御説明いたします。

説明書167ページをごらんください。

2の事業、住吉小学校維持管理費でございます。予算額は5,995万2,000円で、財源は一般財源のほか使用料及び地方債がございます。住吉小学校の教育活動が円滑に行われることを目的としたもので、経常的経費が主なものでございますが、本年度は屋内運動場の天井落下防止工事、それとビート、階段室、屋上防水工事、さらに図書室のパソコンの入れかえを予定しております。

次に、説明書170ページをごらんください。

3の事業、中央小学校維持管理費でございます。予算額は5,868万9,000円で、財源は一般財源のほか使用料、国庫支出金及び地方債がございます。中央小学校の教育活動が円滑に行われることを目的としたもので、経常的経費が主なものでございます。こちらも本年度は屋内運動場の天井落下防止工事を予定しております。

次に、説明書172ページをごらんください。

4の事業、自彊小学校維持管理費でございます。予算額は5,266万3,000円で、財源は一般財源のほか使用料、国庫支出金及び地方債がございます。自彊小学校の教育活動が円滑に行われることを目的としたもので、経常的経費が主なものでございます。こちらも本年度は屋内運動場の落下防止工事を予定しております。

次に、説明書175ページをごらんください。

2の事業、住吉小学校要保護・準要保護就学援助費でございます。予算額は168万2,000円で、財源は全て一般財源でございます。住吉小学校の要保護、準要保護世帯の就学援助費に要する経費で、全て扶助費でございます。

次に、同じページでございます。

3の事業、中央小学校要保護・準要保護児童就学援助費でございます。予算額が206万円で、財源は全て一般財源でございます。中央小学校の要保護・準要保護への就学援助費に要する経費で扶助費でございます。

次に、同じ4ページの事業、自彊小学校要保護・準要保護就学援助費でございます。予算額が84万9,000円で、財源は一般財源であります。自彊小学校の要保護・準要保護への就学援助費に要する経費で全て扶助費であります。

次に、同じページでございます。

2の事業でございます。住吉小学校特別支援学級費でございます。予算額は55万1,000円で、財源は一般財源のほか国庫支出金がございます。住吉小学校の特別支援学級の運営及び援助に要する経費で、経常的経費と扶助費がございます。

次に、176ページ、3の事業、中央小学校特別支援学級費でございます。予算額は34万6,000円で、財源は一般財源のほか国庫支出金がございます。中央小学校の特別支援学級及び援助に要する経費で、特別支援学級の経費及び扶助費でございます。

次に、同じページ4の事業、自彊小学校特別支援学級費でございます。予算額は30万1,000円で、財源は一般財源のほか国庫支出金でございます。自彊小学校の特別支援学級運営及び援助に関する経費で、同じく経常的経費と扶助費でございます。

次に、10款教育費、3項中学校費につきまして御説明いたします。

説明書177ページ、2の事業、吉田中学校維持管理費でございます。予算額は8,008万4,000円で、財源は一般財源のほか使用料、それと地方債がございます。吉田中学校の教育活動が円滑に行われることを目的としたもので、経常的経費が主なものでございます。なお、本年度は屋内運動場の天井落下防止工事を予定するとともに、グラウンドにございます野球のスコアボードを改修する予定でございます。

次に、説明書180ページ、2の事業、吉田中学校要保護・準要保護生徒就学援助費でございます。予算額は579万4,000円で、財源は一般財源のほか国庫支出金がございます。こちらも吉田中学校の要保護・準要保護への就学援助費に要する経費で、全て扶助費でございます。

次に、同じく2の事業、吉田中学校特別支援学級費でございます。予算額は63万9,000円で、財源は一般会計のほか国庫支出金でございます。吉田中学校の特別支援学級の運営及び援助に要する経費でございます。

次に、10款教育費、4項社会教育費につきまして御説明いたします。

説明書の181ページをごらんください。

2の事業、社会教育総務費でございます。予算額が40万1,000円で、財源は全て一般財源でございます。社会教育事業を行うことを目的としたもので、経常的経費が主なものでございます。

次は説明書182ページをごらんください。

3の事業、社会教育委員費でございます。予算額は66万6,000円で、財源は全て一般財源でございます。社会教育法第15条に基づき設置された社会教育委員の活動を行うことを目的としたもので、経常的経費が主なものでございます。

次は同じページ、4の事業、人権教育事業費でございます。予算額が1万9,000円で、財源は全て一般財源でございます。人権教育の充実を図り、人権に対する意識の啓発を行うことを目的としたもので、隔年で社会福祉課と共催で人権教育講演会を行っておりますが、本年は社会福祉課にお願いするというので、予算は少なくなっております。

次は同じページ、5の事業、芸術文化振興事業でございます。予算額は331万7,000円で、財源は一般財源のほか雑入がございます。こちらは芸術文化の振興を図ろうというのが主な事業でございます。本年度はふじのくに子ども芸術大学実行委員会から助成を受けまして、ふじのくに子ども芸術大学講座を実施する予定であります。

次は183ページ、6の事業、文化財保護事業でございます。予算額は32万1,000円で、財源は一般財源のほか雑入がございます。文化財に対する理解と関心を高めるとともに、文化財の保護と活用を図ることを目的としたもので、経常的経費が主なものでございます。

次は同じページ、7の事業、青少年健全育成事業でございます。予算額は40万1,000円で、財源は全て一般財源でございます。次世代を担う青少年が自他ともにかげがえのない存在であることを認識し、社会の一員であることを自覚し、みずから進んで社会参加ができるよう、青少年の健全育成と安全確保のための環境づくりを促進することを目的としたもので、経常的経費が主なものでございます。



次に、184ページ、8の事業、生涯学習推進事業でございます。予算額は12万2,000円で、財源は全て一般財源でございます。国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたってあらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことができる社会の実現を目的としたもので、経常的経費が主なものでございます。

次は、同じページ、9の事業、地域教育推進事業でございます。予算額は76万2,000円で、財源は全て一般財源でございます。こちらは子供たちが地域の大人たちとさまざまな体験や活動を通して地域で子供を育む体制を確立することを目的として、地域で活動する団体あるいは個人へ支援を行う事業で経常的経費が主なものでございます。

次は185ページ、2の事業、中央公民館運営費でございます。予算額は1,085万9,000円で、財源は一般財源のほか使用料がございます。中央公民館の維持管理を目的としたもので、経常的経費が主なものでございます。

次は186ページ、3の事業、中央公民館活動費でございます。予算額は412万円で、財源は一般財源のほか雑入がございます。中央公民館を活用して教育、学術及び文化に関する各種事業を行うことを目的としたもので、講座実施のための経費が主なものでございます。

次は同じページ、4の事業、地域教育活動費でございます。予算額は313万1,000円で、財源は一般財源のほか雑入がございます。地域の教育力を活用して、町内の児童を対象とした講座や体験活動を行うことを目的とした事業で、チャレンジ教室や宿泊研修を行う経費が主なものでございます。

次は187ページ、2の事業でございます。学習ホール運営費です。予算額は77万6,000円で、財源は全て一般財源でございます。学習ホールの維持管理を目的としたもので、経常的経費が主なものであります。

次に、10款教育費、5項保健体育費につきまして御説明いたします。

192ページ、2の事業、社会体育振興費でございます。予算額は933万7,000円で、財源は一般財源のほか雑入がございます。町民のスポーツ振興と体力の向上を目的としたもので、スポーツ教室実施のための経費が主なものでございます。

次は193ページ、3の事業、体育施設広場維持管理費でございます。予算額は990万4,000円で、財源は全て一般会計でございます。各コミュニティ広場及び高島グラウンド等の体育施設の維持管理を目的としたもので、本年度は神戸コミュニティ広場管理の指定管理を新たに予定しております。

次は同じページ2の事業、吉田町牧之原市広域施設組合負担金でございます。予算額は1億871万1,000円で、財源は全て一般財源でございます。吉田町牧之原市広域施設組合の吉田榛原学校給食共同調理場の経費を牧之原市とそれぞれ負担し、広域行政の円滑な執行に資するものでございます。経常経費が主なものでございます。

次は195ページ、2の事業でございます。総合体育館運営費です。予算額が1,530万3,000円で、財源は一般会計のほか使用料がございます。総合体育館の維持管理を目的としたもので、経常的経費が主なものでございます。

次は196ページ、2の事業、吉田町体育センター運営費でございます。予算額は183万6,000円で、財源は一般財源のほか使用料がございます。吉田町体育センターの維持管理を目的としたもので、経常的経費が主なものでございます。

以上が教育委員会事務局の予算内容であります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（八木 栄君） 続きまして、図書館長をお願いします。

図書館長、浅井勝巳君。

○図書館長（浅井勝巳君） 図書館でございます。

10款4項4目図書館費につきまして説明させていただきます。

説明書の189ページをごらんください。

2の事業、図書館管理費でございます。予算額は3,686万1,000円で、財源は一般財源のほか図書館使用料でございます。図書館管理費は図書館施設の維持管理費のための経費で、施設設備の修繕料、電気水道使用量等の需用費、役務費、警備保障、清掃、ビル管理、エレベーター、図書館情報システム等の設備の保守点検等の委託料、図書検索システム、インターネット等の使用料、このほか図書館情報システムの借り上げ料、図書館用地の借地料等の経常的経費が主なものでございます。

なお、平成27年度は役務費のうち処分手数料と高圧洗浄作業手数料を新たに計上させていただいております。処分手数料はパソコン5台分のリサイクル料、污水管高圧洗浄作業手数料はトイレ、污水管の詰まりを解消するための作業手数料でございます。

次に、説明書191ページ、3の事業、図書館活動推進費でございます。予算額は2,267万6,000円で、財源は全て一般財源でございます。図書館活動推進費は主に図書館サービス、運営のための経費。主な支出といたしましては、図書館協議会委員報酬、臨時職員賃金、講師謝礼金、図書費、図書視聴覚資料マーク作成費、日本図書館協会、静岡県図書館協会への負担金等でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（八木 栄君） これで上程議案の詳細説明は終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。御協力をいただきありがとうございました。

本日はこれをもって散会とします。

散会 午後 5時48分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会4日目でございます。

ただいまの出席議員は11名であります。これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（八木 栄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎議案第17号の上程、質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第1、第17号議案 平成26年度吉田町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

これから第17号議案についての質疑を行います。

質疑は、最初に歳入全体についての質疑を行います。引き続き、歳出は款別に区切って質疑を行いたいと思います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないよう、また発言は、簡潔明瞭に審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いいたします。

初めに、歳入全体についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番、藤田でございます。

19ページのふるさとよしだ寄附金と、あと、町税の個人町税の関係で質疑を行いたいと思います。

過去に同僚議員の一般質問の中で、ふるさと納税に関しましては国税の考え方でという形で、積極的なふるさと納税を行うことによります返礼品というんですか、そういったものは余りうちの町は過度なことをしないというふうな話があったわけで、そうした中で今回補正で3万円上がりまして、総額64万円になったわけであります。そういった事実がございます。

それと、それにあわせて、特例のふるさと納税を行うことによって、それはいただくほうでございますけれども、反対に吉田町の方が遠くのほうから見えていて、そのふるさとへやられることもあると思われるんですけれども、個人住民所得税に関して控除をするような形で、そういった関係で、さきの全員協議会の中で、個人の所得割の減額が生産人口の減少が579人減であるといったことで減少しているわけなんですけれども、入のほうはそんな形であるんですけども、出のほうは、出というんですか、本来はうちが納めていただくもの

でありますけれども、そういった制度上のもので吉田町以外へ出ていくものも相当あると思うんですけれども、そういった内容を踏まえて、町としてどういう考え方があるのかということを質疑したいと思います。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） ふるさと納税制度に関しての考え方ということでお答えをさせていただきますが、ふるさと納税につきましては、さきの定例会でもお答えさせていただきましたとおり、税制の一環ということで、例外的に設けられているものだというふうに認識をしております、このふるさと納税が制度設置の目的にかなった運用のされ方であれば、それは非常に尊重しなければいけないというふうに思いますが、実は昨日、財政担当の会議が全県下を対象にして行われておりますが、その中でも過度な贈り物等の提供は控えることと、こういうことで苦言が呈されております。そして、ふるさと納税制度自体を問題にしているわけではなくて、その本来のふるさと納税制度発足の趣旨が損なわれるような運用の仕方をされるということになりますと、議員御指摘があるように、その本来の自治体に入るべき住民税が入らなくなると、こういう側面もあるわけですので、そうしたところを注意して今後運用していくということで、国のほうとしての関与も強まってくるのではないかと期待をしているところです。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

昨日そういった会議がある中で、国のほうからも、平成27年度地方税制改正について総務省のほうから通達が出ておる資料も手元にあって、ふるさと納税に関しましては特別控除額の拡充ということで、1割から2割に拡充されるということで、ますます推進されてくると思うんですけれども、本来こういった制度がなかった場合、この影響額、今、入ってきたのが64万円でありますけれども、そういった制度がなければ、うちの町に納めていただいた額というのは把握されているんですか。そういったことも考えていらっしゃいますか、税務課長。

○議長（八木 栄君） 税務課長、池ヶ谷恭子君。

○税務課長（池ヶ谷恭子君） ふるさと納税のほうは大分増えてはきていると思うんですけれども、昨年、26年では、ふるさと納税のみではちょっと寄附金税額控除を出してありませんけれども、1年間で55万円というのが寄附金控除額としてうちのほうで減額されたものでございますので、まだそんなに大きな金額にはなっていないというのが現状でございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 今回、補正でありますので、結果の状況ではあるものですから、国のほうからそういった形で特別控除額の拡充、返礼品送付については寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応の要請ということで、先ほど参事から言われたような形で、過度のあれはしないということ、申請手続の簡素化、ふるさと納税ワンストップ特例の創設という形で制度が進んでいきますので、今は64万で、いろんな政治団体へ寄附をした控除なんかもあるかもしれませんけれども、55万円ということで、額はあれですけれども、そういった制度もあるものですから、限られた税収をしっかりと町のほうへ入れていただく趣旨からも、そういったことの検討も引き続きお願いしたいと思います。

以上、最後、要請になりましたが、終わります。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） それでは、ないようですので、これで質疑を終結します。

次に、歳出に入ります。

1 款議会費及び 2 款総務費についての質疑を行います。

質疑はありますか。よろしいですか。

12 番、藤田和寿君。

○12 番（藤田和寿君） 12 番。

24 ページでございます。企画費の中のコミュニティ助成交付金であります。これは、過日の全協の中で不採択になった内容につきましては 3 点あって、そういったものが不採択になったという形では聞いたわけなんですけれども、これは申請を行う中で、相手方が全国自治ですか、そういった形での不採択になったという内容ではあるんですけれども、これの申請の持っていき方ですね。企画が窓口になって、各自治会のほうから要請が入るとされるんですけれども、今回 3 点ある中で、その中の 1 点が来年度当初において採択されたという形であるものですから、こういったものを地域の方々がいろんな形で要望をされていると思うんですけども、その受ける場合の企画サイドでのその要請の順番とかいろいろあるものですから、そういった規則的なものが今回不採択になったんですけども、これはまた来年もやると、一度不採択になったものは、来年もうできませんよというルールなのか。そういったものはどういうものになっているのかということも町民のほうからお問い合わせもあるものですから、今回補正で不採択になったのを、来年度に関しては 1 点、小山城太鼓に関しましては採択されたということであるわけで、吉田町は、昨日の全員協議会の中でも、割と採択される率が高いということで、今回は不採択になったという話は聞いておるものですから、これに対して、町のほうの働きかけがどうのこうのじゃなくて、この採択に向けて申請するときのルール、どういったことを。これ、3 年間ぐらい続けてやらないと次へ上がらないよとか。そうじゃなくて、毎年、毎年、見直しているか。ちょっと質問、くどいですね。それについてお願いします。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） コミュニティ助成の申請の仕方ということで、自治総合センターで交付を行っているものですが、申請の窓口となるのは、県が窓口となって自治総合センターへ上げていくというような手続になります。

それで、その要望のとり方ですけれども、要望については、前年度に要望を上げまして、それで、その前年度の要望に基づいて内示的なものがある本申請になると、こういうことで、2 年間かけて要望を上げていくというようなことになりましたが、そうしたことで、当町としては、前年度の交付要項が毎年更新されて新しくなるんですが、その交付要項が新たに発表される前から、自治会のほうにこうしたコミュニティ助成の対象の事業があるかないかということで照会をさせていただいております。十分な期間をもってお答えできるように、早目早目に自治会から地域に情報が発信されるような状況の中で呼びかけをさせていただきました。毎年度要望を出していただいているわけですが、26 年度の採択に向けては 3 件要望が出てまいりましたけれども、27 年度の採択に向けては要望 1 件しか出てこなかったという

ことで、その出てきている1件を今、当町では県を通じて要望するとともに、予算措置をさせていただいていると、こういうことでございます。27年度の当初予算に計上させていただいておりますが、決定になるかどうかはまだこれからの審査になりますので、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

○議長（八木 栄君） だめになったら、次の年、それはもう出せないかというのをちょっとお願いします。

総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 大変、答弁が不足しておりまして申しわけなかったんですが、一旦要望を出して不採択になった案件であっても、何度でも出せますので、その要望がある限りにおいてはずっと出し続けることは可能ですので、地域に対しても、一旦出して不採択になったものはだめですよとかいう町からの発信はしてないつもりです。少なくとも、自治会サイドでは、不採択になってもまた出し続けることはできるというふうに思っているものと認識してございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

27年度に関しては1件しかなかったということで、ちょっとびっくりしてしまったんですけども、いろんところで、お祭りの屋台とか、そういったところで要望は出したいというような声は聞いていて、地区名はちょっと言うのはまずいので言えませんけれども、受け付け、あくまでも申請のほうは自治会経由なんですか。今回、小山城太鼓さんが出しているものですから、自治会経由で。そういった団体でも出すことは可能なんですか。そういったところの受付のほうで、これはちょっと難しいから今回はやめたらというようなことはなくて、受け付けたのものは全て出した結果がこうなっているんですか。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） あくまでも自治会は情報を発信をしていただくと、こういうことでお願いをしてあるものでございまして、自治会で振り分けをしたりすることはございません。それで、各その情報を受けて、要望を持っている団体は直接企画課のほうに参りますので、その段階で、必要な要件もございまして、そうした具体的な手続をお示しをして、要望まで実際に出したいというところについては全て受け付けをしているという実態でございます。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

次に、3款民生費及び4款衛生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 3番、山内です。

39ページ、13項目の健康増進事業費、この中で胃がん検診の委託料であるとか、子宮頸が

ん検診委託料、これは軒並み下がっているわけですね。そうすると当然、これは計画から実績として下がっていった。要するに、数字を調べましたけれども、まず胃がん検診に関しては、計画が1,600件の計画であって、1,400から1,500、子宮頸がんが1,600の中に1,400。これは、乳がんに関しては確定をしまして、1,200件の中で1,100件、肺がん検診が3,256、実績想定は200だったかな、4,000の3,256、これ決定なのかな。大腸がん検診が2,500件を計画をして、想定が1,800。当然これがマイナスの部分に反映されていると思うんですけども、そういう意味でいいわけですね。例年、多分そうであると思うんですけども、軒並み。実際にこの数字をいろいろ見まして、担当課ではこの26年度の判断、それがどのような判断をしているのかをちょっとお聞かせいただきたい。このマイナスになった部分をもってですね。

○議長（八木 栄君） 健康づくり課長、生田仁美君。

○健康づくり課長（生田仁美君） がん検診でございますが、今議員のおっしゃったとおり、当初の予算では計画値を出しているんですが、その計画値というのが、国が推計している推計対象者による受診率というのを、吉田町の推計受診率の現状よりも少し多目の数字を現在予算に計上しているわけなんです。吉田町の場合は、国・県に比べて全てのがん検診の受診率が、実はこの推計受診率で見ますと非常に上回っております。それはなぜかとよく聞かれるところなんですけれども、ただ、上回っているからよいというのではなくて、それよりもさらにもう少し、もう5%でも上げたいということで、こう、予算を毎年計上しているわけですが、その形でさまざまな受診勧奨をしているわけですが、なかなか実際には御本人様の受診行動に結果が出にくいということではございますが、間もなく追いつくような予算の計上はしないで、できるだけ頑張れる数字を予算計上したいと思っておりますので、実績としては、ちょっと残念ながら思ったほどには伸びないなということで、今年思っておりますが、また、さらに体制を整えて来年度を迎えたいというふうに思っております。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 今言われましたがんという病気に関しては、非常に皆さん、自分自身で気をつけている、肺がんとか、そういうのも皆さん気をつけてはいるということはわかっているんですけども、当然、ここで追跡調査、今言われたそれぞれの追跡調査をしていると伺いました。その中で、その追跡調査をどのような形で公表しているか、もしくは公表していないのか。これは、公表することによって皆さんの意識を高めることは非常に重要なことですので、その辺をちょっと聞かせていただけますか。

○議長（八木 栄君） 健康づくり課長、生田仁美君。

○健康づくり課長（生田仁美君） 追跡調査についての御質問でございますが、追跡調査の方法といたしましては、健康診断のほとんどが医療機関に委託でございます。現在、医療機関によっては、その医療機関で実施した検診で要精密あるいは要医療ということの結果を得た方に、そのまま精密検査の受診を勧めて、その結果を得られなければ再度お勧めしてということで、ちゃんと精密検査を受けたかどうかというのを追跡していただくところまで委託している事業者さんもございますし、そこところは町のほうで改めて追跡調査をするというような契約の仕方をしている医療機関さんもございますが、それは医療機関によってやれるところまでということで契約をしております。それらを全て集めまして、いつも追跡調査の結果までを担当課としては出しているわけなんです。これを公表するとなりますと、非

常にデリケートな問題でございまして、つまるところ、がん検診でございまして、がんの疑いがあったかどうかということと、あるいは結果ががんであったかどうかというようなことの追跡になりますので、件数も1桁の数字になるということが多いわけございまして、この辺の公表は大して意味がないという申しわけないんですが、主は御本人がちゃんと精密まで受けて治療に入ってくださいばよいということで考えてございまして、全体をもつての追跡の100%は目指してございまして、細かい数字の公表ということは特に考えてございませぬ。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

今の回答に関しては、カウンターの中と外の考え方だと思うんですよ。ただし、そういう今言った検診の中で何人が、何人というか、数字だけで一向に構わないもので、これは、数字だけであれば個人情報には影響しないだろうから、それを出すことによって、実際に助かった人というか、それを見つけて早期ができた人にとっては非常にありがたいことなんですね。そういうものが公表されて、そして実際にこれだけありましたと。それを公表することによって、なかなか行けない人に対して行ったほうがいいですよという意識を持たせる。とにかく検診を受ける側からすると。そうすると、その考え方は非常に重要なことでもあるし、とにかく検診は意識をしてもらわなければどうにもならない話ですから、その辺で公表していただけたらと思うんです。

どうぞ。

○議長（八木 栄君） 健康づくり課長、生田仁美君。

○健康づくり課長（生田仁美君） 議員のおっしゃるような公表の仕方は行ってございまして。統計資料として出すということはしてございませぬが、例えば、町民のところではいろんながん検診を受けましょうというような話を保健師がする場合には、例えば去年とかおとしの検診では、吉田町でがん検診を受けた方の中で、がんが何人見つかって治療に結びつきましたみたいな話はさせていただいてございまして、この小さな町でもこれだけ見つかって治療に結びついているから、重要だからぜひ受けてくださいというような、そういう使い方をしてございまして。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

今言われたのは非常に大事なことで、本当に大切なことだと思うんですね。それでも、やっぱり行かない人、自分を含めて。それで、男というのは割合気が小さくて、一番最初に行くときに非常に心配をしながら行きます。皆さんそうだと思うんですけども。ところが、一回行った人たちに聞くと、定期的に行くようになりますからね。そのときに、一つの考え方として、公表をどこかでしていただくこと。言葉ではなかなか伝わっていかないけれども、文字であれば伝わっていくと。間違いなく伝わっていきますので、伝わるというか見えてきますので。

それともう一つ、検診の案内をいただきますね。その中に、例えばそういう今言ったような数字が、これ、もしできるとしたら中に入れてやれば、入れることによって検診をためらっている人の後押しができるんじゃないかと思うんですよ。例えば、1,000人いる中に2件それが見つかりましたよとか、そういう形で、医療に対しての、その健康というものに関して、誰が見てもその2人が非常に早期に見つければよかったよと絶対感じるはずなんですよ。



そして、それが治れば、この制度は非常にいい制度という認識をしますよね。そういう意味で、案内のグリーン、いろいろな色がついてきますけれども、あの中にそういうものというのは、僕はもしできれば、それを見た人が行ったほうがいいのか、とにかく後押し、肩を押すようなことができると思うんですけれども。あの封筒の中にはそういうものというのは、やっぱり無理なんですか。そういう方式というのはできないんですか。

○議長（八木 栄君） 健康づくり課長、生田仁美君。

○健康づくり課長（生田仁美君） 過去に町が直接検診の通知を出していたころには、そういったチラシのようなものをつくって入れたこともございましたが、現在は、検診の御案内の通知から、各医療機関がその医療機関で用いる問診票だとか様式、そういったものを全部セットして郵送してくれる形になっておりまして、一つの検診、例えば、胃がん検診だけでも医療機関によってさまざまな形で、通知がある程度届くような形になるものもあるものですから、そういう意味では、それを各医療機関にというのが非常に難しいことと、それから過去の経験からいきますと、そういう検診のセットが入っている中身を受ける気持ちがない方は詳細には余り見ないというような認識がございまして、むしろ、町の広報だとか、あるいは保健協力員の地区での口コミであるだとか、あるいはスーパーでチラシを配布するだとか、いろんな方法を今とっているんですが、直接目に届く方法という形を現在はとらせていただいております。

実際に、ちょっと、その検診の受診券の中に入れるという作業は、現在のこのシステムですと難しいです。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） これを最後にします。

今言われました、難しいということで、確かにそういう弊害、弊害というか阻害するものはあると思うんですけれども、要するに人の命を、助かったというか、その見つかった人は必ずそういうありがたさを感じると。それを広めたいと思う気持ちが出ると思うんですけれども、そういう意味で、こういう今、町では普通よりも高めに設定をしていると。それが今、一番最初の回答の中で5%でも10%でも受ける人が多くなってくれればいいなという中に、ぜひ、そういう可能な限りのやることによって、その検診を受ける人の後押しをする、肩を押してやる方法をぜひ考えてほしいと思いますので、もしそういうものが何かあれば、例えば考えているものがあれば、ちょっと公表をしていただきたいし、もしなければそれで構いませんけれども、ありますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 健康づくり課長、生田仁美君。

○健康づくり課長（生田仁美君） がん検診についての受診の勧奨はあらゆる手段を使ってやってきておりますが、皆さんが受けられない理由を、仕事が忙しいとか受ける時間がないという方が圧倒的に多いんですが、時間はつくるものだなというふうに思うんですけれども。その部分が、議員のおっしゃるとおり、少し怖くて行けないという方があるんだろうなというふうに思いますが、やはり怖さを乗り越えていただくために、現在の時代では、2人に1人ががんで亡くなっているんだというこの実態を、それで、早く見つければ、もう非常に医療は進んでいるので、ほぼ完治するんだということは、繰り返しいろんな形で広報をしていきたいというふうに思っておりますし、先日、保健協力員の総会があったんですけれども、毎年64の方が委員になってくれるんですが、そうされますと、年代的に大体60代前後の皆

さんが来ますので、1年間かけてそうした生活習慣病のことを、知識をこう入れていただくんですが、まず自分が検診を受けなければ、家族を受けさせなければいけないんだというような気持ちに変わって委員を終えていただけると非常にいいだろうなど。そして、隣のお宅の方だとか、近所の方、知り合いの方に伝えていただいて、皆さんで受けていただくという、そういう地域での広がり方がいいだろうなどというふうに思うんですが、健康づくり課のほうでも、できる限り直接、御本人の気持ちに届くような方法をしないといけないというふうに思っております。

その手段としては、複合がん検診や総合がん検診や土曜日検診と、検診の方法はいろいろ考えているんですが、やはりそれにも限界がございますので、やはり御本人がその日半日なり1日をこう、検診のためにとってくれるという気持ちになるアプローチをしなければいけないというふうに思っております。

○3番（山内 均君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

まず、31ページの高齢者社会参加推進事業費が高齢者支援センターの入札差金という形で上がっているわけございまして、今月完成されるということでありましてけれども、今、現状、現場を見たときに、道のレベルよりも相当導入部分と入り口部分が下に下がっているような感じを受けます。ちょうど真ん中を水路が流れていて、それも補正の中にのっていますけれども、その水路の強度もするような格好になっているんですけれども、水回りの心配をされる方が多いものですから、その辺のところを、このまま、あともう日が余りないものですから、どんな計画になっているか、その考え方をお示ししてください。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 高齢者人材活用センターですけれども、今年度末までにはもう完成して竣工式を迎えるような形で今やっているわけですけれども、今、造成をやっている最中ございまして、道路からかなりくぼんだ形で今なっているんですけれども、調整池としては、駐車場と調整池を兼ねておりまして、その中で、今くぼんでいるところからだんだん道路高さと同じように少なだらかな形で調整池のような形をとっているわけです。水につきましても、敷地の真ん中から排水溝を設けまして、敷地の一番南のところには排水枡を設けまして、そのほうに水が流れていくような形で今つくっているわけですので、敷地の中の水の流れについては心配ないんじゃないかと思っております。

排水路の件ですけれども、排水路につきましても敷地の周りの排水路のことでしょうか。

〔「真ん中」の声あり〕

○高齢者支援課長（久保田明美君） 敷地の周りについている排水路につきましても、今年度改修のほうを進めておりますので、高齢者人材活用センターの排水もそちらのほうに順調に流れていくように排水路のほうを改修していくような形で計画しております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

新たに高齢者の拠点となるべく高齢者人材活用センターという形で、本来、一般社団法人

の吉田町シルバー人材センターがあそこで、これも違う議案でもございますけれども、入ってきてやるというのと、それ以外にも高齢者の研修という名目の項目もあるわけでございます。

最近のゲリラ豪雨等を考えたときに、確かに法律上は時間雨量60ですか、60……、ちょっとあれですけども、ある程度の数量なんですけれども、それ以上の雨が降ることがもう多々あるわけでありまして、調整池機能を駐車場が持つといった形で。そうしますと、あそこのセンターにいて、駐車場に行く間、水がたまってしまうわけですよ。調整機能があるわけですから、そこでためるわけですよ。そうしたときに、利用される方が高齢者の方々なんです。津波なんかのときには、膝下ちょっとでもたまると、それで流されるというビデオを地域防災士の研修のときに見て、教えていただいたんですけども、そういったことを考えたときに、雨が降ってきて、調整機能でだっと水が上がったときに、もっと違ったものであればあれですけども、その建物が高齢者人材活用センターというような中の目的から考えたときに、その辺の調整機能を駐車場で有するという考え方が、それで担当課として協議して、今さらなんですけれども、申しわけない、図面を見て気がつかなかったものから、今気がついたんですけども、そういったことを十分検討した結果、そういうふうになったんですか。今後そういった事案が出た場合に、しっかりと確認しておきたいと思っておりますので、そういったものをちゃんとした考え方の中で今回の設計を行ってやったということですね。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 高齢者が利用する施設でございますので、安全に対しては十分配慮をしなければいけないと思っております。

そして、センターと物置棟とのところの敷地につきましては、滑りどめといいますか、舗装のところを少し工夫を加えておりまして、今、中央公民館の入り口のように、なだらかなスロープがあるところに、ちょっと安全、滑らないような工夫をされているんですけども、ああいうものを敷き詰めるような形でございますので、そのところ、入り口部分につきましては安心できるかと思っております。

あと、駐車場の排水のことにしましては、指定管理者のほうで十分配慮をしていただくのもやはり必要なと思っておりますので、大雨が出たときには十分な管理者のほうで配慮をしていただくように、こちらのほうからも伝えていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

今、十分な配慮ということでもありますけれども、今、もうできつつあるものでありますので、そういったことも懸念されておりますので、十分な御配慮をお願いしたいと思います。

続きまして、2点目、御質問させていただきます。

35ページであります。放課後児童健全育成事業費でございます。こちらのほうも、来年度から小学校6年生までこういった形でやるための準備ということで、備品等買われてやる補正でありますけれども、やっていただくことは本当に素晴らしいことなものですから大賛成であります。

担当課のほうに聞きますと、3月2日現在でありますけれども、中央小学区が、今年の26

年度ですね、入所状況が、全部で現在の段階が191人、来年度申し込みが3月2日時点で230人という形で大幅に増えるということで、中央小学区と自彊小学区に1クラスずつ増室していただけるということで、本当に住民を代表して感謝申し上げるわけでございますけれども、その中で、中央小学区につきましては中央小体育館のミーティングルーム、自彊小学区に関しましては自彊館という形で聞いたわけでありまして、

自彊館なんですけれども……。あ、違いますか。

〔「集落センターです」の声あり〕

○12番（藤田和寿君） 自彊の集落センター、失礼しました。

自彊の集落センターなんですけれども、耐震性とかその安全面は、大分もう年数がたっているわけでありまして、そういったところを使うに当たりまして、その辺のところの考え方はどのようにお考えなんでしょうか。確かに今あいているにはあいているんですけれども、いろんなどころ、耐震性が保たれていないところに関しましては、中央公民館も建てかえした棟のほうがあるものですから、今すぐというのはあれかもしれませんが、今回集落センターに、正式名称が違ったらまた直していただきたいんですけれども、そういったことに決められた過程でどのような議論があったか、お願いします。

○議長（八木 栄君） 健康福祉グループ参事兼社会福祉課長、大石修司君。

○健康福祉グループ参事兼社会福祉課長（大石修司君） 自彊小学校区につきましては、実は本年度、26年度からちょっと人数が多くなりまして、最初、学校の敷地にある施設ではちょっとできないものですから、学校内の空き教室等を含めて調査もしまして、学校にもお願いしました。ところが、学校側ではちょっと難しいという話があったり、あるいは自彊館においてもその辺のちょっとお願いをしたんですが、この用地には難しいという中で、この26年の4月、5月については神戸集落センターを使った経緯があります。神戸集落センターは、今お話のように、昭和57年の建築物であります。ただ、鉄筋コンクリートづくりの建物で、シンプの基準には適合しているということがございまして、私もちょっと調べたんですが、18年に耐震の診断をしております。そのときの回答が、耐震性能については非常によいと。大地震に対してもほとんど被害を生じないであろうというような結論をいただいているものですから、本年度4月、5月も使いまして、今度、27年度に向けてやはり人数が多くなったということで、再度ここを使うという判断をしたような状況でございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） では、問題ないということですね。担当課に言ったら、耐震性が劣ると聞いたものですから、それはちょっとまずいなと思ったんですけれども、問題ないということですね。

○議長（八木 栄君） 健康福祉グループ参事兼社会福祉課長、大石修司君。

○健康福祉グループ参事兼社会福祉課長（大石修司君） すみません。担当のほうがちょっとそこを認識していなくて、そういった発言をしたかと思いますが、耐震度も伺っていますので大丈夫だと思います。

以上です。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番(山内 均君) 山内です。

先ほど、同僚議員のシルバー人材育成センター、その中に、先ほども言われた調整池に関しては専門性から考えると、それはよくわかります。ただし、この地域が本来は第1種低層住居専用地域という地域であって、住環境に一番力を入れているところなんですね。ということは、現在は周りが低いからいいんですけれども、恐らくこれから将来に向かって必ず横ができてきますよね。できてきます、そういうふうな形で都市計画設定をしているわけですから。そのときに、これからちょっと考慮をしていただきたいと思うのは、隣からちょうど道路が上がってきますよね。そうすると、隣の敷地、上がってくる可能性が非常に大きいんですね。その水が、雨のだけじゃなくて、非常にその横から入ってくるものが現実自然界の中では出てくるわけですので、これからの話になると思いますけれども、もうあそこまでできましたので、もうどうにもならんことですからけれども、その部分のその横からの水の浸入、それに対しても十分なこれから先の配慮をしながら、例えば、なってみれば当然、こう、壁をやるとか、そうなってくると思うんですけれども、その辺の配慮というのがこれからどういうふうな形でされているか、なされていないのかな。その辺はありますか。

○議長(八木 栄君) 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長(久保田明美君) 現在の高齢者人材活用センターの敷地の横のところには田んぼがあって、そこが開発されてきたときというお話だと思うんですけれども、そこにつきましても、間に水路もありますし、壁もつくっているような形ですので、そういうところでは隣からの影響というところまでは、そんなに影響はないんじゃないかというふうに思っております。

○3番(山内 均君) わかりました。考えていなければいいです。了解。

○議長(八木 栄君) よろしいですか。

○3番(山内 均君) いいです。

○議長(八木 栄君) ほかに質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(八木 栄君) よろしいですか。

ないようですので、これで質疑を終結します。

山内委員、よろしいですね。

次に……

[「議長、ごめんなさい、衛生費はまだですか」の声あり]

○議長(八木 栄君) 衛生費は今やったところですが、何かありましたか。

[発言する人あり]

○議長(八木 栄君) ありましたか。

[発言する人あり]

○議長(八木 栄君) よろしいですか。

じゃ、次に移りますので。

次に、6款農林水産業費及び7款商工費についての質疑を行います。

質疑はありますか。

1番、増田剛士君。

○1番(増田剛士君) 1番、増田です。

43ページで、観光振興費で設計委託料、前回の全協ではお聞きしたんですが、事業実績によって減額、これは交流拠点の設置に関することでありまして、吉田町魅力創造委員会のほうからの提言に至らなかったということであったわけですが、今後、町としてその魅力創造委員会のほうには、どのような説明をされていくんでしょうか。これ、はっきり言って、魅力創造委員会のほうにしてみると、町のほうでこのような予算をつけてくれたんで頑張ってやろうというような形で、こう進んできたと思うんですよ。そういう中で、今度、ここで提言が年度内に来なかった、できなかったから、もうこれで切ってしまうよみたいな話になってしまうと、はしごとられたような気になってくるのかなと思われるんですが、そのところの対応というか説明をどのような形でされていくんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） 魅力創造委員会のほうへお話ししまして、ちょっと今年度の事業執行は難しいよというお話をさせていただきました。そうした中で皆さんの御意見をお聞きしましたところ、事業を見届けたいというか、任期は一応今年度いっぱい切れるんですが、そこで提案させていただきまして、もう3年、魅力創造委員会のほうを延長いたしまして、引き続き拠点についての話し合いを持ちたいという委員さんからの御意見でした。ということで要綱を改正しまして、3年間延長させていただきまして、引き続き拠点整備については御相談させていただくというような形になっています。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） そうしますと、今後もこれくらいの金額の予算というものは提示していくということでしょうか。

○議長（八木 栄君） 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） それこそ、町当局に対してある程度具体的な案に示せるところまでいけなかったものですから、ちょっと当初予算のほうには上げておりません。また、ある程度固まったところで、また予算のほうは町当局のほうへお願いしていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） そうしますと、町のほうからはもうこれだけのものを用意するというのではなくて、魅力創造委員会のほうからこれくらいのものが欲しいよということが出てきた時点で補正なり何なりで、こう、考えていくよということでしょうか。

○議長（八木 栄君） 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） それこそ、どこまで進めているかというのがわからないですけども、魅力創造委員会のほうでも、どこまで詰めたら町のほうに上げて、町が取り上げてくれるかというのは話題にもなっているわけですけども、ある程度魅力創造委員会としても、事業が成り立つ、いわゆる黒字になるような状況でないとやっぱり手を挙げる人も少ないんじゃないかということで、もうちょっと詰めていって、見通しがあるような事業が提案できるようになったら、町に対しても予算的にも提案していきたいなというような御意見でした。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1 番、増田剛士君。

○1 番（増田剛士君） 魅力創造委員会のほうでそういったものを固めてきて、町としてはもう全面的に応援しますよという立場でおられるのか、いや、もうちょっと考えてくれとやるのか、もっと町がリーダーシップをとって、魅力創造委員会に対して、こう、助言をしていくのか。その辺のところをもうちょっと、ちゃんと示していただかないと、魅力創造委員会のほうでは「これだけのものをやりたいよ」と言ってきたときに、町のほうで、「いや、そこまでは無理だよ」なんて言ってなってしまった場合、またできなくなってしまうと思うので、その辺のところをちゃんとしていただきたいと思いますと思うんですが、その辺のところら辺は何か考えておられるのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） 魅力創造委員会の中では、実際には実務に携われない部分、例えば産業団体は町だけのものではないところがほとんどです。商工会だけが町単独で、あと、ウナギにしる漁業組合、また農協さんにしろ、他市町と一緒にしておりますので、そこだけでは協力体制というのはちょっととれないので、非常にその辺が難しいと。今後は、そうした実際に実務をやりたいという人を、もうちょっと意見を聞いて、実現に向けて具体的な絵を描いていきたいなというのが委員さんの御意見でした。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1 番、増田剛士君。

○1 番（増田剛士君） 補正とちょっと今離れてしまっているんで申しわけないんですけども、任期がこの26年で終わりますよね、とりあえず。その延長をして今3年やるというようなお話の中で、今のお話を聞いていると、もう委員自体をもう一回改選して、新しい人でこう立ち上げるというような、そういうような考えもあるということによろしいのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） 今のところ充て役というか、そういうものになっているんですが、委員さんとしては見届けたい気持ちがあるということで、まだ充て役ということもありますので、ちょっとその辺は今後、相談をちょっとしていきたいなと思っています。

以上です。

○1 番（増田剛士君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。ありませんか。

[発言する人なし]

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

次に、8 款土木費及び9 款消防費についての質疑を行います。

質疑はありますか。

3 番、山内 均君。

○3 番（山内 均君） 46 ページ、土木費の「TOUKAI-0」促進事業に関してお聞きをいたします。

担当者が非常に頑張っているということは、自分も一緒に動いたりしていますので、よくわかるんですけども、昨日、同僚議員が件数を聞いていただきました。それによって、県からの補助というか、県の補助が影響してくるのかどうか。どのような形で影響するのかというのをちょっと、わかりますか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件ですけれども、ここ二、三年、やはり横ばい状態というのか、かなり数値としては低い数字でいっております。町としましては、県に応募するときには、やはりこれは重要な事業でありますので、命がかかっているような事業でありますので、1人でも1件でも多い改修を目指しているということで力を入れた中で事業を進めておりますので、予算と現実との差ができて今回の補正というような形になってしまっていますけれども、ここ何年かそういう状態でありまして、それを考えますと、特に県からのそういう補助金の影響というものは現在のところありません。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

今言われた、特に防災の中ですね、命にかかわってくるようなものですから、宣伝であるとか行動であるとかいうのは、例年どおりやっているということはよくわかるし、頑張ってくれているということもよくわかるんですけれども、この事業というのは、県と建築士会がタイアップして、そして強烈に進めていくところなんですけれども、これからやっていく予定というか、何か考えているものというのがありますか。そして、それによって我々が協力できることがあれば、強力で推進をしていきたいと思うんですけれども、その辺で、これからどんなものを、目標をどういうところに持って行って、どのような形でやっていきたいかと、それをぜひお答えをいただければと思いますけれども。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 議員さん御存じのように、現在PR活動もいろいろなものを行っております。現在、六つの手法でPR活動を行っておりますけれども、やっても、御存じのとおり、それほど伸びが今ないというのが現状でありますので、まだまだPR活動も足りないかと思っております。

そういう中で、やはり、ことしも26年度に入って新たなPR活動も取り入れましたけれども、現在のところでは実績がそれに伴っていないというのが現実でありますので、違う形でまたPR活動のほうをしていきたいなと思っておりますけれども、今、町で考えている、特に、じゃ、これをやっていこうというものは、今現在のところありません。また、建築士会のほうとは、お世話になっておりますので、建築士会のほうとの打ち合わせをした中で、こんなものを取り入れたらどうかというのを打ち合わせして検討した中で、できるものはやっていきたいと、そういうふう考えております。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長（大石悦正君） 防災課のほうからちょっとお答えさせていただきますが、今現在、17年につくりました地震防災ガイドブック、つくっているところでございますが、その中にも、今「TOUKAI-0」の関係、ブロック塀の関係、耐震の関係、その辺を入れて広報してまいりたいと考えています。また皆さんのお手元に届くと思っておりますが、これは作成中でありまして、それも含めて広報してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

これからやるに当たって、当然、県の建築士会も動かしていただきたい。それと、町で主



導を持って動かして、動かすというか指導力を発揮していただければ、いかようにも協力しますので、この数字が伸びていって、人の命を助けられるような状況をとにかくつくらなければいかんということで考えていますし、地場の人たちにしても、生きる方法を考えていくんでしょうから、ぜひその辺で、要望としますけれども、力をいただけるような要望をいただければと思いますけれども。

○議長（八木 栄君） ほかにいかがですか。

1 番、増田剛士君。

○1 番（増田剛士君） 1 番、増田です。

48ページ、能満寺山公園整備事業費のところ、ここは駐車場をつくる予定であるのに、地権者と話がうまくいかなくてできなかったよということなんです、その駐車場に関して、今、交渉している、そこしかもう頭はないのか、これ、もう当分無理だから、もっとほかを探そうとか、そういったような方向転換、あるいは公園の中にスペースができれば、そっちに駐車場をつくるか、そういったような考えというのはございませんのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 全協のときにちょっとお話しさせていただいたんですけれども、場所につきましては、今、駐車場の場所は山の上、資料館の隣のところを予定して動いているわけなんですけれども、やはり、その山の上にやろうというふうに考えたということは、障害者の方も気軽に來ていただけるようなもののために駐車場をということで考えましたので、やはり、場所としましてはそこしかないかなというふうに考えております。

それから、全協のときにちょっと静観という言葉も使わせていただいたんですけれども、うちのほうとしましては別に切ったつもりはないものですから、切ってしまうと、本当に切れてしまいますので、1年の間に何回かは顔を出して、御機嫌伺いじゃないですけども、話はつなげていきたいなと思っております。正式にまたお願いをするのは、ここ1年くらいは間があいてから、正式にまた動いてみたいなというふうには考えております。

○議長（八木 栄君） 1 番、増田剛士君。

○1 番（増田剛士君） 1 番、増田です。

時間をかけてやるのもいいのかもしれないですけども、やっぱり、あそこの小山城の公園をもっと盛んにしようと思ったら、もっと早くにやらなければいけないと思う。そういう中で、もうそこしかないよ、もちろん山の上がいいですよ。山の上のところ、ちょっと離れてもあれば、場所がどこか。そういうふうに、もうあそこしかないというふうに考えてしまふとなかなか大変だと思うんですが、全くそういう考えはなくて、もう、すぐ近いし、あそこがいいということで、そこしかもう攻めない。あるいは、もっとほかのところを攻める、攻めると言ったらおかしいんですけども、アプローチをかけて、あ、こっちのほう、ちょっと離れるけれども、そこがとりあえず駐車場に使わせていただくところ、できたよといったら、そこを先に駐車場にしておいて、また長い目で今やっているところをやるとかという、そういった考えというのはないわけですね。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 今、予定している場所につきましては、能満寺山公園という中で計画決定している中での位置づけで、あそこが既にもう駐車場にするよということで絵があります。そういうことで動いているわけなんですけれども、今、議員さんがおっしゃ

いましたように、そこで決めつけるじゃなくて、仮設的にもどこか違うところという話がありましたけれども、近くに、すぐ隣にまたあればいいんですけども、フィルムさんがすぐまた隣接していますので、そのフィルムさんよりさらに西ということになってしまいますと、かなり距離的には離れてしまう。そうすると、車椅子の方とか、そういう方にとっては、あそこはちょっと下り坂になっていますので危険というのがありますので、現在のところはかなり離れたところで、仮設的にもやっ払いこうというのはちょっと考えていなかったですけども、とにかく今あるところを一日でも早くということはずっと考えていて動いていたことです。

○議長（八木 栄君） 1 番、増田剛士君。

○1 番（増田剛士君） 了解しました。

もう1点、50ページで15番の津波避難誘導標識整備ということで、多分これ全額ですよ、なっていると思うんですが、これ、今回の26年度当初予算のときに主な取り組みということで上げてあったと思うんですが、それがなかなかうまくいかなかったというのか、どこまで進んだのかわからないんですけども、その辺の説明をお願いしたいと思うんですが。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長（大石悦正君） 避難誘導標識という形で今、15基避難タワーができて、そこにゲンパンがあって、浸水深があって、乗るところが高さということで、そういうものを15基あるところの一つずつ、こう看板を立てていきたいと考えておりました。それから、その避難タワーにどういう形で逃げてくるかということで、そういう一つの看板を立てたいということで、いろいろこう、絵も描かせてもらいながら進めてまいりました。ちょうどそのときに、先ほどちょっと話をさせてもらいましたが、本年度ガイドブックをつくっているという中で、皆さんももう避難を3回やっているという中で、ガイドブックの中で皆さんに広報をしていけば、それが足りるじゃないかということを考えまして、今600万ほどの予算を組んでやっているわけですが、各戸に配布していけば、高さとかその面積とか、そういうものは周知できるんじゃないかという判断をさせていただきまして、その現場へ立てるのは今回やめさせていただいたということでございます。そのかわりガイドブックのほうでお知らせしていくと。その中にそういうものを入れていきたいと考えています。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1 番、増田剛士君。

○1 番（増田剛士君） ガイドブックはガイドブックでいいと思います。

そういう中で、自分も以前何かで質問していると思うんですが、やっぱり町民の皆さん、避難タワー15基、番号でA、B、C、わからないですよ。だから、それ、やっぱりその看板は欲しいと自分は思いますけれども、本当に聞いて、地元の方でも、じゃ、あそこアルファベットでといっても、全然わからないですよ。それはやはり示さないと、幾らガイドブックをつくっても実感でわからないと思うんで、それはやっぱり看板というのは必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長（大石悦正君） そういう話も私も聞いています。それこそ、自主防災会のほうで説明をしたりということで、毎年一遍、説明をしながら歩いています。

そういった中で、この間上のほうの話もありまして、名前の話がありまして、それこそ、

うちのほうでは今、A、B、Cでつけているという話がありまして、その下に何かこう、何というんですか、じゃ、新田というのを入れるのか、そういうことも今後また考えていくような形で考えています。それを、今ある施設の上へ掲げるのはしていきたいなと考えているところです。ただ、大きいそういう看板をつけて、しっかりしたものをつけてというのは、今回やめさせていただいたということでございます。

今後、また地元のほうへ入りまして、どういう形がいいのかというのは考えていきたいと思えます。

○1番（増田剛士君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

次に、10款教育費についての質疑を行います。

質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

以上で第17号議案についての質疑を終わります。

これから、第17号議案について討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で本日の日程は終了しました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会します。

散会 午前10時12分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日は、定例会10日目でございます。  
ただいまの出席議員は11名であります。  
これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（八木 栄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、議事に入ります。

本日は、提出された特別会計及び企業会計の予算に関する議案の質疑を、議案番号順に行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお願いいたします。

また、簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう、御協力をお願いいたします。

---

◎議案第18号の質疑

○議長（八木 栄君） 日程第1、第18号議案 平成26年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから第18号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。いかがですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

---

◎議案第19号の質疑

○議長（八木 栄君） 日程第2、第19号議案 平成26年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから第19号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番でございます。

今回の補正は実績によるものではございますけれども、26年度におきましては保険税の改

正という形で、新たな仕切り直しで、うちでもその関係を行ったわけでございますけれども、予想よりも医療費が伸び、税のほうは見込みではありますけれども、減っているわけでございまして、そうした中で、国保、国民健康保険給付等支払準備基金のほうも底をつくような格好で、見込まれたところで税の改正を行って、いいような形、うまく積み立てもできるようなことを聞いているわけですがけれども、予定したシミュレーションと比べて、決算前でありまして、今回補正をするに当たり、担当課としてどのような、ちょうどいいような改正で済んだのか、多少余裕を持った結果でいきそうなのか、その辺について御答弁をお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 今回の補正で、実績に応じてそれぞれの歳入、歳出を補正させていただいてございます。税につきましては、当初見込んだものよりも、軽減等の改正等の拡大などもございまして、減っているという状況でございます。ただ、その分につきましては保険基盤安定で賄え、補填されている部分であるとか、あとはそれ以外の歳出のほうにつきましては、給付費につきましては、当初見込んだ金額でほぼいけるという今の予測も立っておりますので、担当といたしましては、予定どおりとはいきませんが、大体予算の内におさまるものであったというふうに考えております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

そうした予定どおり、見込みどおりの実績であったわけでございますけれども、そうした中で、基金のほうの9,400万円ほど見込まれるということでは伺っているわけですがけれども、当初、税の改正をしなければもう3万幾らという形で、非常に国保の保険の運用の中で危ういところであったんですけれども、改正を行うことによって9,400万円ほどになったということで、担当課としてもそのぐらいあれば、多くあれば間違いないと思うんですけども、またこれから二、三年はこのような状況でいくということ、今の状態を見た中ではいいという判断でよろしいですか。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 基金の状況でございますが、今年度の今の3月後の補正を受けまして、年度末残高は9,467万5,643円、見込みでございますが、なる予定でございます。これをもとに、27年度予算につきましては、現在提出いたしますとおり予算が編成をされている状況でございます。ですので、これを見まして、今後の状況等見ながら、また来年度以降については対応してまいりたいというふうに考えております。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ほかにないようですので、これで質疑を終結します。

---

#### ◎議案第20号の質疑

○議長（八木 栄君） 日程第3、第20号議案 平成26年度吉田町後期高齢者医療事業特別会

計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから第20号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

---

### ◎議案第21号の質疑

○議長（八木 栄君） 日程第4、第21号議案 平成26年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから第21号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

説明書の9ページのところに、介護サービス等諸費の中です。19番の19号の19節のところで、居宅介護サービス給付金がこの中で特に1億4,602万円、大きな、非常に大きな、これを見ますと、当然状況があると思うんですけども、当初の予算の会計の成り立ちからいって多く見積もるのはわかりますけれども、ここの極端な理由というのは、どのような形、何かに、何かは何に影響したのかとか、その辺のあれはあるんですか、影響するものとか。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 平成26年度予算につきましては、第5期計画の最終年度の予算を計上しているわけでございます。そして、最終年度ということでは、予算的には少し膨らんだ形にはなっているんですけども、その中でやはり在宅のサービスを重点的に入れた予算になっております。今回の補正につきましても、在宅サービスのところの補正が大きくなっているんですけども、在宅サービスが全く浮き出ているわけではなく、サービスも順調に受けていただいていると思っております。ケアマネがサービスの計画を立て、利用者の意見も聞きながらサービスを計画立てて、支給しておりますので、その中ではサービスが不足しているとは思っておりませんので、今回1億4,000万円という減額はしますけれども、サービスの支給量としては順当にいったのではないかと考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

そう言われても、やっぱり自分たちが年をとって行って、できるだけ自宅、自宅というか、そういうところで過ごす時間を長く欲しいじゃないですか。それと同時に、当然予算の関係もあるでしょうけれども、財政の関係もあるでしょうけれども、国もそういう方向を非常に打ち出していますよね。特に先日テレビの中で、島田の市立病院の先生が、アフガニスタンから来ている先生のテレビをやっていたんです。そのときに、やっぱり町はいいんですけども、過疎とかそういうところになりますと、そういう人たちが、お医者さんが行ってくれていて、非常にやってくれている例があったんです。要するにあれを見ますと、そういう方

向に、在宅というやつの非常に重要な施策というんですかね、そういうものになると思うんです。皆さんが望むような形だと思うんです。そういう意味で、これから担当課としては、そういう方向で、どのような計画であるとか、施策であるとか、そういうものを持っていけば教えていただきたい。持ってほしいということですから。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 在宅での医療ということになりますけれども、これ来年度の予算にも関連してくるんですけれども、在宅医療と介護の連携というところで新たに施策が盛り込まれてきておりますので、そここのところで榛原医師会とか、病院も含めて連携をしていかなければなりませんので、そこでやっぱり検討していく場面をつくっていく必要があるかなと思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

島田の市立病院の先生のことを言いましたけれども、非常に近い例が、いい例が隣にあるわけです。ぜひ、要望としてですけれども、そういうところもちょっと、NHKテレビでやっていますので、ぜひ見ていただきたい。そうすれば何が必要か、在宅の人たちで、病気をしている人たちが何を望んでいるか。その先生の言うことには、健康な医者が病院にいて、何で不健康な病人が大変な思いをして来るんだと、そういう意識を持っている先生がいるんです。ですから、その辺のところもちょっと加味しながら、ぜひ、何というんですか、視察というか、研修ですか、そういうものを、生きたものを見ていただきたい。その辺でちょっと思いました。答弁でもあれば、よろしくお願いします。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 在宅医療といいますと、やはりお医者様の意識も問題になりまして、在宅医療をもっと積極的にやっていただけるお医者様もいれば、そういうふうには、なかなかないというお医者様もいますので、そういうところでこれから在宅医療についてもちょっと考えていく場面をつくって、お医者様と連携できるようにしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○3番（山内 均君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

同僚議員のほうからの答弁で出た話の中で、第5期吉田町介護保険事業計画の最終年度ということで、予定に基づく減額ではあるわけですが、今、同僚議員が聞いたところの介護サービス等諸費の大幅な減額が、計画を立てたときには、26年度で認定率が、推計、要介護認定者層の推移が13.4%という形で、そういったものの中で計画をなされたと思うんですけれども、皆さんお元気でいらっしゃるということは非常にいいことで、こういった費用が出ないということはいいことであると思われるものですから、それにはやはり地域密着型とか、いろんな予防、地域支援事業なんかの効果が出ているのではないかなと思われるわけで、26年度、最終年度の最後の補正を見て、担当課としてね、今回の第5期計画を

振り返って、予定よりも皆さん頑張っていたでいて、さまざまなメニューに取り組んでいただいで、いい介護の認定度も低くなつたし、そういったこと多分お考えあると思うもんですから、それのところを御報告願います。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 第5期計画につきましては、認定率もほぼ計画どおりにいってまして、サービスも計画以内でおさまっているというところでありまして。地域支援事業につきましても、参加者は少しずつふえておりますけれども、まだまだもうちょっと参加していただければなというところではあります。今後、地域支援事業が新たな事業に移行していく予定ではありますけれども、その中でやはり地域住民の方々のお力をかりながらやっていくという方向で、国のほうも決めてきておりますので、私たちもその5期計画を見ながら、新しい事業をどうしていくかというふうに考えていかなければいけないと思っております。

今回の計画につきましては、思った以上に給付費が抑えられたかなというふうに思っていて、そのところでは、サービスを使いながら、おうちで在宅生活をうまく過ごしてきていただいた方が多いのかなと。やはり要支援の方のサービスの利用が今ふえていますので、少しのサービスを使いながらも、在宅で生活ができていけるという方々が多くなってきているのかなというふうに思っております。全体としては計画どおりにいったかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 計画どおりにいったという形で、計画よりもいい結果ではないかなと私は考えるわけでございます。ただ、その中では全くないとは思われないんですけれども、課題も多分あったと思われるんですけれども、それについてどのような認識、今、多少新たな施策という形での御発言もありましたけれども、その課題として認識していることについて、もう一度お願いいたします。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 計画の中で上げていました地域密着型の入所施設が、やはり計画内にできなかつたところが課題となって残ったわけですがけれども、今回募集をいたしまして、施設もでき上がっていくような計画になっておりますので、そのところでは課題といたしますか、ちょっとやり残したところはあったかなというふうに思っています。

地域密着型につきましても、今、サービスがそれぞれ利用については順当にされていますので、あとはその施設がうまく利用されていけばいいかなというふうに思っています。

以上です。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。



○議長（八木 栄君） 日程第5、第22号議案 平成26年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから第22号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

---

#### ◎議案第23号の質疑

○議長（八木 栄君） 日程第6、第23号議案 平成26年度吉田町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから第23号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。いかがですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

---

#### ◎議案第25号の質疑

○議長（八木 栄君） 日程第7、第25号議案 平成27年度吉田町土地取得事業特別会計予算についてを議題とします。

これから第25号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

---

#### ◎議案第26号の質疑

○議長（八木 栄君） 日程第8、第26号議案 平成27年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算についてを議題とします。

これから第26号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 3ページです。

国民健康保険税の中で、前年度と比較して4,423万2,000円、この減額として見込まれる理由というのは何でしょうか。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 国民健康保険税につきましては、今年度の補正予算でも減額

をさせていただいてございますけれども、本算定等の実績により見込まさせていただいて、この数字になっておりまして、その分の減額、例えば先ほど申し上げましたとおり、軽減の対象が拡大したことによる税の減額分であるとか、あとは、それに加えて所得自体、基本となる所得割の対象者の所得が減っているというの、一つ理由にあるかと思っております。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

今回、予算が前年に比べて大幅に増えているということで、共同化事業のその辺のところが増えているということであるわけでございまして、医療費が伸びていることもそうでありますけれども、全体的に広域連合のほうも増えているという形で、市町もそれに見習って増えていくという形であるわけでございますけれども、このまま来年も再来年もという形で増えていくと、非常に心配な要素もあるわけでございまして、ここはここでしっかりとめるような形で、やはり医療費があるから上げる、枠を広げるという形で、従来までの金額が各連合体の各市町でのごぼごがないような形で、お互いに見合っ、その中で、実績の中で賄い合うという連合体の趣旨はわかるわけでありますけれども、来年も再来年も上がっていくとなると非常に心配な要素もあるものですから、その辺について、そういうことはないかどうか、御説明のほどお願いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 27年度予算の増加の主な要因といたしましては、保険財政共同安定化事業、これが市町の拠出により負担を共有する再保険的な共同事業になるわけなんですけれども、この事業の対象医療費が、平成26年度はレセプト1件当たり10万円を超え80万円まででございましたが、これが27年度からは、レセプト1件当たり1円以上80万円までの医療費に拡大されております。これによりまして、歳入でいくと7番の共同事業交付金、歳出でありますと7款の共同事業拠出金は、ともに3億3,000万円以上の増加となり、約2倍というような予算の計上となっております。これが今回の増加の一番主な原因となっております。これにつきましては、今年度からも1円以上となりましたので、来年度以降も1円以上ということになりますので、これに関しましては、確かに個別の医療費の増加に応じて上昇はあるかもしれませんが、今年度のような2倍以上になるというようなほど増加ということはありません。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） そういったことはないといった形で、今回、共同事業のほうで2.5倍になったという形で増えているというの、十分わかります。そうした中で、必要額の税の予算を今、立てているわけでございまして、安心するわけでありますけれども、吉田町にとりましては、27年度を見ると、1ページの7款の共同事業交付金として6億7,600万円入ってきて、町として、次の2ページの7款共同事業拠出金という形で6億6,200万円という形で、差し引き、共同連合体で行います共同事業に関しましては、行って来いでちょうどいいんですけれども、入のほうが多いという形で、今回はうちのまちとしては、ここだけ見るとあれですけれども、この共同事業に関しましては、10万円から1円以上になったことによって、よその市町から見てもらったといったような解釈でよろしいんですね。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） この拠出金の計算といいますのは、連合会で全部まとめをしているんですけども、そちらのほうで県内の総額を見込みまして、それをまず、このうちの来年度の27年度で見込んでいる連合会の見込みは、総額で880億円というものになります。そのうちの2分の1の440億円を過去3年間、27年度で言いますと、23年から25年度の医療費のうちの対象となる部分の負担割合によりまして計算をされております。残りの2分の1の440億円につきましては、被保険者数による案分ということに計算されておりますので、そういう計算でうちの町としては試算をいたしまして、現在の数字になっております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

これはあくまで予算ですので、決算になった状態で逆転するかもしれませんが、わかりました。そうしたところで、共同事業化という形で、やはりこれは県全体の広域、国保に関しまして、共同化の流れの中で今推移している一つの環でそういった形がなされて、将来的には県全体で国保事業を運営して、それで保険者として県及び市町が行うという形にはなってくると思うんですが、計画では29年度ぐらいということで、前には聞いたような覚えがあるんですけども、現実的に共同化事業に関しましては、どのようなことになっているか、町の準備はどうなっているか、その点について御答弁のほどお願いします。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） この国保の広域化につきましては、今、3月3日に、それこそ医療保険制度改革の関連法案が閣議決定されたということは報道がされております。今回の改革の中で、国民健康保険に関する主なことといたしましては、まずは平成27年度から保険者支援制度の拡充ということで、約1,700億円の拡充を実施するという。それから、29年度からは、高齢者医療における後期高齢者支援金の全面総報酬制の実施に伴い生じる国費を優先的に活用して、約1,700億円を投入するというようなこと。それから、30年度から都道府県の財政運営の責任主体となる、こちらのほうが一番メインになります。こちらのほうに、具体的には都道府県は県内の統一的な国保の運営方針を定め、市町村ごとの分賦金の決定及び標準保険料等の設定、保険給付に要する費用の支払い、市町村の事務の効率化・広域化等の促進を実施する。また、市町村につきましては、地域住民と直接顔の見える関係でありますので、保険料の徴収、資格管理、保険給付の決定、保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うということになっておりまして、こういうような大まかな概要については決められております。詳細につきましては、今後出てまいりますので、県のほうの、例えば課長会議なんかでもこういう話題が出ておりまして、対応につきましては協議しているという状況もございますけれども、国から示される具体的なものがございましたら、またそれに沿って、町といたしましても適正に対応してまいりたいというふうに考えております。当初、最初のころには、29年度をめどにということで報道されておりましたけれども、最終的にここで30年度という年度が出てまいりましたので、30年度目指して、町としても対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

そうやって30年度が一つのめどという形で、国のほうで方針が示されたということになりますと、広域化になる前に、やはり各市町の国保事業の内容というのが、ある程度それが基準となって、負担割とか応分均等割とかいろいろあると思われるんですけども、そうやってくると、今やっている国保事業の中の医療費ばかりではなく、それを防ぐ、守るという意味からの特定健診とか、そういった事業が重要性が増してくるとされるものですから、30年を目指して、今、特定健診のほうも最終的には60%目標という形でやっていると思われるんですが、過日聞いたところだと、40%ぐらいの目標で今やっているということになされているし、各市町見てもそんなに高くない中で、うちの町、高いほうだと思われるんですけども、そういった広域化を目指す中で、やはり町の国保事業もその内容を今まで以上によくして、医療費軽減、健康的なことということでやっていかなければならないと思うんです。そういったことで、今回の予算の中でそういうのをにらんで、特に例年になような新しいメニューというのはなされているようにはちょっと見受けられないんですけども、どうでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 特に新しいものというものはございません。

ただ、特定健診の受診率の向上ということで、今年度からですけれども、1日ですが、胃がん検診と同じ日に実施をいたしたりとかということで、予算に反映されない部分では町民課としても考えている部分がございます。

それから、ジェネリック医薬品の活用ということで、今現在、医師会のほうにもお話をさせていただいている状況もございますので、その医師会のほうの状況も、また今後見ていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 了解。

ほかに質疑はありませんか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

17ページの2款1項1目の中に一般被保険者療養給付金、これが前年度に対して8,169万6,000円。これが増えているわけですけども、これは人口構成といいますか、いろいろな要因があると思うんですけども、特にことしこれだけ昨年よりも増えた理由というのは、原因というか何か、それはあるんですか。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 現在までの実績からもとに試算させていただいております。

それから、一般被保険者の療養給付金につきましては、退職被保険者等療養給付費というのがございますが、退職医療制度自体が今、経過措置でありまして、26年度までは新たな方を対象となりますけれども、27年度以降は、現在、退職医療の対象となっている方については引き続きになりますけれども、それ以外の方につきましては一般の被保険者になるというふうになっておりますので、その分につきましても見込ませていただいております。

以上です。

○12番（藤田和寿君） 議長。内容確認とならない質疑をお願いしたいですけれども、よろしいですか、そういう点で。

○議長（八木 栄君） もちろん、そうですよ。いいですか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

内容確認ではなくて、今言った原因が、今答弁されたいろんな要因、必然的な要因、要するにこの数字をもってしてこれだけ増えていったと。そうすると、心配するのは、要するにまた来年も増えていったときに、結果的に税が上がらないかと、そういう心配をするわけです。当然そういう形になって、いずれはそういう形になっていくでしょう。でも、その辺に対しての、国民健康保険税が上がっていかないような、そういう心配をするものですから、それに対しての安心できる材料をいただければと思いました。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 国民健康保険税の予算は、当初予算編成するときには、歳出の6割以上を占めております保険給付費を最初に見込みまして、さらに後期高齢者の支援金であるとか介護納付金などの歳出全体を見込みまして、次に歳入のほうになりますけれども、国庫支出金や県支出金などの歳入を見込んで、残りが保険税ということになります。保険税につきましても、賄えない部分については基金からの繰り入れというふうなことになるんですけども、当町では一般会計からの基準外繰り入れをしておりませんので、足りなければ保険税でお願いするというので、本年度につきましても、不足する財源を税率改正でお願いしたということになりました。

ただ、27年度につきましても、予算編成が現状のとおり組めました。

それで今後ですけれども、27年度から、27年度予算でもごらんとおり、保険財政共同安定化事業は1円以上の拡大にされまして、国の国庫からの財政支援として、保険者支援制度の拡充が27年度から約1,700億円が実施されるということにもなっております。これは法案が通らないということにもなりますけれども、そして30年度には、県が財政運営の責任主体となるということでもなっておりますので、今後の状況を見て対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 今、非常に聞きたかったのは、これから税の値上がりをする可能性は、可能性というか、それに対して税がまた上がってくるのではないかと。こういう形で推移していくとね、それに対しての、何というんですか、方策であるとか施策であるとか考え、そういうものはないか。そういう心配はないですかということなんです。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） すみません。

方策ということですが、まず医療費につきましても、医療費の適正化ということで特定健診であるとか、特定保健指導、それから先ほど申し上げましたとおり、ジェネリック医薬品の活用については、今、医師会とちょっとお話をさせてというようなことで、医療費適正化というような対応もさせていただいております。

ただ、事業の支出額、医療費につきましても、被保険者の医療需要に応じて変動するということがございますので、その辺の状況、なるべくうちのほうといたしましては、医療費が上昇しないというような対応、上昇しないことが一番いいわけですが、自然増というものもありますので、それに合わせた予算を編成させていただいております。ですから、急

激な医療費の上昇とかそういうものがありますと、うちの町につきましては一般会計の繰り入れをしておきませんので、税でお願いするというようなことになりますけれども、ただ先ほど申し上げましたとおり、国からの財政支援もふえるというような状況もありますので、そういうものも含めて対応させていただきたいということでございます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） では、値上げをすとか、そういう心配は当面はないということですね。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 27年度は、とにかく予算が組めておりますということでございます。それ以降については、状況で対応させていただきますということでございます。

○3番（山内 均君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

---

#### ◎議案第27号の質疑

○議長（八木 栄君） 日程第9、第27号議案 平成27年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算についてを議題とします。

これから第27号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

---

#### ◎議案第28号の質疑

○議長（八木 栄君） 日程第10、第28号議案 平成27年度吉田町介護保険事業特別会計予算についてを議題とします。

これから第28号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番。

今回の介護保険事業特別会計におきましては、一次予防の中で、今月完成します高齢者支援センターのところで行います生涯現役人材バンク事業のもの、一次予防事業が新しい内容だと思われるんですけれども、担当課で確認したところによると、ボランティアポイントという形で、登録した人がボランティアでさまざまなこういった介護事業などにかかわる事業に参加することによって、1ポイント1円相当のポイントがついて、それがかえられるという形です。非常に目的意識を持ってやるという形で、すばらしい事業を今回始めたなと思わ

れるんですけれども、こういったことをやるに当たって、いろんな方に、高齢者の方にいろんな話を聞いていると思うんですけれども、これからやるということの反響とか調査した内容等、期待度等もあると思われるんですけれども、その辺のところはどうなんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 人材バンクということで登録していただいて、ボランティアでさまざまな高齢者の持っている能力とか知識を活用していただいて、そのボランティアで活動していただいた時間、1時間1ポイント、100円ということで、ポイントを付与してやっていこうと思っているわけなんですけれども、皆さん、ボランティアについてもさまざまな場面で、予防事業についてもボランティアで活動していただいております。

そして、ボランティアで何かやってみたいという御意見もいただいておりますので、そういうところで、今この事業を立ち上げていこうと思っています。

やっぱりこの事業を立ち上げるに当たっては、支えられる側から支える側にシフトしていきたいというふうな思いもありまして、そんな中で、高齢者がここでも活躍しているよというところを皆さんにもわかっていただきたいというところもありまして、このところで事業を展開していこうと思っています。

これからPRをしていきたいなと思っていますので、これからどんな反響が出てくるかなというところもありますけれども、現在ボランティアでやってくださっている方々もいますので、その方々の意識の向上をもうちょっと持続させていきたいという思いで、ポイントをつけてやっていただきたいと思い、事業を始めます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

高齢者の生きがいづくりの支援という形だと、やはり今メインで行っているのは、さわやかクラブ活動の促進とか、一般社団法人でありますけれどもシルバー人材センターなんか、うちの町でいうと大きなポイントを持っていると思われまますけれども、そういった事業と、シルバー人材に関しましては対価を伴う形であるものですから、いいと思うんですけれども、さわやかクラブの方々が、いろんな形で町のいろんなものに対してボランティア活動されているということもあるわけございまして、それとの兼ね合いというのはどのようにお考えですか。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） さわやかクラブの皆さんにつきましても、さまざまところで、例えば友愛訪問とか、高齢者宅を訪問して下さったりとか、そういうところで活躍をしていただいております。その中でも、やっぱりさわやかクラブの中でも、ここに登録していただければ、そういうところに派遣したというところでポイントをつけていただければなと思っています。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） わかりました。

できればこのボランティアポイントを、健康マイレージとか、違う課でもありますけれども、そういったインセンティブを設けるよう事業というのは、よその市町では複合的な連携

をとって、有効にそのポイントが使えるような形でやっているところもあるものですから、今後この事業が発展していくことを期待するわけですが、この事業に関しましては、国のほうからも補助をいただきながらやっていくということで、ほかの事業との連携というのは、そういった中で縛りがあってできないのでしょうか。それとも、発展的なものは町独自なもので考えていけば可能なのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 国の縛りといいますか、地域支援事業の中で行っていくものでございますので、国の要綱に従った中で行われれば、国・県というところで補助が入ってくるわけですので、この事業がどのように高齢者の予防につながっていくかというところが、やっぱりポイントになるのかなと思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） はい、了解しました。

もう一点でありますけれども、先ほど補正の中でも聞いたところで御答弁いただいた地域密着型の関係で、事業者が決まって、今、許可申請をして、27年度予算の中でも予算措置されていると思われるんですけれども、その辺の地域密着型の施設ができることによって、介護事業計画のほうも今まで第5期で済まなかった部分が、今度の第6期で進んでいくと思われるんですけれども、その流れ的なものというのは、今後どのような形でスケジュール的なことを見込んで、またサービスの開始時期はいつごろからになるのか、その辺について、待たれている方もいらっしゃると思われるものですから、それについてお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 地域密着型の小規模の入所施設でございますけれども、今年度募集をさせていただいて、2業者募集があり、そして選考委員会の中で1業者に絞られてきたわけですが、今現在、社会福祉法人が施設を運営することになっておりますので、今、法人の、社会福祉法人を今、認可を受けている最中ですので、その結果を受けて施設建設に向かっていくというような状況でございます。

建設につきましては27年度中に建設を行っていきまして、28年度の年度途中ぐらいから入所という形で今、計画をしているわけで、今年度の予算では地域密着型の入所の予算は組んではないんですが、28年度中から入所という予定で、計画の中で事業を組んでおります。

以上です。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） これで質疑を終結します。

---

### ◎議案第29号の質疑

○議長（八木 栄君） 日程第11、第29号議案 平成27年度吉田町公共下水道事業特別会計予算についてを議題とします。



これから第29号議案についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） はい、質疑なしと認めます。

---

### ◎議案第30号の質疑

○議長（八木 栄君） 日程第12、第30号議案 平成27年度吉田町水道事業会計予算についてを議題とします。

これから第30号議案についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。ありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番。

補正の中で、第8、第9水源の用地が未実施であったということで、地権者の交渉が難航したということで9,600万円減額になっているわけで、今回その辺について、予算的なもの、相手もあるもんですから、水源的なもので、26年度に進捗が進まなかった中で、27年度予算組んでいるわけでありまして、水源的なところで、担当課として、安定的な供給を賄う水源確保という形でどのようなお考えの予算を組んでいるか、御答弁のほどお願いします。

○議長（八木 栄君） 水道課長、大井一弘君。

○水道課長（大井一弘君） 今、議員のおっしゃいました水源の確保の件でございますが、第9水源のほうは、タイプ第1、第3、第8水源、この3つの水源で設けられておりまして、この新しく設けます第9水源は、第1水源、そして第2水源の代替として予定しております。今現在、第1水源少し水位が下がっておりますが、今のところはまだ困っているような状態ではないのでございますので、水源確保はまず第9水源がまだできなくても、できるような状態しております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） そうすると、26年度でできなかったんですけれども、現時点では困っていないといったような形ですね。

今回の予算の中で、ほかの会計の中では、社会保障税番号制度にかかわるシステム改修委託料という形で、マイナンバーの形の予算がとられているんですけども、水道課にとっても、マイナンバーを取得した税番号の番号を使った形で、今後徴収業務なんかも発生することが予想されるわけでありましてけれども、26年度予算にも入っていなかったし、今回にも入っていなかった、そういったマイナンバーにかかわる、町民一人一人が番号によって管理というか、いろんな形ができるよという形で、今ニュースでもやっている中で、水道の徴収業務にかかわる滞納等も考えると、そういったものもちゃんとした利用を促進していくべきではないかなと思うんですけども、26年度も予算措置されていなくて、27年度も予算措置されていない中で、どのようにお考えで、そのマイナンバーについて税番号にかかわるシステムという形で、将来的にやっていかなければならないと私は考えるんですけども、現時点で上げ

ていない理由というのはいかありますか。

○議長（八木 栄君） 水道課長、大井一弘君。

○水道課長（大井一弘君） 今現在、水道課のほうでは使用者ナンバーというものを一人一人に、世帯ごとにつけておりますので、それでうちのほうは管理して、今問題等も起こっていませんので、今のところはこのまま続けて、水道の使用者ナンバーで業務を続けていく予定で考えています。そのため27年度予算にも、そのための費用等は組んでありません。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 現状はそうかもしれませんが、将来的にはやはりそれに移行していくお考えで、国の方針もそうですので、そういった方向なんですよね。

○議長（八木 栄君） 水道課長、大井一弘君。

○水道課長（大井一弘君） そのマイナンバーのほうでございますが、まだ県の上層部のほうからも、そのような資料等、情報等もまだ来ておりませんので、今後、そのようなまた方向になれば考えていくということになります。

以上です。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） マイナンバー制度、全町的にかかわることでございますので、お答えを申し上げますが、ただいまの27年度10月を目指して個人番号カードが通知されると、通知カードが出るというようなところで準備を進めようとしておりますけれども、まだ全体的に、具体的にどういう取り組みをしていくかというところは、必須的なものだけは決まっておりますが、任意的なものについては、まだまだこれから検討が必要ということで、水道については任意的な使用ということになってまいりますので、今後マイナンバーが普及されて、それを利用しながら徴収業務等へも活用していくということは十分に考えられますので、今後マイナンバーが普及していく中において検討をしてみたいというふうに、水道も含めて全体的にどう活用できるかというところを検討をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で、本日の日程は終了しました。

ご協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会とします。

散会 午前 9時59分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。  
本日は定例会第11日目でございます。  
ただいまの出席議員数は、11名であります。これから本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（八木 栄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
- 

◎一般質問

- 議長（八木 栄君） 日程第1、一般質問を行います。  
会議規則第58条第1項及び第2項の規定により、通告を受け、質問を許可しております。  
また、同条第3項の規定により、質問の順序は通告順といたします。  
1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はありません。  
それでは、順番に発言を許します。
- 

◇ 藤 田 和 寿 君

- 議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。  
〔12番 藤田和寿君登壇〕
- 12番（藤田和寿君）おはようございます。  
12番、藤田和寿でございます。  
私は、さきに通告したとおり、町が目指す教育について、以下町長、教育長にお伺いいたします。  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、昨年6月20日に公布し、本年4月1日から施行されます。今回の改正は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等、制度の抜本的な改革を行うものとされており、地方教育行政においてさまざまな制度が変わります。現状の課題と町長が目指す教育の方向について、以下具体的にお伺いいたします。
- 1、町の教育行政で、これまで課題と認識されてきたことはあるのか。
  - 2、教育委員会と教育長を一本化した新教育長が設置される。改善される点は。
  - 3、教育委員会の機能と役割はどのように変わるのか。

4、町長と教育委員会による総合教育会議が設置されることによる効果は。

5、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策、教育に関する大綱は、地域の実情に応じて策定されるが、地域の実情をどのように分析されているか。

6、教育の政治的中立性、継続性、安定性をどのように確保するのか。

7、今後、町長の考える教育政策の方向性は。

以上、御答弁をお願いいたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

教育長、浅井啓言君。

〔教育長 浅井啓言君登壇〕

○教育長（浅井啓言君） 町が目指す教育についての御質問は、現状の課題と地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う制度のことと、町長が目指す教育の方向性の二つに分かれておりますので、まず、現状の課題と制度改正の質問項目につきまして、私がお答えさせていただき、町長が目指す教育の方向性に関する質問事項につきましては、後ほど町長がお答えいたします。

最初に、1点目の御質問の、町の教育行政でこれまで課題と認識されていたことはあるのかについてお答えします。

教育委員会制度は、首長から独立した合議制の執行機関として、戦後一貫して教育の政治的中立性の確保、継続性、安定性の確保、地域住民の意向の反映のための機能を果たしてまいりました。

その一方、現行の教育委員会制度については、教育委員長と教育長のどちらが責任者なのかわかりにくい、いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない、地域の民意が十分に反映されていない、地方教育行政に問題がある場合に国が最終的に責任を果たせるようにする必要があるといった制度面の課題が、全国的に指摘されてきました。

このため、今回の法改正において教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地域の民意を代表する首長との連携の強化、いじめによる自殺事案等の問題に対して、国が最終的な教育行政の責任を果たせるようにするなどにより、教育委員会制度の抜本的な改革を行うこととなったわけでございます。

こうした状況がある中で、現在、町では喫緊の教育行政の課題として2項目を掲げ、その解決に向けた施策を展開しているところでございます。

一つ目の課題は、いじめ等の問題が発生した際における教育委員会の迅速な対応であります。これは当町に限ったことではありませんが、いじめ等の問題が発生した場合に、迅速に対応できるシステムが構築されていないという現状がありましたことから、当町ではこの課題を解決するために、本議会で議案として上程しております吉田町いじめ防止条例を制定し、その中で、重大事態が発生した際の対応をあらかじめ定めておくことで迅速な対応に備えるなど、対策を進めているところでございます。

二つ目の課題は、教員への指導体制など教育委員会の体制の充実であります。これは、児童・生徒の学力向上を図るとともに、学習指導要領が求める生きる力を育むためには、教員が児童・生徒に対して適切な指導を継続していくことが重要でありますことから、当町ではこの課題を解決するために、教員の自己啓発を促すとともに継続して適切な指導を行う環境

を構築するため、吉田町ラーニングプラン事業の中で、静岡大学特任教授による経験年数の浅い教員や臨時講師への指導を行いながら、対応を図っているところでございます。

次に、2点目の御質問、教育委員長と教育長を一本化した新教育長が設置される。改善される点は、にお答えいたします。

1点目の御質問の中でも制度面の課題を御説明しましたが、現行の教育委員会制度は、非常勤の教育委員から成る合議体が教育、学術、文化に関する事務を担当する執行機関であり、その代表である教育委員長と事務をつかさどる教育長との関係がわかりにくく、権限と責任の所在が不明確であること、また、非常勤の教育委員から成る合議体であるがゆえに、会議の回数も少なく、迅速な意思決定ができないなど、迅速さ、機動性に欠けることなどが全国的な課題として指摘されておりました。

今回の教育委員会制度改革では、それらの課題に対する対応として、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者である新教育長を置くことで、教育行政の責任体制が明確化され、また常勤である新教育長が教育委員会会議の主催者となることにより、会議を適宜招集することや教育委員への迅速かつ適切な情報提供が可能になり、教育委員会の活性化に資するものと考えております。

続いて、3点目の教育委員会の機能と役割はどのように変わるのかにお答えします。

今回の教育委員会制度改革においても、教育委員会は地方自治法上の執行機関としての位置づけや、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定された職務権限は変更されないことから、従前どおり地方公共団体の教育行政をみずからの責任と権限において管理執行することとなります。

しかしながら、2点目の御質問でもございましたとおり、教育委員長と教育長を一本化した新教育長が設置されることにより、教育長の権限がこれまでよりも大きくなるものでありますので、教育委員会が教育長の職務をチェックする機能が必要となります。そのため、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、教育長の委任された事務を教育委員会に報告すること、また教育委員の定数の3分の1以上の委員から請求があった場合には、会議を招集することが義務づけられております。職務権限は変わらずとも、執行機関である教育委員会に求められているものは非常に大きいことは十分に認識しておりますので、これまで以上に活発に審議を行い、また広く町民の皆様の意向を反映するなど、開かれた教育委員会のもと、町の教育がより充実し魅力あるものとなるよう努力してまいります。

続いて、4点目の御質問、町長と教育委員会による総合教育会議が設置されることによる効果は、にお答えします。

町長には、現行制度においても予算の編成、執行や、条例案の議会提出を通じて教育行政に大きな役割を担っていただいているとともに、町の教育課題やあるべき姿について共有していただいておりますが、全国的に見ると、首長と教育委員会の意思疎通が十分でないために、地域の教育課題やあるべき姿を共有できていないという課題がございました。

こうしたことから、首長と教育委員会が相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進するため、首長が主催する総合教育会議を設置することとされたものです。総合教育会議が設置されることにより、これまで以上に教育委員会の権限に属する事務について、予算の編成、執行や児童福祉など町長の権限に属する事務との調和が図られるとともに

に、自由な意見交換が行われ、教育を行うための諸条件の整備や地域の実情に応じた教育、学術、文化振興を図るための重点的施策について、協議と調整を行うことが可能になると考えております。

続いて、5点目の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の教育に関する大綱は地域の実情に応じて策定されるが、地域の実情をどのように分析されているか、にお答えします。

改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3には、地方公共団体の長は、教育基本法第17条1項の規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じて当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする規定されております。これは、教育基本法に基づいて策定される国の教育振興計画における基本的な方針を参酌して定めるように規定されているもので、この計画の中にある八つの成果目標の部分が、大綱策定の際に参酌すべき主たる対象となると想定しています。この成果目標は幼児教育から大学教育まで広く網羅されておりますが、一方、教育の課題は地域によってさまざまであることから、地域の実情に応じ策定することとしており、この成果目標を必ずしも網羅的に記載するものではありません。

こうした中で当町の特色を捉えてみますと、町内には大学は存在しないという実情があるものの、小・中学校においては三つの小学校からほとんどの子供たちが吉田中学校へ進学しているという実情があり、小・中学校の9年間を見越し、連続した教育を行うことが容易な環境にあることが挙げられます。

続いて、6点目の御質問の教育の政治的中立性、継続性、安定性をどのように確保するのか、にお答えします。

教育についてはその内容が中立公正であることが極めて重要であり、個人的な価値判断や特定の党派の影響から中立性を確保することが必要でございます。

また、教育は学習期間を通じて一貫した方針のもと安定的に行われることが必要でございます。3点目の御質問の答弁でも申し上げましたが、今般の教育委員会制度改革のもとにあっては、教育委員会を引き続き執行機関とし職務権限も従来どおりとされたことから、法のもとで政治的中立性、継続性、安定性は確保されているものと理解しております。特に、小・中学校で使用される教科用図書の採択や教職員の人事など、教育の中立性が求められている事項については引き続き教育委員会の権限とされており、政治的中立性、継続性、安定性は確保されております。

以上、現状の課題と地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う制度のことについてお答えさせていただきました。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） それでは、7点目の、今後、町長の考える教育政策の方向性にはつきましては、私からお答えさせていただきます。

議員も御承知のとおり、第4次吉田町総合計画後期基本計画におきまして、町が学校教育において一人一人の個性を伸ばす学校教育環境が充実した町を目指す状態として、これまでさまざまな施策を展開してまいりました。

子供たちが安全で安心して学習に専念できる教育環境の充実を図るため、住吉小学校の校

舎の耐震改修、吉田中学校へのエアコン設備の導入、中央小学校のトイレ改修工事等の学校施設のハード整備を初め、小・中学校への図書館司書の配置や、現在、教育委員会が進めております児童・生徒の学力向上のための吉田町ラーニングプランの具現化など、学校教育環境の充実に力を注いでまいりました。

議員御質問の教育政策の方向性ということでございますが、私は本議会の施政方針でも申し上げましたとおり、この町が引き続き豊かで勢いのある町であり続けるためにも、津波防災町づくりを完成させ、そして確固たる安全のもと、子育て、教育、健康づくりといった支える安心を提供することが必要であり、これにより活気ある若い人が集まり、元気な子供が増え、そしてこの地で生活し続けたいと願う人々が多くなる社会をつくり上げなければならないと、強く感じているわけございまして、教育に関して言えば、充実した教育環境のもとで誰もが吉田町で教育を受けたいと思っただけの魅力ある教育が提供されている状態であると思っております。

先ほどの教育長からの答弁でもありましたとおり、当町は3小学校、1中学校で、ほとんどの小学生が吉田中学校に入学するという実態があり、小・中学校の連携を実施しやすい地域であります。当町の子供たちをどのような教育のもとでどのように育てていくかを考えたときに、この小・中学校が連携することにより、効率的でかつ効果的な施策が打ち出せるものと考えております。

また、この小・中学校の連携に加えて、町立保育園や幼稚園における教育が充実し、さらに保育園、幼稚園と小・中学校間で一貫した教育ができれば、よりよい相乗効果が生まれ、この町の未来を託す子供たちの将来につながるものではないかと考えております。この町の未来を託す子供たちにより魅力的でより充実した教育を今後も提供できるよう、総合教育会議の場において教育委員会と協議、調整を行い、この町の未来につながる教育政策の方向性を定めてまいりたいと考えております。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

まずでございますけれども、教育行政の課題ということで、2項目を挙げられたわけですが、教育委員会では毎年、自己評価という形で教育委員会活動等の自己点検評価書という形で、12月に発表されているわけでございます。その中で1項目、2項目、3項目という形でそれぞれの教育のことに关しまして評価しているわけでありまして、そうした評価において、一項目として、首長との意見交換を継続して連携に努めていきたいといったような形の言葉もあるわけでありまして、年に1回ですか、町長と教育委員の皆さんとの意見交換を行っているということでもありますけれども、教育委員会の活動として常時連絡を図っていききたいというような形であるんですけれども、どのような内容を、今、これから総合教育会議というものがなされる前に、もう県のほうからの指導でこういった評価書をつくってやっている中に、教育委員会と首長との連携ということはもう実際にあるわけございまして、今、それをどのような形でやられているか、御答弁のほどお願いします。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 教育委員会事務局でございます。

毎年1回ではございますが、首長と教育委員会との会合を持たせていただいているところでございます。こういった会合の中では、町長のお考えを示していただきまして、そういったものを教育委員会の中で検討していくというような形で、現在は行っているところでございます。ただ、これは年に1回ということでございますので、新しい制度になりますと、総合教育会議の中でもっと活発な議論が行われていくのではないかとということが考えられます。ですので、従前も行っておるわけでございますが、これをより一層活発に行っていきたいというふうに考えるところでございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

国の法律が改正されて会議を新たに設けるわけですありますけれども、それ以前にも、1回ではあるわけでございますけれども連携を行っているということで、ちょっと実際にどんなようなお話があるかということ、一定御報告、教えていただければ教えていただきたいなど。実際、教育委員の皆さんと町長のお考えを意見交換という形であるんですけれども、今現状、こういう形でやられていると、今後、総合教育会議が開催されて何回もやるようになれば、また先ほど御答弁いただいたような形で改善がされてくると思われるんですけれども、現状はどのような状態なのかというのを、御答弁お願いします。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 私の答弁のとおりでございます。基本的には藤田議員の言う教育政策、意味わかりませんが、基本的には教育環境の整備等について私の考えについてお話し申し上げております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 教育環境整備という内容について意見交換をされているといったことで、これが今後どのように変わるかと、また後ほど質問させていただきたいと思っておりますけれども。

それで、今度の2項目、今、現実的に町の課題としてなされている内容について、実際的に今定例会でもいじめ防止条例も上程されておりますし、ラーニングプランも本年度からやっているわけでございまして、この項目については相当課題を認識して対応されていると思うんですけれども、今の状態の、目指す将来像というんですかね、そういったものに関しては、いじめ問題ということで、実際、この問題が大きくなるために防止策として前もってやっていくよというようなお話があったわけでございますけれども、最近も大きな痛ましい事故もあったわけでございまして、大津の事故に端を発して今回の法律改正が出されたわけでありまして、教育委員会として迅速な対応というところで、起きてからの対応ではどうしようもないと思われるものですから、そういった面に関しまして今度条例をつくらせて行うということで、事前の内容という形で、それについてももう少し御答弁のほうをお願いしますか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長。増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） いじめ防止の関係につきましては、ただいま教育長からの答弁もございましたけれども、従前の教育委員会制度の問題の中で、いじめ等の問題が



発生した場合における迅速な対応というのが、全国的に対応が遅いというような問題が指摘されてきたわけでございます。これは、先ほど教育長申し上げましたとおり、非常勤の教育委員による執行機関と教育長が並立しているという中で、会議の招集につきましては委員長であるということで、若干この招集も遅れたりするということがあるわけでございます。そういったことを、今回の法改正では、こちらの中央教育行政の運営に関する法改正においては、それを迅速に対応していこうというのが一つあるわけでございますが、一方、いじめ防止条例につきましては、これは事前に、普段の学校の教育の場においていじめをどうやって予防していくか、未然に防いでいくかと、こういったものを含めた条例のつくりになっているわけございまして、このいじめ条例が地方教育行政の組織及び運営に関する法律という総合教育会議であったり、教育長が新教育長になったりということで、対応はできるわけでございますが、それとは別に制度として、いじめ防止条例をつくらうというものでございしますので、全くこれは相反するものではございませんが、これは両方進める中で、当然、総合教育会議の中でいじめの話が出るということはある話でございます。それはいじめ条例を否定するものではございませんので、これは両輪としてこういった教育行政を進めていこうというものでございしますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番、藤田でございます。

そうしますと、この新しい教育委員会制度においてさまざまな改革が、大きなものでいきますと4点ほどあるわけでございますけれども、極端に言うと、起きた後の迅速な対応をするべく今回の改正をすると、いじめ防止条例のほうは起こる前に未然に防ぐということで、両輪で問題に対処していくということによろしいですね。わかりました。

今、御答弁の中にもあったわけでありまして、2項目のもう1点の教員への指導という形で、教員というのは県からの派遣という形で来るわけございまして、教員の人事配置については、それ相応の会議がなされていらっしゃると思われるんですけども、その未経験層の方々への自己啓発等を含めてラーニングプランでやっていくというのは非常にいい試みであると思うんですけども、毎年毎年異動もあるわけございまして、そういったところで早急な、年度始まって転任になるぐらいに育て上がっても困るもんですから、その辺のところはどのような学校で、今、実際一年間やられて、教員への指導って、もう早々のところで、ケース・バイ・ケースである程度いろんな事案をもとに指導されているか、この辺のところ、課題として認識して対応されていると思われるんですけども、どんな形で教員の皆さんには指導されているのかお示ししていただけますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 教員への指導がどのように行われているのかというふうな御質問だと思います。

教員の研修については、県がやっているものあるいは国がやっているもの、市町教育委員会がやっているものと、さまざまあります。

ただ、ここで書いて答弁したとおり、経験の浅い教員だとか講師の先生方も非常に増えているわけでございます。例えば、ある学校では産育休で休んでいる教員が6名ほどおりますので、そこには講師が当然6名入っているわけです。正式に採用された教員につきましては、

制度の中できちっと研修が積まれていくわけですけれども、いわゆる臨時講師についても制度的にはあるわけですけれども、それだけでは数が少ないわけですので、このラーニングプランで御用意いたしました静岡大学の特任教授によって授業を参観して、授業後に指導をするだとか、あるいはメモを渡して終わる日もあったりとか、そういったきめ細かい指導をしていながら学力向上につなげていくというふうな体制をとっております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 余り突っ込んでしまうと、またちょっと話題と変わってしまうものであれですけれども、臨時講師の方がやられるという形でなんですけれども、それは町で、講師はこの方をお願いするということなんですか。それとも県のほうから派遣されていらっしゃる講師、選べないというか、その辺のところはどうなっていますか。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 臨時講師の任用につきましては、当然、県からこれは、例えば産休なら産休となるので、当然講習を利用するという形が示されます。実際に、人を探して行って決定していくのは我々のほうで人選をしてやっております。当然、それで書類を上げて、県の了解をもらっているというシステムです。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番。

そうしますと、ラーニングプランで教員の指導というのは、臨時講師を中心に行われるということで、我々が、町が指名される講師の方でありますので、その教育を行った投資というのは、これからもその方がほかへ行かない限り、こちらから指名するということでありますので有効な措置をされるということで、確認ができました。ありがとうございます。

先ほど、教育長の改善される点で、責任が不明確であったということであったわけですけれども、そうすると、今度改正された後は、責任が明確であると、今、教育長は浅井教育長でございますので、教育長の責任が明確になったと、それと同時に、今は暫定でやりますけれども、任期が変わったときには、今度は町長が教育長を、誰々さんを教育長という形で、議会のほうに上程されてどういう人事かなされるわけでございまして、そうすると、いろんなところで、国会でも話題になっていますけれども、任命責任も当然伴うといったことでよろしいのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） そのとおりです。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） そうしますと、責任の所在が明確になって、教育長は常勤でありますし、いつでも会議を招集するということでもありますけれども、教育委員は非常勤でございまして、今、教育委員会の定例会というのは月1回行われているわけでもありますけれども、その1回が少ないという認識であるということで、御答弁もいただきました。

そうしますと、これからはそういった話し合う内容があるということになりますと、定例会以外にも複数回の会議の必要があれば、随時開催していくというお考えでよろしいでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） そういった意味で、この制度が変わって、教育委員さんにもきちっと意見を取り入れていくし、私のほうも責任を果たしていくというふうに理解していただければよいと思います。現状においても、必要に応じては臨時会等持ってやっておりますし、協議事項のみではなくて、教育の課題に対する議論等も行っているところです。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 改正の趣旨もそういう点であるということも確認できましたので、十分理解できました。会議の内容につきましてもホームページに載っておりますし、会議については公開でされますか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） ただいまのお話は、総合教育会議ということによろしいですか。

○12番（藤田和寿君） 教育委員会です。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 教育委員会の会議につきましても、これは会議の結果につきましてもの公表につきましても、努力義務がついておりますので、これは地域の実情に応じて公開されるということでございますので、そのような方向で今、検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 地域の実情は、もう教育行政というのはずっとやっていますので、地域の実情というのは変わらないと思いますので、うちの教育委員会としては公開でやるのかどうか、御答弁のほどお願いします。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 会議の問題ですけれども、現状におきましても、議員がおっしゃったとおり定例につきましても、ホームページで事前に開催をお知らせして、傍聴の方は傍聴させていただいておりますので、公開しているというふうに捉えていただいて結構です。まだ内容によっては、当然非公開のものもあるので、そういう場合もあるというふうに理解していただきたいと思います。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 先ほど、御提示しました自己点検評価書では、1年間で傍聴1人だったということで、実際、公開しろと言っても傍聴にいらっしゃる方がなかなかいらっしゃらないということで、このように議会のように傍聴できるような格好でということで、また自分のほうも傍聴に行きたいなと思います。

今度の教育委員会の内容でありますけれども、教育委員会、今までは教育長は教育委員という立場でいたわけでございますけれども、これからの教育長は、教育委員会の会議の会務をつかさどり、構成員であるといった形でなっているわけございまして、そのいろんな議題に関しまして、教育委員の方々の多数決で決められると思うんですけれども、この教育長の議案を決定する場合の立場というのはどういった形になるんでしょうか。議会というように形で議長というような立場でその会を進行の座長としてつかさどり、私はこう思うとい

うような形的意思を示されるのか、それとも、あくまでも教育委員の方々にお任せしてやるのか、その会議の進行状況が、今までは教育委員でありましたので、対等の立場であったと思いますし、教育委員長もいらっしゃいましたのであれですけども、どのような形になるんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 議員、ちょっと確認をしておきたいんですが、総合教育会議ということですか。

○12番（藤田和寿君） 違います。総合教育会議は首長と教育委員の対等な関係での会議だと認識しておりますので、教育委員会で決定されることでございます。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 教育委員会の会議につきましては、議事は出席者の過半数で決することとしていることから、教育委員会は教育長及び教育委員会の会議で意思決定するということになっておりますので、出席者の過半数ということになりますので、当然ながら教育長、出席しておりますので、それに入ることになります。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） そうすると、教育委員会の構成員であり、会務をつかさどることありますけれども、代表者ということでその議事には参加するといったことで、教育長のお考えも示されてもよろしいと、まあ上程されるときは教育長から上程されると思われるものですから、そういった認識でよろしいですね。わかりました。

そうなった場合、今まで、先ほども御答弁あったわけなんですけれども、教育長の権限が拡大するというので、チェック機能を有していなければならないということであるわけでありまして、そうした場合は、教育委員の3分の1以上の方が開催を申し込めば、教育委員会のなにがあると、そんなことは実際ないとは思いますが、今、うちの町の教育委員の定数、何名ですか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 現行は5人でございます。改正後につきましては4人ということになります。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番、藤田です。

そうしますと、教育行政にかかわる教育委員の任命というのは、人選につきましては、今までどおり町長が教育委員の同意人事という形で議会に上げてくると思われるんですけども、その中で必要項目は、過去いろいろ勉強させていただいたものですからわかっておりますけれども、教育の専門家だけではなく、広く教育の識見を有する者ということになっていくわけございまして、そうなってくると、いろんな方々、PTAとか地域のいろんな方とかOBの方とかあるわけです。人数をもう少し増やしてもよろしいんじゃないかなと思われるんですけども、そういった考えはございませんか。今まで5名だったのが4名になるといった形になりますので、定数をもう少し増やして、広く地域の実情に合った教育行政を担うために、教育委員の人数を、定員を増やすと、今回、教育委員は1人減るわけですけど

も、構成的には同じでありますけれども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 現在、地方教育行政組織及び運営に関する法律の中で、教育委員のうち1人には保護者を入れなければならないというような規定がございます。そういったことで、現在、保護者の方が教育委員さんの中に入っているわけがございます。そういったことから、また、教職出身の方以外の方も現在入っているわけがございます。こういった中で、今現在は、委員の構成をしているわけございまして、これを現在増やす予定は今のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 現在のところ考えていないということではございますけれども、実情に合った形で、今後また、まだ新体制動いておりませんので、これからでありますので、そういったこともまた、御検討のほどお願いしたいと思います。

続きまして、総合教育会議、これにつきましては、今までも、先ほども町長から御答弁あったとおり、教育環境の整備という形で1回行っていたんですけれども、この教育総合教育会議は、どなたが招集されるわけでありますか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 総合教育会議につきましては、首長が招集するものがございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

教育委員会に関しましては、教育委員会が事務をつかさどるわけですが、そうしますと、町長が招集するということになりますと、総合教育会議の所管とするのは総務課になるのでしょうか。どこになるのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、矢澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 総合教育会議の関係でございますが、地方教育行政の中では首長ということで主催になっているわけでございますが、これは地域の実情に合わせまして、地方自治法の事務補助ということで、現在、教育委員会とその教育会議の事務を行うように調整を行っているところでございます。

なお、これは法律では地方教育行政のほうでは首長ということになりますけれども、地域の実情ということで、当町のような小規模で顔が見えるような自治体では、かえってそこを分けることによって効率性とかそうしたものが損なわれるというふうに思っておりますので、現在、教育委員会と地方自治法の関係で、その補助執行を教育委員会に委任するという形を今、考えております。今の中ではその会議の事務は教育委員会が行うということで考えております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

そうしますと、その会議の中であります町長は行政の執行機関の長でありますし、教育委員会は教育行政の執行の長であるという形で、その会議の対等だと思われるんですけれども、

それぞれの執行機関の対等な方が話し合っ合議で決めるわけですか、それについて、内容につきまして。どういった内容を話されるかというのが、細かいことではなくて、総合的な内容を話されると思われるんですけども、吉田町のこれからの教育についてどのような形でといった形で、先ほど町長からは、今まで話されていたのは教育環境についてであると、教育環境整備について話されてきたということでありまして、今後の総合教育会議におきましては、どのような内容の議題を想定されているか、町長はお考えであるかお示してください。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 議員、一つ誤解をしているんだと思いますが、先ほどの補助機関についても、別に教育委員会に事務を、総合教育会議を主催しろなんて言っていないで、事務局にその総合教育会議をセットしろと言うわけでありまして、その中で、町長がどういうことを言うかというのは、先ほどの町長答弁の中に含まれているように、今後、特に最後に言いましたけれども、小・中学校の連携、一貫教育あるいは幼稚園、保育園との連携のもとに一貫した継続的な教育ができる、それが吉田町の売りになるといったことについても、当然、話題になると思いますし、先ほど答えていますので、町長じゃなくて私のほうからお答えをさせていただきます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

わかりました。そうしますと、保・小・中連携という形になるわけでありましてけれども、文科省が行った動態調査によりますと、小・中一貫教育の効果という形で、87%が効果が認められているという評価が出ております。過去において、小・中一貫、小・中・高一貫教育というような形でのお話も聞いたことがありますけれども、そのような小・中一貫教育に関しましては、うちの町としてはどのようにお考えでしょうか。今後、将来的にやっていくのか。それとも検討していくのか。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 小・中一貫教育についての教育委員会としての考えとか捉えということだと思います。

先ほど、答弁の中でも申しましたように、3小学校があつて、1中学校に入学する生徒がほとんどであるという、そういう実態を見ますと、非常にこれは大切だなというふうに考えております。以前にも小・中接続、連携とか、一貫ということも、私もこの場で述べさせていただいたような記憶があります。

ですので、大変そういうメリット、3小学校から1中学校へ入学する児童・生徒がほとんどだという、やっぱりメリットを生かしていく上では、この町にとって非常に大切な教育施策だと考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 3. 11以降でありますけれども、人口のさまざまな動きで、減るところ、増えるところと色々なバランスもあるわけで、箱物を新たにつくるというのは非常に難しいところがあると思うんですけども、そうした中で、吉中は県下一マンモス校という形であるわけで、マンモス校であるがゆえのメリット、デメリットもあると考えます。そ

ういった点と小・中一貫という形で、義務教育の9年間を一つの学びやで学ぶといったようなことも、これから子供たちの動態を見て、どのような状況になるかというのはシミュレーションができると考えられるものですから、そういったものの特異性と思って、競争する意味からも、今の吉中を分校する形で、1校は小・中9年間の教育の学びやにして、少しスモール化していくと、そういうようなことも総合教育会議の中では議題として、将来ビジョンとしての考え方として話される内容として認識してよろしいのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 後ほど、教育長が答えるかと思いますが、議員が考えている一貫教育というのは、どういう、一つの学校をつくって小・中全員でやるというようなことを考えているのであれば、私どもが言っている、もっと一貫教育というのは幅が広いんですよ。今ある3小学校と中学校が今の状態であっても、連携をして、当然、3小学校から全員が中学校に行くわけですから、小学校の状況を十分把握した上で、中学校で教育を行う、そういう別の校舎があっても一貫教育というのはできるんですよ。

議員はどうしても一つの固定概念で一貫教育というと、全ての学校を統合してやるようなお話にお聞きできるんですが、私ども、そういうことを考えているんじゃないくて、保育園も幼稚園も、小学校に入ったときスムーズに小学校に溶け込めるような教育をしてほしいということを書いて、その中で、その先には、将来的にそういった施設も一緒になった一貫教育ができるのかもしれませんが、いきなりそんなこと、私ども、町長もおっしゃっているわけではなくて、後ほど当然、内容については教育長のほうから答弁しますが、私どもは連携をしましょうと、まず、小学校と中学校と。そう答弁しているわけでありまして、別に一貫校をつくりましょうというような提言をしているつもりは全くないので、そこは御理解していただきたいと思います。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 今、副町長から答弁があった部分についてですけれども、私もそういうふうに思います。いわゆる一貫教育だとか連携といった場合に、特に一貫教育といった場合には、いわゆる、今も吉中があって3小学校がこうあるという中での一貫教育もあるわけですね、実際には。もちろん学びやと一緒にするというものもあるわけです。だからそういった連携をもとにしながら、どういう教育がよいのかということを経済教育会議等で議論をしながら進めていくということ、きょうお話をしているところだと思いますので、その辺は理解をしていただきたいと思います。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） あとは、議事録を見ていただければわかると思いますけれども、私が何も吉中を分校してやれとか、小・中一貫校をつくれということは言っていません。そういうことも今後の総合教育会議の中で議題として将来的なビジョンとして話されますかということを確認したわけでありまして、誤解のないようお願いしたいと思います。

そうしますと、教科書の採択ということもあれですかね、これ今、広域でやられているわけでありましてけれども、総合教育会議の中で、単独採択も可能であるような文章があるわけでありましてけれども、これを今すぐやれということではないですよ。考え方としてどうかということを確認しているわけでありまして。私が質問すると、それをやれというふうに決めつけられると困るわけでございまして、そうではなくて、そういうことも議題となります

かということでありますので、誤解のないようにしたいと思いますけれども、教科書採択に対しても地域の実情に合わせた教科書採択、教科書を考える会、いろんな形であるわけでありますけれども、そういったことではなく、吉田町に合った教科書、ましてやラーニングプランを行っているわけで、大学教授からいろんな指導を受ける中で、そういったことも必要なことがあった場合には、そういったことも議題としてなるのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員はどうもおもしろい議論を展開されるんですけども、いわゆるまさにそれが総合教育会議の場でやれるんだったら、それは完全なあれじゃないですか、政治的中立性が確保できないんじゃないんですか。議員は何を考えているんですか、一体全体。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） しっかり考えておりますので、よろしくお願いします。中傷はあれですね。中立はとれていますよ。町長と教育委員会は対等です。町長がこの教科書を選べと言っても、教育委員会がノーであれば、それは採択されません。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） そういうふうな議論の展開の仕方って非常に意図的ですね、はっきり言って。私はそんなこと言っていないですよ。

教科書の採択について、総合教育会議の場において私がどうのこうの言うことはないと言っているわけですよ。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） それならば、教科書採択の議題にはならないと言っていたらわかるわけでございますので、承知しました。ないということでございますね。

そうしますと、最後になりますけれども、町のほうは、先ほど後期基本計画の中で教育の環境についてはさまざまな目標を設けてやられているということでありますけれども、今度、教育に関する大綱というものを策定されるということでありますけれども、そうしますと、教育基本法の17条1項の中にあります国の8つの成果目標に関しましたものを独自な形で教育大綱をつくっていくという教育行政方針ですね。そういったものと、今度想定される予定であります第5次総合計画となるのでしょうか、ちょっと間違っていたら申しわけないですけども、そういったものも、この教育大綱も、総合計画の中に組み込まれていくのでしょうか。その辺のところはどうでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 総合教育会議の中で、大綱につきましては当然、先ほどおっしゃったとおり、国の教育基本計画の8つの成果目標を参酌してつくっていくというものでございます。ただ町の総合計画、こういったものありますので、当然ながら、こういったものは整合性をとりながら大綱はつくっていくというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 時間も来ましたので、以上で終わりたいと思いますけれども、新しい教育制度になっても、さまざまな形で、これは本当に期待するわけで、きっかけは大津の事件でなったわけでありますけれども、責任が明確になる、迅速な会議が図られるという形で、また将来的な町の教育の考え方に対しても町長と教育委員会が対等な形でなるという形



で、地域の住民の皆様方の声を反映して今までどおりのますますの教育行政の進捗を願って、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（八木 栄君） 以上で12番、藤田和寿君の一般質問が終わりました。

---

◇ 山 内 均 君

○議長（八木 栄君） 続きまして、3番、山内 均君。

〔3番 山内 均君登壇〕

○3番（山内 均君） 私は、通告に従い、吉田町公共下水道事業の計画について町長にお聞きいたします。

申しわけありません。最初にちょっと訂正をさせていただきたいと思います。

途中文章、現在までに費やした費用、404億円がかかっていると書いてありますけれども、これは平成12年の試算で総額約404億円ぐらい、浄化槽センターは120億3,000万円ぐらいがかかったということで訂正させてください。申しわけありません。

では、続けます。

町は、昭和62年に準備を始め、平成2年から管渠工事に着手し現在に至っています。

第4次吉田町総合計画、後期基本計画では、公共用水域の保全に寄与する下水道などの基盤が整備された町を目指すとされています。

また、概要には、浄化槽の整備の中で単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進しています。

公共下水道事業では事業認可区域が指定されていますが、吉田町全域をカバーするものではありません。事業認可区域以外は、国から補助を受けて合併処理層で水洗化することになっています。

公共下水道事業では膨大な建設費及び維持管理費がかかります。平成12年度の試算では総額404億円ぐらい、浄化槽センターは120億3,000万円ぐらいがかかっております。また、現況でも毎年の維持管理、運営には1億2,000万円ほどかかっています。これらは税金で賄うことになります。

これに対し、合併処理浄化槽では、現状でも維持管理費、保守点検や、電気、水道などの費用は個人が負担しており、財政への負担は限られます。戸建て住宅での建設費用は本体及び工事費を含めても、1件当たり平均で80万円から100万円です。

当然住宅以外もありますので考慮するところではありますが、その差は歴然です。人口の少子化も影響してきます。

特に町の中央を流れる湯日川の存在は、公共下水道事業に大きな影響をもたらします。

その中でも最も大きな懸念は、巨大地震など未知の大災害の発生です。

東日本大震災で見られた液状化や地盤沈下は破壊的な結果をもたらしました。国も方向転換を図っているようです。

そこで質問します。

1、現在の計画では、町全体の完成時期はいつごろと計算していますか。

2、現在の認可区域において、完成後の費用はどれぐらいと試算していますか。維持管理費とともにお聞きします。

3、全体計画の見直しは、27年度、28年度と聞いていますが、何を見直そうとしているのですか。

4、湯日川の北側地域の公共下水道処理はどのように考えていますか。

5、巨大地震など大災害が発生した場合のシミュレーションはしていますか。

ここを含めてお聞きいたします。

以上、よろしく答弁お願いいたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 吉田町公共下水道事業計画についての御質問のうち、1点目の、現在の計画では、町全体の完成時期はいつごろと試算していますかについてお答えします。

吉田町公共下水道全体計画につきましては、平成元年3月に策定し、その内容としては、下水の排除方式を分流式とし、計画目標年次を平成22年、計画区域面積を826ヘクタール、計画人口を2万8,000人としたものであります。

この全体計画に基づきまして、平成2年度から管渠の整備に着手、平成3年度から浄化センターの整備に着手し、平成7年に浄化センターの供用を開始しております。その後、平成13年度に全体計画の見直しを行い、下水道計画における目標年次は、施設の耐用年数や建設期間が長期にわたること、また下水道管渠にあっては下水量の増加に見合っ、段階的に排水動力を増大させることが困難であり、長期的な見通しの上で計画する必要がある、おおむね20年後を目標として計画を策定するものとされていることから、計画目標年次を平成32年度とし、また現況の家屋の立地状況の把握、今後、家屋の密集度が高くなると想定される区域を選定した上で、計画区域面積を920ヘクタールに変更しているところでございます。

この吉田町公共下水道全体計画のもと、現在、平成22年度に策定をしました平成23年度から平成29年度までの事業期間の事業認可を受けた下水道事業計画により、事業区域を340ヘクタールとして事業を進めているところでございます。

平成25年度末の下水道状況の現状を申し上げますと、公共下水道計画区域における整備状況は、事業認可区域340ヘクタールのうち、252.4ヘクタールの整備が進み、平成26年3月31日の行政人口2万9,927人のうち、3,272戸、1万1,345人に対する整備となっており、人口普及率37.9%、現行の事業認可区域のうち340ヘクタールに対して、整備面積は252.4ヘクタールで、整備率は74.2%、管渠総延長では68.2キロメートルとなっております。水洗化戸数は2,917戸、水洗化人口は1万454人で、水洗化率は92.1%となっております。

全体計画の中の現状では、まだ道半ばの状況であり、国庫補助事業により整備を行うことを基本としておりますので、全体事業の完成時期は現時点でお示しすることはできません。

次に、2点目の、現在の認可区域において完成後の費用はどのぐらいと試算していますか、維持管理費とともにお聞きしますについてお答えします。

吉田町公共下水道の事業計画につきましては、当初の事業計画としまして、平成元年度に計画目標年度を平成8年度、計画区域面積を95ヘクタールとしたものであります。その後平成8年度には計画目標年次を平成15年度、計画区域面積を183ヘクタールに変更し、平成11

年度には計画区域面積を216ヘクタールに変更し、平成15年度には、計画目標年度を平成22年度、計画区域面積を299ヘクタールに変更をしております。

現行の事業計画は平成22年度に策定をしております、計画目標年度を平成29年度、計画区域面積を340ヘクタールとしております。この事業計画の中で試算をしております建設費としましては、管渠建設費が156億900万円、処理場建設費が58億4,500万円の、合計214億5,400万円でございます。浄化センター維持管理費につきましては、浄化センターを供用開始しました平成7年度から計画目標年度の平成29年度にかけた試算の合計額は、24億9,100万円でございます。

次に、3点目の全体計画の見直しは27年度、28年度と聞きました。何を見直そうとしているのですかについてお答えします。

平成27年度、平成28年度に行う吉田町公共下水道全体計画の見直しは、当町の下水道事業計画の節目となる時期に当たるという制度上の要因があります。吉田町公共下水道全体計画は、平成13年度に策定をしております、その計画目標年次は平成32年度となっております。また、現在の事業計画期間は平成23年度から平成29年度までとなっております、次期の事業計画を平成29年度までに策定しなければならず、その計画期間は過去の事業計画期間と同様に、7年間の平成30年度から平成36年度までに設定することが想定をされます。このことから、次期の事業計画の策定前に全体計画の見直しが必要となるため、平成27年度と平成28年度の2カ年で行うことを計画しているところでございます。

平成27年度におきましては、全体計画の基礎的な部分の調査や、基本的な方向の検討から行いたいと考えております。見直しの方法としましては、全体計画を策定しました平成13年度以後の当町の汚水処理に関する状況、土地利用の変化等の現状把握をし、地域の将来人口、計画汚水量を推計し、集合処理区域、個別処理区域の検討、整備、運営手法の検討を行ってまいります。

全体計画を見直すには、平成26年1月に国土交通省、農林水産省、環境省の3省で策定した持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアルに基づいて行うこととなります。国の進める下水道事業に関する動向で、時間軸を踏まえた未普及対策の早期推進がありまして、全国の汚水処理人口普及率が平成25年度末で88.9%、下水道普及率は77.0%という状況で、いまだに1,400万人が汚水処理施設を利用できない状況にあります。その一方で、人口減少や高齢化が進展する中でストックの改築、更新の増大を踏まえ、今後、未普及対策への投資拡大はますます厳しくなる状況にあるという認識であります。

このことから、国は持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しを都道府県に要請し、加えて、人口減少等を踏まえた整備区域の徹底的な見直しと、今後10年程度をめどに各種汚水施設のアクションプランの策定を、都道府県と市町村に要請することとなっております。

この持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアルに基づき、処理区域ごとの将来人口等の設定を行い、既存汚水処理施設の状況の把握や、従来採用していた建設費、維持管理費に耐用年数を加えた経済性をもとにした集成的処理と個別処理の比較を行った上で、整備時期、水質、保全効果、地域特性、住民の意向等を考慮した集合処理、個別処理区域の設定を行うこととされており、これらを踏まえて見直しを進めてまいります。

次に、4点目の湯日川を挟んだ地域での下水処理はどのように考えていますかについてお

答えをします。

湯日川などの大きな河川で分けられた地域を下水道の污水管渠でつなぐ場合は、一般的な污水管渠の排水方式である自然流下ができないことから、河川の河床の下を伏せ越し管渠で横断する方法で施工するか、または橋梁に添架する方法で污水管渠を接続をします。既に整備した湯日川を横断する污水管渠は、住吉地区と川尻地区を結ぶ古川橋北側の河床を伏せ越し管渠により施工しており、圧送のためマンホールポンプを設置しております。現行の吉田町公共下水道全体計画におきまして、今後、整備を計画している污水管線、湯日川以東の区域につきましては、都市計画道路東名川尻幹線に敷設する幹線管渠の中央污水管線に流入をさせ、湯日川にかかる岩留橋に添架する方法で湯日川を横断する計画でございます。

また、下水道区域の中で北区の湯日川以西の区域につきましては、神戸集落センターの南側の道路になります、町道日の出向原線に敷設する管線管渠の神戸2号污水管線に流入をさせ、湯日川にかかる山上橋に添架し、湯日川を横断してから先ほどの中央污水管線に合流する計画でございます。

次に、5点目の巨大地震など大災害が発生した場合のシミュレーションはしていますかについてお答えをします。

下水道施設の地震対策につきましては、平成20年度に下水道総合地震対策計画を策定しまして、この計画に基づき耐震対策を実施しております。

浄化センターにつきましては、沈砂池管理棟及び汚泥処理棟の耐震補強を平成24年度と平成25年度に実施をしております。また下水道管渠の耐震化につきましては、マンホールの浮上防止及びマンホールと管渠の接続部分の可撓化を実施しております。実施しております管渠としましては、避難地及び社会福祉施設を上流に持つ管渠を重要な管渠として位置づけ、整備をしております。

以上が、現在、下水道施設における耐震対策になります。

続きまして、今後策定を予定している津波の被害も想定した耐震及び耐津波計画について御説明いたします。

平成26年度下水道施設津波対策計画策定業務委託の中で、津波浸水シミュレーションを行っております。シミュレーションの内容としては、吉田町津波ハザードマップ作成時の基礎データをもとにして、浄化センター内にある建物に津波が衝突したときに発生するせり上がり等を考慮した浸水高の想定をしております。

今年度の業務委託におきまして、津波による被害想定を行い、下水道が有する機能の必要度や復旧の緊急度に応じて、優先順位を明確化するとともに、段階的な短期、中期及び長期の整備目標を設定をしております。具体的な短期目標としましては、機能停止した場合の被害が大きい管渠施設の逆流防止機能、ポンプ場と処理場の揚水機能及び処理場の消毒機能について、耐津波補強を進めてまいります。

平成27年度以降の予定としましては、今年度に策定する津波浸水対策計画をもとにして、平成20年度に策定した下水道総合地震対策計画を耐震化及び耐津波化を基本に改定をしております。

また、災害発生時の人、もの、情報の利用に制約がある状況下におきましても適切な業務執行を行うことを目的とした計画である下水道業務継続計画を策定し、下水道施設の被害による社会的影響を最小限に抑制し、速やかな復旧を可能にするるとともに、災害支援ルールの

策定などソフト対策の充実も図り、ハード整備とソフト対策が一体となった耐震及び耐津波対策を推進してまいります。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 御答弁ありがとうございます。

まず最初に、資料をつけさせていただきました。A4判で、傍聴していただいた方にはカラーの黄色い部分、その部分が全体計画の920ヘクタール、この地図を認識してちょっとお聞きいただきたいと思います。

1番目のいつごろまでかかるかということに関して、ちょっと試算をしてみました。全体計画が920ヘクタール、そのうち29年度で340ヘクタールが、その近くを目標にしているわけですけれども、これは全体の3分の1に当たる数字だと思います。それが平成2年から25年かかった27年度、それが約3分の1施工されていると。そうすると、それから計算を推しはかかっていきますと3分の2やるにはあと25年、50年、恐らく50年、60年とかかってくると思うんですけれども、その点は担当課としては、町としてはどのような計算を持ちますか。

○議長（八木 栄君） 下水道課長、水野辰明君。

○下水道課長（水野辰明君） ただいまの御質問でございますが、人口普及率で申しますと、25年度末で、先ほど町長が申し上げましたとおり37.9%という状況でございます。こうしたことから、今後につきましても当然、事業費として大きなものが必要になってまいります。この全体計画の事業費等の算定も含めて、27年、28年に見直しをしなければならないという内容にもなってきますので、この計画の終期。それから事業の金額につきましては、平成13年度の全体計画の概算全体事業費404億円という数値しか、現在、試算はしていない状況でありますので、これ以上はちょっと御答弁はできないという状況でございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 27年、28年で計画を見直しをすると。恐らくそういうどのぐらいまでかかるだろうという数字が出てこないと思うのですね。要するに算定をするときに、現状のままの今の状況がつながっていくだろうという計算、何て言うんですか、概要しか出ないわけですね。ところが、現状を見ると、少子化の問題、経済状況の問題、実際に下水道の工事が始まったときというのは、まあバブルの後半ですね。そうすると、バブルがはじけて、今こういう状況を見ているときに、ある程度の計算というのはしておかなければ、状況判断というのは予測というのはできてこないと思うんです。

そういう中で先ほど、ちょっと単純な面積計算だけはしましたけれども、その辺は恐らく50年、60年ぐらいかかるということは大体認識していますよね。ちょっと答弁願えますか。

○議長（八木 栄君） 下水道課長、水野辰明君。

○下水道課長（水野辰明君） 当然、概算、全体の事業費も含めた全体計画を今後策定をしていく中で、今後に必要な整備量それから概算事業費を算定をすることになりますので、現時点におきましては、その辺の内容については御答弁はちょっとできない内容でございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番(山内 均君) うかつなことは言えない、いいかげんなことは言えないということで、担当課長の性格的なものもあるので、よくわかります。しかしやっぱり、その試算をするときに、経済動向、少子化、そういうものから詰めていかないと、予測をしていかないと、その予測は間違いなく外れていくということですから、あと、それと同時に、下水道に関しては、もしやるんだったら、できるだけ早くやる、僕の考え方としては、とめる英断をどこかでしなきゃいかん、そうしないと財政的に大変なことになるし、ということは感じています。それは後からやらせてもらいます。

そうして、2番めの完成の費用がどのぐらいになるかということで、現在、答弁で示されたものが、平成12年度末です。それが確かに125億7,700万円ぐらい13年度にかかっています。それから25年がたった現在、十何年かたっていますけれども、その数字が、いただいた資料によりますと、25年度末で管渠の建設費が133億1,200万円、浄化槽センターの建設費が約59億、維持管理費が25年度末までですよ、17億1,766万、そういう数字をいただいているんですね。そうすると、この数字からいきますと、まあ多分、最初出された404億というものは明らかに膨らんでいくだろうと、また予想されるわけですが、その中で、委員会の中で調査をさせてもらった中の答弁として、国でも財政と問題が絡んできているということですが、国でもやっぱり、浄化槽にこれだけのお金をかけるのは、もう無理がいつかは来るだろうと。そういう中で、合併処理浄化槽、その推奨を進めていると、委員会の中で聞いた中では説明されましたけれども、それは国がそういうふうな方向性を出しているということは事実かどうかを答弁願います。

○議長(八木 栄君) 下水道課長、水野辰明君。

○下水道課長(水野辰明君) 先ほど町長の答弁の中でも申し上げましたが、国のほうも、下水道事業に対しての今後の方向といたしますか、そうしたものにつきましては、下水道管渠あるいは浄化センターが大都市部におきましては建設から50年を経過するところがあるというような状況がございまして、今後、この下水道の改築費用に大きな費用がかかっていくというような状況がございまして、そうしたものを踏まえて、今後の整備につきましては、現在、下水道の整備率が、先ほども汚水処理人口の話を上申しましたとおり、おおむね9割ぐらいまで来ておるということで、今後、おおむね汚水処理のものを10年で概成をさせるというような考え方が大きく出てきておる状況でございまして。

したがって、改築のほうにそうした費用がかかる分、新たに整備を行っていく補助につきましては、今後、非常に、国のほうとしましても財政支出が厳しくなるという認識を持っておるということでございます。

それから、その一方で、合併浄化槽の関係では、今現在、浄化槽法の改正がございまして、13年度以降につきましては、浄化槽といいますと合併処理浄化槽を指すということで、単独浄化槽を、今新たに建築等を行う場合には認めない状況になっております。そうしますと当然、新たに建築等あるいはトイレを直す場合には、合併浄化槽に自動的に切りかわっていくという状況がございまして。

そういったものが平成13年以降年数がたちますので、こうした現状も合併浄化槽の普及状況も踏まえて、この汚水処理の問題を見直していくという考えをなしているという状況でございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 今の答弁の中で、合併浄化槽への見直しということが出てきましたけれども、建築の確認の許可をとるときには、もう単独は許可になりません。現実的にもうつくっていません。つくっていないと思います。全てのものは、建物に関しては下水及び合併処理浄化槽、それしか許可になりませんので、もうこれは方向性ははっきりと決まっているものですね。そのときに、今先ほどちょっと答弁で本当に聞きたかったのが、国の方向性、先日この委員会で聞かせていただいたその方向性が、国が確かに方向性を示していますかということを知りたいんですけども、その辺はイエス、ノーだけで簡単にお答えいただけますか。

○議長（八木 栄君） 下水道課長、水野辰明君。

○下水道課長（水野辰明君） 13年度に公共下水道の全体計画を策定をした際に、集合処理と、集合処理は公共下水道、それから単独処理につきましては浄化槽というような区域分けをして、この今現在あります920ヘクタールの全体区域を定めておるわけでございます。これは、当時の知見に基づいたそれぞれの建設費、それから維持管理費を計算上出しまして、建物と建物の間を限界距離というようなことで、それをもとにこの全体計画の区域を定めておるわけでございます。これはこの当時の考えでは、当然、下水道処理区域としたところは下水道で整備したほうが経済的であるという考えがございまして、そのものをもとに今の計画があるわけでございます。今後、27年、28年で見直していく、その見直しの基礎となります3省が打ち出しました基本構想マニュアル、これにはそれ以後の知見が当然組み込まれておられて、これに浄化槽等の耐用年数もその後の、実際には以前は30年と計算しておりますが、その後の知見によって50年かたいとしてもつというふうなものも反映して、こうした経済比較をそのマニュアルで示されたものの中で比較をするということでございます。

以上です。

○3番（山内 均君） 国の方向性を聞いているんですけども。国が方向性を出しましたかと聞いているんですけども。

○議長（八木 栄君） 山内議員、いま一度。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） これからこの中で議論をしていく中で、国が方向性を出しているかわからないか、非常に重要なことなものですから、まあ、出していますよね。

○議長（八木 栄君） 下水道課長、水野辰明君。

○下水道課長（水野辰明君） ただいま申し上げましたとおり、以前のものとはその集合処理、個別処理の比較の考え方も変化をしておるというものでございます。これは、先ほども言いましたとおり、今後の未普及地域については早急に汚水処理として、汚水処理の全体として、単独あるいは集合処理を含めたもので早期に整備しなければならないという方向を示しているということで、当然、これは全てその方向で検討した状況でないと、どういう方向になるのか、それは明確ではないというものです。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） じゃ、もう言います。

委員会の中で、全体的見直しの全体計画の見直しは可能ですかという質問の中で、従来の全体計画の見直しによって区域を縮小することを、国は市町村に向かって発信しているとい

う答へと、建設、維持管理に非常に費用がかかるということで、浄化槽のほうにシフトをしている状況があると、こういう認識で、次です。

入らせてもらいますけれども、要するに、今言われた管渠の建設費、それに関しては質問の中にも書きました。合併処理浄化槽の場合には、例えば北区が今2,516世帯、これは共同住宅も含めてですね。だから恐らく2,000棟くらいでないかと思うんですけども、それで予測をしますと、合併浄化槽の7人槽をもし給付していただいて補助していただいたら、それだけで約8億2,800万円ぐらいです。要するに6人槽、7人槽の合併処理浄化槽が、現在出ている補助金が41万4,000円ですから、それを掛けますと、全体で北区をカバーするときに8億2,800万円、10人槽で1基当たりの補助が、浄化槽1人当たりの補助が54万8,000円ありますので、計算をしていきますと、約10億9,600万円ぐらい。恐らくこの金額はですけども、自分の専門性の中でいきますと、浄化槽の工事全体を含んでも恐らく80万円から、書いたとおりに、基本的には80万円ぐらいでしょう。100万ぐらいの線でそのあたりで推移できるんじゃないかと、もちろん長さとか状況にはよりますけれどもね。要するにそれだけ差が出てくるわけです。それと同時に、現在でもそうですけれども、合併処理浄化槽の場合には、財政への負担はゼロに近い数字ですね。それがその数字でいきますと、ゼロに近い数字であっても、27年度予算で、管渠の維持管理費が755万6,000円と浄化槽センター維持管理費が9,832万円、要するにこれだけお金がかかってくるわけですね。単純に計算しますと、こういうものをあとは3分の2ですか、金額を出すと大体金額出てくると思うんですけども、そういう意味で、これから町としてその合併処理浄化槽に推奨していく、要するに計画区域を、例えば町長が先ほど言われた湯日川を超える非常に大変な部分が出てきます。確かに大変です。それは地震とかになったときには、橋をやっても、また維持管理出てきます。必ず出てきます。必ず費用が出てきます。そういうときにそれを例えば見直すときに、その部分を計画区域から外すことというのはできないんですか。そういう考え、要するに外すことによってこれだけ金額が下がる、少なくなるわけですね。要するに金額が上がってくるということは、少なくとも維持管理費で建築の場合には大体10%から12%ぐらいかかってくるんですよ。そうすると40億かかると、できた時点で40億かかるわけですね、維持管理、それとメンテ、人件費、全て含むと最後なくなっていくでしょ。それを考えると、どうしてもその財政、50年先、僕らが死んじゃっていませんから、そういう金額が孫とかそういう時代に残っていくということになります。それは確実に自分の中での計算は出しますので、そのときにこれから見直す縮小がどこまでできるのか、それはお考えはないですか、縮小の考えというのは、どこかを区切りにして縮小を考えるというお考えはありませんか。

○議長（八木 栄君） 下水道課長、水野辰明君。

○下水道課長（水野辰明君） 全体計画の見直しの中には、区域を縮小する場合も当然あるかと思えます。逆に集合処理のほうが経済的だというような区域があれば、そのところは逆に区域を拡大するという面もあるかと思えます。これは27、28でその辺の具体的な詳細な検討をしていかなければならない。これは経済比較は当然必要だと思いますし、それに加えて、地域の特性、それから町長の答弁の中で申し上げましたとおり、住民の皆様方の意向等も踏まえて、この辺の見直しを行わなければならないという認識でございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） よろしいですか。



総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 全体にかかわることですので、私から御答弁させていただきますが、先ほど下水道課長から、国の方向として少し触れさせていただいた部分があります。山内議員から言っていたいただいたことも、国の方針としてはございますが、当町としては920ヘクタール計画を持っておりますので、それを整備するということは大前提にはあるわけでございますが、国の、今私どもが承知している方向として、集合地域についてはおおむね10年で概成を目指せというような、そういう方針であることも伺っております。そこまでは国としては補助金も用意して、さらに拡大できるというような道はあるのではないかとこのふうには考えておりますが、その後については、まだ、次の方針ということは承っておりませんので、そうした部分も十分に考慮して、あくまでも前提は計画全体ではございますが、それをどうやって整備を進めていくかということについては、国の動きとあわせまして、町の財政含めて慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 方向性としてはやっぱりそういう形には出てくると思うんですよね。ま、それは承知で質問しているわけですが、そのときに、先ほど示した数字の中で、例えば北区をやったとしても、これから下水道やったときに出てくる金額、恐らく200億くらい出てくるでしょう。もっと出てくるかもしれません。ただそのときに維持管理費も含めてね、そうしてくると合併浄化槽だと恐らく21億ぐらいかな、そして水洗化率は提供しちゃうことによってほとんど100%、その、今議論しているのが、残念ながら計画区域と全体区域なんですね。その外れたところに関しては、町のほうで先ほど言った浄化槽の5人槽が33万2,000円と7人槽が41万4,000円、10人槽が54万8,000円ということで、非常にありがたくカバーしていただいておりますので、その部分に関しても、要するに北区の部分は外して、全体をこうみんなが平等にねという形をまあお願いできればな、できる可能性があればなということで、僕のほうではしているわけですが、その辺も含めて、この議論に関してはどこで決定するか、当然その数字を試算していただけますでしょうね、その中でやっていただければ、パターンが今後そういう感覚を、ぜひ縮小に、どっかでとめる英断、この英断は恐らく僕の記憶の中で長野県知事が大きな町でやったという記憶があるんです。ずっと抱えていたんですけれどもね。それは確実な情報を探しましたが、なかなか出てこなかったものですから、情報確実じゃないものですから、そういう記憶はあります。仕事の中で聞いていますので。それが確かかどうかというのはわからないですけれども。そういうものをやっていったときに、僕たちは50年先、60年先、もう死んじゃっていますからね、孫に残すことになるので、ぜひその辺を含めて、その英断といいますか、大きな形でグローバルな本当に長いスパンで見ていただきたい、そう思いますけれども、何かおありになれば、どうぞお願いします。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） おっしゃることは非常によく理解しております。公共下水道の整備については多額の費用を要するというところで、長野県のお話が出ましたけれども、県内の市町の間でも、公共下水道の整備を取りやめたいというような検討を

されて、それで国庫補助金の返還をどうするかというような、そういうところで非常に難しい選択を迫られたという事例がございます。

公共下水道の整備というのは、本当に多額の費用を要するわけでございますので、これまでの公共事業といいますか、下水道も当町の場合まだ特別会計でやっているわけですが、企業会計に移すべき事業でございますので、その企業会計にいち早く移行して、それで採算性をどうやって見込んでいくかというところをしっかりと試算をして、その中で投資余力があるのであれば進めると、投資余力がないのであれば次の選択をしていかなければいけないということになってまいると思いますので、そうしたタイミングで決断はしていかなければいけないのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） ありがたいですね。そういう形で企業会計になっていただければ、本当にはっきり、今僕が心配している皆さんが、恐らく皆さん心配していると思うんですよ。知っているところでも、実は全部、逆走をしてまでやっているところもあるんですよ。金かけてね、まあ多分御存じだと思いますけれども。そういうこともありますので、できるだけその辺のものに関しては、できたら公表していただきたい。

それと、最後に時間です。

5番目の巨大地震が発生した時のシミュレーション、これに関しては、今、町長から非常に詳しくいただきました。確かにそれに備えるものというのは備えなければならぬものが確かにあります。

それで一つね、考慮していただきたいのが、僕も南相馬へ自費で二度行ってきました。行きましたでしょう。そのときに見た光景がこれですね。皆さんに見ていただくとありがたいんですけども、大きくして。要するに、この地図に関しては、後ろのほう見てくださいね、こう道路に海水の中に、要するに、これ向こう土地です、田んぼです、住宅地です。その中に道路が80センチ陥没することによって、現在海水になっているんですよ、海です。そういう状況が現実にも生まれてきていて、僕もちょっと、この海岸線というのはみんな同じ状況を持っています。特に東日本大震災のときには50センチぐらい動きましたからね。その辺をもちろん考慮してやってくれているんでしょう。それときょうのテレビでも、まだ千葉県、あそこは地盤改良のために、強化するためにそのままにしてあると、そういうテレビやっていました。その辺で、こういうものを実際、先ほどの今、町長の説明してくれた中には、こういう状況、あらゆる状況というのは含まれてはいるんですか。あらゆる状況。シミュレーションそのものの中に、当然シミュレーションはあらゆる状況を想定してせにやいかんですけども、そういう状況というのは含まれているんですか。

○議長（八木 栄君） 下水道課長、水野辰明君。

○下水道課長（水野辰明君） 当然、東日本大震災の被災状況の中で、国土交通省の発表している管渠の被災状況では、全体管渠の1%が被災をしたという状況が公表されております。そうした状況でございますので、管渠の対策としましては重要管渠を、先ほど申し上げましたとおり、避難地あるいは福祉施設のつづるところを重要管渠として耐震化を図ったり、あるいはマンホールの浮上防止を行ったりということで、それ以外につきましては、事後保全というような形に考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 僕の言うシミュレーションというのは、そういうことではなくて、そういうもの、こういうもの全て含めて考慮していただきたい、最悪の場合に備えるわけですから、そういうものを考慮してやっていきたい、それと同時に、このシミュレーションというのは東日本大震災、千葉でああいうことが起きました。その中で、やっぱり今度3連動が起きるときにそういう同じような状況、こういう状況が起きたときに、本当に下水道というものをもう一度確認をし直さなきゃいかんじゃないですか。それが今回のテーマなんですね。やっぱりお金が非常にかかってくる、そうしてこれから財政的に圧迫されたものを孫たちに残していく、それが一番の懸念材料です。その意味で、今回はこの先ほど言われました企業会計の話、これに関してはなるほどなと思いました。やっていただければ、恐らくその中ではもっと細かいものがしっかりしたもの、はっきりしたもの、いいもの、いけるもの、いけないものがはっきりと出てくると思うんですね。できるだけそれを早くそのほうに移行していただくことを考えて、絶対、きょうは、これから下水道に関して北区のほうの、まあ実際には縮小してお金のかからないように、現実的には答弁の中で質問したとおり、全ては税金のほうからみんなが均等になっていくわけですから、ぜひその辺を考慮しながら、しっかりした見直しと、吉田町の将来像をしっかり出していただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（八木 栄君） 以上で3番、山内 均君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は11時10分とします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時09分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

---

#### ◇ 大塚 邦子 君

○議長（八木 栄君） 引き続き、一般質問を行います。

9番、大塚邦子君。

〔9番 大塚邦子君登壇〕

○9番（大塚邦子君） 9番、大塚邦子です。

私は、平成27年第1回吉田町議会定例会一般質問におきまして、さきに通告してありますとおり、浜田土地区画整理事業と周辺整備について町長にお伺いいたします。

川尻浜田地区は、平成12年度から浜田土地区画整理組合による浜田土地区画整理事業が実施されており、平成26年度末の事業進捗率は、事業費ベースで約65%となっております。

平成26年3月28日には榛南幹線が供用開始され、今後は37.1ヘクタールに及ぶ浜田土地区

画整理の早期完成と保留地処分等を実施することが、定住人口の増加、また大規模商業施設の誘致へとつながり、町長の構想である「豊かで勢いのある町づくり」に大きく寄与するのではないかと考えます。

そこで、以下のことについて町長の考えをお伺いいたします。

- 1、浜田土地区画整理事業の進捗を拒む課題と町の対応策は。
- 2、津波防災町づくりにおける浜田土地区画整理の位置づけは。
- 3、防潮堤の整備について。
- 4、浜田地区のにぎわい創出とシーガーデンシティ構想について。

以上が私の質問の要旨です。御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 浜田土地区画整理事業と周辺整備についての御質問のうち、1点目の浜田土地区画整理事業の進捗を拒む課題と町の対応策はについてお答えします。

土地区画整理事業は、良好な住環境を整えるため、道路、公園などの公共用地に充てる土地と、売却して事業資金に充てる土地を生み出す減歩のほか、権利者の皆様に整然とした土地を提供する換地という手法を用いて、計画的に市街地形成を実現するための事業であります。

この土地区画整理事業の施工者は、地方公共団体、公団や公社、組合、個人などとなりますが、浜田地区につきましては、地権者自身が組合を設立して事業運営を行う組合施工となっております。

組合では、事業を運営するに当たりまして、短期、中期、長期の経営計画をつくり、資金管理も含めて全体の進行管理に努めるように構想をしておきまして、その具体的な取り組みとして、換地や精算金などに関する特殊技術や、土木、建築、造園などに関する専門技術などを保有するほか、法的な側面からも適正に事業管理できる体制をつくることなどを、計画に盛り込んでおります。

浜田土地区画整理組合では、こうした方針に基づき、これまで事業運営を行ってまいりましたが、近年の社会経済情勢は目まぐるしい変化を続けていることから、時代に合った、より詳細な事業運営計画をつくるようになっており、その中で、商業的施設の誘致や、宅地利用の高度化などを目指すとともに、経営の合理化にも着手をしております。

なお、町といたしましても、浜田土地区画整理組合のこうした取り組みに対しましては、積極的に支援し、円滑に事業運営が促進されるように働きかけを行っているところでございます。

このようにして進めております浜田土地区画整理事業でございますが、現時点で町が把握している組合の課題といたしましては、資金面と技術管理面の2点が挙げられます。

土地区画整理事業の事業費用には、基本的には保留地処分金を充てることとなりますが、このほかに、国庫補助金及び助成金等の公的な資金を見込んでおります。このうち、保留地処分金は、仮換地指定以降、それを売却して初めて得る資金となります。また、国庫補助金等につきましては、事業進捗にあわせて得ることができませんが、その年度の事業量、用途等を明確にして採択を受けなければならないものでございます。このため、保留地処分金につ

きましては、売却の時期を熟慮する必要があり、国庫補助金等につきましては、確実な事業管理が必要になってまいりますので、高度な判断力と管理能力が求められる状況であると伺っております。

そして、東日本大震災発生の影響による沿岸部における土地取引事例の低下や、著しい保留地価格の下落などにも直面をしており、事業収支の悪化が懸念されているとも伺っております。

また、技術管理面では、東名川尻幹線の完成時期が近づいている今日、事業量の増加に適切に対処するためには、人的な体制強化が望まれているとお伺いしております。

町といたしましては、浜田土地区画整理事業の順調な進展に向けまして、効果的な支援を継続してまいりますので、これら二つの課題に対しましても、組合と協議する中で、でき得る限りの支援を検討してまいります。

次、2点目の津波防災町づくりにおける浜田区画整理の位置づけはについてお答えします。

御存じのように、当町の最重要課題である津波防災町づくりは、命を守る対策、財産、生産活動を守る対策、被災時の生活支援対策の3本の柱を進めることにより、町に新たな安全を提供し、豊かで勢いのある町を持続させるためのものがございます。

この津波防災町づくりと浜田土地区画整理事業との関係を申し上げますと、私が目指す津波防災町づくりの1丁目1番地は防潮堤のかさ上げでございますので、海岸に近い浜田土地区画整理事業区域は、この防潮堤のかさ上げによって新たな安全が顕著にもたらされる地域でございます。

浜田土地区画整理組合では、事業区域内を良好な住環境に整えようと御苦労されているとともに、現在、商業施設の誘致にも取り組み、にぎわいを創出させることにも着手していただいております。

沿岸域における浜田土地区画整理事業は、東日本大震災の発生によりまして、一旦は深刻な危機感を覚える状況に見舞われたかもしれませんが、私はこのピンチをチャンスに変えようと、スピード感を持って津波防災町づくりに取り組んでおり、沿岸部に防災機能を強化した新たなにぎわいの場を創出する事業を展開してまいりますので、浜田土地区画整理事業区域につきましても、魅力ある沿岸部対策が進むことによって、ピンチがチャンスに変わり、浜田土地区画整理事業区域を含めた海岸域一帯に新たなにぎわいが創出をされ、活気ある地域に生まれ変わるものと確信をしております。

こうした構想のもとで、津波防災町づくりを進めておりますので、浜田土地区画整理事業区域は、津波防災町づくりの効果を最も直接的に享受し、町全体のにぎわいづくりに貢献していただける地域と位置づけをしております。

次に、3点目の防潮堤の整備についてと、4点目の浜田地区のにぎわいの創出とシーガーデンシティ構想については、関連をいたしますので、あわせてお答えをいたします。

現在、国の直轄海岸となっております当町の海岸線には、高さ6.2mの防潮堤が整備をされておりますが、東日本大震災の発生を機に、この防潮堤をさらに強固なものとするようになっており、町内でも川尻海岸において国土交通省が補強工事を進めているところでございます。

当町にある防潮堤の高さは、現状でも、100年から150年に一度発生する、いわゆるL1の津波を防御する高さを保持しておりますので、目下、国の統一の方針に基づき、かさ上げを

せずに、粘り強くする補強工事を行っているものであります。

しかし、この国土交通省の取り組みは、当町で目指す1000年に一度、いわゆるL2の大津波の発生に備えた防潮堤を備えるというコンセプトとは異なっておりますので、私は頻りに国の関係機関に出向き、当町の思いをお伝えし、懇ろに相談に乗っていただきました。

この結果、間もなく、国直轄の駿河海岸を保全するための検討会が、国土交通省中部地方整備局の主催で開催されるとの情報もたらされてまいりました。そして、その検討会の結論をもって整備に取りかかる最初の工事箇所が、川尻海岸を中心とする直轄海岸となる見通しであることも聞き及んでおります。

国土交通省では、海岸防潮堤の高さにつきましては、L1で全体を整備する方針のもとで事業を展開しておりますが、東日本大震災を教訓に、防潮堤の背後地を活用してL2レベルの大津波にも備える方法を検討することにも着手をしており、検討会では、そのための具体的な整備手法の検討が主要なテーマになるものと思っております。

また、海岸保全について、私が働きかけを行っているのは、国土交通省だけではなく、吉田漁港の防災機能を高めるために、農林水産省にも働きかけを行い、静岡県にも協力を求めながら、国の直轄海岸の強化とあわせて、国の関与のもとで吉田漁港区域の防災機能強化も同時に進める方策を具体化をさせております。

この海岸線の防災機能の強化は、当町の津波防災町づくりの1丁目1番地となりますが、当町の津波防災町づくりは、単なる防災対策にとどまらず、豊かで勢いのある町づくりにつながる事業展開を図るものでございますので、まずは吉田漁港から吉田公園までの間の海岸線に海浜回廊となる高台をつくり、吉田漁港付近には水産振興につながる多目的広場を整備しつつ、にぎわいの拠点設けるように計画を進めております。

当町のこうした構想は、国や県の関係機関でも先進的な取り組みとして注目していただいております。整備に向けての補助制度の具体的な検討も進められておりますので、事業着工となる時期も間もなく公表できるようになるという状況までたどり着いております。

この海浜回廊こそが、シーガーデンとなるものでございまして、このシーガーデンに人を呼び込む仕掛け全体がシーガーデン構想でございまして。

シーガーデンシティ構想を端的に申し上げますと、シーガーデン、いわゆる吉田公園から吉田漁港を海浜回廊で結ぶにぎわい拠点を核として、静岡空港や東名吉田インターチェンジを使って当町を訪れるお客様をいざなう仕掛け全体を総称するものでございまして、ただいま整備をしております防災公園を中心とする内陸フロンティア推進区域と小山城が重要な拠点となります。特に防災公園は、東名吉田インターチェンジに最も近く、当町を訪れる方が最初に立ち寄っていただける地点にできる場所でございますので、ここで町の魅力に関する多様な情報を発信し、確実にシーガーデンまでいざなうようにしてまいります。そして、シーガーデンでは、吉田公園や海浜回廊での散策を楽しんでいただくとともに、吉田漁港、多目的広場において、当町の特産物を初めとする地場産品を楽しんでいただき、この人の流れが浜田地区にも活気をもたらすように誘導してまいりたいと考えております。

津波防災町づくりに着手した平成23年度以降、当町はすさまじいスピードで変貌を遂げております。特に、榛南幹線が開通し、東名川尻幹線が27年度末までには全線を開通しようとしており、町の新たな機軸ができ上がり、東名吉田インターチェンジからシーガーデンまでは一直線で結ばれます。また、このシーガーデンは、川尻海岸だけにとどまるのではなく、

住吉海岸にも延ばしていくものですので、いずれ、当町の海岸は、長い魅力ある海浜回廊として注目を博するようになるものと確信をしております。

当町が進める津波防災町づくりは、着実に、当町に新たな安全をもたらすと同時に、新たなにぎわいをもたらし、不安を抱く海岸線は、魅力あふれるにぎわいゾーンに変貌をしております。

こうした中に、浜田土地区画整理事業区域も、当町のにぎわいづくりの拠点の一つとして位置するものでございますので、組合の皆様方には、夢を持ってこの事業を着実に完了させていただくよう、切に願うところでございます。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 御答弁ありがとうございました。

シーガーデンシティ構想、海浜回廊という、今、町長から御説明がございました。シーガーデンシティ構想につきましては、新聞報道で知るだけとなっておりますし、また、本年、平成27年度の施政方針の中でも、町長はそこまで具体的に述べておられなかったもので、今ここでそのシーガーデンシティ構想について詳しく知ることができ、大変よかったというふうに思います。

再質問ですけれども、2点ございます。

まず、冒頭、浜田区画整理事業のことについては、課題と町の対応策というところで、町の、町長の考え方が示されました。この中で、資金面、そして技術管理面というところについて積極的に支援をしているということでございましたけれども、東名川尻幹線が28年度までに完成をさせる、そのほか、大きな事業量が増えるという説明があった中で、この技術的支援についての考えを、担当課に伺いたいと思います。

今現在も職員の支援はいただいておりますけれども、この技術支援と助成要綱の中、第5条にも書かれておりますけれども、こうした今、これから進められる事業のことも踏まえて、平成27年度、具体的にはどのような援助というのを考えておられるのか、考えを伺いたいと思います。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいま議員さんがおっしゃいましたように、吉田町土地区画整理事業助成要綱、こちらのほうに基づきまして、今までも技術的支援ということで行っております。ことしにつきましては、町の職員が1名なんですけれども、ほぼ毎日のように浜田のほうの組合に行きまして、事務のお手伝いをしているところであります。

こうした中で、詳細な、27年度からどのようなことでもありますけれども、引き続き、事務のお手伝いというのはもちろんでありますけれども、もう少し踏み込んだことでも検討はしておりますけれども、詳細につきましては人事のことになりますので、人事の担当課である総務課のほうから、その人事についてはお願いしたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 総務課でございます。人事体制関係につきましては総務課のほうでやっておりますので、私のほうからお答えさせていただきます。

先ほど、都市建設課長からもお話がありましたとおり、人事の技術面ということで、職員

のほうで派遣をしているということですが、今、担当課のほうからも要請のほうが入っております、一つが工事検査の支援ということの検討ということが来ております。こちらにつきましても、当方としましては都市建設課とも協議をしながら、今後、前向きに検討していきまして、また、組合とも協議のほうをしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） この技術職員の派遣につきましては、大変、今、浜田土地区画整理事業が大きく進もうとしておりますし、町が構想としている、豊かで勢いのある町づくりに対しても、大変、今、これが重要なことだというふうに考えております。

今、事務職員が配置をされ、毎日のように行っていただいておりますけれども、この専門的な、その技術の管理面においては、やはり、強力で町の支援をしていくようお願いをしたいと思っております。再度お願いいたします。

○議長（八木 栄君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 体制のほうの関係もございますので、前向きに支援のほうを考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 浜田地区のにぎわい創出とシーガーデンシティ構想について、町長に御答弁をいただきました。つまり、交流人口、浜田がどのようにポテンシャルを持つかということについてでございますけれども、町長が言うように、東名川尻幹線が開通をして通すことによって、もうインターから直接シーガーデンシティの多目的広場とにぎわいの場ができたところには人が来るということで、にぎわいができるということの答弁でした。

これは、つまり、浜田の地区も通って行くわけですから、ここについては、交流人口が拡大をしていく。そして、新たなにぎわいが生まれるという意味において、町といたしましても、そこに人が集まるということに、浜田のほうは広大な土地があるわけで、そこに大規模商業施設を誘致するであるとか、事業計画の中では3,000人の人口の増加を見込んでいるという、大変夢のある積極的な計画を持っております。これについて、町としても重要な、これは位置づけをしている、期待をしているというところで、町長は応援していくということでもよろしかったでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） シーガーデンを核とした計画でございますけれども、国のほうにも、当然もう話をしております、国土交通省にも農林水産省にも財務省にも話をしております、早くその計画というものがビジュアルなものとしてわかるような形で出してもらいたいというようなことが、国とのほうでもう合意してございますので、そのようなものを出すことによって、国がしっかりと当町に、また改めて目を向けますので、その点を通じて、浜田地区のにぎわいというものが、いわば具体的な、今、議員がおっしゃられたような定住人口の促進も含めて、大きな、ポテンシャルではなくて具体化してくると、私はそんなふうに思っております。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 今、やはり人口減少して、地域の経済も疲弊していて、人口が減れば



税収も減るといふ、そういう中で、ここの浜田の土地区画整理事業を進捗をさせて、周辺整備も行い、交流人口が増えてくといふことは、町の経済の活性化につながるといふ、そういうところでの期待といふのはもちろんあるといふことで、考えてよろしいのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 当然のことながら、それについては、経済産業省ともいかなければなりませんけれども、そういうような、いろんな、この町の津波防災町づくりといふのは、基本的に霞ヶ関が非常に注目をしているところでございますので、そういうふうな、いわば議員がおっしゃられました浜田の問題につきましても、当然のことながらそういうような形で考えていかなければならないと、こんなふうには思っております。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） ありがとうございます。

吉田町都市計画マスタープランでは、特に、浜田土地区画整理事業や都市計画道路榛南幹線、同じく東名川尻幹線の整備は、地域発展の鍵となるプロジェクトであるといふふうに、都市計画マスタープランでうたっております。

来年度以降においては、事業の進捗率を上げ、また、保留地の売却を進めていくことが必要だと思われまふ。本年度の当初予算のほうにも盛り込まれておりますけれども、浜田土地区画事業区域内の西の宮雨水幹線の整備、それから支線成因寺川など、改修を強力に進めていく、これは町が進めていかなければならないといふこともございまして、このところ、また、先ほど御答弁にありましたけれども、やはり、事業を進める上で資金の確保が必要だといふことも、組合の課題として挙げておられました。

この浜田土地区画整理事業の公共性、公益性の観点から、これらに対しても特段の配慮を町長にお願いを申し上げまして、質問を終わりたいと思ひます。

ありがとうございます。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君の一般質問が終わりました。

---

〔「議長」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 発言を求めます。

9番、大塚です。

私は、増田宏胤議員に対し不当利得退職金返還を求める決議の動議を提出いたします。

○議長（八木 栄君） この動議に賛成者の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八木 栄君） 着席ください。

ただいま、大塚邦子君ほか2人から、増田宏胤議員に対し不当利得退職金返還を求める決議が提出されました。

この動議は2人以上の賛成者がありますので、成立いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時38分

再開 午後 零時21分

○議長（八木 栄君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

---

◎日程の追加

○議長（八木 栄君） ここでお諮りします。

お手元に配付のとおり、増田宏胤議員に対し不当利得退職金返還を求める決議を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1を日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決定しました。

---

◎発議案第3号の上程、説明

○議長（八木 栄君） 追加日程第1、発議案第3号 増田宏胤議員に対し不当利得退職金返還を求める決議を議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定によって、10番、増田宏胤君の退場を求めます。

ここで、暫時休憩とします。

休憩 午後 零時22分

再開 午後 零時22分

○議長（八木 栄君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は10名です。

提出者、大塚邦子君の説明を求めます。

9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 発議案第3号 平成27年3月12日、吉田町議会議長、八木 栄殿。提出者、吉田町議会議員、大塚邦子。同、三輪正邦君、同、河原崎昇司君。

増田宏胤議員に対し不当利得退職金返還を求める決議。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

増田宏胤議員に対し不当利得退職金返還を求める決議。

平成22年（行ウ）第16号違法公金支出金返還請求事件の判決が平成26年12月25日に言い渡された。当該判決の中で、平成11年4月19日付の増田宏胤氏の退職は、勸奨退職の事例には

該当しないと断定され、勸奨退職として取り扱われて割増支給を受けた790万2,008円は不当利得であることが認定された。この不当利得に対し、町は返還請求権を有しているものの時効により当該請求権は消滅しているとの判決内容であった。

当該判決に関し、不当利得認定部分については、被告側は控訴しておらず、原告側も争っていないことから、増田宏胤氏は、現に不当利得で得た790万2,008円を私有している状況となっている。

言うまでもなく、当該事件に係る退職者の増田宏胤氏は、現職の吉田町議会議員の身分にあり、率先して町民の利益を守護しなければならない公人の立場にある。また、吉田町議会議員であるからには、吉田町議会基本条例第3条第2号及び第3号並びに第4条第1項を遵守しなければならない。

よって、増田宏胤議員に対し、町民に損害を与えたと認定できる不当利得相当額790万2,008円の金員を早急に町に返還するよう強く求める。

以上決議する。

平成27年3月12日、吉田町議会。

朗読をもって説明にかえさせていただきます。

○議長（八木 栄君） 説明が終わりました。

それでは、10番、増田宏胤君の入場を許可します。

ここで、暫時休憩とします。

休憩 午後 零時26分

再開 午後 零時27分

○議長（八木 栄君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は11名です。

---

### ◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午後 零時27分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日は、定例会15日目でございます。

10番、増田宏胤君から欠席の届け出があります。

ただいまの出席議員数は10名であります。

これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の追加報告

○議長（八木 栄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、議事に入ります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（八木 栄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

3月2日、本定例会の会議録署名議員として10番、増田宏胤君を指名しましたが、欠席のため、新たに会議録署名議員として12番、藤田和寿君を追加指名いたします。

---

◎議案第24号の質疑

○議長（八木 栄君） 日程第2、議案第24号 平成27年度吉田町一般会計予算についてを議題とします。

これから第24号議案についての質疑を行います。

質疑は、最初に、歳入全体についての質疑を行います。引き続き、歳出は款別に区切って質疑を行いたいと思います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお願いいたします。また、簡潔明瞭に審議する、議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いいたします。

初めに、歳入全体についての質疑を行います。

質疑はありませんか。いかがですか。ありませんか。はっきりしてください。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出に入ります。

歳出の1款議会費及び2款総務費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 1番、増田です。

予算に関する説明書の51ページですが、自治振興費ということで今回は女性の登用ということでインセンティブを与えるということで上限30万円加算するというようなことでしたが、今回の女性登用のために補助金を出すという中で、今なぜ自治会等で女性の登用がされていないというような、その辺の原因というか、その辺はどのように捉えられておるのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 今回の自治会の女性の登用のインセンティブということで、原因ということでございますが、まず1つは、自治会のほうには事実としまして、これまで女性の役員がいなかったという事実があります。またさらに、現在、男女共同参画ということで推進されている中で、必要性は認識はそれぞれ自治会長さん、副自治会長さんを初めされているわけですけれども、なかなか実際の地区等から推薦もしくは自治会長、町内会長を選任するに当たりまして、女性が出て来ていなかったということで、その原因というか、出て来なかった原因というのは定かではないですけれども、実際に現実的に女性がいなかったというところを今回一つのきっかけとして、制度を行いたいということで考えておりましたので、今回、女性登用の加算ということでさせていただきます。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 1番、増田です。

実際、自治会長さん、副自治会長さんの中には、女性というのはおられないのかもしれないです。でも、各地区には、女性部であるとか婦人部、いろいろな名称はあると思うんですが、そういった名称の中で女性のトップというのか、その中のトップという方はおられます。そういう中で、自治会の運営の中で一緒にいろいろなことを協議してやっているということは聞いております。例えばなんです、私は住吉なので住吉の例で言いますと、住吉で一番のイベント的なものというのは、夏のお祭りがありますよね。そういうときには非常に女性部のトップの方が一緒になってやるわけですね。だから、全く自治会の中で女性の意見が入っていないよとか、そういったことはないと思います。

あえてここでまた補助金という形でインセンティブを与える。では、この町内会長で10万、副で30万ということでありまして、ではその与えられた補助金の自治会のほうでどのように運用というか、使う。女性の基盤をつくる整備のためというようなことがありましたよね。その辺は、とにかくお金というか、補助金をいただければいいわというような考えで、「あんたやってや」と、女性の方、というようになってしまうというようなことが考えられませんか。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） そもそもこのインセンティブがなぜ始まるかとしているかということでございますが、今、我が国挙げての人口減対策、それに対応していくという中で、女性の社会進出を促進して、そこで女性の方々にも社会の中で十分活躍していただく、そういう環境をつくるべきだという流れをくんだものでございます。

また、世界的に見ると、日本の女性の進出割合というのは非常に低い値にありまして、そ

ういうところを吉田町としてどう捉えていくかというところで考えているわけですが、確かに女性の方々が社会に進出されていないということでは決してありません。非常に活発に活躍していただいている部分もあります。ただ、自治会、静岡県の場合、私、男女共同参画の担当課長でございますが、そうした中で全県での会合などありましても、自治会に対して女性の登用というのは非常に進んでいない県でございます。自治会の役員の中に女性が入ってそういう社会を構成できるかどうかというのは、非常に大きなファクターがあると思っております。男性と女性しかいない中で男性だけが役員やればいいという世の中ではないわけですね。女性も中に役員として入っていただいて発言をしていただいたり、ちゃんと見える形で御活躍をいただくという社会が望ましいのではないかとということで、そのインセンティブをまず働かせて、女性が自治会の役員を構成していただけるようなそういうところに吉田町も持っていきたいというようなことございまして、その自治会としてそのインセンティブをどう使うかということについては、当然、自治会役員やっていられれば報酬も必要になるでしょうから、そういうところに使われるのだろうということで考えておりますが、そういう環境を整えるためのインセンティブの補助金であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1 番、増田剛士君。

○1 番（増田剛士君） 1 番、増田です。

外郭というか、それはもう理解しております。そういう中で、補助金をつけて、今言われたように人件費に充てるとかそういうのは多少あるかもしれないですけども、それはもう今各自治会は大体規約の中で自治会長 1 名とか副自治会長 2 名とか規約でもう決まっていて、その 1 人を女性にするとしたら、別に特別な費用はかからないと思う。

要は、自発的に女性の方が手を挙げていただける環境をつくらないといけないのではないかなと自分は思うんですね。その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 今、おっしゃられるような社会が訪れることが一番だと思っています。インセンティブを設けなくて女性の方々が手を挙げて役員にどんどん入って来られるというようなところが望ましいわけですが、現状の吉田町、多くの社会を見た場合に、そうしたことにはならないですね。大体、多くの場合が前例に従っているというような世の中であるからには、また引き続き男性が受け継いでいくというような社会がここまで続いているわけでございますので、それを変えるためには、それなりの何か変えるだけの動機づけになるものがなければ変わってこないというふうに思っておりますので、そうした議員がおっしゃられるような世の中に変わっていく過渡期のインセンティブであるというふうに私どもは思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1 番、増田剛士君。

○1 番（増田剛士君） 1 番、増田です。

はっきり言って、男性も自治会町会長であるとか、町内会長であるとか、みずから私やりたいというのなかなかないと思うんですよ。そういう中でこういう流れになってきていると思うんですが、ここで、言葉は悪いですが、お金でつるみみたいな形で、一度形をつくって

しまえば、今後女性もそういう流れになるよという意味で一度これでという考え方でよろしいでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） そのとおりです。ずっとこれを継続していくというふうなつもりはなくて、まず最高でも10年のインセンティブだと。それで、3年程度で見直しをしながら交付額を決めて行こうということでございますので、そういう世の中になってくだされば終わる補助金だというふうに思っております、今の状態であれば、人を探すにもまず男性しか探さないわけですよ。そういうことではなくて、女性も男性も同じ目線で役員を頼みに行くとかですね、そういう同じ目線で役員を頼みに行くとかですね、そういう感覚的に皆さんの感覚がそうなるようになっていけば、この補助金はなくなるというふうに思っております。

以上です。

○1番（増田剛士君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに。

8番、吉永満榮君。

○8番（吉永満榮君） 今の関連質問になりますけれども、私も町内会長を2期務めたわけでございますけれども、その後、地域で町内会長さんの選任というのが非常にやり手がなくて、ある程度強制的な内容にもなってくるようなときもあるわけですが、今回、女性登用ということは、やはり自治法の中にもあるように、男女共同参画の中にもあるように、30%やはり必要だというような法律になっていますので、確かにこれはいいことだと思いますが、さて探すについて、均等にお金を割り当てるには3つの町内会がある、あるいは4つの町内会があったときには、1人ずつ同じように探していけばいいのではないかなという御意見も最初にはあったにはありましたけれども、このお金は、町内会長さんはほとんどの方々、あるいは自治会長さん、副自治会長さん、町内会長さん、もう報酬の割合が決まっていますよね。一人一人、年間決まっていますけれども、女性の方についてもそれと同じ同等のお金プラス女性だからと助成をする意味で理解をしいのか。町内会長さんはみんな報酬は同じなんですけれども、女性の登用についてこのお金を使うということは、報酬は全く同じであるべきというわけですね。

そして、この費用が今環境整備ということで、どのような環境整備に使うのか、今ははっきりわからないわけですが、では女性の登用について会議費に使うのか、女性の自治会における設備を変えるのか、その費用をどのように使うのか、それをちょっとはっきり教えていただきたいと思います。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） これは、吉田町の行政として自治会の役員さんを登用しているわけではございませんので、この女性登用に関して自治会の皆様方にも一緒になって考えていただきたいということで、その自治会が自治会として女性をどう登用して、どういう処遇をして、どういくかということをご各自自治会で考えた中でちゃんと処遇をしていただきたいと。

こちら側の話としては、処遇をするための経費に使っていただいて結構ですよ。それも含めてです。どのように自治会が使われるかというのはインセンティブ部分ですので、

それは各自治会の自由というふうに考えております。

以上です。

○8番（吉永満榮君） 了解。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） はい、山内です。

51ページの今の同じ関連でちょっと聞きたいんですけども、この中で調べましたら、振興補助金の中に含まれているということでした。

それで、確かにインセンティブもいいんですけども、女性をするために金額を出すかどうかというのはまた非常に、本当は大変な議論をしなければいけないところだと思いますけれども、ただし、この中で女性を、今言われたあり方はよくわかります。ただ、女性にどのような期待をしているのか。要するに、町としてどのようなことを考えているのか。

質問する理由というのは、こういうインセンティブを与えながら、なっただけの方に非常に大きな責任ですか、プレッシャーですか、そういうものが当然発生してくると思うんですね。そういう意味で、女性のなっただけの方には非常に頑張っただきたいということも含めて、町のほうで考えている女性のどのような部分に期待をしているか。それがもう少しはっきりしてくると、自治会の中の組織の中でも非常に位置がはっきりしてきて、働きやすい、動きやすいという部分が出ると思うんです。その辺がもしありましたらお願いします。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 女性の活用の仕方ということで、自治会におきましても、女性ならではの目線も入れていただきたいということがございまして、実は、行政としても非常に反省している部分が、町でも女性職員だけによる施策の検討とかそうしたことも今は取り入れているんですが、公共施設1つを取っても男性だけで話をしていると、例えば授乳室が必要だとか、女性の目線ならではのものというのが出てこないわけですね。多くの場合が、私、県の少子化対策の委員なんかも務めていまして、その中でも申し上げたんですけども、その中には女性の委員さんが非常に多くて、それで女性目線から公共施設に対する女性とか子供さんとか小さいお子さんなどに対する配慮が非常に足りないということがどんどん意見として出てまいります。

そうした中でうちの事例として女性の職員の活用からこういう取り組みをしていますとかいう事例紹介もさせていただいたことがあるんですが、やはり女性ならではの目線を持って考えないとなかなか出てこないものが多分にあると。また、防災あたりでも女性でないとなかなかケアできない部分というのがかなりあると思っております。そうしたところへ男性だけが集まって議論をするのではなくて、女性も入った中でもものを見ていくと。

自治会というのは、非常に生活に密着したところで事務を所管していただいておりますので、そうした中にやはり女性目線が入って行くということは、多分に必要なことだろうというふうに思っていますので、それが非常にきめ細かく潤いが社会に出てくるとか、そういうところにつながってってくれるのではないかと期待をしているところです。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） はい、山内です。



3.11の地震の後、恐らく避難所でよく起きていたものが、女性の性のものに関する現象に関して、非常に女性が力を発揮していたと。ああいうのを見ていきますと、大きな地震、ああいう災害があった後に、必ずそういう細かな部分が出てきますよね。一番最初に質問したのは、要はそういう部分を町もそうだし自治会のほうでもしっかりと見据えているかどうか。そして、住民にしたって、生理にしたって、それが非常に大変な思いをしたと。その中で、これからそれが延長線上に避難生活というか、御存じのように来るわけです。

そういう意味で、できるだけ女性でなければならぬ役割、女性が果たす役割をできるだけ何と言いますか、なっていたらの方を含めて地域に浸透させていく、そういう意味では非常にいいことだと思うんですけども、その意味でやはりはっきりとした指針ですか、それを示すことによって十分な働きができるでしょうし、それともう一つは、その部分だったら男性から女性への主導が切りかえられる、そういうのも多分これ目的としていると思うんですけども、そういう意味で町のほうの細かな部分というか、できるだけどのような役割の中での細かい部分を、さっき言った細かな部分ではなくて、考えているかどうか。細かい部分であればあるほど働きやすくなると思うんですよ。その辺でお考えをお聞きします。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） このインセンティブのお話をさせていただいたときに、自治会の皆様方、役員の方にお話をさせていただいて、町としてはこういうところを期待してのインセンティブなんだということはお話をさせていただいております、それで行政と自治会、じかではありませんで、直接的なものではありませんので、その自治会としてどうそれを受けとめていただけるかと。それぞれの自治会画一的ではありませんので、いろいろな地域によっての特色もありますので、そうしたところで、町が期待しているところというのは受けとめていただいた中で、どう落とし込んでいくかというのは、自治会の皆様方で検討もしていただきたいところをお話してありますので、そうしたところを積み上げていくことによって、女性の従来にないような活用の方法も出てくるのではないかと、いうふうに思っております。

防災面等については、ある程度女性の活躍をしていただくところというのは、行政からも期待できる部分は町の計画として示させていただくということになるかと思いますが、自治会全体としては、それぞれで自主的に御判断をいただくという部分を積み上げて、社会に浸透していただければいいかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

今、言われた防災の関係で、これから北区の役割、要するにもし災害があったときに受ける場所の役割は非常に大きなものになってくると思うんです。その辺でしっかりと、できるだけ示してやって、そして先ほど言った責任という部分がプレッシャーの部分の部分をできるだけなくしてやるのが、町としての言っていたときに、相談していただけるときにやらなければならないことだと思っています。そういう形で期待はしています。だから、できるだけいい方向に行っていただきたいと思っておりますけれども。

それと、もう一つ、その中で聞かせていただきます。現実的にこの制度を4月1日からいくわけですね。あと日はそんなにないわけですけども、これがある自治会の方からのちょ

っと心配ごとがありまして、どの程度の、何と言いますか、この適用をされて見込まれる方というのはもうどのくらいいるかというのはわかっておりますか。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 自治会のほうにも非常に準備期間がない中でこのインセンティブのお話をさせていただきましたので、また自治会としては役員の改選期、大体が2年任期で決まっておるようでして、また町内会長については、一斉に交代されないような、順次交代をしていくというようなところもあるようでして、それらの役員の交代期とあわせまして、どう対応していくかというところで自治会としてはお考えいただいているようでございますので、今回、自治会、副自治会長の改選期を迎えられるところは1カ所というふうに聞いておりまして、そうしたところで取り組みがあるかどうかは承知はしておりませんが、できれば町内会長の職から女性の登用というのを考えていきたいというようなことは聞いております。

人数その他については、まだまだ流動的だというふうに思っております。

以上です。

○3番（山内 均君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ありませんか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） もう一つ聞かせていただきます。

51ページ、同じく内陸フロンティアの事業に関してお聞きをいたします。内陸フロンティアの工業地域ですか、それに関しては位置的なものは示されています。この予算に上がってきたということになりますと、橋をかけてというか、いろいろな具体的な方向に進んでいると思うんですけれども、現在、どのような方向性で進んでいるのかというのは発表はできますか。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 内陸フロンティアの企業活動維持支援事業の推進区域の取り組みということで申し上げますけれども、こちらの推進区域につきましては、総合特区としては全体として24ヘクタールの広さを持っているわけでございますが、その中でまだまだ耕作者も多くいらっしゃいますので、実際に工場を誘致するための土地としてどのぐらいの広さを見込めるかというところを、地元の皆様方、それから地権者の皆様方も交えまして、それで検討をさせていただきます、大体開発できるような区域というのを決めさせていただきます。以上です。

それで、その開発予定地となるようなところの地権者の皆様方には、全て今合意をいただいております、場所も決まってこれからそこに向けてどういう動線を引いたり、造成を進めていくかということになっておりますので、この51ページの設計委託料につきましては、そうした構想を具体化させるということに向けての委託料でございますが、間もなく地域協議会も立ち上げられるのではないかとというようなところまできております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） よくわかりました。協議会を実際に立ち上げてということになりますと、非常に具体的な形で進んで行くわけですね。そうすると、今現在ですけれども、予算を

計上した段階、委託料を計上した段階で、プロセスと言いますか、計画と言いますか、そういうのは、例えばどの辺を目標にしているのかというのはあるんですか。

要するに、聞く理由というのは、今、地権者の人たちが大体OKをもらっていると。その中でも多分いろいろなことがあると思うんですけども、その中でできるだけ方向性を示してやることによって、議論の盛り上がりであるとか、その高揚であるとかいろいろなこと、吉田町にとって非常にいいことだと思いますので、それをどのような形で議論の中で膨らませていくかというのが非常に重要なことになるとと思いますので、具体的な目標値とかそういうものがあれば、ぜひ教えていただきたいと思います。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） この内陸フロンティアそのものが期限のあるものでございますので、それと農地の除外についての制約が非常に厳しくて、特に農地の除外につきましては、農業投資を行ってから8年を経過するまでは手をつけることができないというようなところもございまして、それが今のところは28年度が経過になるのか、ちょっとおくれで29年度にずれ込みそうだということもお伺いしておりますので、その29年度までには除外も誘致先も決めて、それで内閣府と協議に臨みたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） はい、わかりました。29年度ということで。新聞なんかを見ていると、農地転用の権限がいよいよ国から県に移管されると。その中で期待する部分としては、今言われた転用の時期とか条件がうまくいって、全体的なそこに膨らんでいけばと思うんですけども、国から県に転用の手続なり許可の基準がおりてきたときに、考える、余り考えられる可能性というのは少ないと思うんですけども、その市町村に与える影響というのはあると思われませんか。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） あくまでも内陸フロンティアということでお答えをさせていただきますと、この内陸フロンティアにかかわる部分の除外については、内閣府と協議を進めていくというプロセスになるわけですが、その許認可権については、やはり国から県におりてくるということにはなりません。

ただ、誰が許可権者になるかというだけでございまして、その転用の基準そのものは変わらないものですから、従来から規制が柔らかくなるとかということは全く期待はできないところでございます。

迅速に対応していただけるとか、より事実上わかっていただくとかそういうところの期待感はあるわけですが、従来よりも基準が変わるといようなものではございませんので、それなりの対応が必要だというふうに考えております。

以上です。

○3番（山内 均君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です、藤田です。

同じく内陸フロンティアのこの設計委託料という形で、橋の設計の部分だよという形で、

企業誘致をするに当たってアクセスをよくするという形であると思われるんですが、過日、2年ぐらい前ですけれども、避難路整備ということで高島4号線のところの延長部分だと思われるんですけれども、避難路整備という形ではあるので、実態は通勤の方々が非常に便利になったということも見受けられるわけですけれども、その先の部分ですよね、この橋というのは。

そういったところで企業を誘致するには橋、避難路整備という形で、その道中の道も大分狭くなっているという形で、北には伸びて行かないような格好に高島4号線かな、途中で狭くなっているという形になっているわけでございまして、そういった一体的な設計までも含んだ構想をやはり持って行こうとされているんでしょうか。企業誘致というのと避難路整備というのも一体化で、メニューを変えて御苦労されているというのもわかるんですが、その辺のところをもう少し詳しく、この構想的なもの、あそこの絵をかくに当たってどのような形で描いているか。一遍にはできないと思うものですから、今後やられるとは思いますが、今のご同僚議員からの答弁だと期限的なものもあるということでお示しをされたものですから、それも含めて御答弁のほどお願いします。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 企業活動維持支援事業地につきましては、アクセスをどうするかというところが一番課題になっておりまして、目下のところは大幡川幹線から導線をつくるというところが必要であろうということで検討をしております。

橋が今一つあるわけですが、現在の橋を利用して、あれを工業的な車両を入れ込む道にするというのは非常に難しいという状況でございますので、新たな橋梁をつかって、それで新たな道路を引き込みまして、それから面整備の計画をつかって、そこに道路をつけていくという計画になってまいります。

議員おっしゃられた道路につきましても、あの道路も活用しながら全体を広げていくというようなところで、全体の計画地が有効利用されるような形で動線を引くというような構想をつくるための今回の委託料になっておりますので、全体構想をこれにつかっていくということになります。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です、藤田です。

吉田町20キロ平米といった形で限られた中で青農地をどのように除外して企業誘致を率先していくという形で考えますと、やはり20トンのトレーラーが楽に入れるような動線もやはり考えていかなければならないということで、設計がそうなると、相当あの辺のところが開発というんですか、その辺のところが変わってくると思われるんですけれども、民家も中に点在されている中で、そういったところの地域とのコンセンサスというのはしっかりとれていて、町のほうで計画立ててもあそこに既存でお住まいになられている方々もいらっしゃるわけでございまして、そういうところの関係の調整というんですか、そういったものは国との話し合いの中と、地元の話合いでの確認というものはとれているんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 特区のエリアにつきましては、民家も含んだ形で区域を設定したわけですが、実際に開発を予定する区域の中には、民家を含む

ところはないようにしてございます。既存工場とか倉庫とかそうしたものはございますけれども、そうした地権者の皆様方には全て御了解を取れている状態でございますので、民家、家に移転していただいて開発を進めるというようなそういう構想は抱いてはおりません。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です、藤田です。

了解しました。

続きまして、カムカム補助金です。250万という形でなされているわけで、ちょっとページがあれなんですけれども、企画ですよ。カムカム補助金なんですけれども、この辺のところも年々当初に比べて予算額も大分増えているわけございまして、効果として交流人口の増大という形もあると思われるんですけれども、経済的な効果というものもある程度評価されていると思われるんですけれども、そういったものを見込んで250万かけて町の、2、3日前ですか、北陸新幹線開通して経済効果が800億円というようなこともニュースで書かれているわけございまして、やはり税金を投入して多くの方が見えていただいて、地域経済にとってどのような効果を、初年度ではありませんので、もう長くやられているわけで、その辺の分析もされていると思うんですけれども、そういったものをどのくらい見込んでいるのか、そういったものについて御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 大規模イベント補助金ということで48ページの250万の予算の御質問だというふうに思いますが、このカムカム補助金によって、非常に実績としてはかなり上がっているわけでございますけれども、この経済効果の把握については、単純な把握であればできるわけなんですけれども、なかなか産業連関表等の独自のものも持ち合わせていないということで、非常に今苦慮をしているわけでございます。

実情として、状況としては、各イベントに対してどのような経済活動があったかということは調査しておりますけれども、実際にそれに対してどの程度の経済効果があったということについて公表できる精度のものを持ち合わせていないというのが実態でございますので、日々こうしたところを数値としてあらわせるようにしていかなければいけないだろうという課題を持ちながら、現在ここまで来ている状況でございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

わかりました。そういった指標を持ち合わせていないということでありまして、実際、多くの方がにぎわって地域活性化しているというのは事実でございますので、評価しているところであります。

ただし、町づくりステップアップシートで毎年見直しを図っていくということで、これは傾聴的な考え方ではないということでもよろしいのでしょうか。

失礼しました。もう固定的にこの枠はもう確保して、ずっと永久というんですかね、ある程度成果目標があると思うものですから、その成果目標が達成するまでは継続すると。経常的な経費ではなく、そういった形で認識しているということでもよろしいですか。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） これについては、今後とも継続をしていきたいというふうに考えておりました。また、新たに現在、シーガーデンシティ構想の取り組み等も今後ございますので、こうしたイベント事業というのは、町としてもさらに進めていかなければいけないというふうに考えておりますので、縮小の方向では考えておりません。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番、藤田です。

シーガーデン構想の話も出たものですから、多目的な地域のにぎわい創出という形でやりますと、この事業がもっと発展していくというような方向性がわかりました。非常にありがとうございます。

先ほど、同僚議員から再三出た質問でなかなか言いづらいんですけども、51ページの自治振興費の女性登用に関しましてでございます。これも参事のほうから、目指すべき方向性というものがある程度わかってきたわけなんですけれども、ここで副自治会長以上の役員は30万円ということでありまして、副自治会長の活動費という形で今現実に出ているわけございまして、そうした場合、副自治会長枠が規約等で決まっているといたときに、新たに女性になった場合、ダブルで支給されるということはないということを担当課長から確認しているものですから、そうするとインセンティブにならないような感じがするんですが、それについてはどのようにお考えですか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） この女性登用の関係の補助につきまして、もう一度確認の意味を含めまして制度の概要ですが、今、議員おっしゃられるとおり、女性の加算につきましては、1自治会当たり年額30万円、それで副自治会長以上に役員が選任された場合は1人30万円、町内会長の女性の場合は1人10万円で、上限が30万円という形になります。

それで、今、町内会長の関係でございますが、町内会長の場合は、町内会運営補助金というのが別建てで補助金、52ページのところにあるわけですが、こちらにつきましては、一応固定費ということで1町内会当たり20万円、それからあと町内会活動費としましては、世帯数を1世帯当たり約360円程度ですが、活動費として4自治会、360万円を上限として交付をしているというものでございます。

そうした中で、今回、一応人件費ということで、基本額としては、今回女性の加算につきましては30万円ということで、副自治会長の1人当たりの額を上限とさせてもらいまして行っているものです。ですので、補助金の、女性を登用された場合は、自治会長、副自治会長であれば30万円、それから町内会長だけであれば、町内会長の10万円の3人までという形になりますので、こちらが一応インセンティブということになります。

ただ、先ほど、今実際に各町内会、定数が定款等で定まっているかと思っております。そうした中で、定款を変えてプラスその人にした場合にインセンティブにならないではないかということかとは思いますが、実際にはその金額はありますけれども、実際の町内会長等の活動につきましては、女性の視点が新たに入って、またこれまで町内会長の業務等が1人分今度なりまして、平準化されるかというようなことも考えられるというふうに思っております。そうしたことでインセンティブというか、そうしたことも考えられるというふうに思っています。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

制度的なものは承知しているわけですが、副自治会長がお二人いらっしゃるという形で規約に掲げられている中で、副自治会長1名当たり30万ずつ出すわけですね。そのうち1人が女性になったよという形で30万もらおうと、副自治会長と女性のほうそれぞれ30万ずついただけることはないとは聞いていたものですから、そういうことはないんですか、両方とももらえるんですか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 現在、例えば定数が副自治会長が2ということであれば、現在、副自治会長の活動費については1人当たり30万出ておりますので60万円、プラスここに2人うち1人が女性であれば30万円インセンティブということで補助が支給されるというものでございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番、藤田です。

わかりました。とにかく女性がなれば、今支給されている活動費プラスアルファでいただけるということですね。それで、3年ごとの見直しという形であるわけですが、これというのは、やはり一度収入が増えるところで、営利活動をされている団体でなく、あくまでも町の補助また区民からの会費等で賄っている、法人会員もいらっしゃると思いますけれども、そういったもので賄っているわけですが、なかなか収入をふやすというのは難しい。

そういった中での自治振興を行っている組織体で考えたときに、新たにそういったものが経常的なものとしてある程度見込んでくるということも考えられるわけで、毎年3年ごとの見直しをするということは確かにあるんですけども、非常に尺度というものが、そういったものが実態が伴うようなことを目指すということ为先ほど参事から御答弁いただいたんですけども、なかなかそれをやめろというのは非常に難しくなってくるのではないかなど。ましてや、概ね10年の時限的な補助金とするということでもありますので、今はそういった形であっても、10年後私もいませんし、いらっしゃる方はほとんどあれだと思いますし、1番議員はまだいらっしゃるかもしれませんが、そうやって考えたときに、過去の経緯を知っている方がいなくなったときに、これを切るとき、やめるときというのがある程度やはりつくるときに明確な基準というものをつくらないと、やはり先輩がつくったこういったものに対してなかなかその制度を変えるというのは、本当に英断が要る。トップの判断があると思うんですけどもね。

そういったことを考えたときに、経常的なものにならないような手だてというものはしっかりと内規としてあるわけですが、

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 今回の制度につきましても、自治会のほうにも総務課長から申し上げたようなものについてはペーパーとしても渡っておりますし、財政再度もそれは十分に資料として蓄えておりますので、これが時限的なものであるというのが恒久的なものになるようなことにはならないというふうに思っております。

また、自治会のほうでも増員されるということになれば、将来的にはそれが自治会の負担になってくるということも承知をしていただいておりますので、負担増を望まないのであれば、現在の定数の中で女性を登用していただくという選択になるでしょうし、そうしたところについては、十分説明をしながら行っているつもりでございますので、経常経費につながっていかないような取り組みをずっと伝えていくという努力をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） わかりました。そういった形で町づくりステップアップシートで毎年成果とかそういったものを把握されて予算立てされている組織ができていますから、チェックはできているのではないかなと思います。

55ページの産業医委託料の37万1,000円でございます。職員福利厚生費でありますけれども、非常に津波防災町づくりという形で、激務の3.11以降、職員の皆様方は10時過ぎ、11時過ぎに150号を通っても今産業課がこうこうとついているような感じが、あと教育委員会かな、遅くまで電気がついているのをよく見ますけれども、非常に制度的なものとかいろいろなものを考えたときに、一時は防災課、都市建設課、今はプレミアムの関係で産業課が忙しいと思うんですけれども、こういったところ、なかなか先生に御相談申し上げるのも本人からは難しいところがあるわけで、産業医の委託料というこういった形でケアされていると思うんですけれども、そうした中、割とお休みになられている方々もいらっしゃるという現実もあるわけで、リフレッシュ休暇的なものが本当は取りたいんですけれども取れないとか、有給、そういったものも仕事がある中で非常に難しいところなんですけれども、そういったものに関しまして、総務課長のほうからある程度各課長に対していろいろな形で話されていると思うんですけれども、実態、どのような形で把握されているか。この制度というものがもう少し扱いやすような形でやるべきではないかなと思うんですけれども、職員の、また上司との、また同僚とのさまざまな形もある中で、こういった産業医委託料を設けられているんですから、利用度というのは毎年増えているのか、どうなんだろうね、それについて。

○議長（八木 栄君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 産業医の委託料ということで37万1,000円上げさせていただいております。こちらは、現在、榛原病院と委託契約を結びまして産業医の派遣をいただいております。また、各それぞれの相談、面接等も産業医を入れさせていただいて行っているわけですが、毎年数名、人数が年年によって変わりますけれども、日に日に増えていくということはない現状でございます。

ただ、この相談も仕事の相談であるとか、また家庭の相談ということで、その方の心身の関係でございますのでありますが、一応毎年数名この受診のほうを受けている職員がおります。また、こちらからも気づきといいますか、一度相談をかけた方がいいんじゃないかという職員に対しましては、総務課の人事担当または私どものほうから本人に言いまして、ちょっと相談業務ということで受けていただいているという実態でございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番。



そうした形で、過去においてはメンタルヘルスという形で職員研修事業費の中で、課長級のところから全職員を対象にしたものを設けられているんですけども、そういったこともメニューとしては、今後も継続してやられていくということでもよろしいですか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 職員研修費の中で毎年、本年度も行いましたけれども、管理職職員のメンタルヘルスということで行っております。これは当然、継続していくわけですが、当然管理職だけではなくて、各階層の職員ごとにそれぞれあったメンタルヘルス、それからパワハラ等、セクハラもそうですけれども、そうした研修を今後計画をして、平成27年度には行って行く予定であります。

以上です。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

次に、3款民生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） はい、山内です。

80ページの13、ひとり暮らし高齢者緊急通報システム事業委託料。これ担当課にお聞きをしに行きました。そして、その中でちょっと感じたことですが、確かにこのシステムが皆さんこれから我々にとって、あと10年先、15年先、65歳以上のひとり暮らしということで大変な世界を迎えるわけです。そのときに、実際のところ、昨年度ですか、1件と。この90万、いろいろ緊急のときにボタンを押して、そしてその通報によって運よく病院に行った人がおられたと。こういう状況がこれから多く迎えられる今の現状を考えていくと、そのときにこの内容はちょっと聞いたんですけども、皆さんに広めるためにもう一度ちょっとその詳しい内容を教えていただけますか。その後でまた質問させていただきます。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） このひとり暮らし高齢者の緊急通報システムは、ひとり暮らしの65歳以上の高齢者が緊急の場合にボタンを押すということでシステムの貸与をさせていただいております。システムの内容にしましては、緊急通報そして火災異常通報、そしてガス漏れの異常通報、そして安否確認システムということで、緊急を要するときのシステムとして機器を貸与させていただいております。

その中で、今、議員がおっしゃられたように、本当に緊急があったときにあったという実績につきましては、今年度1件、救急搬送をしたという実績があります。その中で、これは本当に緊急がないほうがいいものでありまして、これから高齢者が増える中で、これをどういうふうに広めていくかというお話だと思うんですけども、その中でも家族から、高齢者が安心してひとり暮らしを続けられるようにシステムをつけるといったような相談もありますし、その中で、今、私どもが計画をつくっている中でアンケート調査をしまして、地域の人にしてほしい支援は何ですかというふうなお尋ねをしたときに、やはり緊急時の手助けとか安否のための定期的な声かけとか見守りをしてほしいということが結構上位を占めており

ましたので、そういう中でも地域の皆さんのお力というのにも必要になってくるのかなと思っております。

その地域の方々のお力をどういうふうにお借りするのかは、私たちがまた考えなければいけないとは思っておりますけれども、その中ではこの緊急通報システムをおひとり暮らしをされている高齢者の安心の材料として貸与しているものですので、これが使わないほうがいいんですけれども、そういうことで事業を進めさせていただいております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） はい、山内です。

確かに使わないほうがいいですけれども、いずれにしても使うときは間違いなくやって来ますよね。それと、今、ガスとかそういうものに関しては非常にいいことだなと思うんです。ただし、本当の病気なんかのときの緊急って、本当に緊急に押せるかどうか、その辺もこれから研究をしていく材料だと思うんですよ。その中で、実際に使っていただいている方のパーセンテージがまだ非常に低い。要するに、啓蒙活動がまだまだ行き渡っていないのかなと。

そういう中で、これからこういう90万8,000円をとりあえず委託料として出すわけですが、担当課としては、これがどのような形でこれから考えていくかというのは持っているんですか。要するに、広げる方法であるとか、広げる目標値であるとか、行って聞いたところによると、他のところでも同じようなものがあると思うんです。そして、1割負担というのはなかなかね、お金を出すというのは抵抗がある人が非常に多いものですから、年金の中でやっていくというのは大変だと思うんですよ。

そういう意味でこれからこのシステムに関して、どのような形で膨らめていくか、予測をしていくか、そういうものというのは、目標値としては持っているんですか。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） この緊急通報システムは、御希望のある方に対して貸与しているものでして、目標値とかというのは持っているわけではないんですけれども、ただこれをどのように広めていくかといったところについては、民生委員さんの高齢者実態把握調査のときには、必ずおひとり暮らしの方にはこういうシステムがありますのでどうかということでお知らせをさせていただいておりますので、その中で御家族も含めて必要だと検討していただいた方には必ずこの装置を使っていただきたいと思っておりますので、もっと広めていくというところは必要かもしれませんが、あくまでも希望者に対して補助しているものですので、これを目標値をとるところまでは今持っているわけではございません。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） はい、山内です。

今、言われた、希望者ということをやっているということですが、こういうものに関しては、なかなか非常に便利なものであるということにはわかる。それと、重要なことであるということもわかります。それによってけがをしなくても済む、命が助かる人もいると思うので、これからそういうものに関しての研究というんですか、もちろん補助でいくんですけれども、全部とは言いませんけれども、できれば少ない補助で皆さんが持って安心できる、

要するに町も安心な町の方角性、それを目標にしているわけですから、そういう意味で、これからやっていきたいと思うんですけども、その辺のお考えというか、これからやはり希望者だけということではか考えられないということですかね。できたら広めていただきたいシステムだと思うんです。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 現在、このシステムにつきましては、希望者でやらせていただいています。その中で、やはり安心をどのようにとっていくかといったところにつきましては、やはり隣近所とか地域での見守りというのにも必要になってきますので、そのところでは十分私たちもお願いしていく必要があるかなと思っております。

以上です。

○3番（山内 均君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番、藤田です。

77ページでございます。高齢者移動支援事業委託料ということで128万6,000円が計上されているわけございまして、この事業も3年目を迎えるわけございまして、当初ボランティアされる方々とかいろいろな形でもあるんですけども、榛南幹線、東名川尻幹線、島田吉田線、大きな道が開通している中で、公共的なバスというんですか、公共機関のバスがなかなか町内を少しかすめてすぐ過ぎてしまうといった状況で、企画のほうでも補助金も出して路線維持活動をされているわけございまして、静岡へ行くと、高速バスにしましては利便性は非常にいいわけございまして、ちょっと行くという場合、高齢者の方々は免許の自主返納をされている方も増えているわけございまして、そうした中で、この事業予算だけで全部をケアするのは、非常に難しいところもあると思われるわけございまして。

政令市なんかにおいては、タクシー券を配付したり、バス料金に対しては無料にしてみたり、またタウンバスというんですか、タウンバスを町内に走らせて、そういうことをやっているところは近隣市にあるわけございまして、これから迎えます団塊の世代が後期高齢者になるという将来的な展望をにらんだときに、この事業を膨らませていくのか、いろいろな形で考えていくのか、いろいろな問題もあると思うんですけども、この料金を設定して今後全てをケアするというのをどのように実態を認識して行っているか。これで十分であるということはないとは思いますが、そういった多くの方々の声、非常に困っていると。自分は運転も難しくなっているだけけれども、免許を返納してしまったらどこにも行けないよと。何とかしてくださいよという声を聞きます。

そういったことを考えたときに、この制度をある程度拡充していくのか、または別のメニューを考えていくのか、ちょっと2、3例を出しましたけれども、その辺についてのお考えをお示してください。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 高齢者移動支援事業につきましては、ボランティアさんをお願いして運転のほうをしている事業でございます。この事業をどのように考えていくかといったところで、バスの運転とか地域の中のコミュニティバスとかそういう話になります。

と、高齢者ばかりではない話になってきますので、町の中でどういうふうに考えていくかという話になりますので、今ここでは申し上げることはできませんけれども、高齢者の移動支援事業といたしましては、ボランティアさんでもって事業をやっている中で、ボランティアさんも今9人お願いしているわけで、少しボランティアさんも去年よりは増えてきておりますので、そんな中では、今この事業はこれからも継続していくものだと考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） はい、12番です。

9名の方でやるということでもありますけれども、なかなかお願いをしたりヘルプ、御援助をいただくような形で、夜も非常にこういった吉田町の皆さんのあれですけれども、なかなか遠慮される方も多いと思われるものですから、町としてそういった、過去においてもタウンバスのものは考えていないということであったわけでもありますけれども、昔に比べて公共的なものが減っている、公共移動機関というものが減っている中で、ある程度やはり考えていく部分もあるんじゃないかと思われるわけでごさいます、高齢者支援課長は老人ばかりではないということでもありますので、どこが御答弁になるかわかりませんが、そういった公共交通機関の移動的なものを少し今後考えていかなければならないかなと思うんですけれども、そういったものは全く考えていないということではよろしいでしょうか。前回、そういったものは、財政的なものを考えると、考えていないというような答弁をいただいたことを覚えているわけでごさいます、現実には、今現時点でも変わらないのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 公共交通機関については、基本的には現在の公共交通機関を継続をしていただくための取り組みを最優先にしているというところは変わっておりません。

ただし、公共交通機関についても実際に直面しているのが減便になったり、今後赤字路線について継続困難というような状態も出てくる可能性があるということは考えております。近隣市を見ますと、独自で走らせているというよりは、コミュニティバスについては、廃止になったところを市独自で継続をしているというような実態ですので、当町については、そうしたところは現在のところはないと。

したがって、コミュニティバスをすぐに入れるというようなことは考えておりませんが、公共交通機関の取り組みも絶えず安心して何の対策も取らないというような状態で十分であるというふうには思っておりませんので、今後、年齢構成、そうしたものも変わってくる中で、皆さん方の交通手段というものをどうしていくかというのは、新たな考え方で検討に入っていかなければいけないということを、現在、課題として検討に入ろうというようなところになっております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 吉田町も団塊の世代の皆様が高齢者世代になると、急激に高齢化が進みますので、今からやはりそういったものに対して準備をされるということで御答弁いただきましたので、十分満足できました。

次に、89ページでごさいます。子ども発達支援事業費で1,839万5,000円という形で、これ

も2年度。すみれ保育園が26年度に開園しまして、臨時職員が3名から5名に増員という形で、希望者もことしは12名でしたけれども、18名から19名に増えるという形で、非常に町民の皆様方にこの制度というものが浸透して、いい結果が進んでいるなどということの評価するわけございまして、この辺のところ、認知度も相当上がっていると思うんですけども、利用されている皆さんのお声というのはどうなのでしょうかね。実際、やはり最初に御利用されるときには、いろいろな形で戸惑い等もあったと思われるんですけども、実際行って見たらよかったよとか、そんな形での利用が増進されていくという形で、今、担当課としては予算を組まれていると思うんですけども、その辺についてはいかがですか。

○議長（八木 栄君） 健康福祉グループ参事兼社会福祉課長、大石修司君。

○健康福祉グループ参事兼社会福祉課長（大石修司君） 議員の御質問で開始からもう1年を経過しまして、おっしゃるように認知度も上がって、最初は確かに利用する方の戸惑いというんですか、そういった御心配もあったんですが、実際問題、利用されていて非常によくなったと。よくなったというか、子供さんに対して期待が膨らんできたというような高い評価を受けていまして、我々も実際事業所へ行くわけなんですけど、当初の4月に比べたら随分とこの人たちの動きといいますか、ああいうのも安定してきまして、そこにいる指導員の指示に従ってある程度のことをこなしていくというようなことで、非常によくなってきて、お母さん方についても非常に高い評価を受けている状況でございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

すみれ保育園のところに關しましては、子ども発達支援事業の係と保育園機能、また子育て支援の拠点という形で、非常に素晴らしいものができまして運営されて、非常に好評を得ているわけでございます。

そうした中で、今後ですけれども、子育て支援に対しまして、ことしの予算で言いますと、放課後児童クラブの育成事業で4年生から6年生まで延びるという形。子育て支援センターにおいては、子ども子育て指導員の増員を図られる。また、保育園に關しましても保育に欠けるという形で、時間数が今までは6時間だったものが月に120時間以上であったものが64時間から保育に欠けるという形で認められて、そういった形も保育園の中で見るという形になっているわけでございますけれども、26年度補正において、臨時職員が1,000万円減額という形になったわけございまして、今回、例年に比べて臨時職員の者をそういった保育に欠ける要件で預けるような形の保育園の需要が増えてくるとされるんですけども、その辺の正規職員以外の臨時職員のある程度のケアというものは、十分なされて、確保はできておるでしょうか。その辺について、26年度で実績で1,000万円減額して、そうした中でまた当初組むというのと、人材確保においてやはり難しい面も出てくるんじゃないかと思うんですけども、その辺については十分予定的なものは確保されておりますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 健康福祉グループ参事兼社会福祉課長、大石修司君。

○健康福祉グループ参事兼社会福祉課長（大石修司君） 今の御質問で3点ほどあると思うんですが、まず、保育園につきましては、確かにおっしゃるように、今度は昨年比べて若干臨時職員の賃金が減っています。これは、実績を置いた中で今回予算をつけましたので、特に問題があるというように思っておりません。なおかつ、人材確保についても十分図られてい

ます。

それから、児童クラブにつきましては、クラブ室が4カ所から6カ所に移すということで、指導員の数も増えています。これについても今現在確保できている状況でございます。

それから、もう一つの支援センターにつきましては、これまで中にいました子育て世帯につきまして、拠点を向こうに移すというようなこともございまして、賃金が増えているという状況にあります。

以上です。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） はい、山内です。

77ページをお願いいたします。この中に敬老事業費、記念品代が319万8,000円。前回か前々回の議会のときに、町の方の切ない思いを聞かせていただきました。2年前までは確かにバスで迎えに来てくれて、それからバスの送り迎えとかなくなって、そしてそれからこの記念品を受け取るのがはやり大変だと。そういう形で議会の中で聞かせていただいたんですけども、その後あれですか、いろいろなことって、それからどんなものが方法として考えておられるんですか。

例えば、いろいろ聞くと、民生委員の方にお手数をかけていただいて配っていただくとか、少し元気のいい方にとっては、自治会の近くであればいただきに行けるよとか、そういう話は聞いてはいるんですけども、その後の対応として、この記念品をどのような形で皆さんにお配りするのかとか、そういうものに関してはその後の回答というのはあるんですか。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 敬老記念品の受領のことだと思うんですけども、今、1カ所で総合体育館のほうで受領していただいているんですけども、決算のときにお答えをさせていただいていると思うんですけども、地域の方のお力を借りてこちらに取りに来られる方もいらっしゃいますということでお答えはさせていただいていると思うんですけども、27年度どうしていこうかということも担当の中では話をしているんですけども、せめてお近くまでといったときには、やはり自治会館のところで受領をしていただくような形くらいかなというところで今考えているんですけども、まだそこまでの結論は今まだ出しておりませんので、今後、事業をやっていくに当たりまして、お手伝いをしていただいています日赤奉仕団の方々もいらっしゃいますので、お手伝いをしていただいている方々の御意見も伺いながら、どのような受領の方法をしたほうがいいのかというところをまた検討したいと思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

この事業に関しては、毎年決まった時期にきますよね。そうすると、いずれにしても何をやるにしても試行錯誤の段階から入っていくしかないということですよ。そうなってくると、今、考えていきますよという返事だったんですけども、これはもう早急に考えていただいて、本当に困っている人たち、さっきから自分の質問が年寄りのことばかりなものです

から、確かにそういう意味でもう具体的なものを特にやっつけていかないかと思うんですけれども、その辺の具体的な検討というのは、もう入っているんですか、まだ入っていないんですか。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 具体的なというと、敬老事業に対しての具体的なところでしょうか。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 先ほど言いました、それを配る、記念品を届けるための具体的な試行錯誤の中でも具体的な状況、やろうとしているのかということです。要するに、こういうことを言いながら、毎年毎年どんどん行ってしまうということですか。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） この配布につきましては、おおよそ敬老事業が大体10日ぐらいから始めさせていただいて9月いっぱいまで期間を設けて配布をさせていただいていますので、その間に来れない方がいらっしゃるということであれば、そこでまた私どもその地域の声を聞かなければいけないと思っておりますけれども、具体的に今考えているかどうかというお話だと思うんですけれども、皆さんのお力を借りて敬老の配布をやらせていただいていますので、その方々の御意見も伺いながらやりたいと思っておりますので、まだ具体的にではあそこでどういうふうにするということまではまだ話しておりません。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） これに関しては、実際に切ない、僕の中に聞いてくれよという方、そういうのがあったんですね。要するに、町の人声がやはり届くためには、今、返事を聞いていると、これからずっとやっていきますよと言うと、ずっとやらせていってしまうような気がして、そういう気がしてしょうがないものですから言ったわけです。

いずれにしてもやっていただきたいと、考えていただきたい、試行錯誤の中で具体的に進んでいただきたいということですのでけれども、どうですか、お考えは。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） この敬老の記念品の配布につきましては、平成24年から始まっておりまして、ちょうどもう3年を過ぎたところですので、この敬老事業のあり方についても含めて検討しなければいけない時期かなと思っておりますけれども、記念品の配布だけではなくて、その地域の皆さんがどういうふうに考えているかということもやはりお聞きしなければいけないのかなと思っておりますので、配布をしていただくことばかりではなく、地域の高齢者をどういうふうに支えていくかということも私たちが考えなければいけないところではありますので、敬老事業に限ったことではなくて全体を考えてどうしていくかということも私たち考える必要があるかなと思っておりますので、敬老事業で配布をどうするかということからは、これから考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） はっきり言って、今回からやりますよと言っていただければいいわけですよ。それだけです。

- 議長（八木 栄君） 先ほど、自治会館にて引き取りに来てもらうということを昨年はやっていたという返事が……。
- 3番（山内 均君） 何もしてないでしょう、何もしていません。
- 議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、久保田明美君。
- 高齢者支援課長（久保田明美君） 配付については、自治会館とか町内会の集会所とかそういうところでの配布を検討していきたいというところでお話をさせていただいております。以上です。
- 3番（山内 均君） 了解。
- 議長（八木 栄君） ほかに質疑ありませんか。  
〔「なし」の声あり〕
- 議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。  
ここで、暫時休憩とします。再開は10時40分とします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時39分

- 議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。  
次に、4款衛生費についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
1番、増田剛士君。
- 1番（増田剛士君） 1番、増田です。  
110ページで飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金。これは以前9番議員が一般質問のところで何かやられて、ドンとふやしますよということで本当にドンと増えておるわけですが、この効果というものをどのように考えておられるのかというのがまず1点。  
あと、飼い主のいない猫、これは去勢手術ということなんですが、飼い主のいない猫を減らす対策というようなことは考えておられるのか。御答弁をお願いします。
- 議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。
- 町民課長（久保田千江子君） まず、1点目ですが、効果ということでございます。一般質問のときも申し上げましたとおり、猫というのは非常に繁殖力が強くて、1匹の猫が年間に何匹も産むということでございますので、そういう点からいきまして、不妊であるとか去勢手術をすれば、当然、それで生まれてくる猫はそのものについてはないわけですので、効果があるというふうに認識しております。  
それと、減らす対策といたしましては、それを例えば極端なことを申し上げますと、捕獲して減らすとかということではできませんので、動物保護ということの観点からいきまして、ですから、この不妊去勢手術によって新たに増える猫を減らすという方法により減らすという方法を選んでございます。
- 議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。
- 1番（増田剛士君） 1番、増田です。  
そういった意味ではなくて、ちゃんと飼い主として、今いる飼い主のいない猫を飼い主を



つくるということはしませんかということなんです。本当に、俗にいう野良猫というのはいっぱいいますよね。そういう中で、「餌やりさん」という言葉があったんだけど、そういう方々が餌を与えて、ある意味面倒を見ていると言ったらおかしいんだけど、そういう中で、去勢するためにその猫を捕まえると言ったら変だけど、捕まえてやるわけですね。

そういった方がちゃんと里親と言ったらおかしいけれども、そんな形でちゃんと自分の猫として管理するように指導していくとか、そうして元を減らしていかないと、これからどんどんまだ増えていきますよね。そしたらこの費用もどんどん増えていくというふうに考えられるんですが、その辺のところはどのようにお考えですか。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 一応、猫等の飼い方につきましては、広報等で啓発させていただきまして、飼い主に適正に管理するようお願いをさせていただいております。ロビーのところに「ポチの愛の伝言板」というものがございまして、不要になった猫につきましては、そちらのほうへ掲示させていただいて飼い主を探すというような方法もさせていただいております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 1番、増田です。

だから、今いる猫はいいの。もう飼っている猫がもし子が生まれて人に上げるとか。この場合は、飼い主のいない猫が不妊治療をしないとどんどん産んでしまっていて増えてしまうよという話でしょう。それをずっと増えていく可能性が僕はあると思うんですよ、この金額がね。そこの点をもっとほかの対策をしていかないと、もう天井知らずに増えていくんではないかなと思うんですが、その辺はいかが考えておられますか。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 例えば、不妊去勢手術をした猫を飼い主を探したほうがいいのではないかということをおっしゃっているかと思いますが、それが伝言板であったりとかするわけなんです。ただ、当然、対象になる猫の頭数とかも多いものですから、すぐにそれを、例えば団体の方をお願いするということがあっても無理があるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） だから、ずっとこれもう増えてしまうんじゃないのというのを言っているんですよ。どこかで歯どめをかけないと、補助金がどんどんもう増えていくんではないかなと思うんですが、そのところは何か対策を考えていけるんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 一応、こちらとしては、5年間で増えないようにしたいということで考えて、予算は計上をさせていただいておりますが、それが確実に5年間ということは申し上げられません。確実に申し上げますけれども、一応、今の予定では5年間で減らしたいということでこの予算を計上させていただいております。

○1番（増田剛士君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 今、同僚議員の言われた同じページで110ページですが、この中に犬と猫とあるわけですが、墓地使用料3,000円ということになっておるわけですが、この墓地はどこでやって、どのような場所にあるのか教えてください。

○議長（八木 栄君） あと質疑は続きますか。内容確認とかは、一応やめてくださいということですので。

11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 11番、河原崎です。

今までは神戸地区に北原というですか、中原というですか、あそこに埋葬するところがあったのですが、今、あそこも使用されているのか、そういう供養塔もあるようですが、その関係の墓地の使用料かお教えてください。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） この墓地の使用料につきましては、龍光寺さんのほうに無縁仏がございまして、そちらのほうの使用料でございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 11番、河原崎です。

これあくまでも犬とか猫の使用料でなくて、人間様の。はい、了解、わかりました。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番。

107ページであります。このたび、新たな予算で地域医療対策事業費という形で10万5,000円、講師謝礼金5万円という形でなっているわけでございますけれども、今、榛原病院は、家庭医療という形で、看取りも含めて地域に出て行って医療のことをやっているわけでございますけれども、その上のところ榛原病院負担金3億7,800万という形でなっているわけでございますけれども、地域医療、病診連携、病院と開業医との連携なんかも含めまして、地域医療のことを考えますと、吉田町ばかりではないと思うんですけれども、榛原病院管轄で考えたときに、非常に危機感をあおる町民の方々の声が多いわけございまして、この新しい事業展開とともに医師確保というのが一番だと思うんですけれども、先生方に対する感謝の気持ちも含めて、地域の医療を担っていただいている方々の榛原病院のことも含めて、この地域対策医療費でどのようなことを地域に対してPRし、展開を図っていきたいかと。

榛原病院にもっとしっかりしてもらいたいということも十分町民の方々から多くの声をいただいているわけございまして、医療確保の面に関しましてね。それも含めてこの地域医療という見地から、新しく事業を展開し、どのような考え方でいるかお示してください。

○議長（八木 栄君） 健康づくり課長、生田仁美君。

○健康づくり課長（生田仁美君） ただいま地域医療対策事業費のことでございますが、今までに救急医療とか災害医療、あと榛原病院関係の予算は計上して、それぞれに事業を実施してきたわけですが、災害については、平常時のことではございませんのでその準備ござ

いますので、通常的狀況でございますと、これはちょっと違う形であるということで、それから榛原病院についても病院そのものの運営のことについてということで、そこに特化しているものである。

そして、救急医療につきましては、これは救急でございますので、通常のとときの通院とか診療ではなくて、夜間であるとか休日であるとかの対応、対策をどのようにしていくかというようなことで、それぞれに対策を講じてきたわけでございますが、今回の地域医療対策ということについての背景でございますが、当町の状況、議員からもお話がございましたように、榛原病院対策とあわせて開業医等の問題も少し不安があるというような状況でございますが、確かに開業医の今現在産科がないと。開業医で産科がない。そして、あとは先生方の高齢化です。高齢化が進んでいるということでございまして、若干皆さんの中で心配な話が出ている状況であるということと、それにあわせて少子・高齢化ということで、高齢化となりますと、どうしても在宅で医療を受ける。余り遠方に治療で受診は継続してできにくいという状況が発生してまいりますし、あるいは往診する先生が欲しいという状況も発生してまいりますので、このようなことをすき間なく包括的に検討しないといけないというような問題を抱えていたわけです。

現在、これを立ち上げたことの一歩問題と感じておりますのは、産科、小児科医との連携ということでございまして、産科が今現在ですと、一番近いところで榛原総合病院でございまして、あとはやはり橋を渡らないと行けなかったり、少し時間がかかるという状況で、これから吉田町で子供を産んで育てていただくのに、産科、小児科は本当に必要でございますが、この関係では、志太榛原圏域での連携というものを強化していかなければならないなということを感じてございまして、吉田町は交通的にははばたき橋もできましたし、産科がどうしても当町になければいけないという状況ではなくなっておりますが、連携が必要であるというようなことと、それから最近是非常に高齢出産の方が多くて、通常健康なお産ということが少ない状況になってきておりますので、そういう意味も含めて、非常に産む前、産んだ後の連携も重要だということで、この辺のネットワークを構築したいという考え方が1つ。

それから先ほどお話したように、高齢化に対する在宅医療の対応を医師を含めて、医師だけではなくて医療関係者ですね、訪問看護や訪問リハビリ塔を含めた医療関係者での対応というものの連携もつくっていかねばならないというような問題もありまして、あるいは榛原病院だとか救急医療、そういったものに対する地域の皆さんのご理解というものももちろんなんですが、そのようないろいろな面からを検討していきたいということで、今回、予算を計上させていただいて、これから本格的に協議に入っていきたいなというふうに考えております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） どのような目的でやるかということはわかったんですけども、そうしますと、ターゲット的なものは町民に対してそういったものを啓発していくのではなくて、保健医療協議会というんですか、運協というんですか、そういった開業医の皆さんとかいろいろなそういったかわられる方に対するそういったある程度町の考え方をまとめるためにやっていくということなんですか。

私は、これ町民に対する地域医療の大切さを訴えるような形で事業展開を図っていくのか

など思ったんだけど、今の答弁だとそういったものがちょっと、必要なものはいろいろたくさん言われたんだけど、それをどういうふうに行っていくというのかわからないんですけど。

○議長（八木 栄君） 健康づくり課長、生田仁美君。

○健康づくり課長（生田仁美君） 議員のおっしゃるとおり、町民に対しての協力だとかそういったもののPRももちろん、少ない医療を皆さんで本当に活用していただくために、もちろん広報活動もしていきたいと思っているんですが、具体的には、妊産婦と母子の支援ネットワークの会議を志太榛原の中で実施をしていくということで、先月2月に中部健康福祉センターを中心とする志太榛原の総合病院それから産科、小児科の開業医の医師会、それから行政機関、それからそういう相談のネットワークの電話相談等を行っている助産師さんたちがちょっと集まりまして、そのようなことを検討していく必要があるのではないかとということで協議をいたしました。

今後、そういった連携を取って個別のケース、例えば吉田の患者さんが焼津市の開業医さんにかかったときの連携とかそういったものをできるような形、顔の見える形の連携を取っていこうというようなことの話がありましたが、例えばそんなようなことであるとか、あるいは榛原でございますと、榛原総合病院とかあるいは榛原医師会等々と地域医療協議会というものをやはり先月2月に立ち上げておりますが、こういったものを通して今後在宅でケアをする医療関係者も含めた在宅医療の連携の仕方の協議を進めて、体制をつくっていききたいというようなこともあわせてやっていきたいというふうに考えています。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番、藤田です。

地域医療に関しましては、中部保健所さんが主体になったりして、県下なんかでも地域医療を考えるという形で、浜松医大の特任教授なんかをお招きしてシンポジウム的なものをして、地域と病院と医師も含めて、地域で病院を支えていこうという形での地域医療の考え方、安全なことをやるというような形で島田でも藤枝でも多分やっていると思うんだけど、将来的にはそういった今は母子連携とかそういった形で地域との連携を図っていくにしても、榛原病院を基幹として、やはりこの地域の、吉田町の病院としては榛原病院が主なものと思いますので、そういった榛原病院を核にした榛原医師会との連携、地域との連携ということを含めて、地域住民と病院との関係を支えていくようなものへ将来的に持って行くといったところのきっかけでことしからスタートするというところでよろしいですか。

○議長（八木 栄君） 健康づくり課長、生田仁美君。

○健康づくり課長（生田仁美君） 現状でございますと、妊産婦母子支援ネットワーク会議は別物でございますと、議員のおっしゃっている焼津市とか島田市で行っているのは、多分地域医療のネットワークの関係だと思うんですが、これについては、牧之原市と吉田町と榛原総合病院、榛原医師会で、先日ネットワークの会議を立ち上げまして、今後それも推進をしていくということで、これについては、「支える会」というのがその日に発足をいたしまして、吉田町と牧之原のボランティアの皆さんによるものなんですが、これを推進していくというようなことで、これについてもこの中でやっていくことになると思います。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。藤田です。

母親を支える会という形で牧之原市の細江区の皆さんが非常にいろいろな形で地域医療を守ろうという形で、そういった支える会的な活動をされているわけでありましてけれども、このたび、そういった形で吉田町もそれに参加する形で働きかけを各自治会等に投げかけていくということによろしいですね。

○議長（八木 栄君） 健康づくり課長、生田仁美君。

○健康づくり課長（生田仁美君） そうですね、はい。ボランティアの皆さんでございまして、ぜひ吉田町からもたくさんの方に参加をしていただけるような形で推進をしてまいりたいと思います。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 1番、増田です。

108ページで食品衛生協会助成金というのが毎年18万円上げられている中で、最近、いろいろなノロウイルスであるとかそういったもので非常に食品に関する事故とかそういったものが起きております。そういう中で、もっと啓発運動とかというのをやっていただきたいなど、協会のほうでね、あるんだけど、なかなかやはり費用がかかるわけで、そんな中でこの18万円というのが榛原食品衛生協会吉田支部活動費補助金交付要綱ということでもう定められてしまっていて、上限18万ということが決められてしまっているわけですね。

そういう中で、この金額をもうちょっと検討していくというのも、時代というか、これ年月も決めてからたっているわけで、その辺のところの検討というのは今後されるのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 健康づくり課長、生田仁美君。

○健康づくり課長（生田仁美君） 今のところ、特に食品衛生協会からはこんなことで事業を推進したいというようなお話が具体的に出ているわけではございませんが、必要なお話がございましたら、またその内容につきましては、食品衛生協会の皆さんがやられるのか、町がやるのか、どこがやるのかも全て含めて、また協議が必要だなというふうに思います。

○1番（増田剛士君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかにいかがですか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

次に、5款労働費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

次に、6款農林水産業費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。ありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番。126ページ、水門管理費。これ今年の台風18号のときでございましてけれども、農業用水、これは水門という形でなっていますので、ちょっと場所は違いかもしれませんが、用水路等も含めまして、湯日川管轄で増水して逆流してはけないという

形で、大分内水面氾濫を起こしたという事例がございました。

そういったことも含めて、農業用の水門の管理及びそういったものに関して、見直しは図っているかどうか。水門に関しましては、よくニュースなんかで見ますと、増水したのを見に行っただ方が足を滑らせてという事故に遭われたりすることもありますし、昼間ならいいですけども、真夜中であればなかなか難しいという形で、そういったものに対しまして、昨年の18号台風で内水面氾濫がいろいろなところで発生した事象があったわけございまして、それに対して見直しは図ったのか、現状どうなのか、それについて御答弁のほどをお願いします。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件でございますけれども、ここの水門管理の委託料ですけれども、宮前水門、中央区幹線の分水工、それから水門という形で住吉から北区まで各地区に16カ所水門がございます。この既設の水門についての管理という形でありますので、特に昨年の台風の内水面の氾濫以降、この水門に関しての考え方を変えたというようなことはございません。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

そうしますと、集中豪雨でありますので、想定した以上に水が出たためでのことでありますけれども、町としては、そういった用水、排水の用水路も含めて、そういったものに関しては、今回起きた事象を検証して、問題があるかどうかというものを把握してやった結果、問題ないということなんですか。そういった検証は行ったんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件ですけれども、先ほど議員のほうから話がありましたように、今回の事例に対しましては、湯日川のほうが大分水が出て、それが逆流したということが原因でありまして、そこら辺につきましては、この予算上の水門管理とちょっと違うんですけれども、原因でありました二級河川湯日川のほうの大分堆積物が多いということがありましたので、そちらのほうの除去、こちらのほうを管理しております島田土木地区事務所のほうにお願いをしまして、27年度の事業でしゅんせつを行ってくれるという話は聞いております。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ありませんか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 123ページをお願いします。農業振興費、いろいろ出ています。皆さん御存じのとおり、JA全中のああいふ解体の結果が出ましたね。それが、当然これから農業関係に波及をしてくると思うんですけども、その影響というのは考えていますか。ないと思いますか。

○議長（八木 栄君） 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） 済みません。ちょっと質問がよくわからなかったです。もう一度、申しわけありません、お願いします。

○議長（八木 栄君） 山内議員、予算の中でのことですか。

○3番（山内 均君） そうですよ、もちろん関連してきますよ。

○議長（八木 栄君） もう一度お願いします。

○3番（山内 均君） J A全中の解体とともに農協の関係、根本システムが変わってきましたよね。それによって、こういう振興であるとか、それに対する影響に対して町は考えていませんかということなんです。ないですかということです。

○議長（八木 栄君） 123ページの……。

副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 今回の私も報道でしか存じ上げないわけですが、全中の監査権限を新たな法人に移すというような改正でありますので、今回の改正で直接地元の農協が影響を受けるようなことはないかもしれませんが、今後、政権内部で農業協同組合についてどういう改革案を打つかわかりませんが、そこについては、改正案が出た時点で、今回は監査権限だけですから、直接余り事業そのものに影響を与えたような予算になっておりませんが、それについては、国のほうでやっている改革について、現場の課長に今後の影響を聞かれても多分答えられないし、私が国にいたとしても農水省と全中の人しかわかりませんので、そこは政策として示された時点で私ども適切に対応してまいりますので、今回については、従前の予算で組んであるということでございます。

○3番（山内 均君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

次に、7款商工費についての質疑を行います。

質疑はありますか。ありませんか。よろしいですか。ありませんか。はっきりしてください。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

次に、8款土木費についての質疑を行います。

質疑はありますか。いかがですか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

先ほどのところでも聞いたわけでございまして、内水面氾濫に関しまして、このたび、先ほど湯日川のほうは県のほうで予算手当てをするということでもありますけれども、町のほうも142ページでしゅんせつを行うという形であるわけでございまして、これで自然的に少しずつたまってくるわけの中でありまして、この辺の計画的なもの、あそこから氾濫とちよつと影響があるからすると、優先順位、要望というのは各地区からさまざま出ていると思うんですけれども、決めていくルールというものはどのような形で決めていくのか。明確なルールがあると思われるものですから、それについて御答弁のほどお願いします。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件ですけれども、議員がおっしゃったように、地元から大分ひどいですよというお話があったりしますと、町のほうで現場を見まして判断をさせていただくわけなんですけれども、そこにルールという細かいものはございませんけれども、目視による判断によってこれはすぐにやらなければいけない、もう少し置いておい

てもいいではないかという判断は、その現場で目視で行っている状況です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 現場で目視で判断するというお話ですけれども、町全体のそういったところを考えるに当たりまして、それでよろしいんですかね。理事が国から見えて、その専門家でもあるものですから、考え方を少しお示してください。

○議長（八木 栄君） 理事、山住和恵。

○理事（山住和恵君） 河川の維持管理でございますが、河川ごとに基本的にはどういった課題があって、それに対してどう進めていくかといったところを考えておりますけれども、基本的にはその川での洪水に対する事象というのがその都度違ってきますので、そういった事象を踏まえて、今後その川をどういうふうに維持管理をしていくかといったところは検討をして、あと予算の問題もありますので、そういったことを総合的に考えて優先的にどうしていくかといったところを計画していくということでございます。

それで、1回の台風でいろいろな事象が出るということもございますが、河川の維持管理というのは、長年いろいろな問題を抱えながらやっているということですので、そういった中で総合的に考えていくということしか答弁できませんけれども、そういった状況だと考えております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番、藤田です。

今回の予算の中には、昨年18号の影響のあったところは優先的にやるということで、全員協議会の中でも確認しておりますので、今後、来年の中でも大きな被害等があった場合は、補正等を御検討いただきながら対応していただきたいと思っております。

続きまして、149ページの公園維持管理費の中でございます。これは大井川の氾濫で、大井川清流緑地の土、石とかいろいろなものが出て、大分大きな被害を受けたところでありますけれども、今年度においてシルバー人材センターさんに委託した形で、大分砂を入れたりして非常にきれいになって、一時は閉鎖しておったわけなんですけれども、自然の大きな災害に対して少しずつ町のほうはそういった町民の公園の利用を促進するべく対応していただいているところで感謝するわけでございますけれども、あそこのトイレなんですけど、ただいまのところバイオトイレのほうが使用禁止。仮設で置いてあるトイレも壊れている状況になっているわけでございます。

あそこの南側のほうは、親子で遊べるような公園的な要素も持っていますし、北側のほうは、まだグランドゴルフをやるような状態ではないんですけれども、今後、いろいろな形でケアしていくことによって利用者も増えてくるというところで、トイレですね、高島のほうは割と仮設のトイレもうまく運用されているんですけれども、どうもあそこのトイレはいつもいたずらとかかれて、非常に傷んでいる状況なんですけれども、今回の予算の中にはそういったもの、維持修繕というのが含まれているんでしょうかね。ずっとそのままロープで縛って、使用禁止というような看板が立っているわけでございまして、今後予定、また大井川清流緑地の全体の今後の予定もことしの予算でやり切るような形でなっているかどうかお願いします。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件でございますけれども、あそこの公園を整備



するに当たりまして、当時、一緒にトイレのほうも設置をしたわけなんですけれども、そのトイレ、やはり公園整備する中で国庫補助というものをいただいた中で整備をしております。どうしても国庫補助をいただきますと、耐用年数というのか、償却期間がありますので、その間、触れないという状態であるのが現実であります。

ただ、それでいいのかというところもありますので、担当課としましては、あのまま使えないのを置いておくのもおかしいではないかというところで、撤去しようとかという話も出ておりますけれども、そのやはり補助金というところがネックになっておりまして、今のところ手をつけられないような状態であるのが現実であります。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 国庫補助でいただいたものであるということですので、なおさら国から予算をいただいて、管轄があそこは国なものですけれども、利用されているということですので、直して使用するということはできないんですか。その補助金というのは、一度補助をいただいたそういったトイレの建物が壊れているのに、そのまま使用禁止で仮設のを置いてあるという形になっているわけございまして、やはりそういった、これは国庫補助だからいじれないというような、何か町民目線からするとおかしいのではないかなと思うわけで、国へ要望するなり、町でかわりに整備し直すなり、そういったものもしてもよろしいかと思うんですが、これは理事、だめなんですか、国からの予算で、そういったものというのは、壊れた場合は。国に再度直すというのはどうなんですか。

○議長（八木 栄君） 理事、山住和恵君。

○理事（山住和恵君） 国庫で設置したもので維持管理は別途必要になりますので、ただ、今、都市建課長が言われたのは、撤去をすることについてはということだと思います。今、トータル的にどうしてこうというのは、今後検討を進めていくことになると思いますが、国庫で設置したものを撤去できないかというところは、いろいろな問題がありますので、端的に言えませんが、そういった状況下だと思います。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 先ほどの答弁におきまして、ちょっと言葉が足りなくて大変申しわけなかったですけれども、あのトイレというのは、議員がおっしゃられたようにバイオの関係で特殊な、ただ持って来て置いてあるというものではないトイレでありまして、実は、その設置したときのメーカーが倒産しておりまして、直すに直すことができないというのが現実であります。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） やはりそういったさまざまな理由はあるかもしれませんが、利用される町民の方々にとりまして、そこにあるというと、壊れているのに使用禁止で仮設の置いてあるのも壊れてしまって鍵もかからないというような状態にあるというのは、やはり不自由を感じることでありますので、使用できないならどこかよそへ移設してしまっていて、何かして新しいものをつくるなり何なりして、やはりそういった事情というのは、利用するの方々にとりましてはわからなことでありますので、やはりあるのに壊れていて、まだ直さないのかというようなことでなくて、そういったことでなくて、何と申すか、そういったことも必要ではないかなと思います。

ですから、こういった形で説明を聞けばなるほどそうなんだとわかるんですけれども、利

用される方々の目線に立った対応をお願いしたいなと思うんですがどうでしょうか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件でございますけれども、十分言いたいことはわかりますし、使えないものを置いておくというのもおかしい話だということは重々承知でありますけれども、撤去するにもその撤去費用ということではなくて、違う先ほど言ったように補助金絡みのまたお金がかかってしまうという、要は補助金返還というようなこともかかってまいりますので、その点非常に難しいところがあるということであります。

ただ、そういうことであっても、今言われたように、使えないものを置いておくというのも変な話でありますので、もう少し町の中で協議した中で、ただ仮設のほうにつきましては、対応していきたいなというふうに考えております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

わかりました。そんな形で速やかな対応をまたお願いしたいと思います。

公園の維持管理の中で、吉田町の中にたくさん公園があるわけございまして、トイレね、いろいろなところをシルバー人材の方で巡回して公園のいろいろなトイレをきれいに掃除したり、いろいろな形で管理をされていると思うんですけども、なかなか利用される方々が悪意というか、いたずらされる方々も多いわけで、やはりイタチの追いかけてこにならないような形で、そういったPR等もみんなできれいに使いましょとかそういった形でのものをやはり町民挙げて、そういったものを利用するに困らないような形での維持管理ができるような形で町民挙げて協力しておくようなことも必要だと思われるものですから、そういったものもまた今回の予算、公園研究会負担金という形で県とかそういったところの研究会もあると思うんで、先進的な事例なんかがあるようだったら、そういったものも紹介しながら、汚れたからきれいにするのではなくて、きれいなまま使っていただくような形で、よく行きますと、「きれいに使っていただきましてありがとうございます」なんていう形で書いてあるトイレなんかもありますので、そういったものも今後検討して行って、壊れたから直すばかりでは本当にお金ばかりかかりますので、そういった面での対応も課の中では検討されておりますか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 使用する人たちに対してのPRというか、広報というか、きれいに使いましょというようなものにつきましては、今後検討していきたいなとは思いますが、ただ、今現在、壊れているのを直すというのは、悪意みたいなものを感じられるものがほとんどです。汚れて直すということではなくて、壊すということがほとんどです。そこら辺につきましては悪意的なものもありますけれども、広報で効き目があるのかどうかわかりませんが、広報あたりを検討していきたいと思えます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） やはり悪意でやられるものに対してはしっかりとした防御をする必要があると思うものですから、監視カメラ等そういったものを設置するなり、通報するなりして、やはりちゃんとした態度で示さなければいかんと思えますので、そういった担当課として悪意を感じるということであるならば、その悪意に対してどのように対応していくかといったことをやはりしっかりとした明確な形でやっていただきたいと思えますが、いかがで

すか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件ですけれども、カメラを取りつけまではちょっと考えていないんですけれども、実は困って警察のほう、榛原署のほうにお願いをして、パトロールの強化というものを特に夜間やっていただいているのが今現状です。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ありませんか。

1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 1番、増田です。

146ページ、富士見土地区画整理組合補助金ということで、毎年出されておられるわけで、毎回のように自分がまた質問させていただいておるわけですが、今回は、浜田のほうはシーガーデン構想ということで非常に明るい兆しが見えてきて、いいのかなと思うんですが、この富士見、住吉のあそこに関しては、なかなか動きが見えない。そういう中で、組合員の方はどんどん高齢化していっておるという中で、非常に困ったよという声を常に聞いておるわけです。避難タワーもあそこに建たはいいんですけども、もともとあそこは公園があったところで、その公園も何とかしなければいけないというような問題もあるという話を聞いています。

そういう中で、町としてどこまで考えておられるのかなというのがあるんですが、御答弁のほうをお願いします。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件ですけれども、ずっと言っているんですけれども、今、保留地、付け保留地、これが5区画ほど残っておりますので、こちらのほうの保留地をとにかく処分、売却、何とかしないことには完了という形にはなりませんので、まずそれを第一に考えておまして、以前には代替みたいなのに対応しようとしたんですけれども、相手がある話であってうまくいかなかったということもございました。

今現在、進めているのは、何とか保留地処分をするために、また公園のところを何とか買ってお金を生み出して、それが全てチャラになるとは思いませんけれども、少しでもお金を減らすということを今現在考えて動いている最中でありまして。それによって、県のほうにもいろいろ相談に行っているところであります。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 今、「公園の部分を買って」という発言があったんですが、それは、何、町が買ってそういったものをつくれますよという話でよろしいんですか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） まだ具体的なことになっているわけではありません。県のほうでも認めてくれているわけではありませんので、はっきりしたことは言えませんが、公園に絡めた施策でお金を生み出したいなというふうに考えております。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） ぜひ、早急に手当てをしていかないと、本当にあそこ大変になってしまうと思います。現在、この補助金毎年出ているものは、ほとんど借金の利息に充てているということを聞いていますので、にっちもさっちもいかない状態がここ数年ずっと続いてい

るということを知っておりますので、早目に。

事務局というのは、役場の中にあるというのか、都市建の中にあるのかなと考えておるんですが、そこはもう確認になってしまうんですが、間違いはないですね。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 役場のほうとしましても、富士見に関しましては、一日も早く完了したいということで考えておりましたが、先ほど来も言いましたけれども、いろいろ考えて動いてはいるんですけども、今のところはちょっとまだ前に進んでいないというのが現実ですけども、少しずつでも動くような形で検討はしている最中でございます。

事務局の話なんですけれども、事務局につきましては、おっしゃられるとおりに、都市建設課の区画整理部門がありまして、そこが事務局を兼ねております。

○1番（増田剛士君） 了解です。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ありませんか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

142ページをお願いいたします。この中の河川維持管理費が現在1,275万円。この中で、堤防の除草委託料が約500万あるんですけども、26年度は1,165万あったんですね。それで、再三お願いはしているんですけども、堤防のところが例えば通学路の子供たちが通る道でもあるし、非常に危険性をはらんでいるということでいろいろお願いをしているんですけども、この委託料の中で、今までまだ足りない中でここまで下がってきたときに、もう要らないということか、それとも例えばリバーフレンドシップみたいなものをお願いをしていくのか、例えば地元でボランティアでやってくれている人たちにやってくれるのか、この恐らく55%ダウンの金額に対しての不満があって、これなぜひっと今まで以上に要らないということなのか。その辺は。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件ですけども、湯日川、大井川に関しましては、今までどおり発注という形でやっていきたいと思っておりますけれども、全体の金額が変わったというのは、実は新たな試みですけども、臨時職員さんをまた前のように雇いまして、常日ごろずっと臨時職員さんをお願いして管理をしてもらうというのを27年にやっというところで、金額のほうは下げております。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

その前の草刈り手数料という200万が今回なくなってしまっているんですね。26年度にはあったんです。

そういう全体を見ていくと、確かに今言ったようなことはやっていくのかもしれないですけども、その補償は全然ないし、例えば今言われた前年度ですが、湯日川に関しては監視等の契約もなかったわけですよ。今度入れてもらったということだと思っておりますけれども、その辺でこの堤防に関しての、例えば安全性であるとかその辺に関しても含めた金額のこれだけのダウンの金額というのを、今の話ではなくて、特にやってもらいたいんですけども、その意識、本当にこれでできるのかということなんですよ。今まで以上にやっただけなのかということなんですよ。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 26年度につきましては、見てもらってわかるように、非常にきれいになっているというふうに思っております。26年度につきましてはシルバーのほうにお願いした部分が大部分ありましたけれども、先ほど言ったように、27年度は、臨時さんを10名体制でやっていこうということで考えておりますので、その分の減額という形になります。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） ただいまの議員おっしゃられたことにつきましては、行政としても大きな課題でございまして、外部に委託をしていくということになりますと、非常に高額な経費が必要になってくるという実態でございます。

今までの予算措置においても、十分対応できていたところまではいっていないのかなど。非常に多くの御要望もいただきますし、それに対して的確に対応するための手段として、今、環境整備に当たるスタッフを自前で構成しておりますが、そこをさらに増やして、それで直営で多くの部分を解消していくと。それと外部委託と併用で全体を、河川もそうですが、道路、公園、そうしたところも含めて迅速に対応できるような方法を27年度は講じたということで、そうした予算内容になっております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

ありがとうございます。ぜひ、そういう形でやっていただければ。

それと、先ほども申しましたけれども、リバーフレンドシップっていう構想ありますよね。ボランティアの人たちが、県にやってもらうということなんですけれども、実は、自分たちも壮年会の中でやろうとしたんです。そのときに非常に困ったことが、これ町のことでなくて県のほうがですね、苦情が行ったときに、特に湯日川なんかで行ったときに、そこに責任を押しつけるというか、そういうのがあって非常にやってくれている人たちも要るんですけども、例えば牧之原なんかは自治会でやってくれているとか、そういう形でしかできない状況でありますので、今言われた、これから町のほうも自立でやっていくということになったら、その中の、今、そういういい制度があるわけですから、ぜひ働きかけをして、そしてできるだけ安い金額できれいになるような形、それをうまく利用できて除草ができれば、非常にきれいな町になると思うんですね。

その辺で、そういう町の力をお借りすることができないかどうか。その辺は、町としてはやはり県にはなかなかそういう働きかけというのはできないですか。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） そうした話は地域からも議員からもお伺いしておりますので、県に対してそうした制度の、もう少し気軽に取り組めるようなそういう制度の検討もお願いしたいというような依頼をしていることも事実でございまして、活用できるものがあれば活用させていただく中で、全体の環境整備というのを図っていかなければいけないというふうに思っておりますが、非常にこの環境をどう整えていくかというのは大きな課題でございまして、ここにどんどんお金を投下していきますと、ほかに使える財源がなくなってくるという課題もございまして、最もいい形は、その施設に対してある程度責任

を持っていただいて、環境が整備されるという仕組みを可能なところは取り入れながらやっていくのがいい形なのではないかと。予算的にも効率的な運営ができるということだと思っておりますので、そうした観点を踏まえて対策を全体として講じていきたいというふうに考えています。

以上です。

○3番（山内 均君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

次に、9款消防費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 消防費に関して、予算の中でちょっと疑問がありますのでお伺いをいたします。

実は、先日、津波避難訓練を行いましたよね。

○議長（八木 栄君） 山内議員。どこですか。

○3番（山内 均君） これ、予算の中になぜ載っていないかということを知りたいんです。だめなんですか。157ページの地震対策費ということですけども。

○議長（八木 栄君） はい。

○3番（山内 均君） その中で、現実、しらさぎ団地ですか、あそこの団地の方々が、今指定はされていない湯日避難タワーですけども、あの上に、あの訓練の日に130人乗っかっているんですね。いい悪いは別として、130の方が、大石さんがつくったビルです。タワー。川尻の。130の方が現実的な問題として乗っかっているんです。そして、本当は避難タワーとしての指定ができないか、町としてできないかということなんですけれども、実際にはああいう建物ですから、工作物ですから、どんな構造計算しているかわかりませんが、構造計算をした上でもちろんできて、そして工作物をつくっていることと思います。

聞くとところによると、どうしても基礎の部分がいかだ状と言うんですか、円錐形の上に多分乗っかっていて、今現在使っている避難タワーというのは、あれだけ長いパイプ、くいを入れてそしてかなり強烈なところまでやっていただいている、安全が確保できるんですけども、あそこで避難訓練のときに130の方が乗っているとすると、やはり本当はどうしてももう一度、もちろん施主のことがあるものですから、その辺、町のほうで、実際130の方があそこに避難をしているという現実を踏まえて、これから対策として、地震対策として、津波対策としていくということになれば、そのあたりの町の考え方というのは持ち合わせているのかいないのか、お聞かせ願います。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正。

○防災課長（大石悦正君） しらさぎ団地の下片岡になりますが、湯日川の東側の方になります。片岡という区域になっているわけですが、しらさぎ団地の方々については、N工区という形になって、川尻の川尻会館へ行っていただけという話になってございます。

そういった中で、しらさぎの組の中、いろいろなところへ考えているようでありまして、N工区までは遠いではないかという話が今出ているところです。そういった中で、組として

模索しているわけですが、1つが今大石さん、前回は乗っているわけですが、あそこへ乗っている。ほかにも昔の雇用促進それから県営住宅4つの建物があるわけですが、その2階のほうにもという話がございました。

うちのほう、動きをしているわけですが、県営住宅それから今は民間等にも移っているわけですが、雇用促進の方の民間の方、その地主さん、家主さんのところに話をかけまして、避難ビルとして指定はできませんが、乗ってくれていいですよという話も伺っています。そういう中で、いろいろなところで模索をあそこの方々はしています。一番いい方法を皆さんが選んでいただいて、逃げていただければいいよという話はうちのほうかけています。そういった中で、今模索をしているということだと思います。

今言っているのは、もう1基避難タワーなりそういうものが必要なのかねという話でしょうか。今現在、うちのほうはN工区で区域を決めて進めていますので、その方向でうちのほうは逃げていただきたいという話をしております、それ以外に補完するもの、今言った県営住宅なり大石さんのところ、逃げていただければいいんですが、ただ、うちのほうとしましては、あくまでも大石さんのものが今言ったように、基礎とかそういうものがどこまで入っているかというものがなかなか安全が要は保たれているかという話がございまして、それは個々で判断してくださいという話はさせてもらっています。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） はい、山内です。

今、個々で判断をしてくださいという返事ですよ。町のスローガンで安全・安心ではないですか。ちょっと待ってください。それはね、責任を負いませんよという話でしょう。でも、現実的な問題ですよ。訓練のときに、今あなたが言ったビルも聞いたところによると、訓練としては使えないわけですよ。皆さんが再三質問の中でやっている訓練というものが非常に大事であり、何より身につくかとよくわかっているでしょう。人間の訓練で頭の中で反射的に動くんですよ。

そのときに、今言われた基礎の部分が確かに心配な部分あります。そうしたら、本来なら130人の町民の方が乗っているんですから、あそこに訓練のためにもう行っているんですから、それはやはり町として考えなければだめではないですか。考える方法だってあるわけでしょう、構造計算、要するにもう一回やっていただければできるわけですよ、もちろんね。

その辺でどうですか、そういう全くもう関知せずですか。

○議長（八木 栄君） 山内議員の質疑はですね、予算の中のどこにあるのかちょっとわかりませんので、できましたら一般質問か何かでやっていただいたほうがしっかりとと思いますが。

○3番（山内 均君） でも、それはないと思うよ。

○議長（八木 栄君） 予算的にどこの部分の予算に関してのことか、その辺がちょっとわからない。

○3番（山内 均君） 地震対策費って。この中に含まれていないんですかという話です。重大なことではないですかと言っているんです。

○議長（八木 栄君） では、今の地震対策費の中に新しくもう一回その計算をするという予算がないんですかということを知りたいですか。

3番、山内 均君。

○3番(山内 均君) 計算をもちろん含めてですよ、計算を含めて、対策として町の人たちを助ける話なんですから、やりませんかという話です。対策費して出てきたとしたら、やはりやらなければまずいでしょう。考えなければいかんでしょう。

○議長(八木 栄君) 防災課長、大石悦正君。

○防災課長(大石悦正君) 先ほどちょっと話をさせてもらいましたが、うちのほうのシミュレーションでは、しらさぎ団地についてはN工区に逃げていただくということでシミュレーションが整っています。N工区へ逃げてもらうわけですが、うちのほうの計画としましてはね。ただ、今、しらさぎの方々は、N工区よりもほかのところを今選んでいると、模索しているという話です。うちのほうの計画では、N工区ですという話はさせてもらっています。

○議長(八木 栄君) 3番、山内 均君。

○3番(山内 均君) もうちょっと詳しく聞いていいですか。詳しく聞いてもよろしいか。

○議長(八木 栄君) 予算に絡めて聞いてください。今、これ予算書の中に対しての質疑を行っているものですから。

○3番(山内 均君) 予算書にないやつはだめなんですか。対策をなぜしなければいかんとかそういうのはだめですか。

○議長(八木 栄君) 一応、予算に対しての質疑でありますので、ないものは。あるものに対して上手に質疑をしてくれればいいですけれどもね。

○3番(山内 均君) 余り頭はよくないですから、議長の言うほどうまくできませんかもしれんけど、実際のところで……

○議長(八木 栄君) まだ許可してませんよ。そういう形で質疑できますか。

○3番(山内 均君) 載ってなければだめってことですかね。なぜ載せないんですかということなんですけれども。いいんですか、だめですか。

○議長(八木 栄君) 一応、予算の中の質疑でありますので。

○3番(山内 均君) 議長の責任でだめだと言うんだったらやめます。

○議長(八木 栄君) 予算に載っていないものはやめてください。どこかに載っている中でそれが含まれれば。

○3番(山内 均君) 対策費に含まれていないですよという話ですよ。

○議長(八木 栄君) そういうような形で正確に聞いてください。

3番、山内 均君。

○3番(山内 均君) すみませんね。対策費の中に含まれていないもんですから、現実的な問題として考えなければならんではないですかということです。そして、実際に、あの後皆さんとお話をさせてもらった中で、川尻会館も非常にうまくないんですよ。

さっきちょうど出たから言いますけれども、N工区、川尻会館出ましたよね。あの川尻会館で基準法いっぱい75センチの避難階段ありますよね。あそこで実際乗って経験したときに、1人こけたら誰も乗れませんよね。多分、要望が出てくるんじゃないかと思うんですけども、もう一つ横に新たにつけて2方向避難で、周り階段とかね、それをつけないと、実際に指定をしたとしても、それが本当に危険な状況を生むとしたら、それはやはり対策費の中でしっかりやってもらわなければいかんではないですか。

そういう意味で、予算に載っていないからと、対策費ですからね。その中でやっていただ



きたい、お話がありました。

○議長（八木 栄君） 予算にちょっと遠いと思いますので、できれば一般質問でお願いします。

ほかに質疑はございませんか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

それでは、次に、10款教育費についての質疑を行います。

質疑はありますか。

6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） 6番、枝村です。

過日の全員協議会で、同僚議員の内容確認で166ページですが、施設整備費で71万5,000円、機械借上料で23万8,000円、特定消耗品で若干で98万4,000円ですか、蛍の里をつくりたいと、理科館のところですね、そういうお話がありました。

これは、吉田町でも何か所かやったところがあると私は聞いておりますが、その辺の結果ですね、結果とか把握はしておるのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 町内では、住吉神社の裏でやっているということをお聞きしております。また、この近隣におきましては、坂部地区でやはりやられたということでございます。こういったところを参考にさせていただくという予定でございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） 蛍が生息する環境、ネットで見ますと室内で飼育というのがかなり出てくるんですが、自然界でなかなか生息する環境をつくっていくのは大変難しいと聞いております。温度や土、幼虫の餌・カワニナですね、人間ではコントロールができないこともあります。この事業を実施していくに当たって、何か専門的な人とか知識のある人がかかわっていくのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） こちらの事業につきましては、既にスタッフの中で、この住吉神社の裏の蛍のところに携わった方、こういった方がスタッフの中におるとともに、先ほど申しましたとおり坂部地区でやったという中で、この代表の方にかかわってもらおうということで、実は、既に理科館スタッフに対しまして、この代表の方をお招きしまして、勉強会をしたということがございます。

こういったことで、住吉神社とか坂部地区の皆さんの実績を参考にしながら進めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） 一応、スタッフの方がいるということで、ここに臨時職員の賃金を26年度より比較しますと148万4,000円増額となっております。このスタッフの方たちもこの賃金の中で手当てをされるのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 今回の臨時職員の賃金につきましては、これは別でございまして、蛍の里づくりに対します例えば講師をお願いするだとか、スタッフの支払いにつきましては、報償費のほうでお願いするというような形で、賃金とは別に報償費の中で支払う予定でございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） 最後にします。大変年間を通して行っていかなければならない事業だなと思います。単年度で終わらせずに、蛍が生息するまで続けていく姿勢ということでしょうか。

約100万ほど予算を使って環境整備をしますのです、結果次第ではうまくいかないこともあるのではないかなとは感じるわけですが、粘り強くやってほしいということで、その意気込みをちょっとおききしたいです。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 蛍の里事業について少し説明をさせていただきたいと思います。

ちいさな理科館の設立の趣旨の中にも、「自然に触れて自然を観察することで子供たちの心に豊かな感性が育つ」というところがありますので、そういった部分の狙いを達成していきたいというふうに考えています。

もう一方で、自然の保護だとか活用ということで、理科館周辺の自然を保護したり活用していくということで、蛍の里づくりを進めていきたいと思います。

今、局長から話がありましたように、子供たちだとか専門化だとかボランティアの人たちを使いながら、蛍の養殖を進めながらやっていきたいというふうに考えています。そういったことで子供の感性が育ったり、美しい町民の皆さんの憩いの場になっていけばというふうに決意しております。

以上です。

○6番（枝村和秋君） 了解。

○議長（八木 栄君） ここで暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 零時57分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員は10名です。

休憩前に引き続き、10款教育費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、吉永満榮君。

○8番（吉永満榮君） 8番、吉永です。

先ほど、同僚議員から166ページの施設整備費、材料費ということで71万5,000円の質問がございましたけれども、そのことにつきまして、私からは蛍の飼育という関係で今回準備するものだと思いますけれども、その材料費等々設備をする内容を教えていただければありが

たいと思います。

○議長（八木 栄君） 内容確認は……。

○8番（吉永満榮君） すみません。どのような施設をつくるのか教えてください。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 今回、蛍の里ということで今考えているところでございますが、これは図書館と理科館の間のところに井戸のくみあいのポンプがございまして、そこから水が出るという状況になっておりまして、そこから心の池まで溝を掘りまして、そこに石あるいは草を敷きまして、蛍の生息しやすい環境を、先ほど地区部長も申し上げましたが、関係の先生、スタッフの皆さんあるいはボランティアの皆さんの御協力をお願いしまして、そういった環境をつくっていただくというものでございまして、これをやる中で蛍の学習会というものも一緒にやっております。既に御存じのとおりと思いますが、蛍というのは大変環境に左右される生きもので、環境が悪いとすみ着くことができないということでございますので、こういったところから環境教育も行っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 8番、吉永満榮君。

○8番（吉永満榮君） 先ほど、事務局長から吉田町に蛍の会を以前やったことのある方々ということで、住吉神社の裏の坂部ということでございましたけれども、30年前にさかのぼりますけれども、吉田町蛍保護研究会という会がございました。会員は19名です。それで、3条会員が4名です。30年前に北区でそれを立ち上げました。

ということで、今、せせらぎをつくって、ビオトープ的なものをつくって、それは確かに必要だと思います。即、蛍を放流してもなじまないと蛍は成長しませんが、ことしから親蛍はどのような形で入れるのか、卵で購入するのか、さなぎで購入するのか、その辺をお聞かせください。

○議長（八木 栄君） できるだけ内容確認にならないようお願いしたいと思っているんですけれども。

○8番（吉永満榮君） これは……。

○議長（八木 栄君） これは内容確認になっております。

○8番（吉永満榮君） 確認ではありませんので。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 蛍につきましては、理科館の館内で既に蛍の幼虫の飼育をしているところでございますが、この手法というのは、まだはっきり私ども把握してなくて申しわけないですが、現在、飼育しているものをつけさせるというふうなことで承っております。

ただ、これがそのままうまくいくかという問題になりますと、これはやはり専門的なことになりますので、これも既に今スタッフの皆さんで研究しているところでございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 8番、吉永満榮君。

○8番（吉永満榮君） 吉永です。

今、せせらぎをつくるという内容の71万5,000円ですけれども、ポンプがあるということ

になると、内容がそれではコンクリートも要らないし、ただ普通の昔の田んぼにあるせせらぎで結構なんですけれども、そういうものに71万5,000円がどこへかかるのか教えてください。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） この71万5,000円でございますが、実際には消耗品としまして作業道具、スコップだとかくわだとか一輪車とかそういったもの、それと機械を少し借り上げないとなかなか人力ということでは大変だということで、機械を少し借り上げをさせていただくというのと、原材料としまして石だとか関係する草だとかそういったところです。こちら辺が全部で98万4,000円というものでございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 内容確認なら後でね。

○8番（吉永満栄君） 確認ではないです。

○議長（八木 栄君） ちゃんと質疑ですか。

○8番（吉永満栄君） はい。

○議長（八木 栄君） 8番、吉永満栄君。

○8番（吉永満栄君） 吉永です。

今、石とか草とかというものを購入する材料と言いますけれども、草をなぜ買うんですか。普通そういうものは要らないと思うんです、私は。石だとしても普通の石で結構なんです。石も大井川とかその辺にもありますし、草についても普通の土手で結構なんで、買う必要はないですが、草を買うのにどういう必要なんですか。

ただ、植木を買って景観をよくするというならわかりますけれども。そういうことですが。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 石類につきましては、蛍が生息する水の量だとか流量、こういったものは微妙なものがあるということで石を置いたりして、石の形にもよりますが、水の流れ等をコントロールしたいというものでございます。

草類につきましては、蛍がつくのに必要な餌だとかそういったものがつくだとか、そういったものにある程度入れる植物がセキショウ、ヤブラシ、ツワブキといったものが必要だというふうに承っております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 8番、吉永満栄君。

○8番（吉永満栄君） まだ蛍がないのに蛍の川に放流するということはできないと思うんですけれども、まずそこで生息させるかということだと思えますね。我々もその当時は1万匹の産卵をしたものを各小学校で鑑賞会もいたしました。そういう形も各小学校へ集めて夜間したんですけれども、蛍は放しましても10分とはいらないです。なぜかと言うと、皆さん鑑賞に来た人たちがタモを持って来てつかまえて持って帰ってしまいますので、そういうことも考慮してやらないと、その場所は遠くで鑑賞してもらうような形に将来、これは将来のことですけれども、計画を立てていただきたいと。そして、皆さんに親しまれる蛍の里をつくっていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ありませんか。

1 番、増田剛士君。

○1 番（増田剛士君） 1 番、増田です。

195ページで総合体育館運営費の修繕料ということで、全協のときに天井の修繕は小・中学校を先にやるということで、そこは理由として避難地になっていて、この総合体育館はなっていないというようなことで、順次やっていきますよという説明を受けました。

でも、ここの体育館というのは、バレーボールであるとか何とかと対外試合、町外から来ていただいて大きな大会をやっていますよね。年間結構な数やっています。そういう中で、本当に天井が大丈夫ならいいですよ。そこのところがちゃんと理解されていて、まずこの程度の地震だったらほかの小学校、中学校は屋根落ちるかもしれないけれども、ここの総合体育館は落ちませんよというものがあってのことなんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 総合体育館につきましては、これは防災対策として総合的に行っていかなければならないという問題が一つございます。小学校の体育館につきましては、既に耐震は満たされているという中でございまして、総合体育館につきましては、そこら辺の耐震の問題もあわせて検討していかなければならないということで、現在、検討しているところでございます。

確かに、この総合体育館もたくさんの方がお見えになるという中で、教育委員会としてもこの耐震対策を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 1 番、増田剛士君。

○1 番（増田剛士君） 耐震のそれができていないといたら、もっと先にやらなければいけないのではないですか。小学校、中学校は耐震のそれがもうクリアしている、ここはしていない、でも先送りする。順序、逆ではないですか。先に耐震を絡めてやるのが本当ではないかと思うんですが、その辺、防災も絡んでいると思うので。予算に関しても防災のほうの予算、何かほかのメニューでね。まず最初に手をつけないといけないのではないかなと、今の答弁だとね。話がおかしいと思います。その辺御答弁いただけますか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） おっしゃるとおり、総合体育館、大変重要な施設というふうに我々教育委員会のほうも考えているところでございます。このたび公民館も耐震化ができたわけでございますが、やはり国のほう、これは補助金の関係でございまして、各学校の耐震化というのが第一に国のほうも進めているところでございます。体育館が必要ないというわけではございませんので、これはやはり順序を立ててやっていくものでございますので、まずは子供たちのふだんいるところ、そして、まず第一に避難所として使われるところという順序で考えているところでありますので、決してこれは必要ないだとかそういうものではありませんし、やはり順序立ててやるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 1 番、増田剛士君。

○1 番（増田剛士君） 教育委員会としては、そうして順序が小・中学校が先だよというのがあるかもしれない。では、町としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災監、大石剛久君。

○防災監（大石剛久君） 総合体育館でございますけれども、もちろん現体育館につきましては、耐震をされた建物がないと。昭和56年以前の建物でありまして、現在、町としましては、総合体育館を防災の面から見て緊急物資の集積場所という位置づけにさせてもらっております。

ただ、平常時からいろいろな一般の方々が使うのも事実でございますけれども、今、教育委員会の事務局長からお話があったとおり、それぞれの小学校、中学校の体育館につきましては避難所ともなると。それから、子供たちの安全性も考えまして、そちらを優先して耐震化をしてきた。それから、天井の落下防止も行うという形で、総合体育館も重要な拠点、施設でありますので、そちらもやらなければいけないというところはありますけれども、優先的には小・中学校の体育館からやってきたという形でございます。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 1番、増田です。

本当に対外試合があつたりして、ここの体育館はすごく使い勝手がいい、交通の便もいいということでもあります。そういう中で、町内だけのことでなくて、交流人口であるとかそういったことも考えたときに、ここの体育館は本当に安全なんだよということを示すことによって、もっと町外からの運動の大会であるとかを引っ張ってこれると思うんですよ。

そういうことも考えたときに、まず最初にここをやらなければいけないのではないかなと自分は思いますけれども、全くもう順序順序でいくということであるんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） おっしゃることはもっともでございます、総合体育館の耐震補強それから大分老朽化も進んでおりますので、その対策については、町としてもできるだけ早く着手したいという気持ちを持っておりまして、まず、この財源というのは非常に大きな財源が必要になってまいります。都市防災にエントリーをする中でも、そういう国庫補助事業を絡めて対策を取れないかということで絶えず検討をしておるんですが、なかなか合うような補助メニューがないということもございまして、目下のところ、できるだけその補助メニューが見つかった段階ではいち早く着手していくという体制をつくらうとしておりまして、その補助メニューに乗るための今事業計画をどうしていくかというところを検討しているところでございますので、必ずそうした補助メニューを見つけた中で、できるだけ早く着手をしていきたいという姿勢で今のところはおります。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 1番、増田です。

わかりました。とにかく早くに手をつけるようお願いして、要望になりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 165ページを見てください。この中にちいさな理科館の事業費、7として臨時職員賃金が369万入っています。まず、先ほども出ましたけれども、26年が221万6,000円、25年もそれに近い数字だったですね。それで、このおおよそ140くらいですよ。

その違いを担当課にお聞きすると、26年当時は臨時職員が3人態勢であったと、新しくなったときに2人態勢になる。その中で、この増額がかなり大きな増額になるわけですが、その経緯というのですか、理由というのをもう一度お聞かせいただけますか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 臨時職員の賃金につきましては、ただいま山内議員さんがおっしゃったのですが、従前から理科館開館当時につきましては、理科館の館長が1人と臨時職員が1人と。この臨時職員につきましては、8時間のフルタイムの臨時職員が1人というところでしたが、なかなか人が見つからないという中で、途中、館長1人に対しまして4時間の臨時職員2人ということで予算要求をずっとしてきてまいりました。

今回、増えた要因でございますが、これは館長の勤務時間を増やしたというものでございます。従前から館長の勤務時間につきましては、週6時間というものでございました。臨時職員につきましては、ただいま申し上げましたとおり4時間の方を2人という積算であります。ですので、館長のところを週6時間では、現状としまして理科館の毎月の講座の企画をすることで精いっぱいという状況でございました。館長の職務としましては、理科館の運営の全般について指揮・監督、それと理科館運営スタッフの統括ということで業務が決まっているわけですが、全般と言っても週6時間でございますので、とてもこれでは全般のことを行うということには時間的には足りないということで、今回、1日6時間の勤務として館長をお願いしたいということで、昨年より147万4,000円増加しているというものでございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

今、館長の役割として言われた2つのおりでありました。それは確かに時間的に週6時間が1日6時間になると、確かにすごい大変なことですよ。それと同時に、今言われた2つの目的に関しては、それは基本的にはずっと中にいて管理しているわけではなくて、要するに時間を持って管理するわけでしょう。その管理する時間というのは、特に要らないではないですか。

そういう意味で、この147万ですか、それが上がることにに関して、1日6時間いなければならんという理由が、今まではほとんどいかなかったんだけど、突然1日6時間にならなければならん理由が余りにも唐突過ぎてちょっとわからなかったものですから、それはそうすると、何を今度は新しく1日6時間のうちに一番必要なことというのはどんなことをやるんですか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 理科館につきましては、やはり開館当初につきましては、大変子供たちがたくさん来ておりましたが、やはりどうしても同じものやっているとマンネリ化しているという中で、やはり理科教育を推進していく、より充実していく必要があるというふうなところで、あらゆる企画の面、展示品、講座の企画はもちろんのこと、それ以外のこともやっていただく必要があります。やはり、この理科館を充実させまして、子供たちに自然科学の楽しさを学ぶ体験や実験を行うものをもっとよりよく充実していかなければならないと。そのためには、じっくり考えていただいて、企画を出していただくとい

うものがないと、やはり大変だということで考えております。

現在、理科館を新しくさせるに当たりまして、展示物等ももう少し変えていかなければならないというところがあります。また、スタッフにつきましても、より専門的な方をお招きして、スタッフについても充実していきたいということがあります。また、ふだんの理科館の管理につきましても、もちろん臨時職員さんもおるわけですが、ここら辺も指導していくという必要がございます。また、学校との連携、これも充実になっておりまして、理科館の目標の一つの中には、学校の理科授業の連携というものが一つございます。ですので、学校との連携も深めていきたいということも考えております。

従前の館長さんにつきましては、昔の榛原町の方でございまして、この方は大変理科に関しては詳しい方でございましたが、やはり地元の方でないといけない部分もございまして、できるだけ地元のこともわかる方という中で、少し長い時間勤めていただきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

内容は聞いたとおりですけれども、今言われた専門性、もちろん専門性ということは必要となるでしょう。でも、現実的に最初からあそこで実験してくれている人たちはみんな専門家ですよ。新たに専門性ってどういう専門性かちょっとわからないんですけれども、それと同時に、思いとしては、本当はいろいろなアイデアを出して、科学の世界はうんと広い世界ですから、いろいろな広い世界の中からいろいろなアイデアを出し、それぞれの人の得意な部門を引き出すには、本当は臨時職員の方が多いいはずなんです。いろいろなところから出てきますからね。

そういう意味で、考え方の違いというのは当然出てくるでしょう。そのときに、147万円という先ほど言われた多くなった金額、その金額を決める基準というのは、ほかのところも全部絡んでくる話ですけれども、基準というものはあるんですか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） これは、それぞれ臨時職員につきましては、個々の状況に応じて決めるわけでございますので、館長に関する基準というのにはございません。ただし、1日8時間まではいなくても、朝10時から夕方5時までが理科館の開館時間でございますので、これにあわせた時間を6時間で設定させていただいたというものでございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

今聞いたとおり、その基準というものが本当はあったほうが誰になっていただいてもいいことなんですけれども、そのときにやはりそういう基準がないということに関して、非常に今度体制も変わってきますよね、その中で本当は基準なるものがあって、その基準から判断をしていくということが誰が見ても何と言いますか、立派な数字が出てくると思うんですね。

そういう意味でいくと、今言った全然基準はないけれども、最終的には町長が判断するんでしょう。そのときに、それを全く基準がない中で誰かが、第三者でもいいですけれどもね、それを合理的であるとか、合法的であるとかとそういうものに関しては協議するところとい



うのは全然ないということなんですか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） すみません。協議する場ということでございますが、どういふあれか、すみません、わかりませんが、館長が朝10時から夕方5時まで、開いている間状況にあるかというのを館長が把握するという点で、先ほども申し上げましたが、6時間というものを基準にしたわけでございます。

これは、当然、担当の中から詰めていく中で要求をさせていただいたというものでございますので、全く根拠がないわけではなくて、開館時間にあわせたというのが今回の要求額でございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 内容はよくわかりました。それは結果的に理科館が今まで以上に実験の回数、来てくれる子供たち、そして理科が好きになってくれる子供たちが基本的には増える、興味を持ってくれる子供たちが増えてくることが大前提ですので、それに向かって我々は、その結果が出ましたよというやつをこれから見ていくしかないし、見ていきますので、その辺に関しての自信を持つ部分というのはあるんですか。自信を持ってこれはやれるという部分がありますか。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 理科館の推進についてですけれども、局長のほうから説明にありましたように、本年度幾つか工夫させていただいている点もありますし、スタッフ及び講座の中にも学校の先生方の協力も得て講座数を増やしております。あるいは、学校の先生方との連携を深めるという意味で、小・中学校の理科主任の先生方の会合も開かせていただいて、理科館の実験用具の貸し借りだとかそういったことも学校と理科館の間でできるよように工夫させて取り組んでいるところです。

○議長（八木 栄君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありますか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番、藤田です。

今の同僚議員から出ました165ページ、ちいさな理科館であります。平成22年に設置したときに、もう箱物は余りつくらなくていいんではないかといったような議論が議会の中でもございました。新たな箱物をつくらなくて今あるものを使って、少子化に伴う学校の使用していない教室を使ったり、理科室を使ったり、そういったことも可能ではないかと。なるべく経常的な経費を大きく生まないような形でということで質疑をしたのを覚えているわけでございます。

当時の教育長は、小さなプラットフォーム的な、子供たちが自由な気持ちで来ていただいて、そこをボランティアの人たちがそれを担うような形でのものをつくっていきたいんだと。地域の拠点というものをつくっていきたいということで、正確に議事録を読んでいるわけではございませんけれども、ですから多少の内容の差はあるかもしれませんが、私が受けた感想はそんな形でありました。

ですから、当初に関しまして予算枠というものもそんな毎年毎年増えるものではなく、その

当時の教育委員会事務局長にも答弁していただきましたが、予算というものはそんなに上がり、最初つくるときには上がりますけれども、そんなにどんどん増えるようなことはないといったようなことを聞いたことを覚えております。

5年目を迎えます、今度は蛍という形で新たなものをつくっていくということでございます。館長さんも短時間から1日6時間と、ちいさな理科館が開館中フルタイムでいらっしゃるということでございまして、このままどんどん最初設置したときの教育長の思いが町長と一緒にやられたと思うんですが、そういったところからすると、ちょっと違うような形があるわけなんですけれども、それについては方向転換がなされて、拠点としてこのちいさな理科館というものをある程度位置づけて、これから大きく展開を図っていくといったような認識でよろしいんですか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 理科館につきましては、やはりただいまお話ございましたとおり、最小の経費で行っていくというのは従前と変わっていないものでございます。理科館そのものが、これは理科館の目的がございまして、これに沿ったもので考えておりますので、方向転換というのは今のところそういったものはございません。

ただ、内容を充実していく上で、今回、館長の賃金を増やしたわけでございますが、これはあくまでも内容を充実していくという中での話でございます。

また、蛍の里につきましても、今回100万弱でございますが、予算要求させていただいたわけでございますが、これにつきましても蛍の里をつくるに、これを業者にそのまま出せば何百万というふうにかかるものでございます。そういったものもできるだけ手づくりで自分たちのボランティアでやっていく、そして試行錯誤でやる中に蛍についての研究だとかあるいは学習会だとかそういったものをやりながら教育活動を行っていくというものでございますので、従前の目的と方向転換したということではございません。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番、藤田でございます。

館長が時間数が増えたという形であります。先ほど、よそから短時間で見て、あえて館長から新たに変わったということでもありますけれども、新たに変わった館長さんは、どのような経歴の方で、どのようなリーダーシップをとっていくんでしょうか。理科の分野において、どのような経歴を持って、こういった経歴の方で館長の時間をその方に委ねて、このちいさな理科館の運営をお任せするというからには、それなりの経歴でこういった内容なのか、それについて御答弁をお願いします。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 館長の職務としましては、先ほど言いましたとおり、理科館の運営全般、それと理科館の運営スタッフの統括ということで申し上げましたが、当然ながら理科教育に関する識見を有する方とともに、教育全体の識見を有する方ということを考えております。当然ながら、理科の細かいそれぞれの専門、理科の先生方もそれぞれ生物だとか物理だとか専門があるわけでございますが、それを広い意味で識見を有するという方をお願いするというふうなものでございます。

ですので、理科の細かいところではなくて、理科教育の全体をコーディネートしてくれる

方、こういった方を考えているわけでございます。

そういった中で今考えている方は、教育に対する高い見識を持ち、さらにちいさな理科館の建設にも深く携わった方ということで考えております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） このちいさな理科館設置条例によりますと、運営協議会という形で、今、教育委員会事務局長が答弁した内容については、運営協議会の中で協議されて、どのようにそのちいさな理科館を運営していくかということでありまして、

何も1日6時間も館長がいなくても今までずっとやってきたわけでございまして、急遽そう増やすならば、もっと違った形で、さっき同僚議員が言ったようにボランティアの方々を増やすとか、臨時の職員を増やして対応をよくするとか、そういった形でやられたほうがよろしいのではないかと思うんですが、何か建設にかかわる経緯の方が今度館長になられるということですけども、どなたなんですか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 館長さんにつきましては、前に教育委員会の教育長さんであられました黒田先生にお願いするというものでございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番、藤田です。

人事に関しましては、私は言う権限はありませんが、当時、設営をするに議案を上程しました教育長が今度新たな館長として来ると。その館長になるに当たって、今まで運営協議会で議論した内容を館長さんにある程度リーダーシップとってもらうために、今まで週に6時間だったものが1日6時間のずつとの勤務になるといったことでありますけれども、それはちょっとしっかりとした経緯として教育長に御答弁いただきたいんですけども、このちいさな理科館をつくりたいと言った大きな思いであった元教育長が、今度館長に就任するということは、それなりの何か教育長としての考えがあってそういった形でなられたのか、この辺のところはちゃんと説明を受けないと、変な誤解をしても困りますので、あえて質問させてもらいますけれども、こういった趣旨でやりたいよと。

ただ、経験は非常に豊かなんですけども、理科教育においてどうなのかなというのがあるんですよ。やはり理科専門の方に来てもらったほうがいいのではないかなと私は考えるわけでございまして、全般的な今までの教員の指導をされてきた、その教育業界の中ではすごく素晴らしい方でございますので、そういったところはありませぬけれども、それならあえてお願いする経緯というものが私はよくわかりませぬので、町民に説明する意味からも教育長に御答弁お願いしたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） ちいさな理科館の設立の趣旨について、先ほどの答弁で少しお話をさせていただきましたけれども、自然に触れて自然を観察することで子供たちの心に豊かな感性を育むというそういったスタンスは何らぶれたり方向転換をする気持ちはありません。

そういった中で、これまでの理科館の開館の経緯だとか、あるいは事務局長から説明があった理科教育という小さなポイントポイントの部分ではなくて、全体としてそういったもの

についてよく理解をしていらっしゃる方だということで我々のほうは館長を考えました。

もう一つ、その5年間の現状の中で、こんなふうに工夫をしていったほうがいいとか、さらにこういうようなことに挑戦していったらいいということもわかっていらっしゃるし、学校との連携等についても非常に学校教育について理解があるのでスムーズに運べるというふうに考えておりました。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 1年間、新しい館長の御活躍を期待するわけでございます。大変楽しみにしておりますので、また後日そういう場がありましたら聞きたいと思っております。

ただ、1点ですね、図書館の周りの開発という形で今後島田吉田線も開通して27年度中には東名川尻までつないで榛南幹線までつなぐという形で、図書館全体の開発も見直しを図るということで図書館長からも聞いているわけで、そういった工事がなされる中で、あそこに蛍の関係をつくるというと、先ほどから同僚議員への答弁を聞いていると、そういった環境影響が非常に激しいという中で、今後、工事が想定されているわけで、その辺のところは大丈夫なんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） おっしゃるとおり、蛍というのは、先ほども申し上げましたが、環境に左右されるという昆虫でございます。やはり、理科館の教育委員会事務局あるいは理科館のスタッフとしましては、蛍を根づかせていくというのに大変困難であるというのを承知しておるわけでございます。その中でも蛍を根づかせていく中で、地域の理科教育を進めていきたいというもので決意しているところでございますので、これは必ず蛍が根づいていくというふうに確信をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番。

教育委員会の中にちいさな理科館もありますし、図書館もあるわけでございまして、うまく調整しながら、せっかくの予算を有意義な形で使っていただきたいと思っております。

続きまして、164ページ、国際理解教育推進事業委託料です。518万4,000円ということで、外国人の講師というんですか、臨時職の方に小・中学校を回っていただいているということで聞いているわけなんですけれども、この点については、過去何回も1人では少ないということで、決算審査及び予算の議案の中で私は聞いて3回目ぐらいだと思います。

地域の方々からそういった形での拡充という形で要望を聞いているわけでございますけれども、これが人材の確保が難しいとかいろいろな形もあるかもしれませんが、ずっと1人ということで、せっかく吉田町ラーニングプランという形、いろいろな形でやられている中でもありますので、こちらの英語力という外国語教育という分野でももう少し吟味をお願いしたいと思うんですが、いろいろ相手がいることでありますので、検討した結果、1人しか確保できないからこういった予算になったのか、町としてはもっと増やしていきたい意向があるんだけれども、講師の都合でこうなったのか、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 現状、1人のCIUで中学校とそれぞれ3小学校を順番に回って行

きながらやっているところです。主にT T・ティームティーチングの授業を進めたりだとか、あるいは英語の弁論大会の生徒の指導とかそういったようなものをやっております。

御承知のように、現在は、中学校で英語、小学校5、6年生で英語活動というのがあります。今度また学習指導要領が改訂される中で、小学校で英語課というような教科としても扱われるようなことも考えていますので、そんなことも視野に入れながら検討して、来年度は1人でいこうということになりましたので、また今後、小学校英語課導入をにらみながら検討していきたいと思っています。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

先生の確保が難しいようであれば、コンピュータを使って、3月15日の静岡新聞ですけれども、タブレット授業活用じわりという形で浜松市教育委員会が実証実験を行っているということで、県内17市町で1,454台のタブレットを使って、動画とか、こちらから日本語で言って英語に訳したり、翻訳ソフトとかいろいろな形で新たな教育はICTですよ。ICTに関して図られているわけでございます。

国際理解教育とか吉田町ラーニングプランとかという形で行っているわけではありますけれども、小学校に関しましては教具用と教育用コンピュータとか公務用ですね、事務的なコンピュータは入っているんですけども、こういうタブレット的なものは全然今回予算に入っていないわけですけども、そういったものも先進事例的なことで文科省は推進しているわけでありまして、吉田町として今後どのような形で対応していくか、それについて御答弁をお願いします。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 最近、タブレットについての教育というのが大変全国的にも話題になっているところでございます。

こういったものを使うと何がいいのかということで、まずは、子供たちの興味を引くという導入の部分でタブレットが大変有効であるというふうに承っております。ただ、それがそのまま子供たちの学習が身につくかという点、それはやはりやり方でございまして、当然ながら、昔ながらの教育の手法というものも必要でございます。

私ども教育委員会としましては、平成27年度につきましては、まずは通級指導教室、自彊小学校にございますが、こちらのほうに、これは支援を要する子供たちでございますけれども、ここにタブレットを2台、今回の予算要求をさせていただいているところでございます。こういった中の状況を見まして、これからのものを検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 最後にします。

今のタブレットに関しましては理解しました。ですから、町としてもタブレットの効用は理解していて、今後チャンスがあればやっていきたいということで理解しました。

中央公民館の関係でございます。新しく中央公民館になりまして、利用者も大分増えているといったような状況であると思っております。過日の全協の中で公民館総合保険という形で公民

館に利用される参加者に対する保険料であるよという形で説明を受けたわけでございます。

そうした中で、大分活況を敬して本当に耐震補強した後、エアコン等無料にしたことによって利便性もよくなりましたし、そういった形で行われているわけですが、さまざまな教育活動も盛んに公民館活動としてなされてくると思うんですけれども、担当としてはどのぐらいの増加を見込んで今いるのか。相当増えてくるのではないかなと私は考えているわけでありまして、そうした場合、調整とかいろいろな部分が問題になってくると思うんですけれども、今この予算を組んだ段階では、26年度は改築工事があったからわかりませんが、25年度ベースで考えたときにどのぐらいの増加を見込んでいますか。費用対効果で投資効果が非常に出るといふことの回答を期待しているんですけれども、どんな形で見込んでいますかお教えください。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 中央公民館の使用につきまして、どのくらい増加が見込まれるかというところでございますが、まずは今年の中央公民館が改築している最中にほかの会場のほうをお使いになっていただいている方々がたくさんいたわけでございます。そういった方が現在のところ戻って来るといふふうに考えておまして、今、2月からでございますが、数字をちょっと今私持ち合わせておりませんが、その前の25年度当時の数字というふうに見込んでいます。

これは、もう少し時間をかけて数字は考えていきたいというふうに思います。新しいうちでございますので、当然たくさん使っているというように感じるわけでございますが、こちら辺のところはまだ現在ホールにつきましては確定申告で使っているという中でございますので、いま一度この辺のところは数字を確認していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番。

新たな利用促進という形で吉田町の公民館活動ですね、社会教育の拠点として新たな位置づけで担っていただきたいなと思います。

ただ、1点でありますけれども、和室が大分、周りが新しくなったものですから非常に目立つという形で、担当のほうでも苦慮されていると思うんですが、その辺のリフォーム的なものにつきまして、今後どのような考え方でいるか、御答弁のほどお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 今回の中央公民館の改築につきましては、基本的には耐震、それと使い勝手のよさ、こちら辺を追求しているところでございます。

おっしゃるとおり、和室が大変建物も古くなっていると、壁も大分はげてきているというところがございますが、これ以外にも従前のままの状態のところはかなりありまして、幾つかのところがございますので、こういったところも修繕等これから考えていきたいというふうに考えております。

ただ、現在のところ、これで和室が今使えないような状態、例えば畳が切れていて危険であるとか、そういった状況であるならば、すぐやらなければならないというふうに考えておりますが、現状で使える範囲で御協力をお願いしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

今、話の中に、理科館の賃金ないし整備の中、それと話をしている中に総合的な、全体的な計画の話がちょっと出たんですけれども、理科館でこの整備ですか、蛍のね、その整備に関して一環の中で、一環の中での整備と考えていいんですか。1つの大きな総合計画、図書館と理科館含めたような、そういう中での位置づけとして考えてよろしいのかどうか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 蛍の里につきましては、あそこの図書館、理科館一体とした全体の計画というものではございません。あの場所に蛍の研究を通して学習をしていこうという理科館の目的でございまして、理科館の一つの活動というふうに捉えていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

現実的に現在の理科館というのは、図書館の中から通路を通って行ってとなりますよね。それで、蛍というか、ビオトープをもっと利用しやすく、理科館を利用するためには、いつもあそこへ行って考えるのは、あそこに直接入れる通路があればいいなと思っているんですよ。

なぜ一環かと聞いたのは、それはそういう理科館をもっと使いやすくみんなが入って来るに入りやすくするために、例えばフューム管の大きいやつを入れて流れの中に橋を通すとか、そうやってやはりアプローチをもうちょっと考えていくことによって、理科館がより生きるではないかということのを職業柄考えるわけなんですけれども、その辺の考えというのはないんですか。

○議長（八木 栄君） 今、山内議員の質問は、全体的な計画というのはそういうふうになっているんですけれども、予算についての関係ではないので、答えられるなら答えていただきたいと思います。いかがですか。

教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） あそこの理科館あるいは図書館の周辺は、大変自然が豊かで、特に心の池につきましては、大変あそこの中の生物もたくさんいまして、大変いろいろなことが考えられるんじゃないかということがあります。いろいろな企画が考えられると思います。

こういったところも図書館の周辺整備の中で、よく図書館長とも相談しながら考えていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○3番（山内 均君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

8番、吉永満榮君。

○8番（吉永満榮君） 8番、吉永です。

177ページをお願いしたいと思います。吉田中学校の維持管理費の中に教育材料費として

320万5,000円がありますが、教育関係ですので、部活動かなという感じもするんですけども、一昨日の野球部の優勝おめでとうございます。特に、頑張ってきたなということで久しぶりの優勝でございまして、以前、高木君があったわけですけども、それからずいぶん活動しなかったんですが、こういう形の中でこの教育教材費の中に、今回、大会へ出たといういろいろな費用がかかったのではないかなと思うんですけども、その辺のことはどうなのか。

これは実績でありまして、今回そういう方面で27年かけるんですけども、そういうことは加味しているのかどうか。

○議長（八木 栄君） 答えられる。

教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） このたび吉田中学校の優勝の件が話に出たんですが、御存じのとおり、予算要求の段階ではそういったのは想定していなかったというものでございます。

ただし、今、原材料費の中にグラウンドの土代が入っているというものがございます。また、吉田中学校のスコアボード、これも今回修繕を行っていくという予定でございます。たまたまこれは一緒になったということでございますので、この予算の中ではそういったところでございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 内容確認にならないようにお願いします。

○8番（吉永満榮君） 俺が内容確認かって聞いてから言ってくださいよ。初めからそんなこと言わなくていいじゃないですか。聞いてから言ってくださいよ、内容を。

○議長（八木 栄君） 聞く前に、内容確認なら質疑ではないからやらないほうがいいですと先に言ったじゃないですか。

○8番（吉永満榮君） 質問をしているんです、私は。

○議長（八木 栄君） 質疑をお願いしますと言っているんですよ、一番初めから。

○8番（吉永満榮君） 私は手を挙げていないじゃないですか。

○議長（八木 栄君） では、質疑ならいいですよ。

8番、吉永満榮君。

○8番（吉永満榮君） さっきから俺のところばかりそんなこと言うことないじゃないですか。

○議長（八木 栄君） そういうことじゃありませんよ。全体そうですよ。

○8番（吉永満榮君） では、質疑をします。

今回、この教材費の中に、今言われたようなことが入っているということですが、吉田中学校の垂れ幕等のこれは生徒の意識にも考えるんですけども、そういうものは含まれて、この中に来年度もね、もしかすればほかの部が優勝するかもしれませんので、そういうのは含まれているかどうか伺いたいと思います。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 申しわけございません。新年度予算にはそういったものは入っておりません。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 今のもね、質疑でなくて内容確認だと私は思いますけれどもね。ちゃ



んとしないと、一応注意は与えるようになりますけれども。

○8番（吉永満榮君） 質疑です。

○議長（八木 栄君） 8番、吉永満榮君。

○8番（吉永満榮君） 320万5,000円の中に部活動費としてどのぐらい今回入っているのか。

○議長（八木 栄君） それが内容確認になると思いますよ。

○8番（吉永満榮君） 教材費のところ。教育教材でどのように使われているかということを知りたいです。野球部にどのぐらい使うとか。

○議長（八木 栄君） それが内容確認になると思いますけど。

質疑をお願いします。

○8番（吉永満榮君） だから、教材費の中に部活の内容は入っていますかと聞いてるよ。

○議長（八木 栄君） 勝手にしゃべらないでください。

内容確認は、直接行って聞いていただいたほうがいいと思いますけれども。

教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 教材費の中には、部活動費につきましては入っておりません。

以上でございます。

○8番（吉永満榮君） はい、了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

次に、11款災害復旧費及び12款公債費についての質疑を行います。

質疑はありますか。いかがですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

次に、13款諸支出金及び14款予備費についての質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

これをもって、本案についての質疑を終結します。

---

### ◎発議案第3号の上程、質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第3、発議案第3号 増田宏胤議員に対し不当利得退職金返還を求める決議を議題とします。

これから、発議案第3号の質疑を行います。

提出者、大塚邦子君は登壇願います。

〔9番 大塚邦子君登壇〕

○議長（八木 栄君） それでは、質疑はありますか。

3番、山内 均君。

○3番(山内 均君) 山内です。

1つだけお伺いします。前回の全協でいろいろお聞きをいたしました。その中で、功を奏している、次につながっているということも含めて、請求権というものはないよと。請求権ではなくて我々は彼の責任を持って、そしてもちろん臨むところですけども、やっていただきたいと、そういう形の確認ですね。この中で確認をしましょうという話で、法的な部分を確認をしましょうという話になったんですけども、その確認というのはしていただけましたでしょうか。

○議長(八木 栄君) 9番、大塚邦子君。

○9番(大塚邦子君) 全員協議会のときの議論の中で、今回、議会として決議をするに当たり、全協で確認をしたのは、町は請求権を有しないということでございますよね。議会については、あくまでも議会が請求権を有していないということは皆さん御承知だと思います。そういう関連で確認をいたしましたところ、法的には問題はないということで私のほうは確認を取っております。

以上です。

○3番(山内 均君) 了解。

○議長(八木 栄君) ほかに質疑はありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番(藤田和寿君) 12番です。

全員協議会のほうでも同僚議員が質問して確認したわけでございますけれども、本会議の中でも答弁を求めたいと思ひましてあえてもう一度聞きますけれども、議会には請求権がないということですので、この決議というのは、あくまでも増田宏胤議員に対し、不当利得した相当額7902,008円を自発的に町に返還をするように勧奨するといったような意味合いでの決議内容であるということ全員協議会で聞いたわけでございますけれども、それでよろしいですか。

○議長(八木 栄君) 9番、大塚邦子君。

○9番(大塚邦子君) 今回の平成26年12月25日に言い渡された静岡地裁の判決というものは、違法性を認めた内容でございます。決議文の中にも書いてありますけれども、平成11年4月19日付の増田宏胤氏の退職は、勧奨退職の事例には該当しないと断定され、これが不当利得であるということが認定されたというのは、書いてあるとおりでございます。

それでございます、あくまでも増田宏胤氏に違法に支出された退職金を返す先というのは町にあるわけです。町が請求をして返してもらうという内容でございます。

そういうことございまして、あくまでも増田宏胤氏に議会に不当に利得をした790万円の退職金を我々議会に返せということは言っていない。まさしくそれが請求ということになると思います。

ですので、私たちはあくまでも増田宏胤氏が議会基本条例に照らし合わせて、町議会議員という身分を有しているならば、自発的に社会的、道徳的責任において、みずから町に返還をするよとということによって要求をするものであって、決して議会に返せということ請求しているものではないということでございます。

○議長(八木 栄君) 12番、藤田和寿君。

○12番(藤田和寿君) 発議者に聞きますけれども、議会に返せと私は言っていないので、

多分、議会に返せとは大塚議員も言ってないと思われるものですから、そのことはちょっと訂正しておいたほうが良いと思うんですけども、町に返すんですよ。議会はそういった執行権は何もないもんですから、そういったのは議事録に残るとちょっと誤解を招くと思いますので、訂正されたほうがよろしいかと思うんですが、議会に返せということでなくて、あくまでも議会として町に返せといったことであると思うものですから、そこはちょっと直しておいたほうが良いかなと思うんですけども。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 藤田議員に聞きますけれども、請求というのは、誰が誰に返すということですか。つまり、全員協議会の議論の延長にもなりますけれども、藤田議員が言われたと思うんですけども、議会に請求する権限があるのかと。議会が請求できるのか。この決議の内容を読んで、議会が請求することはできるのかという発言があったと思うんですけども、請求ということの意味を藤田議員はどのように考えていますか。

○議長（八木 栄君） 大塚議員、藤田議員の質疑に教えてください。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） あくまでも請求というのは、例えばです、私がA社に代金を請求して、A社は私に代金を支払うというのが請求の関係だと思います。今回、この決議というのは、議会が増田宏胤さんに対して、町に返せよと言っているわけなので、そこはもう最初のボタンのかけ違えと言います。最初そこからのスタートがもしかしたら藤田議員は何か勘違いされているのではないかと。

だから、私は今、訂正するつもりはないですけども、議会には請求権はないというのはそういう意味です。議会に対して欲しいと言っているわけではないので、請求権はないということは全協でも何度も申し上げてきたことなので、あくまでも要求するということになっております。議会には請求権はないです。だから、議会に返せということは、当然これは言えないと。筋が通るものでもないのに、町に返してもらいたいというのを議会の決議で上げましょうというのが今回の決議の趣旨になっております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） わかっています。ですから、違法に不当利得した金額に対して判決が出されたよと。それで確定した。ただし、時効があるということで、町は請求権がないからどうしようもないと、そういったところでやはり議会基本条例にのっとって、その趣旨からいって、身分が公人である議員である以上、道義的な見地から自発的に返したらどうかといったことで議会全体で意見をまとめて出すといったことでよろしいですね。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） はい、そのとおりです。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

大塚議員、御苦労さまでした。

これから討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり、可決することに決定しました。

---

◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で、本日の日程は終了しました。御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会とします。

散会 午後 2時07分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日は、定例会17日目、最終日であります。

10番、増田宏胤君から欠席の届け出があります。

ただいまの出席議員は、10名であります。これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（八木 栄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎委員会活動報告

○議長（八木 栄君） 日程第1、委員会活動報告を産業建設常任委員会委員長から報告願います。

産業建設常任委員会委員長、山内 均君。

3番、山内 均君。

〔産業建設常任委員会委員長 山内 均君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（山内 均君） それでは、産業建設常任委員会の事務調査活動報告をいたします。

1、調査事項は、産業・観光等の交流拠点について。

2、目的は、町が考える交流拠点を調査・研究する。

3、調査事項決定の経緯は、町は、平成22年度から3カ年にわたり、富士山静岡空港を活用した交流促進計画を実施し、交流計画を策定した。平成23年度に、吉田の魅力創造委員会を立ち上げ、平成25年度に吉田町交流活性化ビジョンを作成し、町に対して交流活性化施策を提言することになった。これら企画課が行った事業を平成25年度に産業課が引き継ぎ、新たに吉田町魅力創造委員会を設置した。

平成25年、吉田の魅力創造委員会により吉田町交流活性化ビジョンが策定され、交流の拠点となる道の駅等の施設及び運営体制の整備を優先テーマとして町に提言された。企画課が行った事業を後に産業課が引き継ぎ、吉田町魅力創造委員会に産業・観光等の交流拠点となる施設建設・運営の検討を委ねた。道の駅構想を小山城前の広場に設定し、予算化されており、計画の実効性及び有効性を調査・研究することとした。

4、調査の経過につきましては、第1回委員会を平成26年4月21日に開催し、平成27年3月10日まで延べ13回の委員会を開催しました。委員会開催の日程と主な協議内容は委員会報告のとおりです。確認をしてください。

なお、委員会では、10月3日に御前崎市農林水産課と道の駅風のマルシェ御前崎を視察し

ました。目的は、先進地の視察を通して交流拠点の実施計画から整備までを調査し、町の計画に反映させたいということです。視察については各委員に質問を考えていただき、まとめたものを調査先に提出して回答をいただきました。詳細は視察研修報告書にまとめてあります。報告書の後に添付してありますのでごらんください。

まとめとしては、企画課が吉田の魅力創造委員会を立ち上げ、委員会が吉田町交流活性化ビジョンを作成した。その後、産業課が引き継ぎ、委員会の提言を受け基本設計の予算措置がなされた。当初は広範囲な吉田町の魅力を探るものであったが、産業課に担当が移行した段階では産業・観光の拠点整備が取り上げられ、委員会の方向性に相違が生じた。提言を委ねた経緯を考えると、町が主体となり主導していくことが困難になったと考えられる。税の観点からも、町が主導し、産業課が主体となって責任ある立場で考えていく必要がある。

今後においては、町は責任ある立場を明確にし、主導力を発揮する必要がある。そのためには、ビジョン及びコンセプトを再度明確にするべく協議、検討し、必要な調査・研究を十分にすべきである。完成後の運営についても同様に十分な協議、検討をしていかなければならない。

委員会の意見としては、外部団体との協議を重ね、関係者がしっかりとスクラムを組んで、目的に向かって実りある事業が行われることを期待する。

産業課との協議の中で、今年度の予算執行は困難であると判明した。当委員会としても妥当な判断であると結論を出した。

この種の事業は多くの担当者の協力を要する。プロジェクトチームをつくり、多くの関係者が一体となり対処することも必要なことであると考ええる。

大型店舗との提携の可能性、町民の消費ニーズと地元産業や地元商店とのバランスも考慮する必要がある。

最後に、目的は、町の産業の発展に寄与することであり、町の魅力を発見し、開発することができるような計画を要望する。

以上、まとめとして、委員会調査報告書を議長に提出して所管事務調査を完了とします。

以上で報告を終わります。

○議長（八木 栄君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告済みといたします。

委員長、御苦労さまでした。

これから議案審議に入ります。

初めに、一般会計並びに特別会計等の予算に関する議案の審議を議案番号順に行います。審議については、質疑は既に終了しておりますので、討論から行います。

引き続き、予算に関する議案を除くその他の議案審議を議案番号順に行います。

それでは審議に入ります。

◎議案第18号の討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第2、第18号議案 平成26年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第19号の討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第3、第19号議案 平成26年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第20号の討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第4、第20号議案 平成26年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第21号の討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第5、第21号議案 平成26年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第22号の討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第6、第22号議案 平成26年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---



◎議案第23号の討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第7、第23号議案 平成26年度吉田町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第24号の討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第8、第24号議案 平成27年度吉田町一般会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第25号の討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第9、第25号議案 平成27年度吉田町土地取得事業特別会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第26号の討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第10、第26号議案 平成27年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第27号の討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第11、第27号議案 平成27年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第28号の討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第12、第28号議案 平成27年度吉田町介護保険事業特別会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第29号の討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第13、第29号議案 平成27年度吉田町公共下水道事業特別会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第30号の討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第14、第30号議案 平成27年度吉田町水道事業会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これで、一般会計並びに特別会計等の予算に関する議案の審議が終わりました。

これから、その他の審議に入ります。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお願いいたします。

また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いいたします。

---

#### ◎議案第2号の上程、質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第15、第2号議案 吉田町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第3号の上程、質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第16、第3号議案 吉田町立コミュニティ広場設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
- 

#### ◎議案第4号の上程、質疑、討論、採決

- 議長（八木 栄君） 日程第17、第4号議案 吉田町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。  
これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
- 

#### ◎議案第5号の上程、質疑、討論、採決

- 議長（八木 栄君） 日程第18、第5号議案 吉田町健康福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。  
これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
- 

◎議案第6号の上程、質疑、討論、採決

- 議長（八木 栄君） 日程第19、第6号議案 吉田町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。  
これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
- 

◎議案第7号の上程、質疑、討論、採決

- 議長（八木 栄君） 日程第20、第7号議案 吉田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。  
これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番であります。

今回の条例改正は、第7次吉田町高齢者保険福祉計画に基づく第6期吉田町介護保険事業計画に基づく税の改正であるということ認識しておりますが、この計画期間というものが、団塊の世代の方々が75歳以上になり、介護が必要な方々が急速に増加することが見込まれる2025年、オリンピックが終わってから5年後でありますけれども、その長期的な視野も含めた計画とするという形で、さまざまな事前の予防の施策が今回たくさん含まれていると思われるわけでございますけれども、まず、この計画の高齢者人口の推移ですけれども、これについて、前の資料と余り変わっていないような形があるわけございまして、国調のものを基準に計画がなされていると思うんですけれども、一般会計の質疑の中でございまして、補正も含めましてですけれども、生産人口、20歳から64歳までの方々が597名減少しているといったような現実があるわけで、大分変わってきていると思われるんですけれども、その辺につきましてはどのような形で反映されているのか、修正を行っておるのか、この辺の推移の状況がもとになっての税の改正だと思いますので、それについて御答弁のほどお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 今回の計画につきましては、高齢者の今後どのような施策を行っていくとか、この3年間に対してどのような事業が推移していくかというところを計画にのせているわけですし、生産人口につきましても、高齢者の人口につきましても、総人口につきましても、過去の平成22年から26年までの住基台帳をもとに数字を出してきていの中で、私どもは高齢者人口をどのように捉えるかというところを考えたわけですし、その中でも吉田町としましては、近隣に比べれば高齢化率はそんなに高くないといったらおかしいですけれども、県下では低いほうではあるんですけれども、それでも高齢化はだんだんに上昇していくところがやっぱり結果として出てきておりますので、そのこのところは今この人口を見ながら、数字的にはこの数字で3年間やっていければと思って数字を出しております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 他市町に比べて、今回の改正で非常に御配慮いただいたというんですか、頑張るという形で、改定の基本の金額が低く、5,000円を切るという形で設定されたということは、非常に施策を行う立場の皆様方の意思を感じるわけで、悪くなる前に直そうと、そういうふうにならないようなものでケアして、なるべく保険料を上げないような形ということで、評価するわけでございますけれども、その辺のところ今回新しい事業も出ている中で、地域包括ケアシステムの構築というところが一番大きなところだと思うんですが、その辺のところ地域支援事業も含めまして、大きなものをやはり展開していくことになると思われるわけでありまして、これにはやはり対象となられます皆さんの参加をどのように取り入れていくかということでもありますので、補正の結果を見ますと、計画に対してそちらの部分ですけれども、予防介護の部分でありますけれども、計画値よりも下回っているといった状況にもありますので、その辺のところにつきましては、今後新しい介護保険料を、4,800円という基準額に設定した以上、そういうものはしっかりとした形で推進していかな

ければならないと思うわけでございますけれども、それについては、新たな取り組み等も含めてどのような計画を練られているかをお願いします。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 第6期の計画につきましては、地域包括ケアシステムという言葉がさまざま出ているわけでございますけれども、介護保険事業を安定して運営していくというところが一番重要だとは思っております。高齢者やその家族がいかに安心して、しかも健康で生きがいを持って地域で暮らしていけるかというところが非常に重要になってくるかなと思っております。

それにつきまして新しい総合事業も取り入れながら、これにつきましては、地域もさることながら住民を巻き込んでやっていく事業になっておりますので、住民、地域、行政が連携を深めて皆さんの意識の向上を高めていくような事業にしていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 高齢者のケアという形で、そういった形で巻き込んでいくということで伺いましたので、その辺について推進を図っていただきたいなと思います。

今回の計画の中では、従来の高齢者移動支援事業、高齢者のメモリネットワーク事業に加えて、認知症高齢者対策の推進ということが新たに盛り込まれているわけでございまして、その中にありますけれども、（仮称）吉田町認知症対策委員会を設置するという形でなされているわけでありまして、こういった認知症の方々としっかりとケアできる社会とか地域といったところのことだと思います。この辺の展開について、民生委員とかボランティア等を巻き込んで検証していくということでもありますけれども、この辺のところの推進状況の準備段階というのは、もうある程度図られていて、もう来年度からすぐスタートできる、新しい第6期の計画の中で推進がすぐ始められる状態になっているかどうか。また、それについての計画等あるようでしたら、詳しくお示してください。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 仮称ではございますけれども、吉田町認知症対策委員会ということでのせらせていただいているんですけれども、これにつきましては、認知症の方とか家族を支える施策を考えていく上で、この対策委員会でいろいろ考えて協議をしていきたいなというふうに思っているわけでございまして、ここでは27年度の事業につきましては、今、各団体の皆様のヒアリングをまず行わせていただいて、民生委員さんとかさわやかクラブとか助成団体とか介護事業所など、介護にかかわっている方々の御意見を伺いながら、どんなものがあるか、どんなものが困っているかとか、そういうもののヒアリングを行っていきなさいと思っております。それが基本的な、高齢者施策の中でも考えております認知症ケアパスの作成につながっていくように考えているわけです。

そして、国のほうも新オレンジプラン等も出ておりますので、それに沿った施策が展開できるように、ここの対策委員会で協議をしていきたいなと思っております。まずはヒアリングを始めて、27年度中に対策委員会が2回か3回ぐらい開かれればいかなと思っております。今、計画をしている段階です。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。



○12番（藤田和寿君） 今、三、四点聞いたわけでございますけれども、そういったところを、認定度が上がらない、介護を必要としないような方々をどのように地域としてやるかということで、今回の介護料の改定を、予算を組んで必要量を見込んだ中での介護料設定だと思われまので、それに向かって推進を図っていただきたいと思っておりますので、3年間、途中で改正のないような形で、基金も崩さないような形でお願いしたいと思ひまして、質問を終わります。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第8号の上程、質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第21、第8号議案 吉田町老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番、藤田でございます。

今回新たにもうすぐ完成します高齢者人材活用センターでありますけれども、町内の各施設というものは、「はあとふる」、「あつまりーナ」等、愛称がついているわけございまして、設置にかかわるものについては正式名称であると思われるんですけども、高齢者人材活用センターというところ、活用するということ何か、確かにそうかもしれないけれども、その辺について、やはりそういった愛称を募集して、多くの方々が集まるような形で御利用を推進するといったようなことも必要ではないかと思われるわけございまして、新たによし吉というキャラクターも決まったわけありますし、よし吉何とかというのはちょっとどうかしませんが、そういったものに関して、やはり多くの方々に愛称を込めて利用を図る意味から、そういったものについて今後検討されていく予定はあるのかどうか、またそういったのも一つの提案としてお願いしたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齡者支援課長（久保田明美君） 高齡者人材活用センターということで、これがもとは老人福祉センターである中で、高齡者人材活用センターと名前をつけているわけですし、それについての愛称については、今のところ検討をしておりませんが、もっとわかりやすいネーミングがというところもあるかもしれませんが、今のところは検討していない状況でございます。

そこでどんな事業を行っていくかというところがやっぱり肝心なものでして、その事業で行うものについては、ちょっと新たなネーミングを考えてはいるんですが、そのセンターの名前については、愛称は考えておりません。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） この施設に関しましては、後に指定管理のほうも出てくるわけですが、シルバー人材センターが指定管理するとなると、そのシルバー人材センターというイメージが、その施設に非常に強くイメージがつくと思うんですよ。常時皆さん方がいらっしゃるということで。そうしますと、シルバーの皆様の拠点というようなイメージになってしまうと、広く町内の高齡者の方々が生き生きと、この高齡者のいろんな研修事業も、生涯現役人材バンク事業とか、さまざまなものがあるわけでありまして、そういったことを考えると、やはりある程度気楽な気持ちで訪れて、その施設を利用していただくようなネーミングは、私は必要と思うものですから、ぜひとも今考えてないんじゃないかと、もう少し前向きな答弁をお願いしたいんですが、どうですか。

○議長（八木 栄君） 高齡者支援課長、久保田明美君。

○高齡者支援課長（久保田明美君） これからどのように活用されていくかというところが、その施設の生きる道ではあるかなと思っていますので、愛称も含めて、どういうふうにあそこが親しまれる場所になるか、高齡者が行きやすい場所になるかというところを考えていきたいなと思っています。

以上です。

○12番（藤田和寿君） 了解

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第9号の上程、質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第22、第9号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第10号の上程、質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第23、第10号議案 特別職の職員で常勤のものの給料の減額に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番、藤田でございます。

住民訴訟の結果を受ける形で、町が行政手続に問題があったということで、責任者である町長が減額をなさるといったことで、趣旨はわかるわけでございます。まだこの住民訴訟に関しましては、聞くところによりますと、上告を一部されているということで、まだ結論が全て出ていないということだと思っておりますが、今後において、これは任期までということになっているわけでございまして、今後についても行政の継続性から考えたときに、また次の期にもこういったものが、新しい首長のもとでやられるべきだと現職の町長としてお考えであるのか、結果を見なければわかりませんが、今回こういった条例で、減額で意思を示されたわけでございまして、最終的な結論が出るまでの間、そういったものは継続されるべきではないかといったようなお考えであるか、それについて御答弁のほどお願いします。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 町長個人にかかわることですので、非常に本人からは今後について答弁しにくいという状況でありますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

議員、上告あるいは控訴中ということをおっしゃりますが、少なくとも控訴審において新たな事実が出、新たな判断が示されれば、その時点でまた違った、給料の減額だけじゃない責任問題も発生することは、控訴審ですから、控訴した側は、私どもは控訴していないんですが、原告が控訴しているわけですから、原告からの何らかの新しい証拠が出され、それについて裁判所が新たな事実について認定すれば、その時点で適切に、また、給与減額だけじゃなくて、責任問題があれば、責任については私どもは当然その時点で、判決内容を十分検討して判断をさせていただきます。

どちらにしても、少なくとも一番では確実に、我々勸奨退職でないものを勸奨退職として扱ったという事務の誤りについて、判断が下されたということについてのこの条例の制定について、議案として提出させていただいたということですので、議員のおっしゃるように、控訴審でまた新たな判断、繰り返しになりますが、新たな判断が下されたときには、私どもはそれに対して適切に対応いたしますし、責任問題があるのであれば責任について御説明をして、少なくとも、言い過ぎかもしれませんが、議会では既に決議を2本出されて、一番説明すべき人がしていないと思いますが、私どもとしては、当時の事務の誤りについて今回の条例を制定させていただいたということでございます。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第11号の上程、質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第24、第11号議案 吉田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第12号の上程、質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第25、第12号議案 吉田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第13号の上程、質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第26、第13号議案 吉田町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する人員等の基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第14号の上程、質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第27、第14号議案 吉田町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第15号の上程、質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第28、第15号議案 吉田町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番、藤田です。

今回の改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されまして、教育委員長の職務を教育長が常勤で賄うといった形で職務に専念する義務の特例という形で、町のほうもそれに準じた条例を制定するということになっていていると思います。

文科省の資料によりますと、従来は、教育委員の人事案件に関しまして、議会に同意を求めるといった形でなされるわけでありまして、今後は教育長という形で、Aさんを教育長にお願いするという形で議案に上程されるということとしてあります。

今回の条例にかかわることで、やはり教育長の責任と権限が強化されるという形での一環だと考えるわけでありまして、文科省の資料によりますと、そういったものである以上、教育長の同意人事を求める場合、教育長に所信表明をさせて、どのようなお考えで教育長になられるかということをしてもいいではないかといったようなものが記載されているわけございまして、こういった教育長の職務に専念するという形で条例を制定する以上、また権限と責任が強化される以上、教育長同意人事等に関するそのときの上程において、やはり御本人に、どのようなお考えで教育行政の執行機関の長として行うのかということの所信表明をやっていただくほうがいいと思うんですが、それについていかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 少なくとも今回の条例についていえば、そのような趣旨の規定はどこにもありませんし、どういった人事案件を提出した際に議決をどうするかということについて規定してはおりませんので、直接条例の審議にかかわりはないと思いますが、どうするかについては、議案を提出したときにどういうふうに対応するか、それは当然どうするかについて考える必要はあるのかもしれませんが、少なくとも今回の条例について、そういった規定がどこにあるのか私も先ほどから見ているんですが、全くありませんので、この条例についていえば、そのような規定はないという事実をお答えをさせていただきます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 確かにこの中に規定はないわけでありまして、4月1日からさまざまな形で教育委員会を含む教育行政の改革がなされるわけでありまして、私としては、やはりそういったものはやるべきだなという考えを述べさせていただきました。

それにあわせまして、町長のほうからは3月定例会の冒頭でありますけれども、1年間の施政方針を述べられるわけでありまして、教育行政のトップも、できるならばさまざまな機会に、今度はやはり専任の常勤の特別職という形で教育長がいらっしゃるわけございまして、やはり議会に対しても町民に対しても、教育方針という1年間の方針というものが述べられるべきではないかなと。

それがまさに、この条例には、研修を受ける場合は除外されるよということでありまして、条例の第2条にのっている以外は、教育行政に全て携わるということを暗に言っているわけございまして、これ以外は365日、町長と同じように教育行政のトップとして、しっかりと責任と権限をもって吉田町の教育を担っていただくということであると思いますので、私はこの条例の質疑の中でそういったことを言っても別に問題ないと思うんですが、教育長、どうでしょうか、抱負というものを今後述べて、しっかりと形でお示しするというお考えはありますか、いかがですか。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 後ほど教育長が新教育長になられるのかどうか私は知りませんが、今の教育長についていえば、当然、教育委員長ではないわけですよね。教育長、教育委員であって教育長であるわけですが。これから少なくとも新法で、経過措置もありますが、4月から即、新条例に移行するというようなことは誰も述べていないし、4月1日からなるということはありませんし、今当然、教育長は常勤でありますし、365日、吉田町の教育のために専念させていただいていますし、当然、ここでいう職務に専念する義務の免除の規定は、新教育長がこういった場合には職務に専念しなくていいという規定だけですから、別に最初に抱負を述べなければいけないとか、議員はどういう説明の場とか、そういったものを求めているのか私は理解ができませんが、どこで新教育長は抱負を述べるべきだとおっしゃっているんですか。そこをぜひ、どういうふうにすべきかということをお話しいただいて、その上で、今の教育長が今すべきなのか、あるいは新教育長がすべきなのか、はっきりと分けて議論をしていただきたいというふうに私は思います。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 反問を受けたわけでありますので、それについてお答えします。

私としては、やはり経過措置は確かにあるかもしれませんが、実質として教育長として吉田町の教育委員会を束ねて、教育委員会が行うべき教育行政を実際的に常勤でやられるということでありますので、教育委員会の中で議論されたことを町民に対してお示しをすることも必要ではないかなと思いますし、私は教育長の上程議案を出したときには、御本人に所信表明のような形で表明をしていただいてやるべきだと思いますし、また1年の初めには、この議会でも結構ですので、そういった場を設けるべきではないかなと。また行政報告会でも結構ですので、そういった場で1年間の教育行政について述べるべきではないかなと私は考えるわけでありまして、強制はできませんので、そういったことをお願いしたいなと思いますので、まだ経過措置中であるからそういったものは必要ないということであるならば、それでも結構ですし、経過措置であっても、そういった御意思があるようならば、前向きに捉えてやっていただけるか、その辺については強制はできませんが、そのようなお考えがあるかどうかということの御答弁をお願いしたいと思います。

〔「議事進行」「議案に関係ない」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 今のは要望でよろしいですか。そういうふうにしていただきたいということ。

選挙で決めるようなものじゃないものですから、指名して来るものですから、決まった後に所信表明ということはわかりますが、事前のというのはちょっとどうかなと、私はそう思うんですけども、そういうことでお願いすることは別段問題ないと思いますが、要望でよろしいですか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 国がつくっている文科省のパンフレットの中に、そのようなことが望まれるというような形で、望まれるかちょっと今、手元がないものですからあれですが、そういったことも考えられるということで書かれておりますので、何ら選挙とかそういう関係なく、そういった御意思があるかどうかということでありますので、やはり教育長の職務に専念する義務の特例ということでありますので、この2条にかかわるものは免除されるこ



とができるということでもありますから、それ以外は専念しろということでもありますので、私はそのようにこの条例を理解しましたので、質問したわけでございまして、やらないということであればやらないということ結構ですので、今の現実のお考えを教育長、ぜひとも御答弁のほどお願いしたいと思う。答弁必要なしというなら、それで結構です。

○議長（八木 栄君） 必要ないと思いますので、次に進みます。

〔「異議あり」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第16号の上程、質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第29、第16号議案 吉田町いじめ防止条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 1番、増田です。

第10条のところちょっとお聞きしたいと思います。

児童等の責務ということであるわけで、この第2項、児童等はみずからがいじめを受けたとき、または他の児童等がいじめを受けているおそれがあると認められるときは、速やかに保護者……その後はいいんですけれども、ここで、いじめられているというその子供同士の認識がどこまであるのか。一応この前項のほうに、いじめについての意義ということでは出ているんですが、単なる口げんかとかそういうのを子供同士でやっているのを、はたで見たら、あ、あの子いじめられているんじゃないのかとって、じゃ、その子が通報というかすると、相談にいつてしまうということが考えられると思うんですが、そこのところの子供同士のそういったことに関しては、どのようにお考えなんでしょうか。

また、どういった形で相談を受けるのか、そこのところをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） いじめにつきましては、過日その定義につきましては、いじめ防止対策推進法の中で、第2条でうたわれているということで申し上げましたが、いじめは、一番最初に、からかいだとか、そういったところから始まっていくというようなことがございます。どこからどこまでいじめだと、ここからは単なる友達関係の会話の中で生じたものだとか、その程度であるかというものが、その境というのは大変難しいものだと思います。

ただ、今回の川崎市の事件等ございましたが、顔にあざができたんですけれども、周りに言わなかった、こういったことがあるわけです。ですので、やっぱりそこは、子供さん方はこの責務の中で、そういったことがあれば保護者だとか学校に通報するようにしなければならないと、周りの方も通報しなければならないというふうなことを、ここで努力目標を掲げているわけがございます。そういった中で、そういったものを聞きながら、例えば担任の学校の先生であれば、1人の先生がそれを受けて判断するのではなくて、複数の教諭で判断する、あるいは何人かの、例えばほかの機関、警察だとか児童相談所だとか、いろんな機関で判断するだとか、そういった中でいじめを、これはいじめだというふうなことで判断するというようなことで進めていくというものでございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 1番、増田です。

その対応というのはわかります。でも、これが本当に見きわめは大変だというのはわかるんですけれども、これは子供の責務なので、子供同士がもうあちこちでそういうのがあって、一々やられてしまったら、なかなか大変だと思うんですよ。だから、そのところをどう対処するのかということであって、本当に重篤なあれは、もうすぐわかると思うんですよ。だから、子供、特に児童という規定なので、低学年の子供たちというのは、本当にもうしょっちゅうあちこちで同じようなことがあると思うんですよ。それを一々周りが見ていて、あ、いじめじゃないのみたいな、そんなのが果たしてどこまでチェックしてやっていけるのかなというのがあるんですが、その点をどのようにお考えですか。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 今、議員がおっしゃるように、いろいろなケースが予想されると思います。しかし、そういった中で局長の答弁の中にありましたように、今回からここに出されているいじめの定義は、心身の苦痛をもう感じた時点でいじめというふうに判断をしていますので、そういうやりとりの中で、やはりそういうことはいけないことなんだとか、そういうことはいじめということになっているんだということを、やっぱり教えていきながらやっていくしかないと思います。そういった意味で、学校、地域、子供たちが自覚を持ってやっていて、未然に防いで、なくしていくというところが一番行き着く先かなというふうに考えています。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 1番、増田です。

そういった中で、今度はそれを、俗に言う、ちくりというふうにとられて、通報したほう

が今度いじめに遭うというパターンも考えられますよね。そういうのが、いろんな事件というのは大体その辺から出てきている。本人同士は、お互い、もしかしたら後で仲良くなってしまふかもしれないんだけど、それを見た子供が言って行って、何だあいつという、今度そっちのほうを対象になるとか、そういうふうにすごいいろんな怖い面があると思うんですが、そここのところ、だからそういうのがあるから、逆に通報をなかなか子供同士でしないというのがあると思うんですが、条例を定めたから、それがどこまで浸透できるのかなというところがあるんですが、そこはどのようにお考えでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 条例を定めたことによって、地域とか家庭だとか学校だとか児童も含めて、そういった人たちのいじめに対する意識が高まっていくというふうに私は考えておりますので、いじめがやっばりないことが一番よいことですので、この条例を制定して、そういう意識を高めていく、そここのところも大きな狙いの一つだと思っています。

以上です。

○1番（増田剛士君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

本来、いじめというのは日本中、世界の中に昔から、だめだよということはわかっていて、残念ながらこういう法が出てくるような世の中になったかなと感じるんですけども、その中で、きのうの新聞で、ようやく滋賀県の津市が、一部和解の判断が出ましたよね。要するに、非常に長い範囲でこういうのはいろんな形でかかわってくる。

その中でちょっと、今のいじめという問題の定義に関してお聞きしますけれども、この吉田町いじめ問題調査委員会設置要綱というのがありますよね。3ページになります。その中の第5条2の欄ですけれども、「委員長は必要があるときは」という文言が入っております。会議の第5条2、一番下から5行目くらいです。「必要があるときは」。要するに今、同僚議員が質問したとおり、いじめというものに関しては、どこで発生するか、どういう形で発生するかというのは非常に不確定な、まるっきりわからない。非常に難しいところなんです。そうすると、必要があるときはというのが、本当にこれが、条例をつくるに当たって、一番もっと必要なのは、定期的にやっばりいかなないとなかなか見つけられないというか、それで相談をしろといっても、これはなかなか相談というのは、先ほどまさにそのとおり、報告をした子がやられる、いろんなね。それが現実なんです。そうすると、それをできるだけ定期的にやることによって、意識の高揚とそれができると思うんですけども、これは「必要があるときは」とした理由というのはどんな理由なんですか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） ただいまのお話は、第16号議案の参考資料のナンバー10の3ページということよろしいでしょうか。

今回のこのいじめ問題調査委員会でございますが、これは、まずは流れを申し上げますと、いじめが発生したときに学校がその報告を受ける、あるいは確認できた場合には、まずは学校の中でこれがどういうふうなものかどうかということで、いじめの基本方針というものを各学校ごとに定めます。その中で、いじめの状態があれば、それは随時解決に向けて学校の

中で解決するわけですが、重大事態が発生した場合には、いじめ問題調査委員会がここで立ち上がるわけです。ここでいう「必要に応じて」というのは、この重大事態が発生した場合でございます。

この参考資料の1ページに、いじめ問題対策連絡協議会というのがございますが、これはこの前の未然防止というところを目的としておりまして、これは定期的に行う協議会でございます。逐一学校からのいじめ対策、これは報告をここでしまして検証をするというようなことになっておりまして、まずは学校でいじめ問題に対して対応する、そして、それに対する報告を全て教育委員会に上げてもらいますが、その中で重大事態であるというものになりますと、3ページのいじめ問題調査委員会というようなことで、少しこのいじめ問題調査委員会と連絡協議会の役割がそこで違うというものでございますので、まずは学校での基本方針の中でいじめのことを潰していく、そして、定期的にいじめ問題対策連絡協議会を行う中で、未然防止に取り組んでいくということです。さらに、重大事態がその中であるという場合には、今度は調査委員会というふうな流れでございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

流れとしては、そういう流れでしょう。法律のつくり方は、今言われたいじめそのものが、実際には多摩川の問題、最終的にはああいう形になるというのは幾つもあるわけです。その中で本気になってやるとしたら、今言われた確かに要綱ですか、こういう部分であるとか、基本方針の中に、やっぱり定期的というか、例えば1カ月に一つであるとか、できるだけ短い時間でやっていかないと、子供たちが、例えば言った子に返ってきた場合、それだって最終的に大変な思いをするわけですから、現実的にそういうのはあるわけですから、本当にいじめのことを考えたとしたら、条例をつくるときに定期的にやってほしい。

ただ、ここだけに、確かに言われたとおり、ものすごい重大事態があったときには、「必要があるときには」と書かなくても当然なことであって、確かにこれはもう「必要があるとき」というのを、本当は「定期的に」というのをその前に持っていくことによって、よりそれができるという考え方なんです。そうしないと、今、同僚議員の言われた、いじめの、いただいた定義の中に、どこでどういうふうな形でいつその芽ができるというのは、全くわからないわけです。

そういう部分でもって、要領の中に入れなくてもいいんですけども、その中に意識として、そういうものはこれから、例えば1カ月に1回とか、できるだけやっていけるような形がとれないかということで質問をしたんですけども、いかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） いじめが早期発見できるように、懇ろにやっていくことが大事じゃないかという意見だと思います。

こちらの参考資料10に書かれているいじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題調査委員会、吉田町いじめ問題再調査委員会については、条例の中で説明させていただいているので、そういうステップを踏んでやっていくということは理解させていただいていると思います。ですので、もっとそれを補足する形で、学校のほうでもいじめ問題等の委員会がありまして、月に1回だとか、あるいは週に1回だとか、そういった生徒指導上のことも含めて話をしてお

りますし、私ども教育委員会の中でも、定例教育委員会等でそういった学校の情報を流しながら、逐一情報収集、あるいは対応を考えているところです。あるいは直接、教育委員会に求めてくる方もあると思いますので、そういったところで、十分この条例のもっともっと狭いところは捕獲できていけると思っていますので、そんな形で理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） よくわかります。ただ、今言われた連絡をしてくる子供、その子供たちに関しては、大体こういう重大事件にはいかないんですよ。大体いきませんよ。やっぱりそういうできない子がなかなか多いものですから、そういう意味で、できるだけぜひそういう形の運用の中でやっていただきたいと。

その中でもう一つお聞きしたいのが、今言われた調査委員会があって再調査をやるときに、この中に識見を有する者というものが一番最初のところにあると思いますけれども、そのメンバーの中に今、2番目には弁護士と、資格を持った人が入ってくると。そうすると、その1番目の中に、識見を有する者というものに、この弁護士というもの、2番を認識すると、1番のときにはその特別なそういう資格を持った人たちを、要するに、町としてはこの中にそういう形での認識をしているのか、それとも、何というんですか、識見だけでやっぴこうとするのか。僕としては、当然PTSDを含めた長い問題の中に必ず入ってきますので、そういう中にやはり専門の資格を持った人、そういうのをこう定めてしまっているんじゃないかという気がするんですけども、その辺はどうですか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） いじめ問題再調査委員会設置要綱の中の第3条でございますが、第3項第1号に、心理や福祉等の識見を有する者というような表現をさせていただきましたが、これは再調査委員会の中で行うものでございまして、緊急の場合でございます。想定しているものは精神科医、あるいは大学の教授、こういったところを想定しているところでございます。あえて心理や福祉等の識見を有する者ということで表現したわけでございますが、これにつきましては定期的に行われるものではありませんので、突然開くというものでございますので、想定としては今言ったように、精神科医だとか大学の教授というものを想定してつくったわけでございますが、そういった定期的に行うものでないということで、多少幅を持たせたというものでございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 大体そういう返事が返ってくると思ったんですけども、大体いじめそのものがあるという、常にどこかで起きているという前提で物を考えていくと、そしてああいう悲惨な結果が出るということが現実的にあると考えたときに、やっぱり今言われた資格というもの、そしてPTSDを考えた資格そのもの、何年もかかわってくる話ですから、それと同時に家族を巻き込む、親戚を巻き込む、いろんな人を巻き込んでいく話ですから、非常に重要な役割を担う人たちなんです。そうすると、やっぱり2番目の弁護士というのは、想定しているのは、恐らく、さあ起きたときに、こういうことがありましたよとか対処する部分でしょう。

そういうものを含めて、実際にはそういう今言った資格というものの明記をしないまでも、実際には精神科医であるとか、いろんなそういう細かい部分が、運用規定か何かそういうものがあればいいと思うんですけれども、ただ識見というと、今言われたように、確かに見方によって非常に変わるんですけれども、非常に曖昧な形になりますので、そういうものをできるだけ明確にさせていただきたいと思うんですけれども、教育委員会としてはそのような方針というのはなかなかとれないものですか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） いじめ問題再調査委員会につきましては、まず1点、これは教育委員会が設置するものではなくて、首長部局で設置するものでございます。ですので、断定はできないわけですが、今申し上げましたとおり、3条の3項第1号につきましては、多少幅を持たせた表現というのが現時点では一番いい選択ではないかというふうに考えます。

以上でございます。

○3番（山内 均君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。藤田です。

同僚議員から私が聞きたいことを大分聞いていただきましたので、確認はとれておるわけでありまして、今回の条例は、先ほどの議案でもちょっと出たんですけれども、地方行政の改革という形で、教育委員会の執行機関だけでなく、町全体でこのいじめ問題に取り組んでいかなければならないという形での法律の趣旨にのっとる形で、町としてもいじめが起きた後の対応について、明確なプロセスを事前に明らかにしていくという形で今回条例を制定されたと思うんですけれども、これによって、実際にいじめが起きていると思われる学校の現場というものはどのように変わっていくんですか。先ほど事務局長が少し従前の例を述べられたと思うんですけども、この条例によって、学校の中での変化というものはどういったものを想定しておりますか。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） いじめ防止条例を制定することで、学校、あるいは学校教育の中でどんな変化があるかということだと思います。

実際にいじめは起こっている状況というのは当然あるわけですし、日夜、学校の教職員、あるいは先生方がそれに対応したり、教育委員会とも相談をして解決をしていくケースが多いわけですね。そういった意味で、今度この条例ができると、先生方もよりいじめについての意識が高まっていくと思われまして、自分たちがベストを尽くしている状況でも起こっていく中にあるので、安心して、より指導が充実していくようになっていくというふうに教育委員会では捉えています。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） そうしますと、従来ももちろんやられているわけでありまして、こういったいじめというものは、学校教育の中の教育の現場だけではなくて、もう手に負えない状態まで来ているよと。諦めてはいないんですけども、それを防止する意味からも町全体、地域全体でのそういったものを求めていきたいといったことで、教育をされている方々の思いとし

て、この条例をつくる時に現場の方々にも聞いたと思うんだけど、自分たちではもう一生懸命やっているけれども、限界に近づいているといったことを、法律もできたことですし、ということでこういった条例をつくっているのか。

私はやはり、こういった問題というのは、教育が全てだと思うんですよ。地域を見て、いろんな形もあるかもしれませんが、住民の方々のかかわりもあるかもしれませんが、やはりいじめをやらないということが一番大切で、それをどのようにして教え込むかという教育の責務というものが非常に大切だと思うわけでございまして、この条例というのは、具体的にいうと起きた後の、どのように対応していくかと、迅速にして被害を大きくしていかないかをどういうふうにやっていくかということが読み取れるのは、私はそちらのほうが大きいんじゃないかなと思うわけでございまして、教育現場からはそういった、我々がしっかりやるから大丈夫だというような反発というか、そこまでやらなくてもいいよというような声はなかったんですか。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 教育現場が手に負えないだとか、教育が限界だとかと、そういう捉えはしていただきたくないなというふうに思います。もちろん理解はしていただいていると思いますが、当然、学校教育だけでは補えない面もあると思います、社会が変化しているので。またそれを議員とまたどこか議論を別のところでもしたいと思いますが、簡単に学校が手をこまねているだとか、教育が限界だとかと、そういうことは私は言っていただきたくないなというふうに思います。

たびたび答弁の中でお話をさせていただいているように、この条例を制定していく理由は、町とか教育委員会、学校あるいは学校の教職員、保護者、住民、事業所、児童とそれぞれが責務を明らかにして、いじめ防止、あるいはいじめを防いでいくと、そういったところに行きましょう、だからお互いにそういう意識を高めていくんだという、そこら辺にあるということが一番根幹に据えていただきたいなと思います。それを、学校が限界だとか、教育が限界だとか、家庭が限界だとかと、そういうふうに言ったら、何もできないと思いますよ。もっとやっぱり吉田町からいじめをなくしていきましょうということで、ぜひその辺で理解をしていただきたいなというふうに思います。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 明確な形で教育長からそういったことを言われて、より理解をしたわけでありまして、自分もそういうような気持ちで考えて、あえて言わせてもらって大変失礼だとは思いますが、総合教育会議というものも、このいじめに対する施策として、今度新たに法律が変わって、町長と教育委員会が話し合う場という形でなるわけございまして、それを補完するような形で条例のほうの中に、このいじめ問題対策連絡協議会とか調査委員会という形で、対応をすぐにできるような形でやっていくという形で見込まれているわけでありまして、まさしく教育長が今述べられたように、町、地域、学校、事業者、全てでやっていくという意思表示であるという形で理解するところであります。

ですから、先生方に、先ほど私、そのことを言いましたけれども、今まで以上にしっかりとした形でいじめの防止、起こらないような形での運営をお願いするとともに、この条例を制定して、地域の方々にどのようにして、これは新聞等に出ると思うんだけど、地域の方々を、やはり協力を促すという形でどのように巻き込んでいくのか、その辺についての

ようにお考えなのか、御答弁のほうをお願いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 条例化に伴って地域等をどういうふうに巻き込んでいくのかということだと思えます。

学校では、児童・生徒にどういうふうはこの条例を意識させていくかということが課題だと思います。地域の皆さんにもどういうふうこれを意識化していただく、そこは確かに課題だなというふうに思っています。

現段階で私どもが考えていることは、学校では、やっぱり条例を制定して、こういったものが運行されていくということを年度当初に子供に意識化させることを、校長会等でも少し案を考えております。あるいは保護者についても、PTA総会の折で時間をとっていただいて、教育委員会のほうから説明をすることを考えています。そういった広報を通じて、地域の方にも知らせていきたいというふうに考えています。

以上です。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第31号の上程、質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第30、第31号議案 指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。



採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第32号の上程、質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第31、第32号議案 指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第33号の上程、質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第32、第33号議案 指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第34号の上程、質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第33、第34号議案 吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

---

#### ◎発議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第34、発議案第4号 吉田町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提出者、枝村和秋君の趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長、枝村和秋君。

6番、枝村和秋君。

〔議会運営委員会委員長 枝村和秋君登壇〕

○議会運営委員会委員長（枝村和秋君） 地方自治法第109条第6項及び吉田町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり平成27年第1回吉田町議会定例会本会議へ発議案を提出いたします。

提出理由といたしまして、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、新教育長を置くことなどを内容とする地方行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律とあわせ、地方自治法第121条、長及び委員長等の出席義務が改正されたことから、吉田町議会委

員会条例第17条を改正するものであります。

これが発議案を提出する理由であります。

お手元資料の委員会条例の一部を改正する条例の内容説明をいたします。

第17条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するということ。

あとは経過措置で、この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この条例の規定による改正後の吉田町議会委員会条例第17条の規定は適用せず、改正前の吉田町議会委員会条例第17条の規定は、なおその効力を有するというものであります。

以上であります。

○議長（八木 栄君） 説明が終わりました。

これから発議案第4号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

議員、御苦労さまでした。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

〔「議長、9番」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 議長、9番、大塚です。

動議を求めたいと思います。

○議長（八木 栄君） 何の動議ですか。

9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 議長、9番。

本日、10番議員の増田宏胤議員が欠席をされております。

吉田町議会では、1月15日に増田宏胤議員に対し、不当利得退職金受給に関する説明責任を求める決議を上げております。さらに、3月12日に増田宏胤議員に対し、不当利得退職金

返還を求める決議を提出しております。

本日、このような重たい決議が二つ出されているにもかかわらず、増田宏胤議員が欠席をされております。この二つの決議は大変重たいものと私は認識をしております。本日欠席をしております増田宏胤議員でございますので、私は議長に対し、この議会の二つの決議に対してどのようにされるのかお伺いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 動議が提出されました。

この動議に賛成者はありますか。

〔賛成者挙手〕

○議長（八木 栄君） はい、わかりました。

ただいま9番、大塚邦子君、そのほか2名から動議が提出されました。

この動議は、2人以上の賛成者がありますので成立いたしました。

〔「議長、異議あり」「議長、発言を求めます」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ただいまの動議は成立いたしております。

したがって、ただいまの動議を議題として採決をいたします。

この採決は、起立によって行います。

起立しない方は反対とみなします。

〔「議長、いいですか、発言。動議の要件を満たしているんですか。案をもって提出しないと、成立しませんよ」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ただ今のは口頭でやっているものでありますので、それは満たしておりますので、動議として成立いたしております。

それでは、この動議のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。起立しない方は反対とみなします。

〔賛成者起立〕

○議長（八木 栄君） 起立多数です。

したがって、この動議は可決されました。

それでは、私に対する動議でありますので、ここで暫時休憩といたします。

〔「動議は案を出して、出さなければまずい」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 休憩中に副議長と議長が交代いたしますので、申しわけございません。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時38分

○副議長（藤田和寿君） では、暫時休憩を閉じ、議事を再開いたします。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達しておりますので、議事を再開したいと思います。

ただいま9番、大塚邦子議員から口頭で動議が出されました。

議長に対しまして動議が出されましたので、13番、八木議員に発言を求めます。

13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 13番、八木です。

ただいまの動議であります、いま一度内容を詳しくというか、よく聞き取れなかったものですから、いま一度私に対する動議の説明をお願いいたします。

○副議長（藤田和寿君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 9番、大塚です。

吉田町議会として二つの決議を出しております。先ほども申し上げましたように、一つは増田宏胤議員に対し、不当利得退職金受給に関する説明責任を求める決議、そしてもう一つは、同じく増田宏胤議員に対し、不当利得退職金返還を求める決議、全会一致でこの決議は可決しております。

本来なら、本日3月議会最終日、増田宏胤議員が出席をして、私はこの場で説明を求めたいと思っておりました。しかし、どういう理由かわかりませんが、本日も増田宏胤議員は欠席しております。

したがって、この議会の代表であられる八木 栄議長に対しまして、私は、本人がここにおりませんので、この二つの決議に対してどのような、議長としてこれまで増田宏胤議員にお話をしていたのか、あるいは本人が不在のまま本日、3月議会を終わりますけれども、まだ任期はございます。まだ決議は有効でございますので、その決議に対して本人はここにいませんけれども、この重たい二つの決議をどうされていくおつもりであるのか、議長としての考えをお伺いしたいと思います。

以上です。

○副議長（藤田和寿君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 13番、八木です。

ただいま伺ったことですが、発議案で決議されました二つの発議案でございますが、最初の10番、増田議員の説明を求めるといふことに対しても、再三この場で説明をすることはありませんかといふことを催促といひますか、何回かこう、することはしませんかといふことで本人には伺ったりしました。それで、全員協議会の場合でもそういうことを伺ったわけですが、本人があくまでもお話をしないといふことでございました。そういう返事でもございました。それで結局、法的拘束力がないといふことで、こちらからも本人の意思に従うしかなかったと思つて、何度かそういう催促をいたしました。本日に至るまで、今現在も体調不良といふことで議会を欠席しておりますので、説明を受けることはできません。

それから、二つ目の決議の返還を求めるといふことですが、これも議員が全会一致といふことで、そのことも当日、本人がお休みをとっておりまして、会議にはおりませんでした。その旨決まったことをはっきりと本人に伝えに行きました。本人に直接伺つてお話ししました。全員がこうしたことで決議を出しているの、何とかその方向でお願いしますといふことで、返還を促すようなこともいたしました。本人からは、自分が裁判に勝つたといふようなことを言われたものから、それならそれで、前回も説明をちゃんとする場があったものから、説明をしてくれないと、あなたが個人で思つていても、誰もそれは理解できませんといふことで、とにかく説明をしてくれないと、誰もあなたが思つていることはわかりませんよといふことで、はっきりお話ししました。それで、返還することに対して、私も議長としてそういう考えでありますといふことも申し上げました。

そういう中で、本日もこうして体調不良で休んでおられますので、これが終わりました後、また本日もこのようなことが増田宏胤議員に対してありましたといふことをきちんと伝えた

いとは思いますが。とにかく、全員で決議をしたわけですが、法的拘束力がないということがございますので、本人次第ということで、私も私なりに何度か本人にお話をしてきてまいりましたが、本人がそれはやることでございますので、申し上げるとしたら、それ以上のことはできませんので、私としては言うべきことは言ってきたということでありまして。

以上です。

- 副議長（藤田和寿君） 13番、八木 栄議員から答弁がございました。  
ここで暫時休憩し、座長を交代したいと思います。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時45分

- 議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。  
〔「議長、9番」の声あり〕

- 議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

- 9番（大塚邦子君） 9番、大塚。

動議を提出します。

動議の内容は、増田宏胤議員の議員辞職勧告決議です。

- 議長（八木 栄君） この動議に賛成者の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕

- 議長（八木 栄君） 着席してください。

ただいま大塚邦子君ほか2名から、増田宏胤議員の辞職勧告決議が提出されました。

この動議は、2人以上の賛成者がありますので成立いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩中に議会運営委員会を開きますので、議会運営委員は第1会議室へ御集合ください。

再開は、議会運営委員会が終了次第とし、再開時間をお知らせいたします。よろしく願いいたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時06分

- 議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。  
ただいまの出席議員数は、10名です。

---

#### ◎日程の追加

- 議長（八木 栄君） ここでお諮りします。

お手元に配付のとおり、増田宏胤議員の辞職勧告決議を日程に追加し、直ちに議題にした

いと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

---

◎発議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 追加日程第1、発議案第5号 増田宏胤議員の辞職勧告決議を議題とします。

提出者、大塚邦子君の説明を求めます。

9番、大塚邦子君。

〔9番 大塚邦子君登壇〕

○9番（大塚邦子君） 発議案第5号 平成27年3月18日、吉田町議会議長、八木 栄殿。

提出者、吉田町議会議員、大塚邦子。

賛成者、同上、三輪正邦君、同上、河原崎昇司君。

増田宏胤議員の辞職勧告決議。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

朗読をもって説明にかえさせていただきます。

増田宏胤議員の辞職勧告決議。

増田宏胤議員は、平成27年第1回吉田町議会臨時会において全会一致で議決した『増田宏胤議員に対し不当利得退職金受給に関する説明責任を求める決議』に対し、未だに何ら説明の機会を設けておらず、町民への説明責任を果たしていない。

また、平成27年第1回吉田町議会定例会において全会一致で議決した『増田宏胤議員に対し不当利得退職金返還を求める決議』に対しても、何ら意思表示がない。

これら増田宏胤議員の行為は、吉田町議会基本条例第3条第2号及び第3号並びに第4条第1項に抵触する行為であり、また、町民の負託を厳粛に受け止め、常に町民全体の代表者であるとともに奉仕者であることを自覚していなければならない町議会議員の職責を果たすべく資質に欠ける行為と断じざるを得ない。

よって、増田宏胤議員の辞職を勧告する。

以上決議する。

平成27年3月18日。

吉田町議会。

以上です。

○議長（八木 栄君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

大塚議員、御苦勞さまでした。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎町長挨拶

○議長（八木 栄君） 以上で平成27年第1回吉田町議会定例会の全ての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の皆様におかれましては、当局が提出をいたしました議案につきまして議決をしていただきまして、ありがとうございました。

これで平成27年度が動いていくわけでございますけれども、先日、私の友人からおもしろい電話がかかってまいりました。

電話の内容をかいつまんで言うと、こういうふうなことでございました。ある夜に、大臣、これは自民党の議員でございますけれども、ある大臣を囲んで高級官僚であるとか、それから評論家であるとか、いわば永田町であるとか霞が関、場合によっては大手町に住む方々が10名ぐらい、夕食会、お酒を飲みながら話をされたそうです。そのとき、あるその大臣が「このごろ吉田の町長さんは姿が見えないけれども、どうかしたのかね」とある人に聞いたら、その方が「いや、今、統一地方選で選挙がありますので、忙しくてなかなか上京の機会がありません」とそう言ったら、「しかし、あれだけのことをやったんだから、対抗馬は出ないだろうね」と言ったら「出るんですよ」と。「本当かね」と。それで「その対抗馬に対して、議会の議員たちが支援しているんです」と。そうしたら、ある人が「本当かね。共産党だろう」と。「いや、違うんです。自民党です」と言ったら、その大臣が言った言葉、「本当かい」こういう言葉が出たそうです。まさかと。自民党の大臣でございますよ。それで、大臣がおっしゃったことは「その小選挙区の代議士は誰なのかね」と。「井林さんです」「井林。聞いたことないな。本当かね」そういうふうな会話がありましたと。それは、夕食の一時的な話題になったことですから、その私の友人がこういうふうなことがございましたよとお話をしてくれました。

当然のことながら、これは静岡新聞のある日の朝刊に出た市長選のうけうりでございますけれども、平野氏は町議を辞職し、1月中旬に後援会事務所を構えた。各地区をくまなく回



り、支持拡大に懸命だ。町商工会や反町長派の町議にも支援を求めると書いてございました。

今、町民の間では、反町長派って誰なのかね、そういうふうな話題が結構あるんだそうです。現実に私のところに、私の友人たちにも電話が入って、誰々議員が平野さんを連れて回っていますよと。「そうかね」と。後ろにいる議長であるとか、副議長であるとか、山内議員であるとか、杉本議員であるとか、増田議員であるとか、そういうふうな話も「あ、そうか。そういう方々は、要は単純な話、私というものを、要は、いると吉田の町政がおかしくなるから、この際、首を取っかえようと頑張っているんだろ」と、そういうふうに皆さんが話しておりました。

それは選挙ですから、どなたを応援するのは、そういうものは、その人の個人の勝手でございますので、それは一向に構いません。しかしながら、議員の皆さんというものは当然のことながら、私がいなくなった場合の吉田の町政にどういうふうなことが起きるか、当然のことながらそれをお見通しの上でやっておられるでしょうね。

皆さんは気づかれたと思いますけれども、3日前に国土交通省、実質的には中部地方整備局でございますけれども、中部地方整備局の中に駿河海岸整備検討会というものが設けられました。これは正式に発表されたものでございますので。そこでは、駿河海岸においてL2の津波の被害を経験するために、さまざまなことをやりますよと。防潮堤の整備も当然のことながら入っています。緑の防潮堤という1項目が入っています。その検討会が設けられて、3月の下旬に第1回が開かれますよと。3回で終わるようでございますけれども、問題は、その整備する、いわば防潮堤について、企画であるとか設計でございますね、それについては何ら言及はされていません。

何が起きるかということ、要はその場において、吉田町の要望をこれから国土交通省が整備するという防潮堤の中に押し込んでいく。要は、防潮堤を吉田町の要望に沿った形でやっていただくと、このような、いわば永田町の言葉で言いますと、腕力、腕っ節、そういうふうな作業がこれから始まります。実質は中部地方整備局でございますので。しかしながら、それを決めるのは霞が関でございます。いわば国土交通省であるとか、場合によっては財務省とか、そういうようなところと、トップ連中といわば話をして、今後整備をする防潮堤を吉田町の防潮堤に合わせる、そういうことになるわけですがけれども、皆様、御承知のとおり、私はそれなりに人脈も持っておりますし、そのような方々とも常に電話もしますし、東京へ行って会うこともありますし、飲食をともにすることもあります。

そのような、いわば腕っ節、腕力の仕事というものは、当然のことながら私はできます。しかしながら、皆さんが推す人が、永田町であるとか霞が関であるとか、そういうところの人間に人脈があるなんておおよそ信じられません。腕っ節の仕事、それから腕力相撲、これがとれないということになりますと、議会というものは、議会基本条例で「町民の福祉の向上と町の発展」と書いてございますけれども、その町の発展について大きく損なわれる事態が生じてまいります。

議会というものは、いつか私が、議会の皆さんが東北の防潮堤の視察等に行かれる御用意があるならば、予算をおつけしますよと。それで副町長から事細かに皆様に御説明申し上げたわけでございますけれども、そのときに議会の言った言葉で今でも鮮明に覚えているのは、「何で俺たちが行かなければならない」こういうふうなことで、いわばその申し出が一蹴された。要は、吉田町議会というものは、防潮堤、すなわち南海トラフの巨大地震が起きれば

ば、この町をも当然襲うであろうそのような津波に対する最終的な備え、すなわち一丁目一番地でございますよね、津波防災町づくりは。それに対して何ら興味がないというふうなことでございますよね。

皆さんも知っているでしょう。南海トラフ巨大地震が起きた場合に、日本では死者32万人、全壊、消失する家屋238万棟、経済的損失220兆円。この町だって来ますよね、死者4,500、倒壊、消失家屋3,600、それを最終的に阻止するのは海岸防潮堤であるのはわかっているじゃないですか。にもかかわらず皆さんは、何らそういうものに対して関心がない、はっきり申し上げて。それで、町の発展をと言っている。どういうことですか。

いつか私が仮に当選すれば、皆様に公開質問状を出すつもりでおりますけれども、皆様は、町の利益に全く相反することをやっている。応援するのは定かではありませんよ、これは皆さんのあれですから。しかし、その結果がどういうふうなことを引き起こすのか、皆さんわかっているんですか、はっきり申し上げて。

これから、あれですよ、皆さんの前で申すのも何でございますけれども、霞が関、永田町の要人たちがこの町に来るんですよ。お忍びで、また場合によっては公然と。何で来ると思いますか。私がいるからですよ。たったそれだけです。要は、国というものが吉田町の津波防災町づくりに対して全面的にバックアップしていると、そういう姿勢を示すわけですよ。私がいなくなれば来ませんよね、はっきり申し上げて。そういう事態ということ、皆さんはあえて承知でやっておられるわけですよ。

いつか町民の皆さんにも説明される必要があるんじゃないですか。要は、田村町政が強力に推進している津波防災町づくりというものは、町民の福祉の向上や町の発展には何ら関係はないと。しなくてもいいんだと、そんなものは。そう言っているわけでしょう。いやいや、大した議会ですよ。本当に大臣が「本当か」と言った、そのことはよくわかりますよ。議会というものは、何なんですかね。町民の福祉の向上と町の発展、これに資するのが普通だと思いますけれどもね。

いつかまたお聞きしたいと思えますし、当選すれば、町長からのメッセージで町民の皆さんにも幅広く、今申し上げた議員たちの考えについてお話し申し上げたいなと思っております。文句があるんだったら、法廷で訴訟しても結構ですよ。何ら構いませんから。私は、事実と異なることは書きませんので。

それと同時に、増田宏胤議員のことで議長に説明を求めることに対して、4人の議員が立ち上がらなかった。これ反対ですよ。そういうふうなことをやる。皆さん一体、議会基本条例は何のためにつくったんですか。

前回も傍聴席にたくさん人がいるときに、大塚議員から出された決議案で、さっさと副議長が議長のところに来て、昼からやればいいよと。1時過ぎでしょうかね。要は、時間を延ばせば観客は誰もいなくなるから、そういうところでやろうと。どうして町民のいる前でやれないんですか、皆さんは。公明正大な人間たちでしょう、皆さんは、はっきり申し上げて。にもかかわらず、こそこそと。夜行性動物ですよ。はっきり言や、ゴキブリは光がいるところには出てこないですよ。夜しか出てこないですよ。人がいないところで……

〔発言する人あり〕

○町長（田村典彦君） 私がしゃべってるんだよ。いいんだよ、私は。閉会の挨拶だから。不規則発言、やめさせてくれるか。

そういう中において、要は皆さんが、人を前にして、有権者を前にして、話ができない。こういう人間たちは、議員としてふさわしいんでしょうかね。私はそう思いますよ。

いずれ選挙になって結果が出ます。私がおりにいるか、それとも平野さんがいるか、それは知りません。有権者の皆さんが判断することですから。私が町長でなければ、私はもう基本的にはサイレント、物語ることはないでしょう。要は、町民の皆さんがそのように判断されたわけですから。それはまた一つには、今申し上げた反町長派の議員たちが一生懸命動いた結果でもあるわけですよ。

本当の話、何を皆さん考えているんですかね。私は、この町の町民の福祉の向上と町の発展には、頑張っていると自負しておりますよ。津波防災町づくり、全国に先駆けてやっているじゃないですか。こんな町ないですよ、どこにも。はっきり申し上げて。永田町の言葉で言えば、いわば剛腕の首長ということでしょう。今、有事なんですよ。さっき申し上げたように、南海トラフの巨大地震が起きる確率は、今後30年以内に60%から70%の確率というんですよ。これに対して備えなければならぬじゃないですか。ほかの市町村の首長さんたちが、なかなかそれができないと言う。単純なことですよ。人脈がないだけです。それと同時に、ちゃんとした説明をすることができない、それだけですよ。たまたま私が、永田町にも霞が関にも知っている人たちがたくさんいたと。30年来の友達がたくさんいたということですよ。信頼ということですよ、一番大事なことは。

皆さん、一体何を考えているんですか。まさに、今の有事の津波防災町づくりに、それだけの腕っ節を持っている人間を消して、いわば人脈のない人間を選んで津波防災町づくりをやらせようとしている。ぜひとも皆さんの公約に、「田村町政の打倒」と書いていただきたい。ぜひ選挙戦で訴えてもらいたい。これが皆さんの公明正大に自分のポジションを明らかにして、やるべきだと思いますよ、私は。それで、私は別に皆さんのことをどうのこうの言う気はさらさらありません。自分の考えていることを選挙戦では訴えるだけです。

さて、選挙は4月26日にありますけれども、その後どんなふうな布陣になりますか見ものでございますし、また私がここに座れば、また同じように強力で津波防災町づくりを推進し、町民の皆さんに目に見える安全を提供し、子育て、教育、健康づくり、生きがいづくりといった町民の皆さんの生活を支える行政サービスを豊かに提供すると。それだけに私はやっていくつもりでございます。

本当にこの4年間、皆様とさまざまな形でお話をし、また顔を合わせましたけれども、ぜひとも、もし皆さんが再選された場合には、町民の福祉の向上と町の発展に資する議会の構成員であることを切に願って、私の閉会の挨拶といたします。御苦労さまでございました。

---

### ◎議長挨拶

○議長（八木 栄君） 本定例会は、3月2日以来、17日間にわたり諸議案の審議をいただきました。

本日ここに、全ての議事が終了し、おかげをもちまして閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと心から厚くお礼を申し上げます。

さて、今期定例会は、我々議員4年間の任期の終わりとなる議会として、まことに意義深

い議会であったと感じております。

本日までの4年間、議会の要職であります議長職を務めさせていただきました。私は、町民あつての議会であることを念頭に、議会のリーダーとして、また町長とともに吉田町のトップとして、常に忠実公平な立場で議会運営を実施してきたと思っております。自己評価はできませんが、自分なりに一生懸命務めてきたと思っております。

振り返りますと、この4年間、さまざまなことがありました。議会としては、議会基本条例の制定が主なものだと思います。そのほかに、議会報告会の開催方法の改善や、議員の定例懇談会、議案審査の方法、定例的な行政報告会を開いていただくことなど、いろいろ行ってまいりましたが、これらは全て議員の協力はもちろんのこと、当局の協力があつてこそやってこられたものだと思います。よその議会では経験できなかったら再議を初め、議会として考えさせられることも幾つかありました。こうした経験を経て、議員として成長させられたと感じております。

先ほど町長が防潮堤についてのお話をいたしました。私からは、町長が1人で一生懸命頑張っているということの話の中で、私たちにある程度細かな説明があればいいのですが、そういうものがない限り、私は手が出せませんと、このように町長に言った覚えがあります。何もしないではなくて、協力しようと思つても内容がよくわからない、そういうことで、なかなかそこまで踏み出せないということが私の感想です。

次期の議会については何もわかりませんが、議会と当局とがしっかりと協力して、町民の福祉の向上に邁進していただきますようお願いを申し上げます。

この議場におります皆さんは、一応、本会議場において顔を合わせることはないと思いますが、任期の4月29日までにはまだまだ行事もごぞいます。私を含め議員の皆さんは、吉田町議会議員としてしっかりと務めていただきたいと思います。

本当にこの4年間、皆さんの支えがあつて議長をやり遂げることができましたことを感謝申し上げます。まことにありがとうございました。

最後に、議員各位の、また町当局の皆様様の御健勝を心から御祈念申し上げまして、まことに意を尽くしますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上をもちまして、平成27年第1回吉田町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前11時32分